

平成 2 0 年 第 4 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (1 2 月 1 日)

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定 (1 2 日間)	5
1. 日程第 3. 平成 2 0 年第 3 回定例会付託議案第 6 号 名寄市廃棄物の減量及び処理 に関する条例の一部改正について	5
○民生常任委員長報告 (渡辺正尚委員長)	5
○質疑 (岩木正文議員)	7
1. 休憩宣告	7
1. 再開宣告	7
1. 休憩宣告	7
1. 再開宣告	7
○原案可決	7
1. 日程第 4. 平成 2 0 年第 3 回定例会付託議案第 8 号 名寄市都市公園条例の一部改 正について 平成 2 0 年第 3 回定例会付託議案第 9 号 なよろ健康の森条例の一部改 正について	7
○名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員長報告 (中野秀敏委員長)	7
○質疑 (川村幸栄議員)	9
○平成 2 0 年第 3 回定例会付託議案第 8 号 (修正可決)	1 0
○平成 2 0 年第 3 回定例会付託議案第 9 号 (原案可決)	1 0
1. 日程第 5. 平成 2 0 年第 3 回定例会付託議案第 2 4 号 平成 1 9 年度名寄市各会計 決算の認定について 平成 2 0 年第 3 回定例会付託議案第 2 5 号 平成 1 9 年度名寄市病院事 業会計決算の認定について 平成 2 0 年第 3 回定例会付託議案第 2 6 号 平成 1 9 年度名寄市水道事 業会計決算の認定について	1 0

○決算審査特別委員長報告（田中好望委員長）	1 0
○認定	1 1
1. 休憩宣告	1 1
1. 再開宣告	1 1
1. 日程第 6. 行政報告（島市長）	1 1
1. 日程第 7. 議案第 1 号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について	1 9
○提案理由説明（島市長）	1 9
○総務文教常任委員会付託	1 9
1. 日程第 8. 議案第 2 号 名寄市認可地縁団体印鑑条例及び公益法人等への名寄市職員 の派遣等に関する条例の一部改正について	2 0
○提案理由説明（島市長）	2 0
○原案可決	2 0
1. 日程第 9. 議案第 3 号 名寄市育英奨学条例の一部改正について	2 0
○提案理由説明（島市長）	2 0
○原案可決	2 0
1. 日程第 1 0. 議案第 4 号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について	2 1
○提案理由説明（島市長）	2 1
○原案可決	2 1
1. 日程第 1 1. 議案第 5 号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について	2 1
○提案理由説明（島市長）	2 1
○質疑（高見 勉議員）	2 1
○原案可決	2 2
1. 日程第 1 2. 議案第 6 号 名寄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正につ いて	2 3
○提案理由説明（島市長）	2 3
○原案可決	2 3
1. 日程第 1 3. 議案第 7 号 名寄市準用河川管理条例の一部改正について 議案第 8 号 名寄市普通河川管理条例の一部改正について	2 3
○提案理由説明（島市長）	2 3
○原案可決	2 3
1. 日程第 1 4. 議案第 9 号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正につ いて	2 4
○提案理由説明（島市長）	2 4
○原案可決	2 4
1. 日程第 1 5. 議案第 1 0 号 工事請負契約の変更について 議案第 1 1 号 工事請負契約の変更について	2 4
○提案理由説明（島市長）	2 4
○補足説明（野間井建設水道部長）	2 5

○質疑（佐藤 勝議員）	2 5
○原案可決	2 5
1. 休憩宣告	2 5
1. 再開宣告	2 5
1. 日程第 1 6. 議案第 1 2 号 名寄市土地開発公社定款の変更について	2 5
○提案理由説明（島市長）	2 6
○原案可決	2 6
1. 日程第 1 7. 議案第 1 3 号 指定管理者の指定について（名寄市スポーツセンター）	
議案第 1 4 号 指定管理者の指定について（名寄市営球場）	
議案第 1 5 号 指定管理者の指定について（名寄市テニスコート）	
議案第 1 6 号 指定管理者の指定について（名寄市営プール）	
議案第 1 7 号 指定管理者の指定について（名寄市北体育館）	
議案第 1 8 号 指定管理者の指定について（名寄市 B & G 海洋センター）	
議案第 1 9 号 指定管理者の指定について（名寄市ピヤシリシャンツェ）	
議案第 2 0 号 指定管理者の指定について（木材需要拡大センター）	
議案第 2 1 号 指定管理者の指定について（体育センターピヤシリ・フォレスト）	
議案第 2 2 号 指定管理者の指定について（名寄市営牧野）	
議案第 2 3 号 指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）	2 6
○提案理由説明（島市長）	2 6
○質疑（高見 勉議員）	2 6
○質疑（熊谷吉正議員）	2 9
○原案可決	3 1
1. 日程第 1 8. 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度名寄市一般会計補正予算	3 1
○提案理由説明（島市長）	3 1
○補足説明（佐々木総務部長）	3 2
○質疑（佐藤 靖議員）	3 3
○質疑（佐藤 勝議員）	3 4
○質疑（川村幸栄議員）	3 6
○質疑（川村正彦議員）	3 8
○質疑（熊谷吉正議員）	4 0
○質疑（田中之繁議員）	4 2
○原案可決	4 3
1. 日程第 1 9. 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	4 3
○提案理由説明（島市長）	4 3

○原案可決	4 4
1. 日程第 2 0. 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度名寄市介護保険特別会計補正予算	4 4
○提案理由説明（島市長）	4 4
○原案可決	4 4
1. 日程第 2 1. 議案第 2 7 号 平成 2 0 年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	4 5
○提案理由説明（島市長）	4 5
○原案可決	4 5
1. 日程第 2 2. 議案第 2 8 号 平成 2 0 年度名寄市議会会議規則の一部改正について	4 5
○原案可決	4 5
1. 日程第 2 3. 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について	4 5
○提案理由説明（島市長）	4 5
○質疑（谷内 司議員）	4 6
○報告済	4 7
1. 休会の決定	4 7
1. 散会宣告	4 7

第2号（12月10日）

1. 議事日程	49
1. 本日の会議に付した事件	49
1. 出席議員	49
1. 欠席議員	49
1. 事務局出席職員	49
1. 説明員	49
1. 開議宣告	50
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	50
1. 日程第2. 一般質問	50
○質問（谷内 司議員）	50
○質問（高橋伸典議員）	62
1. 休憩宣告	73
1. 再開宣告	73
○質問（大石健二議員）	73
○質問（東 千春議員）	84
1. 休憩宣告	95
1. 再開宣告	95
○質問（田中好望議員）	95
○質問（日根野正敏議員）	103
1. 散会宣告	111

第3号（12月11日）

1. 議事日程	1 1 3
1. 本日の会議に付した事件	1 1 3
1. 出席議員	1 1 3
1. 欠席議員	1 1 3
1. 事務局出席職員	1 1 3
1. 説明員	1 1 3
1. 開議宣告	1 1 4
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	1 1 4
1. 日程第2. 一般質問	1 1 4
○質問（岩木正文議員）	1 1 4
○質問（高見 勉議員）	1 2 5
1. 休憩宣告	1 3 6
1. 再開宣告	1 3 6
○質問（渡辺正尚議員）	1 3 6
○質問（佐々木 寿議員）	1 4 4
1. 休憩宣告	1 5 3
1. 再開宣告	1 5 3
○質問（黒井 徹議員）	1 5 3
1. 散会宣告	1 6 4

第4号（12月12日）

1. 議事日程	167
1. 本日の会議に付した事件	167
1. 出席議員	168
1. 欠席議員	168
1. 事務局出席職員	168
1. 説明員	168
1. 開議宣告	169
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	169
1. 日程第2. 一般質問	169
○質問（竹中憲之議員）	169
○質問（佐藤 勝議員）	179
1. 休憩宣告	189
1. 再開宣告	189
○質問（川村幸栄議員）	189
○質問（川村正彦議員）	200
1. 休憩宣告	207
1. 再開宣告	207
1. 日程第3. 議案第29号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について	207
○提案理由説明（島市長）	208
○補足説明（吉原生活福祉部長）	208
○質疑（熊谷吉正議員）	208
○原案可決	210
1. 日程第4. 意見書案第1号 雇用・能力開発機構のあり方についての意見書	
意見書案第2号 農地取得の規制緩和に反対し、優良農地の確保と有効利用を求める意見書	
意見書案第3号 WTO農業交渉、日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書	
意見書案第4号 障害者自立支援法の改正を求める意見書	
意見書案第5号 「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書	
意見書案第6号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書	
意見書案第7号 奨学金制度を変質させる滞納者情報通報制導入の撤回を求める要望意見書	
意見書案第8号 汚染された輸入米（ミニマムアクセス米）の食用転用	

・不正流通の徹底解明と再発防止策強化およびミニマ

ムアクセス米の輸入中止を求める意見書	2 1 0
○原案可決	2 1 0
1. 日程第5. 報告第2号 例月現金出納検査報告について	2 1 0
○報告済	2 1 0
1. 日程第6. 委員の派遣報告	2 1 0
○建設常任委員長報告（中野秀敏委員長）	2 1 1
○報告済	2 1 2
1. 日程第7. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	2 1 3
○継続審査（調査）決定	2 1 3
1. 閉会宣告	2 1 3
1. 質問文書表	2 1 5
1. 議決結果表	2 2 1

平成20年第4回名寄市議会定例会会議録
開会 平成20年12月1日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|--|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第9 | 議案第3号 名寄市育英奨学条例の一部改正について |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第10 | 議案第4号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について |
| 日程第3 | 平成20年第3回定例会付託議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について(民生常任委員会報告) | 日程第11 | 議案第5号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について |
| 日程第4 | 平成20年第3回定例会付託議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について(名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会報告)
平成20年第3回定例会付託議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について(名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会報告) | 日程第12 | 議案第6号 名寄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第5 | 平成20年第3回定例会付託議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について(平成19年度決算審査特別委員会報告)
平成20年第3回定例会付託議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について(平成19年度決算審査特別委員会報告)
平成20年第3回定例会付託議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について(平成19年度決算審査特別委員会報告) | 日程第13 | 議案第7号 名寄市準用河川管理条例の一部改正について
議案第8号 名寄市普通河川管理条例の一部改正について |
| 日程第6 | 行政報告 | 日程第14 | 議案第9号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について | 日程第15 | 議案第10号 工事請負契約の変更に
ついて
議案第11号 工事請負契約の変更に
ついて |
| 日程第8 | 議案第2号 名寄市認可地縁団体印鑑条例及び公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正につい | 日程第16 | 議案第12号 名寄市土地開発公社定款の変更に
ついて |
| | | 日程第17 | 議案第13号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市スポーツセンター)
議案第14号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市営球場)
議案第15号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市テニスコート)
議案第16号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市営プール)
議案第17号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市北体育館)
議案第18号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市B&G海洋センター) |

議案第19号 指定管理者の指定について（名寄市ピヤシリシャンツェ）
議案第20号 指定管理者の指定について（木材需要拡大センター）
議案第21号 指定管理者の指定について（体育センターピヤシリ・フォレスト）
議案第22号 指定管理者の指定について（名寄市営牧野）
議案第23号 指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）
日程第18 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計補正予算
日程第19 議案第25号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第20 議案第26号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算
日程第21 議案第27号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算
日程第22 議案第28号 名寄市議会会議規則の一部改正について
日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成20年第3回定例会付託議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について（民生常任委員会報告）
日程第4 平成20年第3回定例会付託議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について（名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会報告）
平成20年第3回定例会付託議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について（名寄市都市公園条例等の一部

改正に関する審査特別委員会報告）
日程第5 平成20年第3回定例会付託議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について（平成19年度決算審査特別委員会報告）
平成20年第3回定例会付託議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について（平成19年度決算審査特別委員会報告）
平成20年第3回定例会付託議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について（平成19年度決算審査特別委員会報告）
日程第6 行政報告
日程第7 議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について
日程第8 議案第2号 名寄市認可地縁団体印鑑条例及び公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第3号 名寄市育英奨学条例の一部改正について
日程第10 議案第4号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について
日程第11 議案第5号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について
日程第12 議案第6号 名寄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について
日程第13 議案第7号 名寄市準用河川管理条例の一部改正について
議案第8号 名寄市普通河川管理条例の一部改正について
日程第14 議案第9号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について
日程第15 議案第10号 工事請負契約の変更に
ついて
議案第11号 工事請負契約の変更に
ついて

日程第16 議案第12号 名寄市土地開発公社定
款の変更について

日程第17 議案第13号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市スポーツセンター)
議案第14号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市営球場)
議案第15号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市テニスコート)
議案第16号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市営プール)
議案第17号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市北体育館)
議案第18号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市B&G海洋センター)
議案第19号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市ピヤシリシャンツェ)
議案第20号 指定管理者の指定につ
いて(木材需要拡大センター)
議案第21号 指定管理者の指定につ
いて(体育センターピヤシリ・フォレ
スト)
議案第22号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市営牧野)
議案第23号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市母子里地区共同牧場)

日程第18 議案第24号 平成20年度名寄市一
般会計補正予算

日程第19 議案第25号 平成20年度名寄市国
民健康保険特別会計補正予算

日程第20 議案第26号 平成20年度名寄市介
護保険特別会計補正予算

日程第21 議案第27号 平成20年度名寄市下
水道事業特別会計補正予算

日程第22 議案第28号 名寄市議会会議規則の
一部改正について

日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告
について

1. 出席議員(26名)

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	中野	秀敏	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	健一
書記	間所	勝
書記	松井	幸子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市	長	島	多慶志	君
副市	長	中尾	裕二	君
副市	長	小室	勝治	君
教	育	藤原	忠之	君
總務部	長	佐々木	雅之	君
生活福祉部	長	吉原	保則	君
經濟部	長	手間本	剛	君
建設水道部	長	野間井	照之	君
教	育	山内	豐	君
市立綜合病院	長	内海	博司	君
市立大局	長	三澤	吉巳	君
福祉事務所	長	小山	龍彦	君
上下水道室	長	和田	博	君
會計室	長	成田	勇一	君
監查委員		森山	良悦	君

○議長（小野寺一知識員） ただいまより平成20年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

10番 佐藤 勝 議員

15番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月12日までの12日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月12日までの12日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第3 平成20年第3回定例会付託議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

民生常任委員会、渡辺正尚委員長。

○民生常任委員長（渡辺正尚議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、平成20年第3回定例会付託議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、生活福祉部長を初め担当職員の出席を願い、9月30日、10月17日、11月5日の3回にわたり開催し、詳細に説明を受けた後、

慎重に審査を行ったところであります。

付託されました議案は、提案理由の説明にもありましたように、本市では内淵一般廃棄物最終処分場及び風連一般廃棄物最終処分場の設置をしていますが、廃棄物処理手数料は合併前の体系で積算されており、内淵では重量制、風連では累進制を採用し、現在に至っているところから、受益者に対する負担の公平を確保するため、両施設で異なる廃棄物処理手数料の算定方式を内淵一般廃棄物最終処分場が採用している重量制に統一しようとするものであります。

各委員から出されました主な質疑では、名寄市が重量制、風連は累進制の現況を重量制に統一するということで、風連地区の1回当たりの量が70キロから100キロの重量利用者が大きなウエートを占めていることから、風連地区の負担が従来と比べ大きくなる。そういう状況下で累進制を検討した経過はの質問に対しては、旧名寄市でごみ減量化の促進と処理経費の財源確保を図るため、平成15年4月から家庭ごみの有料化を導入した。このときの検討経過で家庭系ごみも有料袋使用の重量制とし、家庭ごみ処理経費全体の約25%程度を市民負担分として手数料を積算した。埋め立てごみを処分場に車で搬入する個人が有利になることや埋め立てごみ以外のごみも一緒に搬入するということで、減量化には効果が薄いということで累進制はとらず、有料袋と同じ重量制を採用した。ごみ集めの基本は、袋による搬出、市の収集車による回収を基本にしているとの答えがあり、また風連地区で1回当たり480円の負担は金額が大きいのではの質問に対し、名寄市の受益者負担の考えは公共施設などは25%、補助や奨励サービスなどがある場合は50%、利用がごく少数の場合は100%の負担をいただくこととしており、公平性を確保する観点から名寄地区と同じ約25%程度の負担をしていただく考え方との答えがありました。

さらには、風連地区のリサイクルステーション

に対する交付金、処分場の減量化、延命対策、家庭負担の軽減対策はの質問では、合併により旧風連地区にあった衛生組合分担金、1戸当たり300円を廃止、それに伴いステーション20カ所に対する交付金の基礎割部分も廃止となった経緯があるが、今回の手数料統一による増収分を廃止となった基礎割部分で1カ所当たり2万5,000円の計50万円をリサイクルステーション利用促進交付金として復活分に充てる考えであり、減量化では廃食油、古着はそれぞれ炭化ごみ、埋め立てごみとして有料になっているが、市が設置した回収ボックスに入れると無料となる。風連処分場の延命については、手数料を統一することにより名寄地区からの持ち込みが減少し、延命につながると想定しているとの答えがありました。

今回の手数料統一に当たって将来基本計画、施設の延命、市民の税と負担に対するトータルな検討経過はとの質問に対しては、将来基本計画については合併前の名寄市、風連町それぞれの計画を全面的に見直し、一般廃棄物の発生から処分まで一貫した処理体系を長期ビジョンに立ってごみの排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の確保を基本にごみ排出の削減をリサイクル率及び減量処理率の各数値目標を掲げた名寄市一般廃棄物基本処理計画を平成19年度に策定した。処分場処理経費については、平成19年度処理経費で内淵処分場が1キロ当たり約6円、風連処分場が約19円で、2カ所の処分場を維持していくと経費もかさむが、地域の利便性、災害等非常時対応などを考慮し、今後とも併用して使用していく。

風連処分場の延命については、風連処分場の手数料が安いと名寄地区からの搬入量が今後とも減らず、料金統一により名寄地区からの搬入量が減り、延命化が図れるとし、内淵処分場、風連処分場の埋め立て期間の最終年次はそれぞれ平成22年と平成27年だが、現在の進捗状況、埋め立て残余期間はの質問には、平成19年度基本計画策定時に目視、市民調査だが、内淵で50%、風連

で70%程度の残余容量で、現在の状況から勘案して内淵では7年から8年、風連で約10年前後が残存年数と想定しているとの答えがありました。

委員からは、住民の皆さんの努力により行政が考えた当初の目標年次を超えて延命している過程もあり、リサイクルを徹底してやる努力などでさらに目標年次を延ばすことも可能。そのことが最終的には市民負担の軽減につながり、特に手数料統一により風連処分場への名寄地区からの持ち込みが減少し、風連処分場の延命が図られ、結果、長期的に風連地区住民の利便性が確保され、市民全体の利益に直結する。同時に、市民要望の収集回数問題など行政サービスを上げる努力は求めていかなければならない。原案はベターである。風連地区の皆さんにとって手数料が上がることは大変なことだが、内淵処分場との差をつけていると風連に持ち込まれる経過もあった。重量制は公平な手法であり、理解できる。説明会の状況を見ても風連地区の一定の理解は得ているのではないかと。原案に賛成したい。収集方法について風連地区がステーション方式で名寄地区が一部を除き戸別方式と差異がある。料金を統一するのだから、収集方法についても統一しなければならない。ステーション方式は、不法投棄、事業系ごみの入り込む余地が出てきてしまう。あるいは、高齢者世帯が遠いステーションまでごみ出しを強いられるなど問題が多い。収集方式の統一に向けて明確な実施年次を示すことが必要である。収集方式の統一については重たい問題であり、負担感だけが残るのではなく、利用しやすく、処理しやすいこととの連動性は重要な考え方。風連地区の皆さんにも理解を得られるものであり、現実の期待感を持ちつつ、原案賛成であるなど多くの意見が出されました。

以上の議論経過から、審査結果として、手数料統一に伴い、風連地区がステーション方式、名寄地区が一部を除き戸別収集という方法の差異について明確な実地年次を示し、戸別収集に向けて統

一すべきであることを強く求めて、付託議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

以上を申し上げまして当委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

岩木正文議員。

○8番（岩木正文議員） 今委員長のほうから報告いただきまして、風連地区、名寄地区の重量制で統一するということには異議は全くございません。お互いやっていくことが必要だと思うのですが、ごみの料金改定に当たっては委員長の報告のとおり住民負担が25%を基準として行うということで、名寄市の料金を決めたときもそうだったのですが、私さきの決算委員会で名寄市の今の状況を質問したときに今名寄市における現状は2.1%が住民負担であるという報告を受けました。今回料金の重量制に伴う統一を行うことによって、住民負担がどれぐらいになるのか、住民負担率がわかってこの金額を設定することをよしとしたのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。
渡辺委員長。

○民生常任委員長（渡辺正尚議員） 25%に統一するという話だけでした。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩します。
休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

渡辺委員長。

○民生常任委員長（渡辺正尚議員） そういう議論はありませんでした。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成20年第3回定例会付託議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 平成20年第3回定例会付託議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について、平成20年第3回定例会付託議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会、中野秀敏委員長。

○名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員長（中野秀敏議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、平成20年第3回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について及び付託議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、経済部長、建設水道部長を初め担当職員の出席を願い、9月17日、10月6日、31日、11月6日、10日の5回にわたり開催し、審査を行ったところであります。

付託議案第8号及び第9号については、風連地区天塩川緑地さざなみ公園に造成されていたパー

クゴルフ場がことし6月に18ホールを一部供用開始し、平成21年7月ごろにはさらに18ホールが供用開始できることとなるため、さざなみ公園パークゴルフ場の利用料金を定め、整備状況を健康の森パークゴルフ場及び名寄公園パークゴルフ場との同等の水準に保ち、利用料金の均衡を図るため実施するものであり、さらに受益者負担の見直しを行い、利用料金の改定をするものとの提案であります。

これを受け、担当者から補足説明として、受益者負担の見直しにより平成14年度に開設した名寄公園パークゴルフ場においては、1日券204円を250円に、シーズン券3,150円を5,000円に、用具貸し出し157円を200円に改め、さざなみ公園パークゴルフ場においてはこれまで条例上の定めはなく、協力金として1日100円以上としていたものを300円に、シーズン券2,000円としていたものを6,000円と新たに定め、平成12年から使用料が条例化されているなよろ健康の森パークゴルフ場については1日券204円を300円に、シーズン券4,200円を6,000円に、用具貸し出し157円を200円に改め、また名寄公園と健康の森との2地区共用券1シーズン5,250円をさざなみ公園も含め選択可能な2地区共用券とし、7,000円に改め、3地区共用券を新設し、1シーズン9,000円とし、シーズン券に係る金額については75歳以上の利用者の場合、それぞれ1,000円を割り引いた金額とするとの説明を受けたところであります。このことから、関連する両議案を一括して審査したところであります。

各委員から出された主な質疑では、1点目として、名寄市全体の公共施設に対する受益者負担率をどのように考えているかに対しまして、行政改革でも一定の考えを持って進めており、大多数の住民に受益が見込まれるものはおおむね25%、利用者が特定されるサービス、体育施設等はおおむね50%、利用者がごく少数に限られるサービ

スに対しては100%として進めている。今回のパークゴルフ場においては、改定で34.35%であるが、今後は基本的な考え方に少しでも近づけていきたい。

2点目として、シルバー料金の根拠については、市内の町内会が主体に進めている敬老会の年齢がおおむね70歳から75歳ということが多く、これらのことから健康で楽しんでもらいたいという敬老の思いを込め、75歳以上の利用者に対しシーズン券または共用券を1,000円割り引いた金額としたと。

3点目として、風連地区天塩川パークゴルフ場の旧27ホールの活用はどのように考えているかに対しまして、瑞生橋上流の27ホールは開発局の水辺の楽校というメニューの中でつくられた施設であり、さらに上流の施設と一体の広場として使っていく予定であり、平成21年度は27ホールを残し、整備は18ホールになるかもしれない。平成22年度は閉鎖をしたいということであります。

4点目として、同じ時間に2地区、3地区に行くわけではないので、3地区共用券だけでもよいのではないかということに対しましては、選択肢を多くしたほうが需要があると考え、2地区、3地区の共用券をそれぞれ設定した。

5点目として、パークゴルフ人口を何人程度と把握しているのかに対しましては、シーズン券購入状況で見ると名寄地区で約680名、風連地区で約140名が購入し、合わせて800名程度であり、1日券利用者を勘案すると2,000名程度と考えている。

6点目として、同等の料金、同等の整備ということで天塩川パークゴルフ場における自動販売機の設置、トイレ、水の確保についてはどのように考えているかの質問に対しましては、券販売機設置のために電気を引くことにより、自動販売機を設置したい。トイレは、瑞生コースにあるものを移設し、休憩施設、日陰部分もつくっていきたい

などがあったところであります。

また、天塩川緑地さざなみ公園につきましては、平成20年度完成のせせらぎコース、平成21年7月完成の風コースの36ホールが基本であり、明年度オープン時には完全オープンでないことから、平成21年度1年限りシーズン券を5,000円にすべきとの意見が出されたところであります。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました付託議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正につきましては、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして（施行期日）を付し、附則に次の第1項を加える。（経過措置）、第2項、天塩川さざなみ公園パークゴルフ場利用料金については、1人1シーズンにつき「6,000円」とあるのは、平成21年度に限り「5,000円」とする原案の一部修正案が全委員より出され、審査の結果、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

同じく付託されました付託議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

以上、当特別委員会に付託されました付託議案の経過と結果について御報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 1点お伺いをしたいと思います。

競技として楽しむことはもちろんですが、健康維持、増進のためにもパークゴルフの愛好者がふえている。こんな中で関心の高い案件でしたので、委員の皆さんには本当に活発な、また熱心な議論がされたことが今委員長のほうから報告があったわけですが、実はシルバー割引については私も反

対するものではないのですが、この中で年齢の問題について議論がどんなふうになされたのか、もう少し詳しくお知らせをいただきたいというふうに思います。例えば一般的に言う定年という60歳、それからさらには年金受給開始される65歳という、そういった年齢でのシルバー割引というところら辺で議論がなかったのかどうかお知らせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中野委員長。

○名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員長（中野秀敏議員） 議論の経過につきましては、報告の中でもあったとおり、今質問としては当然根拠については御報告のとおりでありますけれども、議論の中につきましてはパークゴルフ場の年齢については50歳から75歳が一番多いというようなことで、過去の年間券の資料も提出をいただいたところでございまして、70歳以上となりますと35%になるというようなことで、そういった意味から35%の方を割引くというのが本当にいいかどうかという議論がされたところであります。さらには、意見として割引くということは平等性に欠けるのではないかという意見も出されたところでありまして、そのような議論の中で最終的には原案のとおりということに決定したところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。私がこのことにちょっとこだわるのはどうしてかということ、12月6日からオープンするかどうかという、ピヤシリスキー場、今この時期になって、スキー場のリフトのシーズン券が実は60歳以上が大きく割引かれているわけです。それで、多くの皆さんに利用していただくという部分でも、やっぱり年齢を下げるといのは必要かなというふうに思うわけです。いろいろお話を聞いてみますと、75歳以上の方はあと何年利用できるかなというような話だったり、75歳以下の方でしたら、割引の利用ができるまで元気にいられるかな

というような話が結構聞かれるわけです。そういう中で今後期高齢者医療制度などに見られるように、高齢というか、年を重ねることに対して優しくない政治が今本当に国のほうも先頭に立ってやられている。こんな中でやっぱり住民の一番身近な地方自治体がこういった高齢の皆さん方に優しく、そして目的に書かれているように、高齢化社会に対応して健康維持のためにシルバー世代のパークゴルフ場の利用者の拡大を目的とするというふうに書かれているわけですので、やはりもうちょっと年齢を下げたこういうシルバー割引をしていただきたかったなというふうに思いまして、今度の案に対して私は賛成しかねるということを表明して、質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。平成20年第3回定例会付託議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 御異議がありますので、起立により採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。よって、平成20年第3回定例会付託議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成20年第3回定例会付託議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成

の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。よって、平成20年第3回定例会付託議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

日程第5 平成20年第3回定例会付託議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について、平成20年第3回定例会付託議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について、平成20年第3回定例会付託議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上3件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、田中好望委員長。

○決算審査特別委員長（田中好望議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、第3回定例会におきまして決算審査特別委員会に付託されました議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について及び議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について並びに議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上3件について委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

第1回委員会は、9月1日に開会し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長には私田中好望が、副委員長には日根野正敏委員がそれぞれ選任されました。

続いて、第2回委員会は10月28日に開会いたしましたして、審査日程を10月28日から31日までの4日間と定め、実質審査に入った次第であります。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の方々の出席を求め、それぞれの説明並びに答弁をいただきまして、慎重に審査を行ったところであります。

審査の経過につきましては、詳細に御報告申し上げるところではございますが、当委員会は今委員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただき、審査の結果についてのみ御報告を申し上げますので、御了承をお願いするところでございます。

付託議案第24号につきましては、老人保健事業特別会計ほか6特別会計は全会一致で、一般会計及び国民健康保険特別会計は採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

付託議案第25号及び付託議案第26号につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

よって、各会計決算はいずれも正確な収支が行われ、予算の執行は適正であったことが認められたものであります。

以上が審査の結果であります。

終わりに当たりまして、一言申し上げます。委員会開催中、委員並びに理事者各位におかれましては、終始慎重かつ御熱心に審議を尽くしていただきました。合併から2回目の本格決算審査であり、委員の質疑は市民の皆さんの福祉向上のため、市勢発展のために、さらには一日も早い真の合併を果たすものであったものと感じます。理事者にとっては、委員会で出された質疑を新年度以降の施策に反映されることを切に望むものであります。改めまして議員各位並びに理事者の皆さんの御理解、御協力で日程どおり決算審査特別委員会を終えさせていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げまして、委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました平成20年第3回定例会付託議案第24号外2件については、

全議員をもって構成されました特別委員会の審査でありますので、この際質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、平成20年第3回定例会付託議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。

よって、平成20年第3回定例会付託議案第24号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、平成20年第3回定例会付託議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について外1件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成20年第3回定例会付託議案第25号外1件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。本日、平成20年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、大野猛夫さんに文化奨励賞を授与いたし

ました。

大野さんは、道北地方雇用問題対策協議会会長、名寄市雇用問題対策協議会会長として、建設業を中心とする季節労働者の雇用や就労対策に奔走され、建設業の振興に御尽力いただきました。さらに名寄商工会議所会頭をはじめ、名寄建設業協会会長など多くの公職を歴任されるなど、市政運営に御協力をいただきました。

また、同日、名寄市表彰条例に基づき、自治、社会福祉、産業経済、労働、教育文化、住民運動実践の各分野におきまして、市政の発展に寄与されました14個人の皆さんに功労表彰を、多額の御寄附を通してお力添えをいただきました16個人、9団体の皆さんに善行表彰をさせていただきました。

受賞されました皆さんには、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を願っています。

次に、地域活性化・緊急安心実現総合対策について申し上げます。

この事業は、国の緊急総合対策に基づき、地方自治体が「地域活性化・緊急安心実現総合対策実施計画」を作成し、実施する事業に対して国が必要な額を交付金として財政支援するものです。

名寄市の交付金限度額は3,000万円で、住宅リフォーム促進助成事業、緊急福祉灯油支援事業、陽だまり基盤整備補助事業、認定こども園支援事業、土壌診断助成事業などを計画に盛り込み、事業推進に必要な金額を本定例会に、補正予算として提案しています。

次に、（仮称）自治基本条例について申し上げます。

市民懇話会では、自治基本条例のあり方について、これまで15回に亘り協議検討が行われており、平成21年度の条例施行に向け提言をまとめるための作業を進めています。

また、市民へのPRとして、ピヤシリ大学の公開講座やAirテッシでの周知、市民懇話会によ

る広報の発行などに取り組んでいます。

次に、（仮称）地域連絡協議会の創設について申し上げます。

小学校区域毎の地域連絡協議会創設に向け、準備会を立ち上げていただきました。現在、地域連絡協議会の運営方法や活動方針、役員等について協議を進めており、年度内には、それぞれ7小学校区において地域連絡協議会が創設されるよう努めてまいります。

次に、風連地区では、行政区制度から住民自治組織への移行に関する審議をいただくため、昨年6月に風連区長の諮問機関として「住民自治組織移行審議会」を設置いたしました。10月23日には審議会から、住民と行政との「協働のまちづくり」を一層推進するため、住民自治組織へ移行すべきである。また、世帯数の減少と高齢化などによって自治活動に支障をきたしている地域があることから、将来を見据えて現行の17行政区を13組織にすべきとの具体的な区割りを含めた答申をいただいたところです。

今後は、この答申に基づき平成22年4月1日からの移行に向けて地域協議を進めてまいります。

次に、まちづくり懇談会について申し上げます。

市民の声を反映し協働のまちづくりを進めるために、名寄地区では町内会連合会と連携して、小学校区の町内会区域を対象に6会場で、風連地区では行政区長会と連携して4会場でまちづくり懇談会を開催いたしました。

今回は、「安心のまちづくり」をテーマに市政の取り組みについてのお知らせと、意見交換を行いました。

次に、男女共同参画について申し上げます。

本年度から「名寄市男女共同参画推進計画」の施策に対する事業を、それぞれの担当部署で進めています。

広報なよろでの男女共同参画コーナーの連載のほか、男女共同参画週間には作品展覧会、市内各イベントでの啓発、道立女性プラザ祭への参加な

ど、様々な機会を通して意識啓発に取り組んでいます。

各担当部署における事業の進捗状況につきましても、ワーキンググループ会議や推進委員会を開催し、実態把握、検証等を進め、引き続き、計画推進に取り組んでまいります。

本年4月に市長を本部長とする「名寄市行財政改革推進実施本部」を設置いたしました。組織・機構検討部会、使用料手数料及び負担金補助金見直し検討部会、公共施設のあり方検討部会の3部会を設け、社会情勢の変化に対応できる簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、市民との協働のまちづくりを推進するため、取り組みを進めています。

各職場、各部会での協議、また、市民・関係団体等との協議を行い、全ての事業について見直しを実施してまいります。

次に、なよろ健康まつりについて申し上げます。

第21回「なよろ健康まつり」は、「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに9月27日、総合福祉センターを会場に開催いたしました。

来場いただいた400人の方に動脈硬化検査、体内健康測定、骨密度測定、歯の健康コーナーなどで健康チェックを受けていただきました。

さらに、平成20年3月に策定した食育推進計画・健康増進計画の具体的な推進に向け、なよろ健康まつり特別講演会として星澤幸子先生をお招きし、「夢をかなえる食生活」をテーマに御講演をいただき、市民の生活習慣見直しの機会として、健康への意識啓発を図ってまいりました。

次に、病院事業について申し上げます。

平成19年度からの2ヵ年事業で実施の病院増改築事業は、11月28日に医師研究室の引渡しを受け、ほぼ工事が終了いたしました。本事業により、病院機能が向上し、医師の労働環境の整備が図られましたので、引き続き、医療に対する住民のニーズやサービスの向上に努めてまいります。

本年度4月から9月までの上半期における患者

数につきましては、入院が延べ5万8,588人で、前年に比べて533人の減少となりました。外来では、延べ13万1,767人で、前年に比べますと4,390人増加しています。

収支の状況では、病院事業収益は33億8,399万5,000円で、対前年度比で105.4%、金額では1億7,459万1,000円の増加となりました。また、病院事業費用は34億7,261万7,000円で、材料費のうち、診療材料費と薬品費、また、経費のうち賃借料と委託費の増加により、対前年比106.0%、金額では1億9,555万7,000円の増加となっています。この結果、収支の差額が8,862万2,000円の収入不足となりました。

医業収益は下半期に増加するという傾向にありますので、厳しい状況が続きますが、入院収入をはじめとする医業収益の確保に努めるとともに、費用の節減を図りながら、年度当初の計画の達成に向けて努力してまいります。

次に、高齢者の福祉施策について申し上げます。

平成18年に施行された「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により「名寄市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱」を定め、去る11月18日に設立会議を開催いたしました。

このネットワークは、法律、医療の各関係機関、保健福祉や介護保険の関係者及び学識経験者など17団体で構成し、高齢者への虐待防止と虐待を受けている者の保護支援について連携協力体制をつくりあげたところです。

高齢者に対する虐待の通報があった場合や相談などの実務的な対応は、地域包括支援センターを中心として緊急の対応や支援方針を決定し、虐待防止に向け活動を行ってまいります。

次に、高齢者徘徊防止SOSネットワークについて申し上げます。今年の5月、8月と立て続けに発生した高齢者の行方不明事案は、どちらも習慣としていた散歩から発生したものです。内1件

は発見されましたが、後者は未だ発見されていません。

これらを踏まえ、7月に高齢者徘徊防止SOSネットワーク要綱を定め、11月に開催されました「まちづくり懇談会」で、安心安全を地域で実施し、町内会における高齢者及び幼児、児童の見守りを提起いたしました。

今後、広報誌などにより周知を図ってまいります。徘徊等を起こす可能性の高い方を対象として事前登録をお願いし、まさかの時の対応策を整えてまいります。

次に環境の保全について申し上げます。

去る10月9日に市内大型店4店と名寄・風連両消費者協会及び名寄市は、ごみの減量化、資源の循環利用及び地球温暖化防止や環境保全意識の高揚を目的として、レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定を締結いたしました。

協定は、西條名寄店、ラルズマート名寄店、マックスバリュ名寄店、ポストフル名寄店の4店と締結し、内容はマイバック等の持参率80パーセント以上を目標にレジ袋の無料配布を行わず削減に取り組むことや、レジ袋の販売収益は環境保全活動及び地域貢献活動などに還元することなどが盛り込まれています。

11月20日から4店の食品売り場でレジ袋が有料化されており、実施初日には、レジ袋の削減やマイバック推進の気運を高めるため、消費者協会との協力で、各店において先着100人にマイバックの無料配布を行いました。

今後も、関係団体との連携により、ごみの減量化、資源の循環利用などにつながるマイバック運動の推進を図ってまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

消防施設につきましては、名寄市字日進に消火栓1基の新設を9月5日に完了し、安定した消防水利の確保が可能となりました。

消防体制につきましては、5月に救急救命士3名、10月に消防士2名を採用し、現行体制の維

持に努めています。

防火対策につきましては、10月15日から31日までの秋の全道火災予防運動を展開し、社会福祉施設及び危険物施設の立入検査、一般住宅の防火訪問や街頭広報による住宅防火対策の啓発等を実施してまいりました。しかし、11月16日に発生した住宅火災は、高齢者御夫婦が焼死する痛ましい結果となりました。本格的な冬を迎え、暖房機器を使用する時期でもありますので、引き続き、火の取り扱いには十分気を付けていただくよう呼びかけてまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

今年度の防災訓練は、9月24日に豊西小学校校下の5町内会及び自衛隊名寄駐屯地、名寄消防団など11の関係機関・団体が参加して、市民文化センターを避難所として実施いたしました。

町内会からは86人の参加があり、徒歩による安全な避難行動の訓練を行ったほか、洪水ハザードマップや災害時要援護者に対する町内会等の支援活動に関する説明、救命処置に関するAED使用法の講習、自衛隊ヘリコプターによる救出活動の見学などを通じて、防災意識を高めていただきました。

次に、建設事業の発注状況について申し上げます。

11月20日現在、工事・委託を含め114件、事業費で21億3,342万円、発注率にして98.3パーセントとなっております。

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、木造平屋建て4棟8戸を8月に着手し、本年12月に完成いたします。

北斗・新北斗団地建替事業は、住み替え住宅として鉄筋コンクリート造5階建て34戸を9月に着手し、平成21年10月に完成予定となっております。

また、耐震改修促進計画は、庁内作業部会を3回開催し、11月に策定が完了いたしました。

次に、公園の整備について申し上げます。

名寄公園の園路改修は、平成18年度から透水性アスファルトの舗装化を進めてまいりましたが、今年度で完了し、市民の憩いの場として利用いただいています。

風連地区の天塩川河川緑地パークゴルフ場は、昨年度に引き続き18ホールを今年度中の完成予定で工事を進めています。オープンは来年6月末を予定しており、市民の健康増進と交流の場として多くの利用を期待しています。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

本事業は、今年度から着工となり、施行者の「株式会社ふうれん」は、北海道知事から権利変換計画の認可を受け、9月に今年度施工範囲の解体工事を行い、10月に建築工事に着手し、平成21年3月完成予定で建設を進めています。

市では、施行者と連携を図り、平成22年度事業完了に向け支援してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

サンルダム本体着工前に行う水道事業再評価は、水道事業審議委員会に諮問していましたが、10月9日に審議委員長から事業継続の答申を受けました。

配水管工事では、23線西1号などの配水管網整備工事、16線道路の老朽管更新工事などが完了いたしました。

次に、個別排水処理施設整備事業について申し上げます。

農村部における本事業は、名寄地区で6戸、風連地区で9戸、計15戸に合併浄化槽を設置し、供用を開始いたしました。

次に、道路整備について申し上げます。

地方道路整備臨時交付金事業は、道路財源特例法の影響で全般的に発注が遅れました。新規事業の東4条通道路改良工事ほか2路線、都市計画道路緑丘通改良舗装工事（北4丁目）と、継続事業の19線道路・東風連線道路改良舗装工事は、12月に完成の予定となっています。

東風連線智烈布橋架換上部工事は、10月で完了し、11月6日には地権者をはじめ関係各位の御臨席を賜り、「智烈布橋」の開通式を行い、東風連在住の佐藤直さん・ミチ子さん御夫婦の家族3世代を先頭に、東風連小学校児童や近隣の市民により渡り初めを行いました。智烈布橋の完成により、地域間交流や交通安全に大きく寄与するものと考えています。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

はじめに、本年産の主要農作物の作況は、水稲につきましては、移植期以降天候に恵まれ、生育は順調に推移しました。収穫を控えた9月下旬の低温、降雨により登熟が遅れ、収穫作業は平年より5日遅い10月8日に終了しました。本年産は整粒歩合も高く、品質、収量ともに平年を上回る結果となりました。11月20日現在の出荷状況は、うるち米・もち米を合わせ主食用米、加工用米は99パーセントが一等米で、うるち米2万2,397俵、もち米21万4,591俵、合計23万6,988俵で、概ね85パーセントの出荷率となりました。農林水産省北海道農政事務所が10月15日現在で公表した作況指数は、全国102、北海道106、上川107と発表されました。作況指数が全国、北海道、地域とも101を超えた場合、米需給の安定のために過剰米を区分出荷する集荷円滑化対策が発動され、うるち米につきましては7ポイント分が区分出荷の対象となりますが、もち米については平成19年産より10パーセントの自主減反をしており、発動の対象外となっています。国では政府米の備蓄水準の適正化を考慮し、政府米として買い入れる方向が示されています。

畑作につきましては、6月以降、一時的な低温、雨不足はあったものの生育期間全般を通じ、高温と適度な降雨があり生育は良好に推移しました。馬鈴しょ、豆類は「平年並みからやや良」、小麦、てんさいは「良」、野菜では、かぼちゃ、スイートコーン、玉ねぎは「平年並」となり、総じて良

い結果で収穫を終えました。

次に、肥料・燃油高騰対策について申し上げます。

近年の大幅な肥料・燃油の高騰により、農業経営の悪化が見込まれる中、影響を最小限にとどめるために、国は燃油の使用量や化学肥料の施用量の低減に取り組む農業者団体に助成をする「肥料・燃油価格高騰緊急対策事業」を創設し、燃油・肥料費増加分の7割が助成されることになりました。さらに北海道と農業団体で2割を上乗せした対策が講じられることになり、当市においても、将来を見据えた肥料の低減対策が必要との認識に立ち、農業振興センターの土壤分析機器の導入と農業者には土壤診断を促し、農業団体と連携し、土壤診断手数料「1点500円」を無料にするため、平成20年度から「土壤診断推進事業」を3年間実施し、適正で効率的な施肥体系への転換を促してまいります。

なお、この対策に239万2,000円を補正予算として計上しています。

次に、新産地づくり対策について申し上げます。

「名寄地域水田農業ビジョン」に基づく、本年産の生産目標数量につきましては、もち米は平成19年度からの自主削減により対前年比1.2パーセント減の1万529トン、うるち米は3パーセント減の2,105トン、合わせた生産数量は1.5パーセント減の1万2,634トンの配分を受けました。加工米を含めた水稲作付面積では、対前年比0.5パーセント増の3,242ヘクタール、水稲耕作者は11戸減の444戸となりました。産地づくり交付金については、対象農家787戸、助成対象転作面積2,409ヘクタール、産地づくり交付金は10億5,579万円、耕畜連携水田活用対策は5,031万円、総額11億610万円を見込んでおり、交付金の概ね9割を年内に支払うことで、事務作業を進めています。

次に、地産地消の推進について申し上げます。

去る、11月11日に地元産農畜産物や加工品

の「愛食運動」を推進するため、地産地消推進協議会を実行委員会として「とれたて・まるごとなよろ」と題したイベントを開催し、名寄産食材を使用した料理、加工品の提供によるPRに取り組みました。

また、12月6日には恒例の「2008地産地消フェア in なよろ」を市民文化センターで開催する予定であり、市民に農畜産物を活用した地産地消と食育による食生活の改善を図り、食を通じた地域文化の向上に取り組んでまいります。

次に、農地・水・環境保全向上対策について申し上げます。

本年度は9活動組織で協定農用地9,715ha、交付額1億6,480万円、構成員は地区間重複も含め延べ959人となっています。市は活動組織が共同で行う「農地・農業施設の保全活動」や「農村の環境向上活動」に支援を行っています。

次に、畜産について申し上げます。

公共牧野につきましては、本年度の入牧期間は名寄市営牧野が5月24日から10月20日までの149日間で延べ4万560頭、母子里地区共同牧場が5月26日から10月31日までの158日間で延べ1万4,925頭を市内酪農家24戸から授精対象牛を主体に受入れました。良質な粗飼料の給与による増体率の向上と適正な飼養管理により高い受胎率を実現し、個体の資質向上を図ってまいりました。

次に農業農村整備事業について申し上げます。

平成16年度より実施してきました「道営畑地帯総合整備事業」の智恵文地区は、暗渠排水・心土破碎等の工事を行い本年度で事業完了となります。「経営体育成基盤整備事業」の東豊地区、瑞生地区、共和地区や「地域水田農業支援緊急整備事業」の名寄地区、風連地区も本年度の工事を全て発注し、秋・冬工事として現在施工中です。また、来年度新規事業として予定している「経営体育成基盤整備事業」の名寄東地区や、「畜産環境総合整備事業」のなよろ地区は、地元の調整や北

海道との協議が整い、事業採択に向けて国との協議を行っています。

次に、商工業関係について申し上げます。

名寄地方における景気動向は、地元金融機関の景況レポートによると、総体的に業況判断指数は前年同期比でやや改善し、下げ止まり感が見られるものの、マイナス基調で推移し、依然として厳しい状況が続いています。

次に、中小企業対策について申し上げます。

中小企業対策として、新たに「原油・原材料高騰対策特別資金」制度が創設されましたので、市の融資制度と併せて、商工会議所、中小企業相談所、市内金融機関と連携し対応してまいります。

次に、住宅リフォーム促進助成事業について申し上げます。

2年目となりました本事業は、6月早々に150件の予定枠の申請受付が終了しましたが、その後も問い合わせが多く、市民の関心も非常に高くなっています。来年度で事業は終了となりますが、冬期間の事業創出や雇用対策として、50件分1,000万円の事業を追加実施することといたします。建設産業の振興と雇用の安定に期待するところです。

次に、中心市街地活性化基本計画策定作業について申し上げます。

名寄商工会議所の特別委員会、まちづくり委員会において協議が行われた活性化計画28事業のうち、特に核となる駅横と3-6地区の事業について、ブロック毎のプロジェクト会議から具体案が示されました。このうち駅横については、「コープさっぽろ」からも出店意向が出されておりますので、双方の内容を十分確認して判断してまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

名寄地方の9月末の有効求人倍率は0.72倍、新規求人倍率は1.01倍、新規求人数は250人で、いずれも前月、前年同月を上回り、産業別では、製造業、卸・小売業、医療福祉関係で増加と

なっています。大型ショッピングセンターからの大量求人により、有効求人倍率は改善傾向にあるものの、パート等の非正規型求人が全体の8割を占めており、引き続き厳しい状況が続いています。

季節労働者を支援する通年雇用促進支援事業は2年目を迎え、国の制度改正等により、事業の拡充が可能となりましたので、就職促進に係る事業において、季節労働者相談に対応する事業を新たに取り組み、今回、職業相談員を窓口配置したところです。雇用促進支援員と共に就労相談及び各セミナーの開催など、事業を効果的に行い、通年雇用化に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、観光について申し上げます。

本年度上半期の観光入り込み客数は、総体で22万9,900人となり、前年度同期に比べて10万1,300人の増加となりました。要因としては、4月20日にオープンした道の駅と、5月に全面開園となりました道立公園サンピラーパークでの増加と分析しています。今後、冬に実施されるイベントを中心に、観光客の入り込みPRに努めてまいります。

本格的な冬を迎えるにあたり、ピヤシリスキー場では、12月6日のオープンに向け準備を進めています。11月27日には安全祈願祭を行い、シーズン中における安全と無事故を願ったところです。

次に、道の駅事業について申し上げます。

10月31日、隣接する特産館施設の外壁改修、芝張りなど、道の駅との一体感を出すための道の駅修景整備工事が完了したことにより道の駅整備事業は終了となりました。

道の駅の来場者数は、10月末で19万4,946人となりました。また、農産物直売コーナーでの新鮮な地元野菜類が、予想を超える好評ぶりであったとの報告を指定管理者より受けたところです。今後も、魅力ある道の駅として、サービス向上に努めるとともに広く内外に情報発信してまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

11月2日に生涯学習フェスティバルを初めて開催いたしました。

昨年までの生涯学習啓発講演会に代わり、今年には市民文化センターにおいて市民文化祭と同時期に、切り絵や絵手紙、木彫り、篠笛に挑戦など、ワークショップでの体験をしていただきました。

また、少年少女合唱団やダンスパフォーマンス、子ども達による昔懐かしい駄菓子屋の开店など、市民の皆さんが楽しみ、学んだフェスティバルとなりました。

次に、市立図書館について申し上げます。

読書普及事業は、確認されてから今年で1,000年目を迎える『源氏物語』をテーマに取り組みました。

まず、第30回古典文学講座「源氏物語・宇治十帖」を、9月13日から6回に亘り開講いたしました。次に「源氏物語千年紀一香りとかさねの世界」展を10月7日から11月2日まで開催し、さらに、風連分館でも11月18日から12月6日まで開催いたします。1,000年前の物語に親しむことにより多くの市民の皆さんに読書への関心を深めていただきました。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

新名寄市天文台につきましては、去る11月5日天文台建設地において、工事の安全祈願祭が執り行われ、平成21年度の完成をめざして着工されました。

次に、学校教育について申し上げます。

各小中学校では、それぞれ特色ある教育活動を推進するとともに、9月以降、学習発表会や学芸会・学校祭などを開催し、日頃の学習成果を発表いたしました。

9月26日には名寄市小中学校音楽発表会を行い、豊かな情操を育み、学校間の交流を図りました。また、名寄市教育研究所では、10月22日に教育実践校として指定している名寄東小学校及び名寄東中学校の両校が教育研究会を開催いたし

ました。その他、市内7小中学校が公開研究会を開催するなど、その成果を発表し研修を深めています。

次に、特別支援教育について申し上げます。

グランドモデル地域指定事業では、11月11日に第2回名寄市特別支援連携協議会を開催し、名寄版個別の支援計画「すくらむ」の内容を決定するとともに、市内の学校等関係機関への説明会を開催し、普及・活用を図ることで、子どもたちが継続した支援を受けられる地域のネットワーク作りに努めてまいります。

次に、小中学校施設整備計画の策定について申し上げます。

市内小中学校施設は、老朽化と耐震化の推進、適切な維持管理などの課題を抱えていることから、学校施設整備の柱の一つとなる耐震化の推進についての検討委員会を庁内に設置し、耐震化計画の策定を進めています。なお、施設整備計画は耐震化計画を包括して策定してまいりたいと考えています。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

大学周辺植栽事業につきましては、このほど北7丁目側校門から西4条までの区間を実施し、平成19年度からの環境整備が終了いたしました。

11月1日には、北星信用金庫との産学連携事業としてのシンポジウムが開催され、市民150人の参加をいただき、地域資源に対する認識を深めたところです。

また、学生受け入れのための説明会、オープンキャンパス、高校との模擬授業などを全学的に取り組むとともに、編入試験を9月19日に行い、社会福祉学科5名の合格者を決定いたしました。さらに、11月20日には、平成21年度推薦入試・社会人選抜を行い、保健福祉学部では昨年より37名少ない110名が受験、短期大学部児童学科においても、昨年より2名少ない41名の受験があり、定員どおりの保健福祉学部55名、児童学科25名の合格者を発表したところです。

少子化による受験生の減少など厳しい状況が予想されますが、今後の一般入試に向け、本学の特色を発信し、優秀な学生を確保するため、さらなる取り組みに努めてまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

10月13日の体育の日、本年も市内体育施設を無料開放してスポーツフェスティバルを開催いたしました。各スポーツ団体による大会や講習会も行われ、市民の皆さんがスポーツを楽しむ1日となりました。

次に、女性児童センターについて申し上げます。

女性児童センターでは、10月18日から19日に、「ほっと21フェスティバル」を開催いたしました。同好会・自治会による作品展示、イベント、子ども縁日などに、児童など多くの市民の参加で賑わいを見せました。

青少年センターでは、10月1日に2名の高校生を模範青少年として表彰いたしました。今後も青少年の健全育成に努めてまいります。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

教育相談センターでは、「ハートダイヤル」、「適応指導教室」の紹介を目的に、昨年同様、全ての学校を訪問して安心カードとパンフレットを全児童生徒に配布いたしました。

次に、北国博物館について申し上げます。

「昭和」を年間テーマにした展示会は、9月に「昭和の衣服展」、10月には「なつかしの建物水彩画展」を開催いたしました。いずれも時間をかけて鑑賞する方が多く見られました。

また、11月7日には北国講演会として、オーロラの権威である前・アラスカ大学国際北方圏研究センター所長の赤祖父俊一氏に講演をいただき、70名を越える市民の方に、オーロラの魅力と地球温暖化についての理解を深めていただきました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます御報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方自治体において私法上の原因に基づいて発生する債権について、必要な措置を講じてもお徴収できない場合に所要の条件のもとで債権放棄ができるようにするために名寄市私法上の債権の放棄に関する条例を制定しようとするものであります。

自治体における主な私法上の債権である水道料金及び公立病院診療料金につきましては、従来は地方自治法や地方税法などの公法上の債権と解されてきましたが、最高裁判決において水道料金と診療料金のいずれも民法が適用されることになりました。民法適用による市の債権の放棄をするには、實際上、法的に実施困難な要件を伴うため、物理的理由により回収の見込みが立たない債権であっても消滅することなく未収金として累積を続ける結果を招きます。こうした課題を解決するため、民法適用にかかわる消滅時効の完成、債務者の死亡等、債務返済責任の法的免除という場合に限り、地方自治法第96条第1項及び第10項の規定により議会の議決を得ずに債権を放棄できるよう本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第1号については、総務文教常任委員会に付託することが決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第2号 名寄市認可地縁団体印鑑条例及び公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市認可地縁団体印鑑条例及び公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、公益法人制度改革3法が制定され、この中で地方自治法及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正が平成20年12月1日から施行されることに伴い、本市の関係条例において所要の改正を行おうとするものであります。

改正を要する2件の条例のうち、名寄市認可地縁団体印鑑条例につきましては、地方自治法における認可地縁団体にかかわる規定の改正内容に合わせた所要の改正を行うものであります。

また、公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例につきましては、根拠法において公益法人が公益的法人に改正されたことにより、同様の文言整理を行うものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 議案第3号 名寄市育英奨学条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市育英奨学条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年10月1日に国民生活金融公庫が農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行と統合し、株式会社日本政策金融公庫となったことから、名寄市育英奨学条例において所要の文言整理を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第10 議案第4号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、安全、安心な学校給食用パンの安定供給を図るため、旧風連町学校給食センターの遊休施設を改修し、名寄市学校給食センターの補完施設として学校給食のパン製造業務を処理する学校給食用食材供給施設を設置するため、名寄市学校給食センター設置条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第11 議案第

5号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市は、昭和38年に公設地方卸売市場を開設し、丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社を卸売業者として指定し、以来市民の台所として安心、安全な生鮮食料品の流通の円滑化と取引の適正化を図ってまいりましたが、大口取引先の民事再生法申請等により取り扱い金額が大幅に減少し、健全な市場運営に支障を来したため、平成16年4月から平成21年3月までの5年間使用料を取り扱い金額の1,000分の7から1,000分の3.5に軽減してきました。本件は、流通産業体系の多様化等により、平成19年度の取り扱い高はピーク時の68%減となっていることから、使用料の軽減措置を引き続き平成24年3月までの3年間にわたり講じるため、名寄市公設地方卸売市場条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） ただいま市長のほうから提案理由の説明もありましたけれども、少し見直し等を含めて話をいただければと思うのであります。提案理由にもありましたように、平成16年4月から5年間の使用料の2分の1の軽減策をとってきているわけでありまして、今回の事案でもさらに3年間延長するということでありますから、それについて私異論はないわけでありませぬけれども、こういう状況下の中、今後の市場の見直しというのもここで明らかにするというのもこれは大変難しいことかもしれませんが、

しかし今後の一定の見通しなり、あるいは市場そのものもそうした面では老朽化の問題等々を含めて整理をする、あるいは整理をしていく時期的なものだとかタイミングというものも1つ考えられるのかなど。そんなふうなことを考えると、申し上げましたように市場の今後の一定の経営上の見通しと申しましょうか、こういうことも含めて、果たしてこの3年間だけの軽減措置でいいのかどうかというのも含めて考え方等あれば、補足してひとつ説明をいただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今市場の今後の見通しについてお尋ねをいただきました。市場の部分の中身についての今までの経過につきましては余り詳しくわからないのですけれども、いずれにしても市場を取り巻く環境というのは、名寄ばかりでなくして土別あるいは富良野、そういったところともお互いに情報交換しながら、厳しいというようなことでの話を伺っているところでございます。土別につきましては、既に行政から一部指定をして委託をしているというような状況にあるやに聞いております。名寄の丸鱈につきましても今お話ありましたように、当時のピークから68%も減ってきているというようなことで、大変厳しいというようなことで伺っているところでございます。今後の施設改修につきましては、総合計画の中でも改修計画はのせてはありますけれども、今後に向けましては地域の卸売の果たす市場の役割と申しまししょうか、そういったものをしっかりとりとらえる。あるいは、流通業界全体がどういった動きになってくるのか、これらについても注意深く注視しながら、市場のあり方、それから安定的な供給という役割を果たして今後どういうふうに進めることがいいのか、望ましいのか、そういったことにつきましてはじっくりと考えていかなければならないことだろうと思っておりますが、いずれにいたしましても今市場のほうとも

連絡とっているのですけれども、今後の改修につきましてもまた早急のうちにお話し合いを進めていかなければならないし、この事業化に向けての検討も進めていかなければならないのかなど、こんなような印象を持っているところですので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 了解はいたしますけれども、私はこの地域における市場の役割というのは取り扱い量そのものが落ちていくことについては承知をしながらも、極めて大事な重要な部分であるという認識を持つわけでありまして、そういう面では企業努力という問題もあるわけでありまして、いわず量販店と申しまししょうか、大型店との部分等々含めて、やっぱり行政の側でも一定のそうした対応を求めながら、市場の今後の経営状況をより一層厳しい状況を乗り切る方向づけも行政側としてもまた対応も求められるのではないかなというふうにも考えますので、ぜひそういう面では置かれている環境の厳しさは認識をいたすわけでありまして、これを支えていくと申しまししょうか、企業努力と相まってそうした行政的な対応についてもここで求めながら、果たして本当に使用料の2分の1だけでいいのかどうかという問題等も含めて、私は一定の時期にそうしたものをしっかり議論をしていく必要があるのかなというふうに思いますので、そうしたことを要望をしておきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第12 議案第6号 名寄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第6号 名寄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、建築基準法の改正により建築確認申請等の審査に要する時間がふえ、事務処理経費が増加することから、名寄市建築確認申請等手数料徴収条例を改正し、確認申請手数料及び完了検査申請手数料の額を改定して受益者負担の適正化を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第13 議案第7号 名寄市準用河川管理条例の一部改正について、議案第8号 名寄市普通河川管理条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。
提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第7号 名寄市準用河川管理条例の一部改正及び議案第8号 名寄市普通河川管理条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、北海道が北海道流水占用料等徴収条例の一部改正により流水占用料及び土地占用料の単価及び算出方法の見直しを行ったことから、これに準じて名寄市準用河川管理条例及び名寄市普通河川管理条例において所要の料金改定を行うとともに、あわせて不要の区分項目を削除しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、議案第7号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第7号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第7号外1件は原案のとおり可決

されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第14 議案第9号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市立総合病院の中には、本来の医業のための施設のほかに食堂や売店など患者や来院される方の利便性の向上を図るための施設があります。これらの行政財産の目的外使用につきましては、名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例により使用料の額を定めているところでありますが、この使用料につきましては現在の病院を建てかえた平成4年に算定したものであり、既に16年を経過するところであります。本件は、本病院の増改築工事により新設された食堂の使用料の額を改めるとともに、あわせて長期間見直しを行っていない売店等既存施設の使用料についても現状に即した適正な使用料とするため、本条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第10号及び議案第11号 工事請負契約の変更にについてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号及び議案第11号 工事請負契約の変更について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第10号について申し上げます。名寄市立総合病院増改築工事の建築工事については、本年1月21日に大野土建・大野組経常建設共同企業体と4億8,541万5,000円で契約をし、現在施工中であります。本件は改修工事等を追加するため設計を変更し、当初の契約金額に2,039万1,000円を加え、5億580万6,000円で同企業体と変更契約を締結するものであります。

次に、議案第11号について申し上げます。名寄市立総合病院増改築工事の機械設備工事その1については、同じく本年1月21日に朝日・扶桑・池田経常建設共同企業体と1億6,800万円で契約をし、同じく現在施工中であります。機械設備工事等を追加するため設計を変更し、当初の契約金額に514万5,000円を加え、1億7,314万5,000円で同企業体と変更契約を締結しようとするものであります。

以上2件については、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては建設水道部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 市長提案の補足説明をさせていただきます。

今回提案の2件の工事は、診療規模の拡大等により平成20年1月22日に着工し、これまでに救急外来棟、ICU病棟及び食堂棟が完了し、現在内部の改修工事を12月19日に完成予定で施工中であります。救急外来棟が7月30日、ICU病棟が10月20日より供用開始をし、診療業務を行っておりますが、当初計画時に想定していない院内動線の変化や中央採血室の移設などで既存施設の主要形態を見直しする必要が生じてまいりました。これらのことから、内科外来の改修工事を追加するものであります。

追加工事の主なものは、内科外来部門の見直しにより内部改修工事と内科診療室の1部屋増による建築工事と設備工事及び電気工事が主な内容であり、現在発注工事と関連があることから、設計変更による対応をするもので、議決が必要な建築工事と機械設備工事その1について提案させていただくものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第10号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 1点だけお伺いをいたしますが、さきの一般質問において今回の増改築工事に伴って階段における手すりが片側しかついていないということで、両側の手すりが必要であるという旨の質問を行ったところでありますが、そのときの答弁といたしまして今回の増改築工事の中に取り入れて行っていきたいというような答弁があったかというふうに記憶しておりますが、その後の経過についてお答えを願います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） ただいまの御質問に関しましては、間違いなく階段の左側について、今までついていた部分につきまして、右側の部分につきましても増設をさせていただきました。今回の設計変更による部分につきましても、一つの原因としてその部分がございませぬ。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） そうしますと、今回の変更に伴って手すりの部分も含まれているというようなことで理解してよろしいということですね。わかりました。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号外1件は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第12号 名寄市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 名寄市土地開発公社定款の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日から施行されたことに伴い、名寄市土地開発公社定款に記載されている監事の職務における根拠法が民法第59条から公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項へ移行されたため、本定款において所要の文言整理を行おうとするものであります。

以上、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第17 議案第13号から議案第23号までの指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第13号から議案第23号までの指定管理者の指定について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第13号から議案第20号までの8施設につきましては、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による公募による施設であり、議案第21号から議案第23号までの3施設につきましては同条例第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、選定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、議案第13号外10件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 指定管理者の関係では、平成18年度から導入をされて3カ年が経過をして、さらに今回21年4月からと。新年度からの指定、3年間の予定でありますけれども、これは率直にお伺いをしたいと思うのですけれども、どこということではなくて、制度を導入してからきょうの資料の中でも参考資料としていわば管理状況なり利用の関係で促進をさせた部分いろいろあるわけでありますけれども、加えて私も平成19年度の決算委員会でもこうした全体的な導入に対する調書を参考資料として出していただいた部分あわせて考えてみますと、民間のノウハウをしっかりと活用して、利用状況をまず促進をさせるという第1点の問題と、もう一つは私どもとしては財源的というか、財政的に直営と比してこれら指定管理者制度を導入をしてどういう状況にあるのか。つまり財政的メリットが生まれているのか

どうなのかというもう一面の部分があるのでないのかというふうに思うわけでありすけれども、今回出されているこの部分で一つ一つということでは決してなくして、総体的に指定管理者制度を導入をして3年を経過して、一サイクルを回る部分は回ってみて、今申し上げましたように利用促進の問題、管理運営上しっかりとうまくいっているか。あるいは、財政的な部分でのメリットが出ているのかどうなのかと。総体的な部分について考え方あれば、まずお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 決算委員会でも同様の質問がありまして、一般論としまして多くのパート職員、臨時職員を使ってもらいながらの指定管理業務でしたので、総体的には市の職員の人件費をカウントするときには一定の財政的な効果はあったというふうに理解をしています。ただ、すべて市の直営でやっていたときもかなり臨時職員、パート職員を使っておりましたので、著しく人件費負担が軽減されたというふうにはなっていないのかもしれませんが。概して総体的には、その分が職員が他の仕事のほうに専念できることも含めて、一定の評価はあったと思っています。

それで、問題は施設の有効利用の観点でいいますと、それぞれ専門知識を持ったり、民間ならではの考え方も含めて利用促進のほうに一定の方向が見えてきたのかなという考え方もしています。それで、例えば今回の提案でも体育協会がやっている部分につきましては、シルバーの人を対象にしたスポーツの教室であるとか、大会も開催をしたりとか、そういう今までどちらかという行政がやったときに競技力向上も含めて視点がそちらのほうにあった部分につきましても一定程度シルバーとか幅広い、本当の意味での市民皆スポーツという面で体協参加の団体を有効に活用した形での対応ができてきているのかなと。

それから、振興公社の関係でいいますと、フォ

レストの関係についてもスキー場と、それから一体となりましてスキー授業に使うときのフォレストの活用であるとか、宿泊者、合宿も含めて体育館を活用した利用促進も一定の方向で見出してきてこれたのかなというふうに感じておりまして、指定管理そのものにつきましては民間業者ですので、消費税の問題が新たに発生したり、それから賃金関係でいうと一定の雇用をきちっと支えるという面では細かいところではなかなか効果的には薄いかもしれませんが、トータルで市の職員の人件費の削減が図られたことと、それから利用促進については一定の方向が期待できるということが出てきたのかなというふうに現時点で認識をしております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 指定管理者の手続等に関する条例の中でも13条で利用料金の収入実績なり、あるいは管理経費の収支状況については毎年報告をいただくことになっているわけです。私は、端的に申し上げて、これは1つには公募、非公募の部分はこれはこれであるのしょうけれども、公募等によって、そしていわば競争の原理が働いて、そしてより財政的にというか、金額的にも競争の原理を働かせての部分があって、トータルとして財政面でもそういう面では一定の部分が出てくるのかなというふうに感じていたわけでありすけれども、19年度の決算の調書等を見ますと非常にそういう面では管理経費の収支の状況で企業努力といえどももちろん企業努力だと思っておりますけれども、極めて振興公社と短期間の管理状況にもありながら、相当の利益と申しましょうか、そういうものが上がっているような状況等々が見受けられたわけでありまして、これは健全な経営をして、そして企業としてそうした利益を上げることについては一方では批判的にただ言うわけにはいかないと思うわけでありすけれども、しかしもう一方では今申し上げましたよう

にそうした収支状況を見ながら、本当に指定管理をしていくときに、いわば収支計画に対して行政側の部分がどうあるのかというもう一つの一面があるのかなというふうに思うわけでありまして、そういう面では3年なら3年、あるいは4年ぐらいで変わるところもあるわけでありまして、そういう一つの経過を見て指定管理者制度を導入をして、そしてもちろんこれは人件費の分野なんかは直営であろうが、あるいはこうした指定管理にしようが、パートになるか、臨職になるかわかりませんが、おおむね人件費部分というのは相当数あるわけでありまして、これは雇用の部分に出てくるのは当然であると思うのでありますけれども、全体的にやっぱりその見直しと申しましょうか、がある面必要なのかなというふうにも思うわけでありまして、今回は業者のいわば指定を受けているわけですが、これら指定を受ける際も今申し上げましたように3条では収支計画書を出して、そして指定を受けるということになるわけでありまして、そういう面ではこの3年間と今回出ている部分での人件費のアップ分だとか何とかは別にして、全体的に見てどういう状況にあるのか。どういう判断をしておられたか、つまりアップをしているのか、あるいは財源的な問題でのいわば絞り込みが少しでもできるような状況にあるのかどうか、そういう点検を今後もなされていくかどうか、考え方があればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今回提出した中でそれぞれ更新のものが5件まとめてありますが、19年決算と対比をしまして、その短期の比較では燃料高騰も含めて、施設の老朽化も含めて押しなべて今回の指定管理の更新に上げた部分については委託料が増加する傾向にあります。それから、3カ年間の実績等を踏まえまして、原課のほうで市との調整する関係では、中身云々につきましては相当シビアに点検させていただいておりますが、

持っている施設そのものが老朽化してくるであるとか、光熱水費を中心として今年度については異常な値上がりもありましたので、短期で見るとちょっと上げ幅が大きいのかなというふうには理解をしておりますが、常に更新、更新の段階で実際にかけている経費の実態も踏まえまして、精査を必ずしながら今後も取り進めていきたいというふうに考えています。

なお、今回の積算につきましては燃料高騰の影響が大きかったので、今回の更新につきましては例えば11月であるとか12月の基準日を設定して、燃料価格の部分につきましては年次協定の中で毎年毎年その分の影響額を加味して、安定的な施設の管理運営をしていただけるような体制についても年度協定という形で取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 私もこのことでくどくど申し上げるつもりもないわけですが、要は指定管理者で競争の原理が働いて、何社かが出て整理がされていってこうした金額になるということになれば、これはお互いに理解のいくことだと思っておりますけれども、特に第三セクター等々、振興公社等では非公募なり、あるいは公募しても実質的に1社しかないというような状況でいくと、そういう面で行くと今申し上げましたようにあらぬ誤解ではありませんけれども、そうした面では管理に係る収支計画に対して行政側のさらなるチェックというものが求められていくのではないのかと。できるだけ民間企業の方々がいろいろとできる部分は、今日的な経済状況にあるわけでありまして、参入をしていただいて、そこで競争をしていただければ、これは一番いいわけでありまして、建物によってはそういう状況にはないと思うのでありまして、そういうものについてはやっぱり行政の側がしっかりと厳しい視点で見ていく必要があるのかなというような

思いがありましてお尋ねをしたわけでございまして、ぜひそうした方向でさらに適切な指定管理、施設の管理に努めていただくということに努力をしていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） 同じく関連で何点かお聞きをいたしますが、官から民へという一つの流れの中でこういう手法が走り出して、初めて指定管理者、3年の契約のところは来年の春に更新をするということになるのですが、1つは大変世の中非正規労働者がどんどん、どんどんふえてきて、働く人の3分の1はそういう状態であるということで、今政治のレベルでもいろいろ大きな課題になっているのですが、実際に直営でやられていた3年前の労務費、臨時雇用や嘱託なども含めてと実際指定管理者に移行した以降の働いている人の労働条件がどう適正に担保されている状況にあるのかどうか、その変化をひとつお聞きをしたいというふうに思います。

それから2つ目に、きょうは可決をされましたが、パークゴルフの料金の値上げなどもありましたけれども、契約途中の施設の使用料などの変更があった場合における年度途中の、年度というか、単年度、単年度になるか、年度途中になるかわかりませんが、指定管理料とのかかわりについて、基本的に私どもがどのように押さえておいたらいいのかお聞かせをいただきたいなと思います。

それから、3年間経験をして、今それぞれ選定委員会でヒアリングの要旨だとか総合点の結果などについて資料で出させていただいていますが、ある面選定委員会のやりとりというのが結果として私どももマル・バツ方式あるいは点数で見えるようにはなるのですが、議会としては監査の関係も当然あるのでしょうかけれども、それがまた適正かどうかというチェックが十分に入る状況には、この資料だけではなかなか読み切れないなという感じがしているものですから、もちろん財政的な効

果も全体的に出さなければならぬということもあるでしょうが、いわゆる施設の安定的な、継続的なサービスを提供する、あるいは働いている人たちの労働条件の問題なども含めて、トータルとして議会としてもきょう提案されたものがこの業者さん、この団体が適正かどうかという判断は最終的にはしなければならないわけで、そういう部分では出されたものも不十分かなという感じがしておりますが、改めて資料を補足する意味でもうちょっと情報公開をお願いをしておきたいなと思うのですが、その考え方についてお聞きかせいただきたいです。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 労務費の関係につきましては、ほとんどが体育施設の関係も含めて正規職員というよりは臨時のパート職員の人方を直営の時代からもたくさん使ってきておりましたので、そういう部分については指定管理に変わっても、それから直営でやっても最賃のレベルは必ずクリアしようということも含めてやっておりましたので、十分とは言えないまでもそう大きな差はないというふうに考えています。ただ、業務見直しの中で委託業者に出していたものを例えば清掃業務の関係を職員を使って効率的に直営で行うということも振興公社、それから体育協会もやっておりますので、この部分については相当の内部努力をされているのかなというふうに考えています。

それから、使用料が改定になった場合につきましては、条件が変わることになってきますので、毎年毎年の年度協定の中で申し入れをしまして、この辺については調整をしていきたいなというふうに考えています。

それから、選定委員会の関係につきましては、一応今回こういう形で体育施設を含めて4施設の関係をできるだけコンパクトな形にして出させてもらったのですが、1つは利用促進を図るためにどういう努力をしているかと。経費的な部分でい

いますと、経費を切り詰めるというのはどちらかというとなら賃も含めてかなり切り詰めるを得ないというふうになってしまうのかと。消耗品の関係についても適切な消耗品を使わないことによって、例えば冬タイヤを夏に使うとかということの余り安全、安心な体制の中、管理の中で好ましくないことについてはやってもらうべきではないということも含めまして、どちらかというとなら促進を図って、その中で使用料がもしふえるとすれば総体的に管理のほうにも十分行き届くかなということも考えまして、今回のポイントはそういう観点から書かさせていただきましたので、この次以降の更新期の関係につきましてはもう少し内容を精査させていただいて、わかりやすい資料を提供してまいりたいというふうを考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷委員。

○19番（熊谷吉正議員） いわゆる働いている人たちが、実際的には責任者がそこでというよりも日々働いている人たちが施設のサービスを提供するわけなのですが、基本的には私は最賃を割らなければいいということ、それは受ける側の経営的な立場からすると法律を割らなければいいという感覚は一般常識なのですけれども、トータルとしてやっぱり財政効果を出すとすればすぐそこに目が行く。そして、結果は低労働条件に移行していくというのが民間の今の状況ですから、そこは条例や法律が改めて法的な公が発注する契約工事の関係については、何が何でも安いところが一番いいということだけでは踏み切れない今の世の中の状況もあって、一定の労務費をちゃんと担保するような行政指導もこれはいずれは法的な整備もされていかなければならないのでしょうかけれども、何でもかんでもとりあえず安くということは本来どうなのかなという問題をやっぱり提起をせざるを得ないと思ひまして、それだけは直営で市が雇っていた嘱託や臨時職員の関係など非常勤も含めて、いわば職員に準ずるような形で単価設定、労

務費設定もしていたわけで、それよりは少なくとも下がっていると思います、多分。そこら辺の見きわめをしっかり冷静な判断をすることは、より私もそこにも一定のポイントも当てた物の見方も、それはサービスを提供をする側としては質の問題にかかわるわけだし、安全の問題にもかかわるわけでありまして、トータルとしてやっぱりちゃんと責任を持つような対応が必要ではないかというふうに思いますが、実際にその辺のやりとりは指定管理になる、受ける人たちとの実際のヒアリングなんか経過としてあれば、それは受けたほうはもう自由なのです。今654円から六百七十何ぼぐらいになったのですか、最賃。それだけではやっぱり済まされないということがあるのではないかというふうに考えていますから、差し支えない範囲でお知らせをいただければと思います。

今総務部長言ったように、タイヤの例を挙げましたけれども、個人的にはそれは冬使ったものもそろそろ新しいのに取りかえようかといえば夏履く人もいますけれども、極めて安全上それでいいかということ、冬タイヤは夏走れば逆にスリップをするといういろんな実験データもありますから、端的な例で挙げていますから、消耗品の活用のされ方もある面では労務費とは一緒にできないのですけれども、しっかり安全という問題についてもやっぱり経営に反映をされることが必要な気がいたします。3年間たつての一定の評価の上の提案でありますけれども、これから来年あるいは再来年と順次一循環する過程の中で、私どももしっかり見させていただきましても、十分そういう配慮、経営的な感覚の部分と質的なものとの両方をやっぱり総合的に見たような指定管理制度、これからも結局もうからぬということになれば直営にお返しをします。どこも受けることがなかったら、そういう場合もこれからはケースとしては全国の中では一部出てきたりなんかしていますから、それはそれとして対応をしなければならぬと思いますので、トータルとして安ければいいと

いうこと概念だけは払拭をしたほうがいいのではないかというふうに考えておりました、改めて指定管理者、実際経験された皆さんとの団体とのやりとり経過があったら、お聞かせいただきたいと思います。

1点だけ、木材需要拡大センター、かつては森林組合に委託をしていて、これを建設をしたときの目的と実際に今使われているのは観光的なところに変化をしてきているというけれども、実際にヒアリングにもあるとおり、木のぬくもりを伝える広場となるのが使命であるという。実情が合わない。だから、森林組合というのが極めて自然なような、それは今特定の前の経過としてです。そういうふさわしい団体だったような気がしましたけれども、これがいわゆるまちづくり観光協会のほうに、それは手を挙げる、挙げないということもありますけれども、実際の目的にはそぐわないようなことも市民からも一部指摘をされたことなんかあって、その辺については違和感というのではないのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほどの労務賃も含めて、消耗品も含めて、基本的には安全、安心な施設管理をお願いするということを考えておりました、それは従前から名寄市のほうから一定の経費節減をしながらのものを指定管理者のほうに受け継がせていただいて対応させてもらってまいりまして、指定管理者のほうで内部でできる分についてはいろんなやりくりをしながらの形だと思っておりますけれども、安全、安心の関係について雇用の問題も含めて現場のほうで対応するところと十分今後も協議を進めていきながら、精査をしながら対応を進めていきたいと思っています。特に今回の施設管理のところについては、そのような労務費の関係も含めてかなり従前よりは物価の値上げもありまして、一定程度認めていながらの金額というふうに考えておりますので、その辺につ

いては今後も精査をしてまいりたいと思っています。

それから、木材需要拡大センターの関係につきましては、指定管理者のほうと、それから担当課のほうとも補助金の一定のチェックは終わっているのですけれども、できるだけの本来の目的の部分も施設の目的も加味した形での利用促進についても指定管理を受けている側のほうからこういうふうな形をして少しでも利用拡大を図る方向で進めてみたいということで、実際ここに書いてあるとおり、これで十分かどうかは別にしましても提案もありましたので、今後も施設の建設目的も含めまして、広く理解していただけるような形での対応については努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号外10件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第13号外10件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第18 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費と事業の確定に伴う事業費の調整を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに1億154万1,000円を追加して、予算総額を190億6,703万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして認定こども園子育て支援補助金2,820万6,000円の追加は、学校法人大谷学園が平成21年4月1日から開設予定している認定こども園の備品整備などに対して国の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の一部を充当して支援しようとするものであります。

7款商工費におきまして住宅リフォーム促進助成事業補助金1,000万円の追加は、冬期間の雇用確保と景気浮揚を図るため、交付金を活用して新たに50件分を助成しようとするものであります。

10款教育費におきまして学校給食用食材供給施設整備工事3,990万円の追加は、旧風連学校給食センターの改修工事費であります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、収支不足を繰越金で調整いたしました。

10款地方特例交付金では、自動車取得税減収補てん臨時交付金310万円及び地方道路譲与税減収補てん臨時交付金124万5,000円の追加は、4月の暫定税率失効に伴う減収補てんの臨時交付金であります。

11款地方交付税で普通交付税1,449万6,000円の追加は、暫定税率失効に伴う追加交付分と7月本算定後の留保分を合わせたものであります。

15款国庫支出金で地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金2,875万円の追加は、国の緊急

総合対策実施に基づき名寄市が実施する緊急福祉灯油支援事業など5事業に対しての交付金であります。

22款市債、教育債で学校給食用食材供給施設整備事業債3,290万円の追加は、旧風連学校給食センター改修工事实施に伴う合併特例債です。

次に、第3表、債務負担行為補正では、さわやかトイレ・ホール清掃等業務委託料ほか25件を追加しようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、智恵文八幡12線農道整備事業ほか3件を変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず、議案第24号の16から17ページをお開きください。2款総務費、1項8目企画振興費でまちづくり推進事業費の地域連絡協議会運営交付金7万円の追加は、名寄地区で小学校区単位に設置する7つの地域連絡協議会に対する運営交付金であります。

18から19ページをお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で備品購入費200万円の追加は、寄附金を充当してAEDを小中学校など14の公共施設に整備するものであります。

同じく7目障害者福祉費で地域活動支援センター「陽だまり」基盤整備補助金115万円の追加は、NPO法人名寄心と手をつなぐ育成会が整備を進めている地域活動支援センター陽だまりの増改修工事に対する補助金であります。

22から23ページをお開きください。6款農

林業費、1項2目農業振興費で種籾温湯消毒処理施設整備事業補助金1,960万円の追加は、J A道北なよろが整備を進めている種もみ消毒処理施設に対して全額道支出金を充当して支援しようとするものであります。

26から27ページをお開きください。8款土木費、2項3目道路除雪費で市道除雪・排雪対策事業費2,933万6,000円の追加は、風連地区の民営化実施による増加分と経費の積算基準の見直しによる増加分であります。

30から31ページをお開きください。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費で名寄中学校屋根張替え工事997万5,000円の追加は、去る9月26日の暴風雨で被害を受けた名寄中学校屋根の張りかえ工事であります。

次に、歳入について説明させていただきます。戻っていただきまして、10ページから11ページをお開きください。16款道支出金で地域政策総合補助金141万5,000円の追加は、緊急福祉灯油支援事業補助金のうちの2分の1以内の北海道負担分であります。

なお、国の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の一般会計で実施予定の2,875万円については、緊急福祉灯油支援事業補助金に149万5,000円、地域活動支援センター「陽だまり」基盤整備補助金に115万円、認定こども園子育て支援補助金に1,350万3,000円、土壌診断推進事業及び土壌診断備品購入に260万2,000円、住宅リフォーム促進助成事業に1,000万円をそれぞれ充当する予定であり、残り125万円については介護サービス事業会計においてしらかばハイツのみとり介護実施酸素機器増設工事に充当する予定となっております。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） それでは、1点のみ御質問させていただきたいと思っております。

7款1項1目商工業振興費、住宅リフォーム促進助成事業補助金ということで50件分、1,000万円という補正があります。これは、国のいろいろな対策上の交付金ということを採用したのだと思っておりますけれども、一方名寄市ではこのことについては今年度も150件ということで募集をして、6月上旬でいっぱいになったということでありました。残る外れた方は来年度ということになったと思うのですが、その状況のときを考えると、まだリーマンブラザーズを含めた金融危機というのが起きていない段階で、石油類の高騰というのが一方であります。そういう意味では、この間6月上旬にうまく補正受けられないで、この冬のことを考えると着手したと。20万円惜しいけれども、冬を考えるとやってしまったという人がいた場合、確かに今回の交付金の性格上、さかのぼって適用ということにはならないと思うのですが、そういう市民の方がいらっしゃった場合の対応というのは行政側ではどういうふうにお考えになっているのですか。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今住宅リフォームの分でお尋ねをいただきました。今回の提案させていただきます1,000万円につきましては、緊急の安全、安心という部分の予算でございます。これは12月のきょう議決いただきますと、それから年度末までの事業期間だというふうに理解をしております。今お尋ねありましたように、通常の一般の政策として取り進めていきたい。150戸分につきましては、御案内のとおり6月の段階で満杯になったということでございます。その後私どものほうで行政報告にも書かせていただきましたけれども、大変その後も皆さんからの問い合わせがありましたということで、取り組めないのかというようなことでございますが、私ど

ものほうは20年度につきましては150戸で打ちだめをさせていただきたいと。つきましては、21年度にまた用意をさせていただきますというようなことでの話をさせていただきました。今お尋ねありましたように、途中でいろんな経済が動いたというようなことで、今お話ありましたように新たに事業に着手した方についてはどうなるのかというようなことなのですけれども、手続上につきましては私ども今初めて伺いましたけれども、伺ってはおりませんけれども、いずれにいたしましても手続上はそういう説明を頑としてさせていただきますいております。しかしながら、場合によっては、一つの例ですけれども、20万円を受けないでやっている方もいらっしゃるのだろうし、100万円を超えないで100万円以下で対象にならないと、こういうような方も中にはいらっしゃるのかなと、そんな思いもしておりますが、ただお話ありましたように私どものほうで春先の段階で市内の建設業者に集まっていたかまして、こういうことで今20年度は取りまとめするので、ひとつよろしく願います。あるいは、6月段階で申し込みに漏れた方といいたまいますか、外れた方につきましては翌年度に申し込みをしていただくような方向での説明を加えてくださいというようなお話をさせていただいております。今お話ありましたように、どういう事実かわかりませんが、手続をされているのか、申し込みをされたのかわかりませんが、私どものほうは原則公平、平等な扱いをしていくというのが大原則でありますから、今さら申し上げるまでもないのですが、どんな事情があるかわかりませんが、もし事情によって不利益をこうむるといいたまいますか、平等に欠ける扱いをされた方がいらっしゃるもしましたら、これはちょっと憂慮しなければならぬなど、配慮しなければならぬなどというような思いはしておりますけれども、まだそれらについてそういう事例は具体的に私どものほうで伺ってはおりませんので、そういったことが

あるかないか、まず確認ということが1つなのでしょうけれども、あった場合にはそこにどんな事情があったのか、そういったものを十分精査したいと思っておりますし、あわせてこれからもう一年あるわけですから、業者にはしっかりとそこら辺を含めて願います。最終年次ですよ、来年度がというようなことでお願いをすると同時に、くどいようですけれども、その時期の工事に着手する人がいたとしたら、その方の意思決定がどういふふうな思いでされたのか、どういふふうな思いで工事着手されたのか、再度確認をする必要があるのかなと、そんな思いをしております。公平、公正な補助金を受けていただいて、この制度にのっていただけたらというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにいたしましても、基本的には年度当初に言ったようにことしは150件ですよということで申し込みを受け付けて、6月上旬でそれは満タンになったので、できたら来年度に回してくださいと。ただ、今部長の答弁にもありましたように、この事業が50件、1,000万円が方向性は違うと思えますけれども、冬期間の事業創出や雇用対策ということで、今回は50件。ただ、この一方ではやはり市民の皆さんの安心実現という部分もリフォーム助成には大きく、私は着手した原因の一つだったと思えますし、言うように不公平感というのは絶対あってはならないと。それと、あわせて時代背景といつか、状況背景というのもしっかり認識をされて、ぜひ市民の間に不公平感が漂わないようにしっかりとした対応を、場合によっては一般財源から補てんしてでも補助基準を満たしている該当者に対しては対応するように改めて御要望しておきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） ただいまの佐藤靖議員に対する関連質問と、それからもう一点について

てお伺いいたします。

ただいまの住宅リフォームについての関係なのですが、今手間本部長のほうからまだ具体的な案件、事例については伺ってはいないということですが、既に6月以降に100万円を超える事業が行われている事例が発生しております。その後この議会の中で冬期間に向けての雇用創出、事業創出に向けての取り組みの考えはないのかというような質疑がなされた経過がございます。その中では、やはり財源的にも考えて3カ年事業として取り組んでいるので、今年度についてはなかなか難しい状況だというようなやりとりがあったかのように記憶しております。

それから、今部長のほうからは、登録業者のほうには3カ年事業として説明をしてあるので、今年度実施できなかった分については次年度についての対応をするようにお話をしているというようにことだったのですが、その辺がやはり数ある業者の中でございますので、十分に施工主のほうに伝わっていない部分を実際ございます。ですから、もう150件が終わってしまった。しかも、もう追加がないというような経過の中で100万円を超える事業が行われておりますが、今後これからの推移を見なければわかりませんが、原則中立、公平ということが大事であります、しかしながらやはり一方で事業年度内において漏れが生じているということについて、再度今後の推移をどのような形で見守っていくのか、それから執行後の予算の消化ぐあいも勘案してどのように判断していくのか、お考えを求めておきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今再度お尋ねいたしました。ことし20年度の分につきましては、150戸という枠を設けて受け付けをさせていただいて、今実行している段階なのですが、3戸の方々につきましてはやむなく変更して取り下げをしたというふうなことでございまして、実績は147戸になるのでしょうか。そんなことで今推移

しているところでございます。

それから、もう一点お尋ねの部分につきましては、今回の緊急経済対策の分の中では果たしてこういった事例が取り込めるのかどうなのか、工事が既に終わっていると思いますので、その適用期間に当てはまるのかどうなのか、これらについてはまたお時間をいただいて、支庁あるいは道のほうと相談をしていきたいと思っております。

それから、もう一つは、来年度に向けての扱いの中に取り込めないのかという思いなのだろうというふうに受けとめさせていただきました。いずれにいたしましても、仮に市内業者の中でそういった説明をしているのですけれども、中には業者の中で説明が十分にされていない、不足している、受けとめ方の誤解が生じたという部分が全くないということも言えないでしょうから、そこら辺の部分につきましてはどういういきさつだったのか、どういう説明をされたのか、そういった事実関係をまずはしっかり受けとめたいというふうに思っております。そして、しかるべき善処をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 確かにそうだと思います。やはり業者の方によっては6月以降仕事が切れてしまったという中で、何とか仕事を年内につくっていかなければならないという状況の中では、来年はあるのだけれどもというようなことはしっかり伝えなければいけないのはもうこれ当然なのですが、なかなかそのところはもう微妙なところ、難しいところだというふうに思います。ですから、部長のお答えのとおりで結構だというふうに思いますが、いずれにしても年度内のそういった適用と思われる方に対して漏れないように、あるいは悔いを残さないような形で取り仕切っていただきたいというふうに要望いたします。

それから、もう一点であります、19ページ、7目の障害者福祉費、陽だまりに関しての部分な

のですが、今回115万円ということで補助金が出ておりますが、全体の事業費、事業の内容、あるいは事業費に占める割合の説明と、それから関連になるわけですが、今回市内出店業者さんのほうから車いすリフトつきの車両が市のほうに寄贈になっております。それで、これは市に対してでございますので、税金等については当然市のほうで負担ということになるのかと思いますが、日々運行するに当たっての油代、あるいは車検費用については事業者側の負担というふうにも聞いております。御案内のとおりこの実施事業者につきましては、非常に乏しい予算の中で運営されているのは御存じのとおりであります。それに加えて今回車両が1台ふえてきたということで、大変な今後の負担がさらに増してくるものかなというふうに予想されます。今現在1台送迎用の車両がありまして、これについては月々大体平均して1万円から1万6,000円前後の油代がかかっているようでございます。そのほかに個人所有の乗用車が送り迎えとして使われておりますので、実際に月々使われている油代だけに関しても今申し上げた金額の倍以上の金額が使われているものというふうに想像することができます。それに加えての今回の車両運行ということになりますので、さらに金額的には膨れてくる。そして、車検費用等についてもさらに見込まれるわけでございますので、そのあたりについて今後は大いに担当として検討していただきたいということをここで申し上げておきますので、要望として受けとめていただければ今回は結構でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 7月までちょっとその経過聞いていたものですから、全体陽だまりの整備工事の関係につきましては、2,300万円ほどというふうに聞いています。そのうち2,000万円につきましては、道の障害者の自立支援事業という形で、2,000万円入ってきますので、そのうち300万円弱の負担が出ているというふうに

聞いておりました。そのうち行政のほうで応援する分の割合を決めまして今回115万円ということで、補助対象から漏れた分とか枠をオーバーした分を全然行政が、市が応援しないというわけではなくて、一定のルールに基づいて今回応援しようというのがこの事業とマッチしましたので、115万円をお支払いすることにしました。

それから、ちょっとなお蛇足なのですが、先ほどの車の関係につきましては直接事業所のほうに寄贈する方法もあったやに私理解しておまして、市のほうでは税負担の関係について配慮させてもらうということも含めて市のほうで受けて、無償貸し付けという形で対応させてもらっています。なお、障害者の自立支援の作業所になっておりますので、年間を通じた運営経費も国、道、市の負担も含めて一定の支援をしているものですから、その中でそういう車が入ったということについては、より活動が充実することになるのではないかという考え方もちょっと持っておりますので、具体的な話については担当の福祉事務所のほうで協議させてもらうことにしますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。今佐々木部長がおっしゃったとおり、今後活動がますます盛んになってくるということが予想されるわけでございますので、車両が1台ふえた、あるいは新しい施設ができたということで、非常に条件は整ってくるのですが、それに伴って経費もかかってくるということでございますので、新年度以降に向けて十分な配慮を求めて、私の発言を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 2点についてお伺いをしたいと思います。

1点目は、10款5項の大学費のところ、31ページになりますが、本館調理実習室調理台改修工事402万円が減になっているわけですが、

これ今年度の予算のところでも私も質問させていただいたのですが、新館のほうに立派な調理台があるのに本館のほうでこれは改修がどういうことであるのかというふうに御質問した経緯があったかと思えます。本館のほうも必要だということでした。今回こういうふうに同じ額がマイナスになっているということは、全く改修工事がされなかったのかどうだったのか、この経緯についてちょっとお知らせをいただければというふうに思います。

もう一点は、緊急福祉灯油支援事業補助金についてですが、今灯油1リットル70円前後ということで本当にほっとしているところなのですが、去年の福祉灯油のときには8月の値段と12月の値段、2割以上の上昇をした場合ということで、不安もあった中で今回補助金がついたということでは本当に歓迎したいと思うのですが、平成19年度決算より倍の金額が計上されているのですが、この中身についてお知らせをいただきたいと思えます。また、施設も去年は3つの施設に対して補助がされているわけですが、その部分でふえているかどうかについてもお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 調理台の改修関係で御質問ございました。当初予算では、2目学校管理費の修繕工事で当初予算を見させていただきました。実際に事業を着手するに当たりまして、修繕工事でなくて調理台を購入して対応できると、こういうことになったものですから、備品購入費のほうに振り分けて、科目を振りかえまして実施をすると、こういうことでございますので、御理解いただきたいと思えます。新しくここで追加ということではなくて、振りかえということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 福祉灯油につきましてお答えいたします。

福祉灯油につきましては、昨年と比較いたしますと若干下がりがみということでございまして、12月に入るとさらに下がるのかなという状況ではございますけれども、決算委員会の中でお示ししているとおり今年度も実施するという方向で今回補正を組んでおります。お尋ねの対象者につきましては、福祉協議会が実施する歳末助け合いの義援金の配付対象になる方、それから丘の学園、それから緑ヶ丘寮、カレントハウスに入所される世帯で障害を有する方の世帯、それから地域の民生児童委員が要請する世帯ということで、特に市長が支援することが適当と認める世帯ということで計上しておりまして、まだこれからの中で実施の世帯数が決まってくるので、一概には言えないところでございます。

それから、支援の方法につきましては昨年同様でございまして、さきの歳末助け合いの義援金配付世帯につきましては一般世帯という扱いで100リットル、それから先ほどの3施設入所世帯につきましては35リットルということで考えております。

それから、配付の方式といたしましては、灯油券方式を利用しておりまして、その灯油券をお使いになりまして給油された方のそのときの実勢の価格、そこを石油業協同組合との実質の契約価格の中でその金額については支払いをしていくというような形を考えておりまして、想定される部分で申しますと350世帯、一般が270、施設が80世帯という計算でございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 大学費のことは了解しました。ありがとうございます。

福祉灯油の件なのですけれども、350件ほどを目標にしているというようなお話でしたが、昨年お聞きしたところでは135件だったというふうに、ちょっと間違えていたら申しわけないのですが、これはかなりの世帯がふえているかなとい

うふうに思うのですが、こういった皆さん方に民生委員さんが要請する世帯ということで、今民生委員さんのほうでは確認をしている最中なのかどうか、その辺お知らせいただきたいのと、また昨年も決算委員会のときにもお話ししたのですが、民生委員さんを通じないで直接窓口へ来て申請した方に対しても見ていただくことができないのかという部分と、また昨年と同様3つの施設に対する補助というふうにお話しでしたが、これ以外にもせんだっての決算委員会でもお話しした、例えば学童保育所への支援だとか、そういうことは考えていらっしゃらないのかどうかの部分についてお知らせいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 今川村幸栄議員のほうから御質問ありました直接窓口の部分、あるいは学童保育という、学童保育世帯ですね。

（「保育所」と呼ぶ者あり）

○福祉事務所長（小山龍彦君） 保育所ですか。今の部分で担当課のほうで昨年と同様の部分で計画したというのは、とりあえず実勢価格が相当下がっておりまして、さらに今名寄市の契約価格よりも現行が下がっている部分もございまして、どこまでの部分という部分はちょっと検討になるのですけれども、民生児童委員さんというのは地域で活動されておりまして、まさに地域の世帯の状況を把握されているかと思うのですけれども、窓口に来られる方についてはなかなか生活実態が確認できないという部分もございまして、ルールといたしまして民生児童委員さんの推薦する方で、それをさらに検討してということで考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 昨年よりか灯油の値段が下がっているというようなことではあっても、本当に皆さん御存じのように生活が大変な状況にあるわけで、名寄にとってはなくてはならない灯

油ということでは補助の対象を大きく広げていただきたいというふうに思うわけです。例えば道でいえば、当初1億円の予算をつけていたところに9月の補正で2億円をプラスして3億円を計上しています。昨年から比べると3.7倍を道として支援に用意をしているというふうに聞いています。ですから、やっぱり名寄市としてもこの辺の、名寄に全部がどっと来るわけではありませんで、来る分も含めていろいろ御苦労されているかとは思いますが、ぜひお一人でも多い皆さん方に福祉灯油の支援が行き渡るように心からお願いをして終わります。

○議長（小野寺一知議員） 川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） 予算書でいうと33ページでしょうか。ここに学校給食食材供給設備ということで3,990万円ということで、パンの製造に使っていただくのに市が整備してお貸しするというか、そういう事業だと思いますが、これについてちょっとできた後の運営管理、それから市と委託業者との関係についてどういうふうなことになるのか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

まず、この3,990万円の工事内容です。建物、それから機材はどういうことになるのか、その辺の御説明をまずいただきたいのと、その後委託業者にお貸しをするというか、使っていただくのでしょうかけれども、その際に維持管理はどういうような形で、どういうふうな負担で行うのか。そしてまた、この場合、建物等の使用料というようなものについて無償貸与なのか、有償貸与なのか、その辺まず教えていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 学校給食の食材供給施設につきましては、改修工事に3,990万円ということで、内訳的には建築工事が720万円、それから電気設備が170万円、機械設備工事が2,910万円、消費税190万円ということで3,990万円ということになります。それで、パン

の供給機器の関係ですけれども、これは機械設備工事の中に含まれていますけれども、2,100万円程度というふうに今考えてございます。工事につきましては、来年3月までにと考えておまして、供用開始については来年4月以降ということで今のところ押さえてございます。

それから、今回の給食施設の条例の一部改正の中で、学校給食センターの補完施設ということで条例改正をさせていただきました。その中で、これは特に今の学校給食センターが副食を供給をしているということでありますけれども、御存じのように今パンの部分についてはパンの機器が老朽化をしているということで、市のほうで直接やるということにしましたので、その部分につきましては今後直営ということでありますけれども、このパン製造に当たっては業務委託を考えているということでございます。それで、業務委託の部分でございまして、施設については基本的には市のほうが持っていかなければならぬのかなというふうに思っていますが、維持管理の部分の電気あるいは水道、上下水道です、そういったものについてはやはり業者がパン製造にかかわる部分で使用するということがありますから、その部分については何らかの形でお支払いいただくということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） わかりました。

それと、まず今までのいろんな経過を見てみますと、いわゆるお使いいただく業者とのはっきりした契約と申しますか、覚書ではなくてある種契約的なものをしっかりおさめておかないと、後になっていろんな見方の違いや主張の違いが出てくるというおそれもあるということで、そういうものを契約としてしっかり業者と取り決めていくというようなことの準備をされているのかどうか、ちょっとまず1点です。

それと、この業者随契というか、余り競争関係

のない業者をお願いをするということでございますけれども、ここで市が4,000万円の投資をして、この設備を使って長期安定的に委託確保をやっていただける。何十年もというわけにはいかぬとしても、少なくとも長期安定的に委託をしていけるという見通しが現段階であるのかどうかです。

それと、もう一点、委託の業者さんの御判断にはなろうかと思いますが、今までは自前の店舗で、自分の機械でやられていたので、可能性としては近隣の学校給食センターの発注を例えば営業として受けるかどうかは業者さんのあれではございまして、名寄市以外の学校給食からの依頼について他町村からもしあったような場合にそれは使わせないのか、あるいはその都度話し合いでというようなことなのか、その辺も。その3点についてお聞かせいただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 業務委託につきましては、やはり川村議員言われたように当然話の中で決めたということにはならないと思いますので、そういった委託契約についてはちゃんとしていかなければならないなというふうに思っております。

それから、4,000万円の投資ということで、長期的に行えるかどうかということでございますけれども、やはり安全、安心な学校給食を児童生徒に供給をするという部分の中ではそういったような考え方も当然持ちながら、業務委託をする業者がどこになるかわかりませんが、そういったようなことでお話をさせていただきたいなというふうには思っております。

それから、近隣の委託があったときにどうなのかということでもあります。現在パン製造業を行っている部分の中では、今歌登と、それから下川の自治体のほうに供給をしているということであります。それで、給食のパンの業務委託については北海道学校給食会との絡みもあるのですけれども、加工賃という形で委託をしているのです、学校給

食会と業者の間で。その中でほかの自治体の中で業務加工賃という形で支払うことができるのかどうか、ちょっとその辺もまだ詰めていかなければならないのですけれども、私どもとしてはその施設を使うための負担金的な部分を、計算はもう少ししなければならぬのですけれども、そういったことで求めていきたいなというふうにも今のところ考えております。

○議長（小野寺一知議員） 川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） わかりました。ということは、一部今業者がお持ちの米飯の、米、御飯を炊く機械は何か持ち込むような話も聞いているのですが、その確認もさせていただきたいというのか、パンのほうは先ほど2,900万円ですか、ぐらいで、パンの製造機は市が用意するのだよと。米飯についてはどういうふうになるのかちょっともう一回説明いただきたいのと、それから給食費、パン代、それから御飯代、これの給食費への影響はあるのか、単価的には今までどおりなのか。今負担金、施設使用料だとか加工賃が決まっているので、一部負担もというお話もありましたけれども、結果的に米飯、パンへの納入価格というのか、でき上がり価格について影響があるのかどうか、その点2点についてお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 現在パン供給、食材の施設については合併特例債の絡みがありまして、これについてはパンの製造施設ということでスタートをします。今のところは、パン供給ということでございます。米飯につきましては、まだ機器が使えるということがございますので、その方をお願いをしたいということでもありますので、4月のスタート時点はパンの供給ということでございます。

それから、パン代に、加工賃にはね返らないのかどうかということでもありますけれども、これについては学校給食会とのやりとりもありますけれども、加工賃も決まっておりますので、また今の

ところ月に2回ということでございます。維持管理の部分の上下水道あるいは電気代につきましても今の試算の中ではそれほど高額なものではないということもございますので、そちらのほうに加工賃のほうにはね返るといふふうには今のところ考えてございません。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） 余り言いたくはなかったのですが、今川村議員等が山内部長とやりとりをした関係、学校給食センターの風連のパンの供給の関係なのですが、公募ということで認識をしていますけれども、その辺については当然なのですが、間違いはないですねということが1点です。パンということでスタートをするということですから、当然なのでしょうけれども。

そして、公募以降の市で設置をして製造を委託をするということになるのですが、維持管理の問題など、あるいは施設の使用料、特に条例を設けていませんから、使用料など、その辺についてはしっかりした対応がとられる状況にあるのかどうか、ちょっと気になる点があるものですから、再確認の意味であえてその部分については求めておきたいと思っております。

それから、17ページのまちづくり推進事業費、初めてですが、小学校区ごとに1万円の運営交付金を制度化をしていこうということでしょうし、今西だとか南地区でそれぞれそういう地域協議会を立ち上げていこうとするのに対応するものだと思うのですが、これは運営交付金ということで、1万円が多いか少ないかは別にしてもどのような形に使われるようなことを想定をされているのか、あるいは、既存の複数以上の町内会でいろいろ事業をやると、またそれに対する支援の事業もございましたりしますが、会議費相当程度のお茶代ぐらいかなという感じの認識をするのですが、これは将来的にどのような形に発展をしていくような事業になっていくのか、初めてのことなもの

ですから、お聞きをしておきたいと思います。

それと、21ページ、負担金、民生費の児童福祉費、認定こども園の促進事業費について、学校法人の名称も出ておりましたが、施設に対する補助も国のメニューや道のメニューも含めてスタートをしているわけなのですが、改めて臨時交付金がついたというようなことで、備品が計上されているのですが、これはどのようなものに充てられているのか。もちろん法人から要望が上がってきての話だと思うのですが、当初では聞いていない話なものですから、認定こども園は初めてなのですから、他の保育所等々とのバランス等々の関係もございまして、若干その辺についてはお聞かせをいただければと思います。

ほかにありますけれども、これでやめます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 業務委託の部分について、公募なのかどうかということでありまして、公募を基本として考えてございます。

それから、これからの運営についてということはどうなのだとおっしゃってございましてけれども、これも先ほど川村議員にお話ししたとおり、現状月2回の使用ということで電気、それから上下水道料ということでありますから、現状今お使いしている業者の方、そこと大体同じようなのかなというふうに思いますので、比較論でございましてけれども、その辺については運営はできるのではないかとおっしゃってございまして。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） まちづくり推進事業の関係につきまして、11月末までに7カ所のうち3カ所、南小学校区、西小学校区、豊西小学校区の3つが立ち上がりました。それで、今年度につきましては3月までの、先ほど言いましたように事務費とか会議のそういう部分の費用ということで1万円掛ける7カ所ということで予算措置させていただきました。それで、具体的な事業の

関係につきましては21年度事業ということで、21年度の新年度予算の中で十分地域とも協議をして予算計上してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 認定こども園についてのお尋ねでございまして、今回の補正額につきましては2,820万6,000円ということでございますけれども、備品購入につきましては836万2,000円でございます。それから、建築資材費等の高騰ということございまして、1,984万4,000円という2本立ての額を一本化しております。

それから、備品の部分でございますけれども、備品につきましては大谷幼稚園さんは保育所の施設がないということございまして、保育所というのはいわゆる給食を出すということがございまして、その部分で備品の部分で申しますと例えば給食の調理器具ですとか食器等、それからそれ以外に保育の部分に関しまして遊具、歩行器、手押し車、おもちゃ交換台など完全な保育の部分も踏まえまして、総額では1,672万4,000円相当の部分について半額を市のほうで助成するという考えで行っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 子育てにウエートをかけていかなければならぬという時代ですから、基本的には賛成なのですが、先ほども言いましたように保育所施設がないというようなことで、半額備品関係についてということ、これは当初からわかっていることではあったのではないかなというふうに考えていまして、新たな財源が生まれてきたということの背景もありますし、心配するのは認定保育園は1カ所ですけれども、それぞれの保育所でも悪戦苦闘をしながらやられているということも含めて、これがさらに他にも必要なものが拡大をされていくのだということにつながっ

ていけば、バランスの問題ではないのかもしれませんが、必ずしもそうとも言い切れないのかなという感じがして、若干そういう面ではアバウトな提示のような気がして、私は他の保育所の現状についてもしっかり精査をされながら支援をするということではこれには賛成をいたしますけれども、その辺の提示のあり方として一考が必要なのかなという感じがしていますので、意見を申し上げておきたいというふうに思います。

給食センター、パンの関係については、念を押すまでもありませんけれども、今までも聞こえてはきていたのですけれども、何かしら既存の業者さんをイメージをされたようなやりとりはいかなものかなという感じがして、公募のあり方もそれは名寄市内ということの限定も必要なのかもしれませんけれども、誤解を生まないような、パンと御飯は別問題、提案の前段からすると当然わきまえた上で、不審を持たれないような対応をするようにしっかりやっていただきたいと思っています。

まちづくり推進事業の関係は、今の地域協議会方式がいかなものかなという、個人的にはちょっと違う見解もありますけれども、今いろいろそこから口火を切って新たな段階に入るということを期待をしながら是としますけれども、来年度以降新たな姿の形のいろいろな段階ではまた論議させていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 田中之繁議員。

○22番（田中之繁議員） 今の給食センターの関連でちょっと聞きたいのですが、確かにこれから合併していろんな問題出てきたと。しかし、私はちょっと給食センターのそういう対応の仕方もこれから気をつけていかなければならないのではないかと。それは、やはり早く言えば小麦、道産の小麦を使ったりなんかする場合本当に高い。原料買うのに高いですね。しかし、給食センターの料金上げられないという。何年も我慢させながら、長年業者と取引やっていたということで、と

にかく給食にはね返るから我慢してほしいという、こういうような話もずっと聞いております、納入している業者に。しかし、そういうこともやりながら、長年の間でお互いにやってきたという、こういう経過があります。しかし、やっぱり今までのそういうやった経過もなしにただ新しくここをやりなさいというものは、借金もなければ一番やりやすい。しかし、そういういろんな問題を抱えながら協力してきたということもやはり担当者は配慮してくれないと、ただ使い捨てだということであれば、これはやっぱり今まで協力してきた部分に対してある面ではちょっと困るのでないかと。こういう面は、私実際に回ってみて何回も聞いてきました。しかし、確かに風連と名寄と合併したときに業者は名寄に来ればこれだけでかい範囲の中に入れてこられると。風連は風連の中であれば小さな中でやってきたと。しかし、そういう中で何年間かお互いにやってきた中、そのうちになれたらお互いに入札権も持つ、こういうことも大事ではないかということも調査しながら私は見てまいりましたけれども、今までもうけてもうけて城でも建てているのだったらあれですけども、安くしておいてそれを維持するために、要するにある程度販売しても、これはさっき言ったように水道料だとか電気料の分はもらうということで、やはりそこら辺を担当者もいろんな面でしないと、物が上がったからすぐ上げますということになれば、これはもう本当に業者としても大変だろうし、そこら辺をどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 道産の小麦につきましては、北海道給食会が一括購入して各学校給食会に納入するということになっておりまして、その分でのパン製造をする部分は原材料を提供して、加工賃で業務を展開してもらうということになってございますので、その辺は高い小麦を買っているとかなんとかということではなくて、北海道給

食会が一括購入してそれぞれ配付しているということになりますので、御承知おき願いたいというふうに思います。

それと、給食費の値上げ等につきましては学校給食会等で検討ということになるのですけれども、実は平成19年度中もそれぞれの値上げ等がございまして、学校給食費もというふうなことがございましたけれども、学校給食会の中では平成20年度については値上げをしない方向でという、そういったことで今日までできております。ただ、現在それ以上にまた食材等の高騰があります。ただ、名寄市の場合は地産地消といいますか、地元の食材を今まで使ってきたということで何とかのいできましたけれども、ほかの加工食品等が値上がりをしているという部分の中で、現在次年度以降の学校給食費についてどうすべきかということでは学校給食会の中で今検討中ということですので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○2番（田中之繁議員） わかりました。

パンだけの話でなくて、ラーメンだとかうどんの、こういう中の話を私はちょっとさせていたのだと。北海道産の小麦がそういうふうに保証されているということであれば、これはもう本当にこれからのことに対して、やっぱり大分昔から入れているのだと。ただ、さっき言ったのはラーメン業者がうどん業者が入っているときに余りにも差があったと。こういうことになれば、やはりこういうことで偽装もあるのだと。名寄の人はまじめだからあれですけども、そういうところで偽装も生まれてくるのだというふうに私はちょっと考えたから言ったわけですが、とにかくそこら辺お互いにやっぱりもう将来に向かっていいものをみんなに出すというのが基本ですから、ひとつそこら辺をしっかりとさせていただきたいなと。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第19 議案第25号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第25号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

歳入歳出予算の補正では、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ705万円を追加し、予算総額を31億9,421万2,000円に、債務負担行為の補正では直診勘定におきまして債務負担行為を追加しようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げます。2款保険給付費では、療養費を600万円、出産育児給付費を105万円それぞれ追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。8款繰入金では、一般会計繰入金におきまして出産育児給付費の一般会計負担分70万円を追

加し、基金繰入金におきましては635万円を追加して調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定の債務負担行為補正について申し上げます。今回の補正は、平成21年度における風連国民健康保険診療所清掃等業務委託料の限度額を200万円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第20 議案第26号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第26号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ74万円を追加し、予算総額を18億7,846万9,000円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ125万円を追加し、予算総額を4億4,915万7,000円に

しようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では、要介護認定システム改修委託料等により64万円を追加し、2款保険給付費では介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費を増減し、保険給付費内で調整しようとするものであります。

7款諸支出金では、歳出、還付金10万円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。4款国庫支出金では要介護認定モデル事業費補助金等により36万2,000円を、8款繰入金では一般会計繰入金として37万8,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連の歳出及び歳入について申し上げます。歳出の2款事業費では、酸素機器増設工事等により125万円を追加しようとするものであります。

歳入の5款国庫支出金では、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金として125万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第21 議案第27号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第27号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行おうとするものでありまして、平成21年度における下水終末処理場清掃等業務委託料の債務負担行為の限度額を120万円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第22 議案第28号 名寄市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、会議規

則の一部を改正しようとするものであります。

お諮りいたします。本件につきましては、全議員による提出でありますので、提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年10月6日午前10時30分ごろ、名寄市西1条南1丁目、名寄市役所名寄庁舎西側駐車場におきまして、建設水道部所管の公用車が駐車場に駐車する際に運転操作誤りのため、駐車中の名寄市風連町字東風連3000番地、佐藤勝氏が所有する普通乗用車に接触し、破損させたものであります。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が3万4,346円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入

ります。御発言ございませんか。

谷内司議員。

○21番(谷内 司議員) このことについてですが、過去からこの100対ゼロという交通事故は大変多い。それで、今回の見たら、また過失の程度が60とか30とかという形であるならば避けようとしても避けられないのが交通事故だと思うのです。それは仕方ないのかと思うのですが、100対ゼロというのはとても私自身は認めることはできないと思います。まず、一つの要因なのですが、昨年だったですか、産業まつりのときもバックして行って後ろ見たけれども、ぶつかったなんてそんなのもあったし、今回だってこれを見ていくと10月6日、この日は私どもも稲刈りやったときで晴れの日なのです。雪も降っていません。それは、この地図を見たときにとんでもないことで、これで免許が取れたかなど。これ絶対自動車学校行ったら免許取れないのですが、どうしてこういうぐあいになったのか、詳しく説明してください。

○議長(小野寺一知議員) 野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 詳しく説明させていただきますけれども、これはもう今言われるとおり本人の不注意で、何物もございません。当然前方、横を注意してバックするのは当たり前でありまして、免許を持っているならば普通のことだというふうに私も考えています。したがって、詳しくと言われても何とも申し上げようがないのですが、本人の不注意ということで大変遺憾に考えていますので、よろしく御理解いただきたいと思っています。

○議長(小野寺一知議員) 谷内議員。

○21番(谷内 司議員) 本人の不注意はわかるのです。これそれなら、私どもにしたら何か考え事でもしていたのか、よそ見でもしていたのか、何かあると思うのです。だから、前に私も言っていたことがあるのですが、こんな事故がいつまでもあったらだめなのだから、前提案したことあり

ます。自動車学校へ行ってもう少し教習し直しなさいという提案をしたのですが、それをした経過はあるのかないのか。これは、当然それに該当すると思いますけれども、どうですか。

○議長(小野寺一知議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 谷内議員おっしゃるとおり、視力とか行動能力が遅いとかという部分については自動車学校の研修をどうするかということは検討したことはあるのですけれども、現実にはまだそこは行っていません。今回の分については、風連庁舎に勤務している者が同じ事務所を名寄庁舎側のほうにも持っていましたので、恐らく本人も急いでいたのか、うっかりしての事故でしたので、何回も同じような事故を起こすわけではなくて、たまたま産業まつりのときには忙しさの中でちょっと注意力が散漫になったと。今回についても風連庁舎からこちらのほうに来て事務処理をするときに、そういう部分でのうっかりミスということでしたので、本人には懲罰委員会で懲罰についてはしっかり市長から嚴重注意の処分をさせていただきまして、本人は相当重く受けとめていると思っておりますので、運転能力に問題がある場合については谷内議員のおっしゃるようなことについてはもう少し積極的に検討してみたいと思っておりますが、ちょっとうっかりミスの関係については本人に市長を初め担当部長からもきつく注意をしてもらって、このような事故のないように今後努めてまいりたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 谷内議員。

○21番(谷内 司議員) 本当にこれ怒っても仕方がないことなのですからけれども、やっぱりこれを見たときにこういう事故があったよと仮に市民の中に、みんなにマスコミなどに出たときに、これ見たらどう思いますか。こんなぶつかり方したら、当然こんなのって考えられないのです。こう曲がってこう入っていくのに、目の前に車がいたら、危なかったらとまってでも切り返してでも入って、必ずするのは。それを目の前に車あるの

に真っすぐ突っ込んでいったら、自殺行為みたいなものでしょう、これだったら。それでは、絶対これから車に乗せたときにそういう考えだったら乗せられないのではないですか。だから、そうかといって余りそれをするとなんか役所の人間ですから、車に乗っていくというの嫌がるだろうし、車に乗らぬということもできるから、そんなこともいろいろあると思うのですが、余りにもこれではひど過ぎるから、この絵を見た範囲内です。ですから、これでは全然運転する資格がないという判断だから、自動車学校へ行って3日でも1週間でもちゃんと自動車学校で教習はしてくれるので、それは確認してありますので、ぜひそちらのほうへ行ってこういう事故のないようにやっていただきたい。その辺再度お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 昨年起きた事故の中で一番本人に注意をきちっと促してやらせるための一つの方法として、交通安全の啓発運動の中に担当部長から指示させてもらいまして、積極的に参加させて、安全運転の大事さというものについても去年は実施させてもらいました。この職員につきましてもそういう形での交通安全の大事さということも含めて、同じような形で対応させてもらいたいと思っています。

それから、自動車学校の安全運転の関係については、交通担当のほうとも協議させてもらいまして、どういう方法がとれるのか、ちょっとお時間いただいて検討したいと思っています。まずは、職員の気持ちの問題が大事だと思っていますので、職員にしても風連庁舎などお互い行き来していますので、相当の台数車走っていますが、車同士の事故で、これ人を巻き込んだりなんかしましたらもっと大きい事故になりますので、この辺の注意については十分本人に注意を喚起したいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はござい

ますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より9日までの8日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より9日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時46分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐 藤 勝

署名議員 高 橋 伸 典

平成20年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年12月10日(水曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
教 育 長 藤 原 忠 君
総 務 部 長 佐々木 雅 之 君
生活福祉部長 吉 原 保 則 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市立総合病院 内 海 博 司 君
市 立 大 学 長 三 澤 吉 巳 君
福 祉 事 務 所 長 小 山 龍 彦 君
上 下 水 道 室 長 和 田 博 君
会 計 室 長 成 田 勇 一 君
経 済 部 次 長 上 田 盛 一 君
監 査 委 員 森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

12番 木戸口 真 議員

14番 渡 辺 正 尚 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

保育料の見直しについて外2件を、谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、この場からの質問させていただきたいと思っております。

1点目に、保育料の見直しについてお伺いいたします。旧風連町では、幼保一元化審議委員会を立ち上げ、平成12年12月8日に答申を受けました。急速に進む少子化の現状と幼保一元化の課題を討議し、保育所、幼稚園、子育て支援センターの一体化が風連町のすべての幼児と保護者に夢と希望を与え、喜んで楽しく集う、そして学ぶ場として一日でも早く完成すべしとの答申を受け、今年で幼保一元化も保育所で4年目を迎えたところでございます。今後このことはどのようになるのかをお伺いしたいと思います。

保育料を定めるには、保育所と幼稚園を同時に考えるべきと思いますが、さきの説明会に保育所だけの説明であったところから、保育料の見直しについてお伺いをいたしたいと思います。平成18年3月の合併により3年間据え置き、その後7年間で新市の保育料に統一するとされておりますが、新市の保育料は合併協定書に記載されております。新市において定めるとされているところ

であります。旧名寄市の保育料が新市の保育料なのか、また料金を決めるのにどのように協議されたかをお知らせください。

また、説明会は9月、10月にて2回行われておりますが、もっと早い時期にできなかったのか。あの説明会では住民理解が無理と思っておりますので、今後どのように考えているかもお尋ねいたします。また、説明会では数多くの保護者の意見が出されましたが、利用者の声としてどのように考えているかもお知らせください。

次に、未収金についてお伺いいたします。風連地区には未収金はゼロであり、名寄地区には未収金があります。未収金対策はどうなっているのか、その原因についてどのようにお考えかもお伺いしたいと思います。

2点目に、定額給付金について、その対応についてお伺いしたいと思います。国は、生活支援により定額給付金を全世帯一律に支給と発表されましたが、閣僚から所得制限の主張や生活の余力のある人は辞退せという意見が出て、政府は所得制限、年収1,800万円を設けるかどうかは地方に丸投げをしたところであります。このことにより各市町村は、所得制限をやれと言われても事実上無理という悲鳴を上げています。名寄市としては、これはどのようにお考えか、2点についてお伺いしたいと思います。

1点目に、住民に対する給付の考え方は。

2点目に、給付に係る事務負担は。

その2点をお伺いして、この場から質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） おはようございます。谷内議員から保育料の見直し及び定額給付金の2点について御質問がありました。保育料の見直しについては私のほうから、定額給付金については総務部長からの答弁となります。

最初に、保育料の見直しにつきまして小項目で3点の御質問になっておりますが、順次お答えい

たしたいと思います。合併前の風連町と名寄市の保育料には、3歳児未満で約6万7,000円の差があり、その扱いについては合併協議を進めるに当たり大きな論点になりました。その結果として、合併協定書に風連町の保育料については平成18年から3年間は現行のとおりとする。その後7年間で新市において定める保育料に段階的に統一すると記載され、激変緩和を行いながら保育料の統一を図っていくとされております。平成20年度は据置期間の最終年に当たるため、平成21年度以降7年間で保育料をどのように統一していくかの考え方を保護者の方々にお示しをいたしました。新市における保育料は、合併初日の平成18年3月27日において新市の多数の条例及び規則が決定されましたが、その中で規則第81号として名寄市保育の実施に関する条例施行規則として決定され、同日施行により名寄市内4保育所の利用者に適用されております。

さて、風連地区の保育料と名寄地区の保育料を統一する方法としては、風連地区保育料の階層を新市の3歳児未満10階層及び3歳児以上児の10階層に統一し、新市の保育料と風連地区の保育料の差額を7年間ですり合わせるということで7で除し、その金額に100円未満の端数が出た場合は最終年度で調整することとし、9月30日及び10月9日に開催した説明会で説明をさせていただきました。保育料の統一は、旧自治体間の合併合意事項であり、統一の方法は別として、お尋ねの保育料の統一に係り新たに保険料を見直すことについては現在考えておりません。現行の保育料をベースにした統一に御理解をお願い申し上げます。

次に、幼保一元についてお話がありましたので、触れておきたいと思います。旧風連町におきまして実施されておりました幼保一元につきましては、預かる子供に差はないという考えで、幼児教育、保育の垣根を超えてそれぞれの制度が補完し合う子供にとってはよい制度という認識を持っており

ます。しかし、今回の保育料の統一を実施していく場合は、保育所は保育所のルール、幼稚園は幼稚園のルールで運営されることから、今回の統一に幼保一元の思想を踏襲し、実現していくのはいろいろな課題があるのではとっております。その趣旨を実現する方法としては、現在市が大谷幼稚園と取り組んでおります認定こども園制度によるのが一番近い形かと思われま

次に、未収金についてお答えいたします。平成19年度分の保育料未収金の状況で、公立保育所の未収金は471万4,130円で、収納率94.02%であります。また、へき地保育所では21万円で、収納率96.60%に当たり、合計492万4,130円で、全体では収納率94.79%となっております。未納の原因につきましては、未納された方にもそれぞれの事情があり、一概に言えないところではあります。未収金収納率の向上を図るための対策としては、郵送による督促はもとより、10月、2月の保育所実態調査時での督促及び担当職員による訪問徴収などを行っています。また、今年度は12月に保育料の納入を促す月間と位置づけ、未納者に対し保育所長を通じ文書を手渡し、電話で納入を促すなど収納率向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、説明会の開催時に保護者から寄せられた意見をどのように反映していくかということにつきましてお答えいたします。最初に、説明会の開催時期につきましては、平成18年3月27日の合併日以降3年間の据え置きとはいえ、説明会が本年9月30日及び10月9日と開催が遅くなったことにつきましては、もう少し早く利用者に対し改正の内容を説明すべきとの御指摘、まさに議員御指摘のとおりかと思っております。また、説明会において保護者にお示しした資料が少なく、加えて言葉による説明が多かったことから、内容の理解がされにくかったことにつきまして、この場をおかりし、心よりおわびを申し上げるところ

であります。

さて、この説明会に出席されました保護者の方々から保育料のことや子育て制度などさまざまな御意見をいただきました。この説明会では、合併協定書の内容に沿って平成21年度から7年をかけて新市の保育料に統一することを、そしてその間、差額をどのような方法で統一していくのが説明の趣旨でございましたので、席上いただきました御意見につきましては今後の名寄市の子育て支援に対する御意見としてお伺いし、参考意見として活用したいと考えておりますので、御理解をいただきます。

なお、保育所の運営に関しましてその他としては、保育料に連動する延長保育料や保護者の御都合により御利用いただく際の一時保育料などもそれぞれの体系がありますので、これらの調整に関する考え方についても今年度中に市民周知のための説明会を開催し、保護者の方々にお示ししたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上、保育料の見直しについての答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大項目の2つ目、定額給付金の対応についてお答えいたします。

総務省は、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民へ生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することにより地域の経済対策に資することを目的として、総額2兆円の定額給付金の支給が示され、支給内容や手続をまとめたたたき台が11月28日に各自治体に示されました。このたたき台によりますと、事業の実施主体は市町村で、その経費は備品購入費等を除き全額国の負担となります。給付対象者は、平成21年1月1日または2月1日のどちらかを基準日とし、住民基本台帳に記録されている者と外国人登録原票に登録されている者のうち一定の者とし、受給

権者はその者の属する世帯の世帯主となっております。所得制限につきましては、基本的には設けないことを基本としていますが、所得の一定基準額1,800万円以上の世帯構成員がいる場合、希望する市町村は給付額を給付しないとすることができるとなっています。市町村は、受給の辞退を呼びかけることもできるとも言われています。現時点では、税情報とのチェックなど事務の煩雑を避けるため、制限を設けないという自治体が多いように伺っていますが、他市との状況を勘案しながら決めていきたいと考えております。給付額につきましては、1人につき1万2,000円、ただし基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については1人につき2万円となっております。

申請及び給付に係る事務の流れは、原則として3つの方式の組み合わせにより行うこととされています。1つは、郵送申請方式で、市町村が定額給付金の申請書を受給権者あてに郵送し、受給権者は申請書に振り込み先口座もあわせて記入の上、市町村に郵送。市町村が送付された申請書の内容を確認し、給付を決定。市町村は、指定された口座に給付金を振り込む。2つ目は、窓口申請方式で、市町村が定額給付金の申請書を受給権者あてに郵送。受給権者は、給付金の申請及び振り込み口座届け出を内容とする申請書を市町村窓口に出向いて申請書を提出。市町村の窓口において公的身分証明書等により本人確認後受理。市町村は、この指定された口座に給付金を振り込む。3つ目は、窓口現金受領方式。市町村が定額給付金の申請書を受給権者あてに郵送。受給権者は、給付金の申請書を市町村窓口に出向いて申請書を提出。市町村の窓口において公的身分証明書等により本人確認後受理。市町村は、本人を確認した上、給付を決定後、窓口において現金により給付。以上の3つの方法がありますが、市町村窓口における事務負担の軽減及び窓口で多額の現金を取り扱う危険性の観点から、今説明させていただきました

郵送方式、窓口申請、窓口現金受領の順番で開始することを基本とし、窓口現金受領につきましては振り込みでの給付が困難な場合に限ることが望ましいとされております。

給付開始日につきましては、市町村において決定とし、年度内の給付開始を目指すとなっておりますが、国の予算審議も年明けからということと、市議会の予算の議決が伴いますので、現時点では定かではありません。また、申請期限につきましても給付申請受け付け開始から3カ月以内または6カ月以内の2案で現在国で検討されています。以上のように国の段階でまだ不透明な部分が多くあり、全国市長会など地方六団体や国・地方定期意見交換会などから意見を収集し、現在検討しているところです。

給付に係る事務負担につきましては、年度内給付ということですので、年度内の繁忙期で実施が想定されますが、名寄市におきましては10年前前の地域振興券の経験を生かし、スムーズな給付事務を取り進めるべく情報収集に努め、市民の皆様に御案内をしてまいりたいと考えております。

なお、現時点でもこの定額給付金の給付を装った振り込み詐欺や個人情報の搾取が危惧されますので、市広報等により国や市町村においてはATMの操作や手数料の振り込み依頼や世帯構成や銀行口座番号の照会は絶対ないこと等を市民に周知をしていかなければならないと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） それでは、何点かについて再質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず初めに幼保一元化についてお尋ねいたしますけれども、多分幼稚園、保育所の料金が改正されるということは、幼保一元化はなくなるのだろうと、そのように私は考えます。せっかくこととして4年目を迎えた幼保一元化、そして定額において子供を預かる、このことについて風連地区

のほうの運営しているのは法人であります清風会がこれの担当をしているのですが、その辺について幼保一元化のことについて検討した経過があるのか、協議した経過があるのかをお知らせいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 幼保一元化の部分でございますけれども、幼保一元化の部分についてはこれからの協議ということで、今回は保育料の改定をまず最初に御理解いただくということで説明会等を進めてまいりました。その中で今議員御指摘のように、確かに幼保一元の部分に大変関連する部分が多いものですから、担当の職員とともにこの部分は現在詰めているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 保育料だけを審査するのでなくて、風連の場合は幼保一元化で幼稚園も保育所も一緒にやっているのです。そうすると、それを運営しているのは法人でしょう。それなら、一番先に法人と、料金を設定するのそこでないと思うのですが、やはりそういう運営している法人の会があるならばそこら辺とよく打ち合わせをして、幼稚園はこうなりますよ、保育所はこうなりますよという打ち合わせを一番先にしなければならないと私は思います。それもしないで、ただただ保育料の料金だけをどうのということになります。ですから、それをされていないのだったら、早急にそれをやっていただきたい。この間法人の方の理事さんにお会いしてきたのですけれども、そんな話一回も聞いたことないよと。幼保一元化なくなるのかと。その役員さんでさえわからないのです。ですから、それは一番先に進めて、そして金額などは決めるのでなくて、こうなるのでどうですかとか、幼稚園はこうですよとか、そういうことをやっていただきたいと思っておりますので、それはぜひお願いしたいと思っております。

それから、保育料なのですけれども、先ほど申

し上げましたように新市において定めるということは、私どもにしてもそうなのですが、この間の説明会でも言われていますように合併の中で決まったのだよといったときに説明何て言われましたか。合併する中で決まったなら、説明しなさいと父兄から言われたときにあなた、答えましたか、何か。一言も答えませんでした。それだって、あのときは私もちょっと参加させていただいたのですけれども、資料としてはこの資料1枚。3歳児以上、3歳児以下、これだけしか提出していなかった。そんな中で説明が終わったから、とても私は理解できないと。ですから、新市の保育料というのは新たに定めるといふことは、これからこうだからいろいろな積み上げを起こして、それでこうなるよと。それは、現行の名寄市のゼロから8万円に合うと。だから、こうだからと説明するのならいいけれども、3年間の間にそういうことをいろいろなことを踏まえて協議をした経過があるかないかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） その件につきましても議員御指摘のとおりでございますけれども、ただ新市において定める保育料ということにつきましては、この際いろいろ調査いたしました結果、協定書の中に書かれている内容といたしましては、旧名寄市、旧風連町もそれぞれ国のベースとはかけ離れた部分がございます、とりあえず7年間という部分を踏まえている意向といたしましては値上げの方向ということで、旧市の保育料に合わせるという考え方が議論の中でされたそうであります。そのままの状態ですと、また国に合わせるという議論が出た場合ということも加えまして、新市において定めるという表現になったというふうに伺っております。そういったことございまして、新市における定める保育料という考え方ににつきましては以下のとおりでございますけれども、それ以降の3年間、合併から今までの3年間につきましてはまさに3年後の据置期間を経てから議

論するというような部分ではなく、既に最初に合併したときに新市に移行しました保育所の利用の方に対して保育料として設定したのが新市という解釈で進んでおりましたので、そういうことで御理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 言っていることがわからない。私自身ゼロから8万円が高いとか安いとかというのではないです。名寄市がそれに倣って、それに合わせると。それはいいのです。でも、あの説明会にいたら、ゼロから8万円になったのはこういうわけだからと。ゼロから8万円になって、それに合わせてほしいと。その説明がなくて、名寄市で決めたからと。その決めたゼロから8万円になったのはどうなのだと聞かれたとき、その説明をしなければならぬでしょう。そして、今回統合するのはいいので、しなければならぬのはわかるのですが、そうしたらあのときに言われたように私も思うのですが、保育料のあり方、名寄と風連の保育は違うと思うのですが、それはどうするのだと。賃金はどうするのだと。パート代金はどうなるのだと。そういうことを踏まえて審議しなかったら、それもちょうど説明しなければならぬと思うのです。私の調べたところでは、保育所の保育の仕方というのは違います。賃金については、職員の賃金、初任給については大体同じだと思います。それから、保育所にはパートさんがいっぱいいますよね。パートさんがいる中で、風連の人のパート代は1時間750円です。名寄のパートさんについては960円でしょう。それだって統合したら、合わせていかなければならぬ、当然ばらばらでないと思いますから。そうしたら、その辺もこういうぐあいに協議したよ、そういうものを含めてちゃんと協議した結果、そして積み上げた結果、現在の名寄市のゼロから8万円になるのだよと、そういう説明を父兄にしなければならぬでしょう、参加した人たちに。それもなかったでしょう。ただただ7年間あるから、

その差額を7つに割って、それで1年目は500円だよ、2年目は1,000円になりますよと、そんな説明だけで、その中で御理解いただきます、御理解いただきますと。そういう説明をしないで、どうして風連の保護者の人が納得できるのですか。ですから、そういうのを積み上げた結果、こうなったからゼロから8万円になったよと、そのように説明をすべきだと思います。だから、国の基準というのですか、あの基準額は国ではあれ以上超えてはならないですよという基準です。あれを下げるのは何ぼ下げてもいいのですから。それを名寄市の場合は基準に合わせたよということでしょう。そうしたら、その基準に合わせた理由の説明、それはしなくていいのですか。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 保育所の運営につきましては、国の基準に沿って保育料という形でお納めいただく中で運営されているということでございます。

それで、先ほど谷内議員が最初のほうにおっしゃられました風連の保育所のパートさんの賃金と名寄の保育所のパートさん賃金が違うよということにつきましては、この議会の中でもどちらかの議員が御質問される分かと思えますけれども、臨時職員の賃金という体系が公的な機関、いわゆる市役所と民間機関という部分で違っているのかというふうな認識であります。

それから、話が戻りますけれども、国の基準において定める料金ということで、名寄市も国でいう最大限の8万円につきましては、3歳児未満あるいは3歳児以上でそれぞれたどり着いていません。そういったことから、たどり着ける努力ということで長い間名寄市は改定の方向で進んできておりました。まだ改定ができない状態で合併の協議ということになりましたので、そういう意味からすると8万円を理解できるのかという部分につきましては、ちょっと説明が足りなかったなという部分も確かに感じておりますけれども、その足

りない部分につきましては当然一般的な部分での財源の補てんということでございますので、その補てんが次の行政サービスにも関連するかということ踏まえまして、なるべく国の方針に沿って名寄市の保育料を上げていくということを前提としております。ただ、説明不足だったということは重ねておわび申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 3年間もあったのですから、据え置き3年間というのはその中で新市の料金を設定して、それで早い時期に住民に知らせると。保護者にも知らせると。それでやっていかなければだめなのです。やはり住民合意が一番だと思いますので、この料金についてはこの議会で決めるものでもないとは思っています。これは、あくまでも役所のほうでこういう案を提示して説明をして、そこを利用するその保護者たちの理解、これがなければ決まらないことなのです。それが一番だと私思っていますので、その辺は十分やってもらわなければならないのですが、そのことについてお聞きしたいのですが、この料金でこの紙示された、これを決めたのはいつなのかと。私8月だったと思えますけれども、保育料の料金については3年据え置きで決まるというのですが、もう3年終わるのだけれども、どんなことになっているのだと電話したことがあります。そのときは、何も決まっていませんでした。それで、こんなこと言ったらちょっとあれかもしれないけれども、9月の定例会にそれを私は質問したかったです。でも、そのとき何も決まっていなかったから、それを質問しても答えられませんでした。だから、9月以降ですよ、この金額決めてこういうぐあいに七分するといったの。そして、いきなり9月から10月に説明会しましたよと。それは、2回しかやっていないでしょう。それでは、説明不足といっても最も激しく、ひどいことだと私思うのです。ですから、私の考えとして申し上げますけれども、父兄が一番みんなが集まって

くる、何のときですか。入所式でしょう。入所式のときに来たならば、その父兄の人が集まってきたときにきっちり説明、3年間あったのですから、入所式は。その3回のときに入所式などに行ってきたと説明をして、保護者なり関係者の人の理解を得る。これが私は一番だと思うのです。あの時期に農家の人は農作業の真っ最中で、忙しい中に集まれと云ってだれが来るのですか。そして、2回やったから、説明会終わりましたから、これに協力してくださいと。そんなことになりませんよね。私は、これは関係者に対する説明不足だと思います。ですから、もう少しそのことについて説明をして、機会を与えて理解を求めるように努力していただきたいと思います。

それから、そのことで後で市長にもお尋ねしますけれども、その次に未収金についてお伺いしたいのですが、未収金は本当にたくさんあります。約500万円近い未収金があります。それらについてまず一番先にお聞きしたいのですが、この未収金が出たときにおいて、その未収金額というのはどのように処理されているのか、また5年なら5年、3年なら3年でいいのですけれども、それは不納欠損などにおいて行われているのか、その辺をお願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 不納欠損の部分については、ちょっと今手元に資料を持ってきておりませんので、後段でお示ししたいと思いますけれども、未収金につきましてはなるべく残さないということで督促をしながら、回収に努めてまいりたいと思っております。ちょっと言葉足らずでございますけれども。

○議長（小野寺一知識員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） ちょっと理解できないところがあるのですけれども、だからこの間来ているときに私言いましたよね。未収金についてはどうなっているのだと。なぜその未収金が出るのだと。不納欠損しているのか、していないのか

と聞いたとき、私はこの間来ているときにそう申し上げました。それで、今その資料がありませんと。どういうことなのですか、それは。

それから、それはそれで後でもいいですけども、なぜそれなら未収金がこれだけ、1年間に四百九十何万、約500万円近く出るということはどうして出るか。単純に私が考えれば高いから出るのだと。この間も名寄の父兄の人、子供を持つ親が私のところに何人か来てくれました。その中でおったときに今風連と名寄が統一するのだったら、それはいい機会だから、高いから少し下げてくれないか、こんな意見もいただきました。その人の中で何人かの来てくれた中に、私はお金払っていないのだという人がいました。その人にいろいろ話をさせていただきました。年収300万円ぐらいなのですよと。それから、家賃も払うのですよと。生活もするのです、車もあるのですといろいろお金を示していただきました。こんな中でその人は多分約4万円ぐらいのランクだったのですが、これでは払えないのだと。2人もおったら、どうやって払うのだと、そんなことを聞かされました。ですから、私としては未収金が出るということは全部とは申し上げませんけれども、これが高いのだろうと、そんな考えを持っているのです。ですから、その辺をその人の言うのにはもう少し見直しをしてもらえないかという意見だったのですが、その未収金が出たという形について、未収金が出るのはそれはいろいろあるのですけれども、どのようにお考えかをお願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） まず、不納欠損でございますけれども、今年度の3月31日につきまして時効が5年という部分と執行停止が3年という部分で、不納欠損を処理した部分につきましては106万2,210円でございます。この部分については、地方自治法の第15条の7項で無財産あるいは生活困窮、居所不明等の理由によりまして不納欠損処理をしているところでございま

す。

それから、今のなぜ出るのかという部分ですけども、谷内議員御指摘の部分でございますけれども、今言いましたように生活の部分と収入の部分と比較すると高いという部分でございますけれども、今までの流れの中でそれ相応の保育料という設定で来ておりますので、この場合4万円の階層といいますと3歳児以上では定義は17万円以上という、年収部分にそのような保育料が定義されておりますので、そこの部分をお払いをお願いしたいという部分で、確かに風連では最大限が1万3,000円という部分からいたしますと、名寄にはかなりの間差がありますけれども、そういうもともと御理解をいただいて保育所を運営しておりますということを御理解いただくしかないのかなというふうに考えておりますので、言葉足らずの答弁でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（小野寺一知識員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 多分未収金出て何年も残せないから、何らかの形で5年なり3年なり、それは不納欠損していると私は思います。それなっています。それは仕方ないのかなと思うのですが、やはりそういうことはしてしまったら、払わなければ不納欠損で終わるのだよということになるのです。だから、これを言ったとき、さっき答弁いただいたときに何かといったときに、これからは手紙や文書においてやっていきたいよと、そういうことで言っていたのですけれども、手紙や文書を手渡して払ってくれると思いますか。今までずっと過去において未収金があるのですから。毎年ありますよね。それをもらうためにいつもその手紙やっていて、払ってもらえましたか。これは、ちょっと段階として、手段としては違うかなと。やはり1軒1軒行って、いろんな家庭があるでしょう。どうしても払えない家庭もあるでしょう。また、ずるして払わないところもあるでしょう。そういうところへ訪問して行ってそれをよく話して、そして理解を求めてそれをもたらってくる。

そうでないですか。今年度から12月についてはその月間ですから、文書を手渡して電話してそれに努力しますなんて、そんなのダメです。電話、今までそんなことやったでしょう。文書出したとか手紙出したとか、今まで過去にやったことです。これからやることは何だといったら、大変だと思いますけれども、1軒1軒訪問してお願いして、もらえるものはしっかりもらってくる。どうしても払えないところは、それなりの中で協議して決める。それが一番大事だと思いますけれども、どうですか。

○議長（小野寺一知識員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 徴収部門と協議の上で、なるべく滞納が起きないように努めてまいりますと思ひますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりました。未収金については、そのようなことでしっかりやっていただきたいと思ひます。

それから、説明会の意見の見直しということで、意見はどのように反映するかということなのですが、あのときあなた方の説明は何だったのですか。私もその場に同席させていただきました。私は関係ないのですけれども、たまたまうちの孫が行っていたものですから、それを聞きにということですか、行ったのですけれども、始まり、さきに出ましたようにあのときいろいろな意見が出たでしょう。一番先に出たのは、合併によりこういうぐあいに決まったのだからと説明したときに何と言いましたか、質問で。それなら、合併はどうやって決まったのだと。それを説明してくれと。あなた、答えましたか、だれか。合併でこういうぐあいに決まったときちょっと説明しなければならぬでしょう。それなのに先ほど言いましたようにこんな文書一枚出して、合併で決まったから御理解願ひます、御理解願ひます。7等分したから御理解願ひます。それでは違うでしょう。そのときに言っ

たのです。これを説明したときにあと何と言いましたか。このことについて御意見ありませんかという形で父兄に言ったでしょう。そうしたら、幼稚園はどうなるのですかと聞いたら、きょうは保育所の説明会ですから幼稚園は関係ないのだと。これから2年後なのだと言ったら、そのときに幼稚園の関係者みんな帰ってしまったでしょう。その人たち何と言っていましたか。幼保一元化なのに保育所だけはよくて幼稚園は関係ないとはどうということなのだ大変怒っていました。そんな説明をしてはだめでしょう。その中にもあったでしょう。一番私が心を痛めたこと。私は、今現在1人の子供を保育している。これだけ値上げになってしまったら、次の子供を産みたくてもできないのだと。今1人だから、もう一人か二人欲しいのだと。でも、これはこの後子供ができたときは保育所に通う金がないからできない。そんな意見もあったでしょう。それに対してあなた方何て答えた。何も言わなかった。ただただこうなったからお願いします、お願いします、御理解ください。それで、これを見ていたら今後この意見はこの後において活用させていただく。あなた、これから後のこと聞いたのではないでしょう。あの説明のときは料金の設定についていろいろ説明して、それで御意見をもらったら、その意見をちゃんとこれへ反映しなければならぬでしょう。それをこれを見てみたら、今後って何なのですか、これ。あのときの意見はこの説明に対しての意見だったと思うのです。その辺はどうですか。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 先ほどの説明にもありましたように、あのときの説明会につきましては保育料を7年間で上げていくという方法論ということで考えておまして、その意味からすると説明不足の部分は確かに免れないのかなと思っております。ただ、あの部分でおわかりだったのかどうかは別といたしまして、保育料を設定されている金額がそれぞれあるのですけれども、第

2子につきましてはその額の半分、それから第3子につきましてはその額の10%ということで、それぞれ軽減がかかるような状況で保育料の設定がされておりますので、一概に第2子はその倍額というわけではないということで、またその席でも御説明申し上げましたけれども、すなわち名寄と風連の部分の間差が極端ということがまず頭的前提にあるのですけれども、名寄の部分というのはそれ相応の理解の中で進んでいる中で、たまさか風連の1万3,000円との比較になりますものですから、非常に間差額を見てショッキングな説明になったのかなというふうに思っております。

それから、高過ぎる、安過ぎるというよりも、所得につきましては当然所得があるということ为前提にして、保育料は応能応益の世界ということで、所得のある方については応分の負担ということを前提に考えておりますので、その差額分といえますか、運営費の中の保育料あるいは国の交付金を除く部分は市費で埋めるという部分から申しまして、応能応益の部分については御利用される方も御負担の考えを持っていただきたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 所長、ちょっと違うのではないですか、私聞いたの。私に説明してもしようがないのです。それだけわかっているなら、何であの説明会でそうやって説明しなかったのですか。ですから、言っているようにあそこに意見が出たときにあなた方は一つも答えなかったでしょう。だから、9月、10月にやって、11月にもう一回説明会してくれと言ったけれども、あなた、できましたか。父兄に断られたでしょう。あんな説明会なら、何回聞いても仕方ないから聞かないと。それはやめるということで断られなかったですか。そして、今説明したのは私が言ったから、私に説明してどうなるのですか。そうしたら、父兄に今の言ったこと説明しなければいけないでしょう。それをしなかったから、あなたたちは2

回やった説明会はだめだよと。あれは報告会ではないのかと。こう決まったから、こうしてくれということだけだと。それでは、住民に対する説明責任は果たされていないよということなのです。だから、あの意見を出たものをこれからこの料金はまだ決まっていませんから、合わせる、合わせたで、やっぱり説明してこうだとやっていかなければならないと思うものですから、その中できちっとしたこの個人個人に対しての説明をしていかなければならない。説明責任がなされていない。そんなことから、私自身としては来年、21年4月からそれをやっていくというのは無理だと思います。そんなことを含めてやっていかなければならないだろうと思っています。

それで、私自身もちょっとわからないところがあるので、お聞きしたいのですが、保育料については多分私の記憶では半分、2分の1が国で出してくれるのだったと私は記憶しているのですが、そして4分の1が道なり、あとの4分の1が市町村、そしてその市町村の負担分については保護者から出してもらう、こんな形で決まっているのかなと思うのですが、もし間違った点があったら、わからないのですが、その辺を教えてください。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 議員のおっしゃるとおりでございます。そこで、国が設ける基準という部分との8万円を最大限としてということで集めるのですけれども、財政力に余裕のある市町村につきましてはそれよりも低い価格を設定するなりということで、その部分は当然市費で埋めていくという中で運営されております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりました。

それで、市長にお尋ねしたいのですが、今聞いておわかりだと思うのですが、私自身どうしてもこれについては説明不足だと。説明責任は果たされていないと。また、法人会のほうにもそんな話しされて何も知らないよと言われましたし、父兄

の人方についても説明をもう一回やってくれと言ったら、もうあんな説明聞かなくていいと、説明会要らないと、そんなことになっているのです。ですから、できることだったらもう一年ぐらい延ばして、これをゆっくり住民なり保護者なりに対してやっぱり協議し、説明してることが大事だろうと。こんなことから、もう一年あたり理解を求めるためのあれを延ばしていくことはできないものか。それから、やっぱり親が安心して子育てをできる保育については、市長としてはどんなように考えているのかなと。

それから、もう一点、子供たちが保育所、幼稚園行っているのですけれども、私の考えとしてはやはり子供は国の宝と昔から言われてきました。その宝物を育てるのには、そこに住んでいる市民全員でそれを守っていかなければならぬだろうと思います。そんな観点からいって、当然市長さんは市長さんの執行についていろいろ考え方違うのですが、私ども風連町では1万3,000円と定めていたけれども、1万3,000円以下で保育をやっているところもあります。これはなぜかと聞いたたら、その市長さんの考え方ののだと、そんなことも聞かされました。そんな中でこれから島市長の考え方によって、子供に対する予算はどれぐらいの金額を設けてやっていきたいのか、その辺をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 子育て支援に大変熱心に谷内議員がお取り組みをいただいていることに対しては敬意を表したいと思います。

合併の前段では、当然それぞれの自治体が行っている施策について情報交換をしながら、それらの統一を図ることにどのような手法があるのかと、こういうことで協議をしてきた経過があります。合併前の段階でそういう議論をしております。風連町さんは、それぞれの地区にありました季節保育所も含めて統合を図って、1カ所に集中するこ

との政策を進めて、その中で一定の定額制に保育料を定めたと、こういうふうに向っております、当時の風連町の理事者を初め議会皆さんのそうした子育てに対する熱意を伺っておりました。名寄市の場合には、季節保育所については定額ということで進めておりましたけれども、市内の一般の市民を対象にしての保育料というのは所得に応じた保育料と、こういうことでありますから、場合によっては1万3,000円以下の保育料で預かっているケースももちろんあるわけでございます。ただ、所得の多い方については所得に連動して保育料を定めておまして、国の最高基準では8万円というところを6万7,000円に上限を抑え、さらには所得の区分を国の区分よりも小さく細分化して10区分まで設定をする中で、きめの細かい保育料の設定をしてきたと、こういうことでございます。近年になりましてから少子化が大きな国の課題にもなっております、個人的には本当に子育てに御苦労している皆さんに手当を出している自治体だってあるわけですから、保育料をできるだけ抑えるということが望ましいということは承知しております。一方、いろいろな福祉全般のことを申し上げますと、例えば高齢者の比率が高まることによって非常に医療費を中心にしての市町村の負担というのが多くなっております。そういうバランスから考えて、旧名寄市のスタンスとしては上限額あるいは所得の区分というものにきめの細かさを設定をしながら、できるだけ国が定めている基準から大きく逸脱しない範囲で保育料を設定していこうと、こういうことで努力をしてきていた事実があります。18年3月27日の合併に基づいて、新市の保育料というものを設定をしておまして、旧風連の子供を育てる皆さんにつきましては3年間旧風連の保育料の維持ということで頑張っているわけでございます。その後の7年間をかけては福祉の所長から説明をしたとおり7分の1ずつ平成21年から改定をしていきたいと、こういうことでございまして、説明会

が十分でなかったというのは福祉の所長もそのように議員にはお答えをさせていただいておりますから、私も十分でなかったと、このように認識をしておりますけれども、このことについてはしっかりと残された時間の中で説明をしながら、新年度からぜひ新しい料金体制に入っていきたいと、こんなふうに思っております。

幼稚園、保育所を運営している法人の方に対しては、住民負担がふえることによって法人の収入がふえるという、そういう仕組みにはなっておりません。これは、今名寄市内で進めている認定こども園、このケースと全く同じでして、問題は自治体が保育料で不足をする分、市民の預かっている税金で補てんをする額に差が出ると、こういうことであります。私どもも国の基準が2分の1、あるいは北海道が4分の1、名寄市が4分の1という公式どおりの金額で計算をされていけば子育て支援にそう大きな市民の税金の投入ということをしなくて済むというふうに認識をしておりますが、国の基準等については必ずしもその市町村で運営している保育行政の2分の1の補てんをしているという性格のものではありません。一定の基準を持っているということで、しかも三位一体改革の中では国が措置している額というものが地方交付税の中に一元的に入っているということで、その係数というものが明確に出てこなくなりました。全国一律の基準で算入をされるということでありますから、私どもはそれまでも超過負担という形で相当の税金を子育てのために、保育所運営のために使わせていただいておりますから、そのバランスの中で今後もしっかりと名寄市の保育行政を進めていかねばならぬと、こんなふうに思っているところでございます。

1年延ばすということについてのお尋ねをいただきました。ぜひ残された時間に精力的に取り組みをして、その計画に狂いを生じないように努力をしていきたいと、このように思っております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番(谷内 司議員) よく理解するところでありませけれども、今市長に答えていただきましたが、本当にそうだと思います。私もわかるのですけれども、やはり計画の中では21年度からそういうぐあいにしていきたいという計画がありますから、それを延ばせというのは無理なところがあるのですけれども、私は思うのです。それは、市長の言ったとおりあなた方は一生懸命努力してもらって、それらに向けてやってもらわなければなと思うのですが、もし住民に対しての、保護者に対しての説明ができなかったそのときには、どうしてもそれは21年からやらなければならないことはないですから、一応決めてあってもここでそれを住民説明会ができなかったからもうちょっと延ばしてほしいということは、それはできると思います。そんなときにおいてはそのような対応でやっていただきたい、そんなことを切にお願いして、この問題について終わらせていただきたいと思います。

次に、定額給付金の対応なのですけれども、部長から言われましたようにわかるのです。一番私が恐れているのは、現金にて口座振り込み、そういうことがあるのですが、このことが内閣の中で2兆円が出たときにもうすぐ市役所の職員だと名乗って口座番号の聞き出しなんかも電話があったようです。そんな事件あるのです。ですから、我が市においては、大体私が推察するのには総額で約5億円ぐらいのお金が我が市に入ってくるのだと思います。それを金庫に置いておいても大変だろうし、そして1件1件の聞き取りにしても大変だろうし、また個人情報もあって、そんな中で口座番号を聞くのも大変だろうし、そんなことでどんなことをしたいのかなと思います。私は、それはどっちにしても、郵送にしたって前も申しあげましたけれども、選挙管理委員会のときの入場投票券においても100通以上が届いていなかった。そんなことがあったのです。そんなことからいっても、それも絶対だめとは言いませんけれども、

そういうミスが生じるのだろうなど。そんなことから、私の考えを述べさせていただくならば、今現在商工会にしても大変不調でひどいと。そんな中で今月20日からプレミアムつきの商品券を販売したい、こんなことを、1割ですよ、10%ですから。それをやっていきたいと、こんな努力しているのです。できるできないは別にして、私の考えとしてはその時期に対したら4億円、5億円のお金があるのですから、商工会、農協などとよく協議した中でプレミアムつきの商品券を全戸に配ると、こんな考えを持っているのですが、その辺についてどうですか。お伺いしたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 12月10日に新聞に出ましたけれども、興部町で町内の世帯半数に基本金額1万円の商品券をお配りするという出でいましたけれども、今谷内議員の言われました商品券を配るか、国が言っています定額給付金を配るか、どちらにしましても全世帯に対してそのような現金なり商品券を配るといのは、前回の地域振興券でも全世帯を対象にしておりませんでしたので、いずれにしましても相当の事務負担と混乱が生じるものかなというふうに思っています。国の今回の制度につきましては、定額給付金ということで現金もしくは口座振替によって、商品券でも地域振興券とは違うものの交付ですので、議員のおっしゃりたい地域経済に寄与して、住民の生活安定に寄与するという部分では十分理解できるのですが、興部町の前資については国の追加経済対策で取り組んだ事業でありますので、現実的には定額給付金制度につきましては商品券とかで給付するというは難しいものだというふうに理解をしています。

○議長(小野寺一知議員) 谷内議員。

○21番(谷内 司議員) そうだと思うのですけれども、それはわかるのです。でも、一応これは現金になっていますから。でも、それを現金でなくなったらこういうぐあいになりたいというこ

とを市長を筆頭にしてそういうところに行って、お願いするなり何かしていけばだめではないと思うのです。やはりそういうところをお願いをするなりなんなりをしてそれを認めてもらう。そして、商品券にすればそのお金4億円とか5億円が全部この名寄市に落ちるのだよと。やはり現金だったらいろんなことがあると思うのですが、それよりもそういうほうがいいだろうと。そして、そういうことで今回にしても10%アップのプレミアムつきの商品券を発売していくのだよと、それだって商工会だってしたくないのです、10%も出して。でも、これは我がまちに対して、我が市に対してこうだよということをお金が大変だからとやっているのですから、それに対してそれを得るために市長を先頭にそういうところへ行ってお願いをするなりなんなりをしてそれを実現してやる、これがこれから今現在の商工会の、会議所の中の商店街の人たちのためにもなるだろうと。そんなようなことを考えますけれども、そんなようなことで上部機関のほうに、市長会を通じてでもいいですけれども、まだ決定していませんから、そのような考えありませんか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 多くの国民が望むような部分については、過去国保の保険料関係とか、さまざまなことで北海道市長会初め地方六団体と連携をしまして国のほうに要請をしてきました。現実この定額給付金の関係につきましては、国のほうで定率減税の減税政策から衣がえをした定額給付金ということでございまして、それぞれ多くの国民のほうからも意見が分かれている現状でありますので、国がこの定額給付金を本当に予算化できて実施できるかについても現時点では不透明なところもありますので、今谷内議員のおっしゃる分については十分理解はできるのですけれども、特に多くの市長さん方を初め市長会、地方六団体を通じての要望には現時点の考えではなかなか難しいものがあるというふうに考えておりま

すので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 本当に難しいと思いますが、難しいからではダメなのです。それを強く熱望して、こうしてほしいのだと。我がまちに対して本当に商店街は冷え込んでいるのだからこうしたい、そんなことでやっぱり要望して、難しいかもしれませんが、でも、100%ではないのですから。だから、そんなことをしていただいて、商工会のために努力していただきたい、そんなことを申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で谷内司議員の質問を終わります。

財源の確保対策について外3件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

財源確保対策についてお尋ねいたします。地方交付税の減額、三位一体改革の地方財政の財源移転も進まず、地方財政は緊迫の一途をたどっております。本市のような財源力に厳しい自治体は、存続すら危ぶまれております。そこで、求められているのは自主財源の確保であります。本市は、9月定例会において名寄市ふるさと応援寄附条例を制定いたしました。ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したい納税者に自治体がメニューを示している中で、名寄市も1つに大学を生かしたまちづくり事業、2つに天体観測を生かしたまちづくり事業、3つに雪を生かした雪に強いまちづくり事業、4つに医療と福祉による安心して暮らせるまちづくり事業、5つにその他まちづくり事業に必要な事業という受け皿となる基金をつくることによって、必要額に達したら事業化するものであります。高校まで地元で教育、福祉と費用を負担しても、税金を払うころになると地元で就職もなく、都会に出ていってしまう。ふるさとに貢

献できる制度として設立されたものであります。住民税の1割を上限として住んでいる自治体に納める制度であります。本市出身者が積極的に納税することを期待するよりも、市から積極的にお願いをする。例えば本市出身者に文書でお願いするとか、東京なよろ会等のふるさと会に参加してお願いする等々のPRはどのように進められているのかをお知らせいただきたいというふうに思います。

各市町村は、財政を少しでも改善させるために必死でふるさと納税獲得のために努力し、知恵を絞っております。他市では、ふるさと納税対象者に地元物産品を贈呈し、ふるさと納税をふやしているところもあるそうですが、本市としても取り組むことも必要と思われませんが、理事者の御見解をお願いいたします。

次に、景気低迷と人口減少で市税の収入が伸び悩む一方、国の三位一体改革で地方税の大幅な削減の中、財政が大変逼迫してきている状況に至っております。そこで、財政の改善の一助として夕張や芦別市、札幌市でも昨年からはインターネットオークションで市有財産の売却をする試みを行っております。名寄市もこの収益を一般の財源化に繰り入れて活用していくことも必要かと考えております。この財政難を克服するため、無駄の削減を徹底させるとともに、市有財産の売却の考えについて理事者の御見解をお願いいたします。

次に、大きい項目の2つ目、CO₂削減を目指してということで、11月20日よりレジ袋の有料化が始まりました。CO₂削減を目指して大変に重要なことと思っておりますが、私も妻も安売りを買いに大手デパートに行きますと、男の方がレジ袋5円になりますと言うと平気で下さいと言って買っている姿をよく見かけます。コンビニエンスストアからはレジ袋をぶら下げてくる方々もよく見られ、大手4社のレジ袋の有料化が始まり、レジ袋の削減の効果と有料による来店者への影響はどのようになっているのか、お知らせいただき

たいというふうに思います。

今までは、レジ袋にペットボトルや缶を入れ、資源ごみとして出されておりましたが、これからのように修復し、市民に周知するのをお知らせいただきたいのと、また学校でレジ袋を生徒に集めさせていただいております。その中で給食のストロー等、これからの環境のCO₂を削減する考え等を生徒に教えることを進め、レジ袋を集めさせていただいておりますけれども、そのレジ袋の対応についてどのように周知するのをお理事者としての御見解をお願いいたします。

名寄市は、資源ごみを透明か半透明の袋に入れ、プラスチック容器や包装類、ペットボトルの資源ごみを回収しておりますが、プラスチック容器や包装類のペットボトル等の資源ごみの取り扱いと処理方法はどのようになっているのかをお知らせいただきたいというふうに思います。

他市では、ペットボトルのキャップを資源ごみで回収されて焼却処分とされておりますが、NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会の運動に賛同し、協力し、市役所、産業会館、環境コミュニティによる等の会館に専用ボックスを設置し、市民のだれもが参加できるよう推進しております。本市もお金をかけて資源ごみ、資源を処理するよりも、CO₂の削減の目標もあり、行政に実行する義務はあると思います。また、人道的立場から、お金をかけて処分されているのであれば一人でも多くの子供のためにワクチンを送る行為は市民も賛同されると思いますが、ワクチンのため行政施設に回収ボックスを設置することについて理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3つ目、児童生徒の学力向上についてお尋ねいたします。北海道教育委員会の学力向上に向けての5つの提言、考え方が出されました。名寄市教育委員会が各学校に対してもいろいろな指導をしておられます。1つには早寝早起き朝御飯運動の奨励、2つには読書活動の充実、3つには家庭学習の奨励を推進しております。道教委か

らも出された5つの提言の内容よりさらに充実に取り組んでおられるというふうに思っております。本市も全国学力テスト、学力・学習状況調査の報告を受け、名寄市教育研究所に指導改善検討委員会を設置しまして、子供たちの教育水準の向上に向けて検討を進められておられると思います。全国学力・学習状況調査の結果と学習向上に向けての本市の取り組みについて理事者の御見解をお願いいたします。

大阪では、2005年から地域のボランティアや元教師の協力を得まして、子供たちが放課後に自主的に参加できる宿題塾というものを実施してきておりました。しかし、この学習、学力調査で最下位と低迷している中で、進学塾の講師を招いて放課後や土曜日に特別授業を実施している杉並区和田中学校の事例などを参考にまなび舎事業というのを導入いたしました。本市も深刻な学力低下の問題のために、教育のまち、名寄のためにまなび舎事業の実現に向け取り組む必要があると考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の4つ目、風連高校の体育施設についてお尋ねいたします。風連高校は、平成22年3月に閉校を予定されております。現在風連高校の野球場とテニスコートは、昨年より使用されていないような状況であります。2年間使用しないことによって、グラウンドは再び整備しないと使えない状況になります。現在の風連中学校のグラウンドに比べ、風連高校の野球場とテニスコートははるかに整備はされているように聞いております。PTA保護者より、できれば放課後、土曜日、日曜日、祝日、クラブ活動を2年前倒して使用できないかという声が上がっております。これについて理事者の御見解をお願いいたします。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 高橋議員から大きな項目で4つの質問をいただきました。1つ目は私のほうから、2つ目は生活福祉部長から、3つ

目及び4つ目は教育部長からの答弁となります。

それでは、財源確保対策について、小項目でふるさと納税について質問いただきましたので、お答えいたします。平成20年第3回定例会において名寄市ふるさと応援寄附条例を制定させていただき、その後名寄市ふるさと応援寄附条例施行規則も9月7日に制定いたしました。PRの状況につきましては、10月1日より名寄市のホームページにふるさと納税、ふるさと名寄を応援してください欄を立ち上げ、ふるさと納税制度とは、寄附金の使い道、申し込み方法と納入方法、税金の控除を受けるための手続、寄附申込書のダウンロード、名寄市ふるさと応援寄附金実績報告書、応援寄附金に関する条例、規則の各内容を全国に発信いたしました。また、広報なよろ10月号に2ページにわたり掲載し、市民の皆さんに親戚や知人、友人にも声をかけてくださいとお願いをいたしました。さらに、チラシ3,000枚を作成し、関係団体や公共施設に依頼するとともに、東京なよろ会総会や市内3高校の同窓会の皆さんにお願いをし、PRをさせていただきました。現在のチラシ配布枚数は15件の1,800枚強になっておりまして、今後は東京なよろ会やさっぽろ名寄会の御協力により各会員の皆様をお願いをすべく、現在関係書類一式を送付する準備を進めているところです。

現時点での寄附金総額は、5件の110万円になりました。内訳は、市内1件30万円、道外4件の80万円で、そのうちの2件は10月19日開催の東京なよろ会総会の席上においてPRをさせていただいたときの会員の方の寄附です。メッセージの中にスキーツアーに毎年参加し、皆様の温かい歓迎を受け、名寄がふるさとに思えるようになったお礼とありました。また、他の2件のメッセージでは、オートバイで旅行した折、名寄の人に親切にいただき、よい思い出になったお礼、もうお一人は税務関係の仕事で名寄市役所を訪れたとき職員の対応がよかったお礼とそれぞれ

心温まるメッセージをいただきました。

特産品等のプレミアにつきましても、この制度の趣旨がふるさと納税を通じて地域間の財政格差を縮小する制度であり、ふるさとを応援したり、ふるさとに貢献したいという寄附者の思いを大切に、多くの人に名寄を知ってもらい、つながりを広げていきたいと考えており、寄附者には名寄に訪れていただいた折に北国博物館、サンピラー温泉、スキー場、パークゴルフ場など公共施設を無料で利用できる優待制度を考えており、条例制定時におきましても議員の皆様にも説明させていただきましたので、特にプレミアムをつける考え方は持っておりません。現時点では、ホームページやチラシなどの内容をわかりやすくしていくなどの検討を重ねながら、推進をしていきたいと考えております。

なお、道内の市町村で特産物等のプレミアを行っている市は、隣の士別市を含む4市15町村で、1割程度となっております。今後もさらに議員の皆様を初め関係団体の市民を通じ、PRに努めてまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、市有財産のネット売却についてお答えいたします。お尋ねのインターネット公有財産売却、通称、ヤフーオークションとありますが、につきましては道内では札幌市、夕張市、芦別市の3市が既に実施しております。このうち芦別市につきましては、さきの総務文教常任委員会の視察でもお話を伺ってまいりました。芦別市の実施内容につきましては、出品件数は市長公用車、消防救助工作車、カメラなど23件、申し込み件数は延べ613件、入札件数は503件、落札価格の合計は480万円程度となっております。課題としては、住民票や印鑑登録証の提出を必要としていることから、手続きが煩雑との意見が多かったとのことで、今後は不動産と車両以外は省略を検討しているとのことでした。また、札幌市、夕張市でもそれぞれ動産、不動産を実施しているとのこと

す。

名寄市におきましても、現在遊休市有地などの売却を公募で広報などを通じて市民の皆さんにお知らせをしています。従来公共用地の関係につきましても、地元の方に持ち家を促進させていただくという観点から、地元優先を基本としてまいりました。今後は、遊休の土地や建物を洗い出して、行政財産のものにつきましては普通財産に用途を変更し、広報、ホームページなどを通じて市民の皆さんに公募売却を基本とし、応募がなかった場合につきましてはもう少し間口を広げまして、道内、道外にもインターネット公売を通じて広げて拡大をしてまいりたいというふうに考えています。貴重な市民の財産でありますので、公募売却を通じまして財源確保については図ってまいりたいと考えております。

また、御提案のインターネットでの公有財産売却につきましては、一部備品の処分につきましては検討したことがありますが、内容の問題も含めまして実施に至らなかったこともあります。今後しっかりと検討して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） それでは、私のほうからは大きな項目2番目のCO₂削減を目指してにつきましてはお答えを申し上げます。

まず、レジ袋の有料化に関連して申し上げます。資源の循環利用や地球温暖化防止などを目的といたしまして、名寄市は去る10月9日に市内大型店4店と名寄、風連両消費者協会とレジ袋削減に向けた協定を締結いたしました。その内容につきましては、マイバッグ等の持参率80%以上を目標に、レジ袋の無料配布を行わずにその削減に取り組むことやレジ袋の販売収益は環境保全活動及び地域貢献活動などに還元することが盛り込まれており、11月20日から4店の食品売り場でレジ袋の有料化がスタートしたところでございます。

ただいまお尋ねのありましたレジ袋削減の効果でございますが、ポスフル名寄店では毎日調査を行っており、9月末まではマイバッグの持参率が25%程度でございましたが、10月中旬の新聞報道以降33%程度にアップし、現在は平均85%程度となっております、有料化に伴う影響につきましてもトラブル等も特にないとの報告を受けております。また、他の3店につきましては有料化がスタートしてまだ間もなく、調査が1カ月単位ということでありまして、マイバッグの持参率が発表されておりましたが、いずれの店舗でも予想以上の持参率と伺っております。このことにつきましては、事業者、消費者団体、そして行政それぞれの事前の周知活動の成果と考えておりますので、今後も引き続き広報、ホームページなどを通じた啓蒙啓発活動を進めてまいりたいと考えております。また、あわせまして商工会議所、商工会、商店街連合会などの商業団体との連携を深め、順次市内小売店等へもこの運動への参加を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

次に、ペットボトル、缶等の回収の関係でございますけれども、プラスチック容器包装類、ペットボトルの取り扱いと処理方法からお答え申し上げます。集められたプラスチック容器包装類は年間約400トンほどで、広域で運営しております名寄の中間施設で異物、汚れのひどいもの等の除去をし、圧縮こん包を行っております。これを国の委託を受けた日本容器包装リサイクル協会の指定されたリサイクル業者に引き渡しをしているところでございます。昨年は札幌の油化施設で油に戻しておりましたし、ことしにつきましては室蘭でガス、コークス、油へのリサイクルがされているところでございます。ペットボトルにつきましても同様に年間約100トンほどありますが、三笠市の業者がカーペットの原料としてリサイクルをしているところでございます。

資源ごみの排出方法につきましては、ガイドブック、分け方、出し方ポスターにも掲載されてい

ますように、透明、半透明の中身の確認できる袋で出していただいているところでございます。議員御指摘のとおり、リサイクルの観点からレジ袋の使用についても中身が確認できる透明、半透明であればよいこととしておりました。今回レジ袋が有料になり、マイバッグを利用することになれば、当然レジ袋の利用が減ると思われれます。市といたしましては、今までどおり透明、半透明の袋でお願いしたいと思っているところでございますけれども、市販された袋、レジ袋ばかりではなく資源ごみ、プラスチック容器包装になる包装で使用した袋、あるいは少し洗えば使える袋等を使用して排出していただければ本当の意味でのCO₂削減ができるものと考えているところでございます。使えるものをとことん使うもったいないの精神をレジ袋の有料化に伴い、考えていかなければならないと思っているところでございます。また、教育現場におきましても単にレジ袋のかわりに購入した袋を使用することではなく、再利用できるものはないか等の話し合いなどをさせていただき、再使用はもとよりもったいないの精神を環境問題、CO₂削減に生かしていただければと考えているところでございます。ごみの排出方法の市民周知につきましては、平成15年の有料化の際に作成したごみ分別のガイドブックを新年度に改訂する予定としておりますので、さらなる分別の徹底を市民の皆さんにお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

3番目のペットボトルキャップの回収の関係でございます。ペットボトルのキャップにつきましては、当名寄市ではプラスチック容器包装類に区分していただき、リサイクルをしているところでございます。名寄市の回収量が約100トンほどであり、2リッターのペットボトルの容器の重量が約40グラムといたしますと、250万本のキャップが消費されていることとなります。問題は、このキャップの行き先になるかと思っておりますけれども、環境基本法をもとに循環型社会形成推進基

本法、容器包装リサイクル法が定められ、分別基準適合物の再商品化を安定的に進めることが重要であることをかんがみ、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人に円滑に引き渡すことが必要であると法律では規定されているところでございます。ただいま議員から御提言のありました、いわゆるエコキャップ運動によりまして、少しでもリサイクル処理に係る経費が削減できれば大変有意義なことであると考えております。現在ワクチン支援活動によるキャップ回収運動が民間協力団体により進められておりますので、これらの協力団体との情報交換などを行い、この取り組みがごみの減量化やCO₂削減にもつながることから、キャップ回収の体制づくりについて調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の3と4についてお答えをいたします。

初めに、児童生徒の学力向上についての（1）、全国学力・学習状況調査についてお答えをいたします。平成20年度における全国学力・学習状況調査につきましては、平成20年4月22日に市内の小学校6年生251名、中学3年生222名を対象として実施されました。調査は、教科に関する調査として国語、算数、数学の2教科の主に知識に関する問題と活用に関する問題及び生活習慣や学習環境に関する質問で、調査結果につきましては8月29日に各学校へ送付され、それぞれの結果については各個人ごとに返却されてございます。また、各学校におきましては、自分の学校全体の調査結果を分析することでそれぞれの課題を明確にし、学力向上に向けての取り組みを行ってきているところでございます。名寄市教育委員会といたしましても名寄市内各小中学校全体の傾向をつかみ、学力の向上に向けて改善を図るために名寄市教育研究所に名寄市内児童生徒の学力傾

向と学習状況についての把握、分析、各学校における今後の指導改善策の検討等を依頼したところでございます。これを受けて名寄市教育研究所では、内部に全国学力・学習状況調査指導改善検討委員会を設置し、各学校から10名の委員を選出し、検討を行ってきてございます。同検討委員会では、学力傾向の分析とあわせ、今年度につきましては学力向上にかかわる学習環境等についても分析を進めており、分析結果をもとに指導改善策の検討と効果的な実践例を形成する指導改善プランの作成に取り組んでいるところであります。これにつきましては、12月中に教育委員会に報告される予定となっております。名寄市教育委員会では、この報告を受け、各学校に指導改善プランを配付する中で、学力向上に向けて学校、家庭が連携して取り組みを進めていけるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、まなび舎事業についてお答えをいたします。まなび舎事業につきましては、大阪府教育委員会が大阪府内の小中学校329校を対象に、学生、退職教員、塾講師等を学習支援アドバイザーとして放課後自習教室を開設するというもので、児童生徒の学習習慣の定着、学習意欲の向上をねらいとして、平成20年から3カ年にわたり事業を行うこととしてございます。名寄市教育委員会といたしましては、名寄市内にボランティアとして活動を依頼できる退職教員等の数が少ないことから、名寄市立大学の協力のもとに過去2年間にわたり名寄西小学校などを推進学校として指定し、学力向上に向けて学生を派遣してまいりました。名寄西小学校では、とちの木教室として毎週1回放課後学習支援教室を開設し、子供たちの学習意欲の向上と学習習慣の定着に向けて取り組みを進めてまいりました。今年度は希望者も多く、43名が参加し、自主的に学習に取り組んでおります。これらの活動の成果や名寄市教育研究所が取り組みをまとめてきました平成19年度版指導改善プランの内容等を受け、豊西小学校を初めとしてそ

それぞれの学校におきましては各学校の状況、子供たちの実態に合わせ、朝活動の時間帯や期間を決めて、放課後あるいは長期休業中などに希望者に対する学習支援への取り組みなどを行っております。名寄市教育委員会といたしましては、今後ともこれらの各学校の取り組みを支援することで子供たちの学習意欲の向上や学習習慣の定着を図り、基礎学力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、風連高校の体育施設の活用で前倒し使用についての御質問をいただきましたので、お答えをいたします。風連高校の閉校後の学校施設について、風連中学校として転用していくことに保護者の皆さんを初め地域の方々の御理解を賜り、本年4月から北海道教育委員会と転用に関する協議を進めさせていただいております。道教委の基本的な考え方は、転用を前提として作業を進めてよいこと、本格的な協議は平成21年度に予定し、当面道教委、風連高校、名寄市教育委員会の3者は連絡調整を図ることとしております。教育委員会では、5月19日に担当者により風連高校の学校施設について視察をさせていただき、屋外施設の陸上競技トラック、野球グラウンド、テニスコートなどの状況について風連高校から説明を受け、現況を把握してきているところでございます。在校生が少なく、部活動での使用はされていない状況ではありますが、維持管理は実施しているとのことでありました。また、この間風連高校を初め道教委に対して、風連高校の在校生が卒業されるまで各施設や設備の維持、保全を十分に行っていただくよう要望しているところであります。風連高校の校舎を初め各施設については良好な保全状況であるとの認識をいたしておりますが、中学校に転用する場合は学校運営、教育課程、学習指導など高校と中学校の相違から必要な改修や補修を施さなければならないものと考えております。22年3月に風連高校が閉校となりますので、平成22年4月以降に学校施設等の譲渡を受け、速やか

に改修を施し、年度内の移転を目指してまいります。風連高校の屋外施設を前倒して使用することにつきましては、施設の管理上の課題、今後予定される転用に伴う補修工事や改修工事の課題など、困難性が高いものと認識してございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。今の部分について再度再質問と要望を行わせていただきたいと思います。

まず、財政確保に対するそのPRの部分でちょっとお聞かせいただきたいというふうに思いますけれども、名寄は今5件、110万円、きょうの北都新聞にも大きく1面に載っております。私もすごいなど。バイクに載った方が神奈川から来て、名寄市に来て本当に親切にされたので、50万円を寄附したいと。また、税務署に働いていた方が名寄で市の職員の対応がよかったから寄附したい。また、東京なよろ会に参加していた男性が寄附されて、5件で110万円の寄附に至ったという部分であります。本当感謝の気持ちでいっぱいありますけれども、まだまだPR効果が足りないのか、逆に隣の士別はもう160件程度しておりますし、金額も約370万円に達しております。夕張は別格、あのようにテレビに出て大変だという思いで全国から集まって、何百万円も寄附を募っておられる状況でありますけれども、やはりふるさとを応援したい、名寄のために何とかしたいという方々はたくさんおられると思いますし、名寄市内の方にもおられると思います。その部分でPRは十分大切なことと思いますし、インターネットもちょっと見させていただきました。そして、パンフレットも見させていただきました。すけれども、ある市民からこのふるさと納税のパンフを見たのだけれども、所得税率の減税だとか、3万円をやった場合、5万円をやった場合、10万円をやった場合と出ております。これは、だれ

を対象に出したのですかと。これをもし夫婦2人で子供が3人いた場合にはこの金額になるのですかだとかいう方々もいますし、このチラシでは何を言っているのかわからないという市民の方がおられますけれども、これどのようになったのか、どういう経緯でこういう形になったのか、お知らせいただきたいというふうに思います。

そして、今のPR、東京なよろ会、そして広報、インターネット等に出しているということによっておられますけれども、さっき総務部長が地域の格差をなくすための事業であり、住民の名寄に対する善意をもとにする行為であるから、寄附行為はなかなか難しいというお答えをされて、寄附ができない分名寄に来たときに北国博物館だとかスキー場、またカーリング場を無料で使っていたかというふうに言ったのですけれども、このパンフにはそれらしいことは書いていない。この広報にも書かれていない。インターネットきょう開こうと思ったら調子が悪くて、開いてみていないものですから、そこにはその辺の部分を書かれているのどうか、ちょっとお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） まず、おわびしたいのは、広報に載っけておりました税金控除の関係です。これ年収700万円です夫婦と子供2人ということ想定しております、ちょっとその辺の説明が不十分だったなという反省をしています。ただ、税制の関係につきましては、国税につきましてはことしから寄附されますと、今年度の確定申告を来年の3月までに行くと税の軽減になります。住民税につきましては、ことし寄附いただきますと21年度の住民税が軽減になりますので、これにつきましては地方税につきましては従前10万円以上の寄附の場合に、10万円控除だったのでありますが、それが5,000円控除に控除額がランクが下がりましたので、より税の負担軽減が拡大になりましたので、この機会を通じて市民

の皆さん方にも御理解をしていただきたいというふうに考えています。

それと、先ほどのプレミアの関係につきましては、ふるさと納税は寄附金なのですけれども、実質出身地のほう、住民登録されているところでは税の負担が軽減されるということで、全国の地方公共団体の格差を是正するための一種の税の納付であるということもありましたので、税金にプレミアをつけるという発想は持っていないということの前提で、同じような考え方を持っています。ただ、多くの市町村は地元の特産品をこの際にPRしようということをやっているところもありますので、その辺名寄としては区別をさせていただいて、先ほど言いましたようにふるさと納税の趣旨を考えますと、名寄をふるさとと思ってくれる方が名寄に来ていただいたときにできるだけ税金を使わないで市の公共施設を優待させていただく、無料で使わせていただくということを考えています。これ現実まだ現在検討して、例えば優待カードみたいなものをつくって、そこに博物館とか何かを使えるような、そういうものもちょっと考えておまして、まだ現実的にはホームページ上に載っけておりませんので、寄附された方のほうには名寄の広報であるとかチラシなんかを郵送させていただいて、ぜひ名寄に来たときにはそういう公共施設の無料使用の関係について優待させていただきますと、そういう形で今現在進めておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 今この税法上の部分、なかなかわかりにくい部分がありますので、市民にぜひ周知をしていただくか、やり方を……本当はもういろんな家庭があります。もう本当に夫婦2人がいて、子供がいて、おじいちゃん、おばあちゃんも見ていけるとなると、また税法上も相当変わってくると思いますので、その辺もこのチラシに書いて、先ほど言ったように12月までやれば国税の部分で還付金がどっと返るといった情報も

やはりどんどん、どんどん市民に出したほうが、年内じゅうには相当集まるのではないかなというふうに思いますので、頑張っていたきたいなというふうに思います。

今言ったように、本当に私は優待券をつけてあげてもいいかなと。このパンフレットにも優待券がつかますというふうにも書いてもいいのでないか。本当にもう先ほど言ったように、名寄に来て親切なことを受けて寄附をされたと。もう一度名寄に来てカーリング場をただ使ってくださいと。北国博物館を見てくださいと。私は、それが礼儀かなというふうに思いますので、ぜひ推進していただきたいというふうに思います。

次に、ネットオークションの関係でちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。夕張は、先ほど言ったように本当に財政再建団体になりまして、いろんなことをやっていかないと厳しい状況であります。名寄もこの11月にみこした財政状況を見ると、3年間で21億円ぐらいの赤字になるという部分を見るとやはり市民の負担をいただかなければいけないですけども、私たちもそれなりの努力をしていかなければいけないというのがやっぱり行政であり、議会であり、行政マンではないかなというふうに思います。夕張は、本当にもうテレビで見たときはびっくりしました。公営住宅を土地つきで売却したテレビを見てうそと思いましたけれども、実際それを地方の方が買われたと。そして、これはやっぱり市有財産ですから無理なのですけれども、普通財産にすれば販売できると。先ほど佐々木部長がこれから市有財産を普通財産に持って行って売却していくという方向性を出されました。本当にもう19年の決算委員会の帳面を見ますと、普通財産は昨年の決算の末で34万平米ですか、建物、宅地。そして、山林で2,490万円、そしてその他で540平米ぐらいあるのですけれども、本当使わない部分はやはりどんどん売っていかねばいけないと思っていますし、その裏に80万円以上の

物品、備品が出ておりました。私は、この80万円以上なのですけれども、これ以下の部分も相当あるやに思いますし、今使用されていない備品等々が相当あるかなというふうに思います。そして、ちょっとずっと見ていって、私経済常任委員会なのですけれども、経済部所管の産業振興課にランドピアノがぽんとあって、これは必要なかなという部分感じたりしたのですけれども、どこかの教育施設、そういう集会所施設に置いてあると思うのですけれども、やはりそういう部分を洗いに洗って出していかなければいけないなというふうに思っております。そして、今名寄市で検討されている市有財産の建物とか土地で、どれぐらいの件数と簿価でどれぐらいの金額になるのか、若干教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 土地、建物の関係につきましては、従前建物を公共事業の代替地として長く持つことを前提としていました。その後市民の方に住宅促進ということで売り出すようにしました。なかなか市民の方々も買えなくなってきた状態が出てきましたので、広く地域を広げての公募にしています。それしてもなかなか来ません。そういうことで今回の総務文教常任委員会の視察研修の中で気づいたのは、狭い地域だけではなくて全道、全国に広げると、思わぬところで建物、土地も含めて希少価値なり利用価値を見出して買ってくれる方がいるのだなというのを、相当古いカメラを芦別市が処分したということで、壊れていてもいいのだということです。壊れていてもいいのだけれども、それが古いものであればそれを飾っておくだけでも希少価値があるということで、マニアがいると。そういう部分もありましたので、備品等につきましては現実市民の利用に供せなくなったものについて、もし別な意味での価値があるとすれば余り先入観を持たないで、ネットオークションにかけるという方法も検討したいと思っています。

土地、建物の関係につきましては、実は市民の方に買っていただけそうなおいしい土地につきましては既にかなり処分をしてきています。ただ、意外と建物が大きいとか、教員住宅が子供たちの数が減ったことによって一定の規模用意しておいたものが今現在使われなくなって、空き家になっているものが相当多数あります。この辺につきましては、教育委員会のほうと協議をさせていただいて、逐次行政財産から普通財産のほうへ切りかえまして、土地を売却することを前提にして建物を壊しながら、解体しながら周辺の環境をよくしながら土地を売って、新たな住宅を市民の方に建ててもらおうということを想定していましたが、なかなか解体も思うように進まないという状態がありますので、できれば今考えているのは戸建ての教員住宅で利用できなくなったところが名寄には何力所かあるというふうに思っています、まだ具体的に教育委員会と話しておりませんので、何軒あってどれぐらい売りさばきたいということまで詰めておりませんが、確実に今手元にあるのは1軒、建物つき、土地つきで市民の方に公募をして、それがもし応募がなければネット公売も含めて広く公募をして処分をするように、来年の4月早々とりあえず1軒はやってみたいと思っています。具体的な全体計画の関係につきましては、教育委員会やら各所管のほうと話をし、必要なものについて取りまとめをして計画を練っていきたく思っていますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 今行政財産を普通財産にして売るということを言われましたけれども、本当に今市民これだけ不況になりました。自動車産業、またいろんな電機業界もリストラ、リストラで走っております。そして、不動産状況というのが札幌は新築してももう不動産が売れないという状況に入ってきているのです。でも、土地つきで古い建物を中堅の建築業者が買い取って、そし

てリフォームして売るという事業が今すごくはやっているのです。土地つき、家新築して3,000万円の家は、今の自分の給料では変えないよと。でも、土地つきで増築というか、改築して買った場合、1,000万円以下で買えるよと。そうすると、住宅金融公庫からお金を借りても自分は買えるよという方が今多いそうです。そういう業者もたくさんおります。だから、わざわざ本当にもう夕張みたいに公営住宅、ガラスも何もないのです。ただ、本当の外側があって屋根もぼろぼろ、そこにぼんと土地に建っているものをオークションで買う方がいるという、こういう状況であります。本当にもうそれに比べれば全然名寄の物件は最高の物件がたくさんあるなというふうに感じておりますので、ぜひそこで行政財産を普通財産にさせていただいて、売却も進めていただきたいと思います。

本当に市民の方に買っていただくのが一番だというふうに私は思っています。それを改築していただいて、住んでいただいてというのが一番だと思います。でも、無理であれば業者という形もいいと思います。しかし、今先々週ですか、新聞見ましたら、中川町で住みたいか住みたくないか、また病院施設があるかないかという調査をしたところ、お年寄りの方々は今のこの地域が最高だと、どんなに苦勞してもここにいたいという方がいるのですけれども、若い方はやはり病院が近いところ、買い物がいいところ。私は、名寄の意欲というのはやはり名寄が一番住みやすい場所ではないかなというふうに思いますので、この購入範囲を北に広げていくという方法も1つあるというふうに思います。税務署や何かは、やっぱり公売で売るときは新聞にどっと出します。私は、インターネット出さなくてもその方法でも十分通用するかなど。名寄新聞社さん、北都新聞社さんは中川まで行っていますので、新聞に出して公売するという方法はいかがなものでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 私も地元の業者の方が古い住宅をリフォームして積極的に販売しているというのちょっと聞いておまして、できるだけ住民の方、でなければ業者の方にも広げていきたいと。PRの関係につきましては、ネット公売の場合、びっくりしたのは売れたときの成功報酬を何%かお支払いするというので、比較的PR費用についてもお金のかからない方法だということも芦別に行って改めてわかりましたので、今議員の地元紙も使いながらのPRについてもなお検討してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしく願いいたします。

時間もありませんので、次にCO₂削減の部分にいきたいと思います。先ほどペットボトル、缶、キャップは年間400トン、中間施設のリサイクル協会、今は室蘭に持って行って油にしていると。そして、残りが三笠市のカーペットにしていると。どこに出すにもきつとりサイクルという形で還元をしていくというふうに思っておりますけれども、名寄はそのようにしていますこの400トン出た資源ごみ、幾らかけて処理しておられるのか教えていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 資源ごみの売り払い実績のお尋ねだと思いますけれども、平成19年度の実績で申しますとアルミ缶につきましては約370万円ほど、それからスチール缶につきましては65万6,000円というような形になっております。それから、ペットボトルの関係につきましては約290万円ほどというような形になっているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） これは、名寄の収入だと思いますけれども、これリサイクルするのに

お金も名寄から支払っているというふうに思うのです。それも幾らか教えていただきたいと思えます。名寄市は、そのようにお金をかけて室蘭に持って行ってもらっていると思うのですけれども、人道的立場だとか名寄のCO₂を削減する関係上、市民がどう思うかということ、やはりただ燃やすのではない。お金をかけて室蘭に出すのではなくてワクチン。この外国の子供たち、ワクチン1本つくる。そして、はしかだとかポリオに使っております。そのワクチンのためにこの市役所の入り口にペットボトルのキャップの回収ボックスを置く、風連庁舎に置く、文化センターに置く、市民会館に置く、私はすごく賛同を受けると思えます。名寄に回収していただくよりも皆さんの人道支援では推進されると思えますけれども、いかがなものでしょうか。また、先ほど言った回収に係る費用、リサイクル協会に支払う費用を教えていただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 平成19年度のリサイクル協会に支払っている費用、トータルでございましてけれども、瓶、ペットボトル、紙製容器、プラ容器含めまして127万2,000円ほどとなっているところでございます。

それから、御提言のございましたボトルのキャップの関係の設置の関係も先ほどもお答えいたしましたけれども、今回お話しいただいた中で私ども調べさせていただきましてところ、市内でも取り組んでいる団体が名寄大学のボランティアグループだとか、あるいは女性団体、それから商工団体の女性部などもありますし、そのほか市内の大型量販店、それから遊技場、いわゆるパチンコ屋さんにもそういった回収ボックスを置いているという情報もいただいておりますので、そこら辺との意見交換を図る中から、御提言のありました取り組みについて対応してまいりたいと考えていますので、御理解いただきたく思っています。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） では、よろしくお願
いいたします。

最後に、児童生徒の学力向上に向けてをお尋ね
いたします。お尋ねというか、もう要望になって
しまいます。先ほど言ったように、私は西小学校
だとか東小学校、そして南小もやっておりますし、
各学校ある程度調整してやられているところはお
聞きしております。しかし、今回名寄中学校で、
やはり学力向上のために先生がその生徒をこの
学校に推薦になるということで、特別に勉強を見
ていただくような形をとっていただいているので
す。うちの息子ばかなものですから、うちの息子
も含めて今見ていただいているのです。本当にも
う感動いたしました。先生がそのようにしていただ
けることによって、やはり生徒もこういうふう
にやっていかなければいけないのだなという部分
も出てくると思いますし、北海道が学力、学習状
況を見ると46位という状況の中で、少しでも学
力を上げていっていただくためにも、この大阪で
いう、まなび舎塾でなくてもよろしいです。宿題
塾等々を含めたような形で大学の生徒を含め、そ
してもとの教師、またボランティアを含めて教育
のまち、名寄として生徒のために頑張っていた
きたいというふうにお願いを申し上げ、私の質問
を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（小野寺一知識員） 以上で高橋伸典議員
の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会
議を開きます。

名寄市の行財政運営からを、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 議長より御指名をいた
だきましたので、これより1件4項目について順
次質問を行います。

最初に、名寄市行財政改革についてお聞きをい
たします。本年4月に発足をした名寄市行財政改
革推進本部は、従前の行財政改革推進委員会にか
わる改革推進組織として、組織機構あるいは使用
料、手数料、負担金及び補助金の見直し、公共施
設のあり方など3つの検討部会で構成をされてい
ます。これら3検討部会では、いずれも既得権や
既成概念にとらわれず、スピード感を持ってすべ
ての事業の見直しを実施していくとし、発足から
半年を経て、過日に開かれた議員協議会ではそれ
ぞれの検討部会における中間報告が行われました。
今後の改革推進日程と早急に解決をしなければなら
ない課題についてお知らせを願いたいと思いま
す。

続きまして、中心市街地活性化基本計画策定に
ついてお聞きをいたします。昨年4月の専従職員
配置でスタートをした中心市街地活性化基本計画
策定業務ですが、過日開かれました議員協議会
場において名寄市土地開発公社が所有する名寄駅
宿舍跡地をめぐる2つの開発計画案についてそれ
ぞれ中間報告が行われました。この両者の開発計
画のうち、昨年11月に同地に出店の意向を表明
している企業体に対して、年内回答の期日が迫っ
ているとのことでありますが、本年も残すところ
20日余りとなり、どのような結論を導き出すの
か、またあわせて今後の策定日程についてお知
らせを願います。

次に、財政健全化と平成21年度予算編成につ
いてお聞きをいたします。昨年6月の地方公共団
体の財政健全化法の成立に伴い、実質赤字比率、
連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比
率の判断指標の公表が義務づけられ、名寄市にお
いても19年度はトライアルとして第3回定例会
でそれぞれの指標が公表されました。しかしなが
ら、公表後に一部の指標で転記ミスがあり、後日
修正の上、再報告を行った経緯がございます。い
かにトライアルとはいえ、また単純な転記ミスと
はいえ、議会報告までの一連の過程にチェックシ

システムが働かなかったという点は見過ごすことのできない制度上の欠陥を露呈したと言えます。チェックシステムの再点検と今後の制度改善における構築案についてお知らせを願います。

引き続きこの財政健全化と新総合計画がリンクする2009年度もしくは平成21年度予算の編成についてお伺いをいたします。目下のところ、道路特定財源から繰り出す1兆円の地方配分をめぐって、用途を限定するかしないかで、あるいは公共事業費削減と社会保障費削減の是非をめぐって迷走しておりましたが、名寄市においても既に平成21年度予算の編成の一部作業が着手されております。平成21年度予算の編成方針を初め、今後の編成作業の日程と歳入歳出の見通しとその課題についてお知らせを願います。

最後に、行政報告についてお聞きをいたします。第4回定例会行政報告書は、市民と行政との協働によるまちづくりなど5つの単元で構成をされています。今回は、この議会で私はこのうち市民と行政との協働によるまちづくりの中から、市民主体のまちづくり推進とコミュニティー活動の推進についてお尋ねをいたします。この中で地域連絡協議会の創設について述べておられますが、これまでの協議の進捗経過と今後の日程についてお知らせを願います。

また、コミュニティー活動の推進事業として、名寄市町内会連合会主催で開催されていますまちづくり懇談会の本年度の実施状況についてお知らせを願います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま大石議員から名寄市の行財政運営からということで4項目、小項目で4つの質問をいただきました。中心市街地活性化基本計画については経済部長から、残り3項目については私のほうからの答弁とさせていただきます。

それでは、名寄市行財政改革についてからお答

えいたします。現在行財政改革推進本部の3つの部会において、それぞれ見直し作業を行っているところであります。部会の経過等につきましては、議員協議会で報告をさせていただきました。今後各部会でまとめの作業を行い、実施に向けて取り組んでいるところであります。特に来年度から実施を予定している使用料、手数料、負担金、補助金の見直しに該当するものについて、組織機構の見直しについて、関係団体等の理解を得るよう進めて、新年度予算編成作業の中で具体化してまいりたいと考えております。

行財政改革の課題につきましては、それぞれのまちづくりに100年の歴史を持ち、事務事業の一元化にも時間を要していること、合併前に財政効果のある行革を既に実施してきたこと、新たな有効な手だてがなかなか難しいこと、収入の伸びに期待できない中でどのように歳出を削減していくかということが一つの課題というふうに考えております。

名寄市の財政健全化と平成21年度予算編成について。昨年6月の自治体の財政健全化法の施行により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化の判断指標の公表が義務づけられ、判断指標に基づく計画の策定は平成20年度決算からの適用となりますが、指数の公表は平成19年度決算からとなりましたので、さきの第3回定例会で報告、公表をさせていただき、市民の皆さんには広報、ホームページ等でお知らせをいたしております。御指摘のとおり、公表後に将来負担比率の算定で一部誤りがありましたので、10月6日開催の臨時会で修正の報告をさせていただいたところであります。積算の際の単純ミス、けた間違いと算入漏れと一部事務組合負担金割合の端数調整が原因であり、市議会議員の皆さん並びに市民の皆さんに大変申しわけなく思っております。お尋ねの今後のチェック体制の充実についてであります。これまでに以上に内部点検の徹底や財政担当部局と監査委員

の相互牽制のもと連携を深め、的確な資料の提出や説明を行い、監査委員の審査に付してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

平成21年度予算につきましては、11月4日付で市長名で訓令とそれに基づく事務連絡を通知し、各課で予算編成を行い、12月3日で締め切ったところであります。訓令では、多くの市民と職員の手づくりで策定した新名寄市総合計画の具現化を図るための予算編成となりますが、一方では中期財政計画の平成21年度から23年度までの3年間の収支見通しではおよそ21億円の収支不足が見込まれることから、現在進めている行財政改革の着実な推進を念頭に職員の英知を結集し、既得権や既成概念にとらわれないですべての事業の見直しを図ることと各部単位でシーリングの範囲内となるような予算編成を指示したところであります。予算要求締め切り後の状況では、一般会計では歳入でおおむね194億円、歳出でおおむね204億円となっており、約10億円の収支不足が生じる大変厳しい状況になっております。現在経常経費を中心に財政課長の査定を実施しており、1月中旬に副市長、総務部長査定、下旬に市長査定をそれぞれ実施し、2月中旬に記者発表を行い、2月下旬開会予定の平成21年第1回定例会に予算案を提案してまいりたいと考えております。いずれにしても、財源調整的な基金である財政調整基金がほぼ底をつき、3年間で21億円という巨額の収支不足が見込まれることから、これまでにない厳しい査定が続くものと考えています。市議会議員の皆さん並びに市民の皆さんには、改めて御理解と御協力をお願いする次第であります。

市民と行政との協働によるまちづくりについて。地域連絡協議会につきましては、これまで地域自治区の創設についてということで、町内会連合会や単位町内会との意見交換を行ってきたところであります。現在の町内会での活動に対する思い

やそれに対する満足度等が感じられ、また行政と自治区の役割分担やスタッフの配置、財源の問題等私どもの準備不足もありまして、地域自治区の創設は時期尚早との判断をしたところであります。しかしながら、住民の声を行政に反映させることや地域における子供たちやお年寄りの見守り、防災、防犯の対策等広域的に取り組んだほうがより効果的な活動や行政への意見、提言、行政からは市政運営に関する相談など喫緊の課題もございまして、ことしの2月から4月にかけて小学校校区ごとに町内会の役員を中心に地域連絡協議会の設置と設置に伴う準備会について説明を行ってきたところであります。また、6月から9月にかけては準備会の立ち上げについて協議を行い、それぞれ準備会を設置いただいたところであります。現在は、7つの小学校区のうち5つの小学校区において準備会から協議会へ移行となりまして、あとの2つの小学校区につきましては年度内に設立する予定となっております。それぞれの協議会が小学校区を一つの固まりとして地域の特色を生かした活動を行うための協議がこれから始まるころであります。新しい組織が構築され、機能するには時間がかかるものと思ひます。行政と協議会が連携協力をして、安全、安心のまちづくりや協働のまちづくりを推進してまいりたいと思ひます。

まちづくり懇談会の実施につきましては、名寄地区におけるまちづくり懇談会は昭和62年に行われた地域づくりの懇談会の取り組みから始まりまして、ことしで21年目を迎えたところであります。ことしも昨年に引き続き7つの小学校区の町内会を対象に町内会連合会が主催し、11月4日から10日までの5日間、6会場、風連地区では11月の下旬から4日間、行政区長会の主催で両地区あわせまして300名以上の参加をいただきまして、安心のまちづくりをテーマに市政の取り組みについてのお知らせと意見交換を行いました。その中で主に名寄市の台所事情や除雪サービ

スやごみの不法投棄、道路整備、除雪等についての意見交換が行われ、事案によっては突っ込んだやりとりもございましたが、御理解をいただいたものと思っております。まちづくり懇談会は、年に1度、町内会連合会及び行政区長会の主催によりまして町内会、行政との意見交換の場としてこれまで多くの御意見や要望をいただいていたところであります。これらの対応につきましては、事前に地域の課題や要望などを文書により提出していただき、当日文書にて回答するよう努めております。今後も市政に関する身近な意見交換の場として、市民の皆さんの生の声を聞く場として、名寄市町内会連合会、風連地区行政区長会と連携協力をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、3項目めの中心市街地活性化基本計画についてのその策定の手法と今後の課題についてのお尋ねをいただきました。今回の中心市街地活性化基本計画による策定及び各種事業の円滑なる推進につきましては、市町村が基本計画を策定する段階やそれぞれの事業準備段階からさまざまな関係者が十分に情報交換を行い、連携を図ることが大切であると認識して作業に取りかかってまいりました。法の中では、市町村が基本計画を策定しようとするときには協議会が組織されている場合には協議会の意見を聞かなければならないとしています。さらに、基本計画の策定段階から積極的にその内容に関与していくことが重要であり、実効性も確保されなければならないとしています。そのことから今回の中心市街地活性化事業につきましては、民活事業と言われるゆえんでございます。当然のことながら、協議会の中核をなすのは商工会議所とまちづくり会社となっており、策定段階から十分に連携を図りながら作業を進めてきたと認識をいたしております。御質問のようにコープさっぽろに

対する回答期日が迫っておりますが、先月27日の議員協議会、そして今回の議会での意見、提言をいただきながら結論を出してまいりたいと考えております。また、今後の工程につきましてもその判断によって事業の展開を考えてまいりたいというふうに考えているところですので、御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それでは、いただきました答弁ごとに再質問をさせていただきます。再質問に与えられました時間が限られておりますので、質問の順序を変えながら再質問をさせていただきます。

最初に、中心市街地活性化基本計画の策定にかかわる質問を行います。ただいまいただきました答弁では、市町村が基本計画を策定しようとするときには協議会、これは中心市街地活性化協議会のことを指しているのだろうとは思いますが、協議会が組織されている場合には協議会の意見を聞く、あるいは基本計画策定の段階から積極的に行政、行政という言葉は入っておりませんでした。私の記憶が正しければ、中心市街地活性化協議会はまだ立ち上がっておりませんし、たまたま本年の1月に設立に向けた検討会、いわば設立準備会的な性格を持った検討会が立ち上がったというふうに記憶をしております。したがって、中心市街地活性化事業の運営推進の起動力となるべきまちづくり会社もできておらぬということになるかと思えます。答弁の骨子は、中心市街地活性化基本計画による策定及び各種事業の円滑なる推進については中心市街地活性化協議会の中核をなす商工会議所とまちづくり会社が民活事業として取り組み、行政は作成に関して連携を図るという旨の答弁であったなという、ちょっと長いので、恐縮ですが、そういった内容であったなというふうに考えております。ただ、中心市街地活性化協議会もまちづ

くり会社もいまだ設定されていない現段階で、答弁にあった連携、果たして十分に図られたのだろうかという点についてお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今議員からお話ありましたように、昨年のポスフルが出店する以前から中心市街地活性化の議論がなされてまいりました。そんなやさきにポスフルの出店が出てきたわけですが、さてその以前の段階では中心市街地活性化をどうするかと。名寄の市街地をです。その議論をしようということで、今お話ありましたように検討会というものを最初に立ち上げをさせていただきました。検討会の中では、こういった取り組み方によって中心市街地活性化協議会、つまりまちづくり会社、あるいはNPOの方々も御参加いただいて、こういった形の中の協議会が組織されるべきなのか、名寄にとってです。ひいては、その協議会が最終的に計画をそれぞれの機関、例えば行政、商工会議所、民間の方、住宅ディベロッパー、そういったもろもろの方々がお集まりをいただいて、その中で計画を練っていく段階にあったわけでございます。しかしながら、私どものほうでなかなかその議論が前に進まなかったものですから、昨年1月だったでしょうか、記憶ちょっと定かでないのですが、実はまちづくりのプロジェクト会議というものを私どものほうの行政主導で立ち上げさせていただきました。そこを中心にしながら、名寄の中活の取り組みに当たってはどうかというようなことでの一定の議論をたしか5回ほどやったと思います。その後に会議所のほうでは、会議所独自で特別委員会というものを答申されました。これは、商工会議所のほうに答申をされたものでございます。その答申も、それから私どものほうのプロジェクト会議の分も双方ミックスしてあわせて、そしてまちづくり委員会というものをこしらえました。その中で今後展開するに当たっては名寄市のこういった事業が中活になじむのかと、効果が上げら

れるのかという、こんなようなことで、前にもお話しさせてもらいましたように28事業についての取りまとめをしたところでございます。

その中で前にもお話しさせてもらいましたけれども、この中活事業というのは核となる、いわゆるコアの事業が1つないし2つ必要というようなお話があったものですから、それらを中心にしながら名寄としての核となるところはどこなのだと。こんなことでお話ありましたように駅横、それから3・6、それから北洋銀行の跡、あるいは南広場も視野に入れながら、核となるところを中心にどういうふうにも有機的につないでいったらまちづくりの機能が図れるのかという、いわゆる商店街の活性化が図れるのか、にぎわいができるのかという思いをしながら、今日までずっと進めてきたところでございます。その中でブロック会議というのがございました。これは、核となるところを中心とするブロック会議で、検討されたものを一番早く私どものほうに御報告をいただいたのが駅横の事業でございました。その後北洋銀行の跡、これは名よせ通り商店街を中心にしながら検討を進めていたようですが、一定の結果は持ち得ていないというふうに私どもも承知しております。それから、3・6につきましても一定の取りまとめにまだ至っていないということでございまして、ちょっと長くなりましたけれども、今までの取り組んできた経過、会議の開催状況等についてお話をさせていただきました。御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） なぜこのようなことをお聞きするかというと、ちょっと言いづらいなというところもあるのですが、たまたま商工会議所からもお話を聞く機会があったと。先日の議員協議会においても行政側のお話、あるいは2つの計画案、商工会議所提案と民間の企業体が出しておられる計画案です。ただ、そこには2つの計画案を相照らして提出はされているのですが、名寄市

の考えが全然明記されていないと。2つの計画案が対比という形で出ていて、議員協議会ではげたを預けてこれをもとに御意見を下さいみたいなどころがあったなというところで私は推移を見ていたのですけれども、そういった観点からいくとどうしても行政と商工会議所との間に東西南北の80ヘクタールの区域面積に対して、両者からお話を聞いているということをし申し上げましたが、どうも中心市街地活性化の取り組みに対する姿勢にちょっと隔たりがあるなという感じがいたしました。逐一どれがどうというふうに申し上げませんが、取り組みの姿勢、考え方、あるいはこれからお話を聞いていこうというふうに考えている中心市街地の活性化に対するランドデザインの描き方がどうもうまく伝わっていないというふうに感じます。そういったところから、中心市街地活性化という目的地は同じなのですが、行路のとり方が全然違うというところで、お互いの距離は開き始めているというところ、お互いに本当は連携し、協議し、熱心な詰めを図っていかなければならないのだろうなというふうに考えているのですが、どんどん離反しているように思えてなりません。ちょっと適切な言葉かどうかわかりませんが、同床異夢というか、そういう感じすら持っているところでもあります。そもそも行政も商工会議所も改正中活法に基づく活性化に取り組むときに事前にお互いの目指すべき目的地の再確認と手法について十分な協議が図られていないままに岸から離れてしまったのではないのかなというふうに感じるのですが、その辺はいかがですか。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 戻りますけれども、プロジェクト会議、これは私どものほうからお願いして12名の方々、女性の方も御参加いただいて御議論をしていた過程のたたき台をつくろうということでやってまいりました。その中でそういったものと、それから先ほどお話ししましたように商工会議所が提出した特別委員会の報告書、こ

れらをミックスして検討して、そして検討するまちづくり委員会というのを結成されました。この中には、コンサルの専門的な考え方も、同席していただいているいろんな提言をいただいて詰めてまいりました。28事業が必ずしも全部取り込めることではないけれども、とりあえず名寄としてこういったものは今後やっぱり取り組むべきに値するというような28項目を提案された段階までは、私どもは本当にいい議論をしてきたなど。ただ、回数はたしか5回ぐらいだったと思いますけれども、もうちょっとまだやってもいいかなと、こんなような思いもしながら、まちづくり委員会に私どもも参加させていただきましてし、それから28事業の中の事業展開をこういうふうにしていったらつながりが有機的にとれるねというふうなお話もその段階ではいいお話ができたなど、率直に思っています。しかし、ブロック委員会に移行したときにそのブロックの方々の中に、私どもいわゆる関係者といいたいまいしょうか、そういった方々の議論が中心になってまいります、当然手がける方々ですから。だから、そういう中でだんだん計画がどうも具体的に進めていく、実効性の伴う、実効性のあるような議論までには展開していかなかったのかなと。私どものほうでそれも1つだったし、それからもう一つ行政の役割として持っていたのは、市民の方々の思いが一体どこにあるのだろうかという聞き方を常に私ども聞かせていただきました。220人ぐらいの方々だったと思います。後ほど報告したいと思いますが、そういった方々の中にも大変名寄市の将来を心配する意見等々もたくさん出てまいりました。そんな思いもその場にお知らせをしながら議論をしたのですけれども、なかなか先ほど戻りますけれども、ブロックの会議の中で一定の軸、掘り下げたといいたいまいしょうか、そういった議論までには展開していかなかったのかなと、こんな思いをしております、今現在に至っているということでございます。

商工会議所等の部分につきましては、事務方の

段階で何度となく検討会でも意見交換をさせていただきました。その段階には、上川支庁も来ましたし、道の担当の者も入っていただきまして意見交換をして、一定の情報理解を、共通認識を持ったつもりですけれども、繰り返しになりますが、ブロック会議の中にはそういった思いがどうも反映されないままに議論が進んでいったのかなと、こんな印象も持っているところでございます。ちょっと長くなりました。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 何度となく回数を重ねて、会議所とも十分に意見交換をしてやってきたと。その中でも多少かみ合わなくなっているのだというニュアンスの御発言なのかなと思いますが、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、コープさっぽろさんの面積がテナントを含めて4,239平米、たまたまちょっと調べてみたら、名寄の小売の売り場総面積、これが6万3,737、先ほど申し上げた4,239と合わせると6万7,976平米、これを10月末の名寄市の人口で割ると、3万1,247で割ると市民1人当たりの売り場面積が2.2平米となります、単純な算術なのですけれども。ただ、この市民1人当たり、人口3万1,100人程度の人口規模の都市で1人当たりの売り場面積2.2平方メートルというのはどのような状況になるのか、おわかりになればちょっとお知らせいただけますか。

○議長（小野寺一知議員） 上田経済部次長。

○経済部次長（上田盛一君） 1人当たり2.2平米という部分でございますけれども、それらの分について全体的にどうなのかということはちょっと私のほうでも全道的には参酌はしてございません。ただ、今お話しいただいていますコープさんの面積が上乘せされたらという部分がございすけれども、大型店、全小売店に占める割合、これ500平米以上の部分でございすけれども、約73%、それらを占めることとなります。そうすると、73%もの大型店に占められた部分で、果

たして市内の小売店のほうはよろしいのかどうかといったような議論も当然出てくるかなというふうに思っております。私どもも商店街の中でまち場の声、今手間本部長のほうからお話ありました地域懇談では22カ所、445人の方とお話をさせてもらいながら、皆さんの意見を聞いてまいりました。そういう東地区に近いところでの店の展開を欲しいという意見、もう一つは商店街、名よせ通り、五丁目商店街、名店街、それからアカシヤ通り商店街、歩いてまいりましたけれども、その中でやはりそれは非常に苦しいことになるよという話、片や苦しい中でもやはりにぎわいをつくっていただきたいと、こういう商店街の方の声もあります。そういったことを全部参酌させていただきながら結論を出してまいりたいと、そんなふう考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今上田次長のほうからお話がありましたが、ちょっと以前まだ大店法が効力を発揮していたころは全国各地の都市の1人当たりの売り場面積だとか、そういう数値を知らせる冊子があったのですが、ここへきてなくなってしまったものですから、なかなか類似都市の比較が困難だというのはよくわかるのですが、ただ以前の資料も含めてひっくり返してみますと、一説によると1平米超えともう飽和状態だということです。札幌で1.75でした。そうすると、この2.2というのはやはり異常な1人当たりの広さになってきます。そうすると、どこにしわ寄せが行くのだろうというふうに考えると、今上田次長のほうから各街区の商店街の状況についてそういう不安と懸念があるよというのはそのとおりでらうと思うのです。ただ、過日の議員協議会で示された一つの案のほうでは、こういう結果ももたらされるのだということを十分認識をしておかなければならないと思います。特に両案の計画案についてとやかく言うつもりはないのですが、ただそ

の中でお聞きをしていかなければならないなと思うのが手間本部長の答弁にまた立ち返るのですが、どうも行政と会議所との話に戻ってしまうのですが、両者がどうしても綿密、密接な連携を図っていかなければ、中活なんておぼつかないというのが申し上げたいところの結論ではあるのですが、ただ結果として行政は会議所の中核事業に対する専門家なのだから、商店街振興、そういった部分の分野では会議所は専門家なのだから、そういうスキル、技能への過信もなかったのかいと。逆に行政は、会議所が行政に対してはもう少しリードオフマンとしての役割を果たしてほしいのだと。基本計画をつくるのは役所なのだから、その船頭役、水先案内人としてもっと適切なアドバイスがいただけるのではなかったのかなと。ここへきて両計画案の対比という中で客観的な事実と冷厳な判断でいくと、どうしても厳しい側面を持っているようです。そういった場合にどうしても少し行政として、深くかかわってきたというふうなお話ではあるのですが、こういう両案の計画の提出、提案に至らざるを得なかったのかというのをちょっとくどいようなのですが、再度お願いをしたいなと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私どものほうで理解させていただいておりますのは、農業、林業、商業、こういったものにつきましては総合計画の中にも活字の中にしっかり書かさせていただいておりますけれども、農業振興、林業振興、商業振興というような形の中で、そのなりわいをされる方々、業をされる方々の主体性を尊重しながら、私どものほうで行政応援、お手伝いをどうできるかというようなスタンスを常に持っております。しかし、ちょっと私どもも申し上げづらいのですが、私が役所に入って38年になりますけれども、一つの機関、団体、農協、森林組合、商工会議所、こういったたぐいの機関が皆さん方の思いを一つにまとめて、そしてこういうふうなこ

とで事業に取り組みをしたいと。事業取り組みをすると。したがって、しかじかの行政の支援、応援、手伝い含めてお願いをしたいというふうなものもしっかりと要望といいたいでしょうか、そういったものを提出してくるものというふうに私どもは受けとめておりました、当初から。しかしながら、今のところでもまだ会議所のほうからそういった全体的な取りまとめの経過、取り組む方向性等々について、とりわけ商業活性化にかかわる分について御提言を下さいと私どもは申し上げてきたのです。市民の思いだとか、それから市民の声だとかというのは、行政のほうから私どものほうで聞かせてもらいます。だから、行政が持ち出す事業につきましては行政のほうから持ち出して、中心市街地の議論の中で一緒に議論をしてもらいます。これは、どこの町でもどこの市でも取り組んでいる中活の取り組み形態だと思って理解をさせていただいております。そんな思いをしながらずっと進んできたのですが、まだ時間が足りないのか、議論が尽くされていないのかわからないのですけれども、それぞれのブロックごとの方針で行政のほうに要請行動が来ていると、今現状。現在はそういう状況です。したがって、会議所のほうが一つに取りまとめをして、しかじかこういうふうな事業を取りまとめをしたのでというような提案を市長のほうに出していないということから、もとに戻りますけれども、ほかの機関につきましてはそういった手続を経ながら行政に要請行動をするのが要請行動をされたものに対する私どもの取り組みの姿勢かなと、こういうふうに思っております。しかしながら、そうはいいまして今こういう時期に来ておりますから、会議所のほうともそこら辺は最初の段階からしっかりと話ししてきたつもりなのですが、会議所のほうには十分にまた伝わっていなかったのかなと。振り返ってみますと、1年半前に戻ってしまったなど、こんな感想を持っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 最初の質問のところへまた立ち返るのですけれども、議員協議会で、あるいはこの議会のやりとりの中で、一方の企業体に対してジャッジ、判断をしていきたいというお話なのですが、この議会が終わって一体いつの時点で判断されるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどの答弁の中にもお話しさせていただきましたけれども、過日の議員協議会、さらにはこの一般質問が最終12日になるのでしょうか、それらの議員の御意見等々、あるいはまた私どもの一般質問以外のところでも御意見等を聞きながら、判断をしていきたいというふうな考え方を申し述べさせていただきました。そんな思いで今取り進めているところですので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 時期はまだ不明ですか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） コープさっぽろさんのタイムリミットは年内に方針を決めてほしいというふうなことを言われておりますから、それらを踏まえて判断しなければならないものかなというふうに私どもの思いとして持っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 先ほど来より手間本部長あるいは上田次長のほうからお話をいただいているのですが、どうにも私としては行政と商工会議所との連携、あるいはこれまでの議論の経過、協議の経過、改善すべき点が多々あるようにお見受けをいたします。ここは、ぜひとも事務方の詰めも大事だろうとは思いますが、ひとつ頂上会談といえますか、島市長と木賀会頭のトップ会談で、余人を交える、あるいは交えない、どちらでも構わないのですが、中心市街地の活性化について忌憚のない意見ではなくて、いささかはばかり

のある声もある、忌憚のある意見を交換するような会談を持たれてはいかがですかというふうにお聞きしたいのですが、島市長、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 名寄市の新総合計画の中でも中心市街地のにぎわいづくりあるいは活性化ということについては、基本的なスタンスとしては高齢社会の進行ですとか、あるいは周辺人口の過疎化ということも含めて再構築をするという必要性はコンパクトなまちづくりであると、こういうことで総合計画の中にも書き込んでおりました、私もそのスタンスで進めてまいりました。しかし、残念ながら昨年大型店の進出については市民のニーズはまさにまちを二分するような状況ということでありまして、消費者の皆さんは選択肢が多い方がよろしいと、こういうような声が強いわけであります。一方、商業者の側からしますと、人口が伸びないという、そういう環境の中ではこれ以上の大型店の進出等についてはもう勘弁してほしいと、こういう率直な状況であります。そこは、消費者と商業者の間における共通理解というのがなかなか難しい、そういう現実を体験をいたしました。手間本部長のほうからも答弁をさせていただいておりますが、私ども行政が持つ力というのは商業構造改革をするというような大きなパワーは持ち合わせをしておりませんで、関係者がこういうふうに事業の活性化のために展開をしたい、こういうような意向を受けとめながら、この意向には国の政策や、あるいは北海道や名寄市の力をどう結実をさせるのかと、このことに尽きるというふうに思っております。しかし、残念ながら平成11年以降の中心市街地が空洞化するきっかけになりました郊外大型店の進出については、国も私どものそうした願いについては制度上も味方をしてきておりません。規制緩和の名のもとに大型店の進出が次々とあるわけございまして、その結果、国は中心市街地の活性化ということで、いわば商工会、商店街に公共事業を投

入する、このような施策を国の省庁縦割りで展開をしてまいりました。この取り組みについては、私ども基本計画はつくりましたけれども、具体的な消費者にこたえる、あるいは商業者が実となる事業展開というのがなかなかできなかつた。私どもは、5丁目のアーケードですとか、あるいは名店街の整備だとか、そのようなハード事業の一部を取り組めただけで、具体的なソフト事業の取り組みも手がついていないというのが実態でございます。その中であって国は、反省として中活法ということで改めて事業の実効性の高い計画をつくりなさいと、こういうことに至っているわけでありす。

商業者の皆さんは、時には同業者としてお互いの事業を守ることがありますが、時には同業者間であっても商売の相手ということでしのぎを削っているわけでございます。そういう中で一つの大枠としてのまとまりというのは、今回のまちづくり委員会の中でも28事業ということでリストアップされました。私ども行政が受け持つ部分についても一定の色分けがされているわけでございますが、これを分解をして街区ごとにと申しませうか、ブロックごとの協議を進めると、そのコアの部分はだれがやると。そして、その事業展開の責任はどう進むのかと。こういう議論になりますと、指摘のようになかなかまとまりがつけられないと、こういうことでもあります。私どもも多くの商業者の皆さんからまちなか居住という、これはどの関係者からも合意された意見と、こういうことであろうと思っておりますが、しかしまちなか居住と簡単に言いましても、それは商店街の権利を持っている、土地の権利を主に持っている皆さん方がそうした条件をしっかりとのみ込んでいただいて、空地をつくらないと。今あいている公共が持っている土地、あるいはそのような利用計画だけでは簡単にまちなか居住の条件が整備できないというふうにも思っておりますし、また余り小規模の住宅というものを整備を図りますと、当然

周辺で民間活力によって進んでいる事業とのバランスというものが家賃等も含めて崩れると。ですから、私どもがまちなか居住をするというのは相当のニーズを踏まえた中での住宅政策ということに取り組みねばならないと。こういうことでは、再生マスタープランも含めて一定の見通しのもとに住宅の改築計画を進めているわけですから、これも商業者等がお話しになりますまちなか居住は行政がなかなか動きが悪いというような指摘もあるかもしれませんが、現実はそのような悩みを持っているということでもあります。決して商工会議所と行政の意見がしっかりとっていないということではありませんで、やはり商工会あるいは商店街連合会、行政の商業振興策、お互いの立場の中でも悩みが多い課題ばかりということで悩んでいるということでもあります。

道内では、既に何力所かの中活による事業展開というのを成功例伺っております。しかし、その成功例はやはり行政がその区画の中でしっかりとした中核施設を整備をするという、こういうことが事業のまとまりをつくっているというふうに向っております、まさに風連の駅前再開発がそこに比較をすると同種の取り組みなのだなどと、こんなふうに向受けておめしているところがございます。したがいまして、今時間的にはたくさんの時間を持っておりませんけれども、コープさっぽろが進出をしたいという意思表示があつて1年間時間経過がありまして、その中でも商業者の皆さんと駅横の課題については私どもが以前から申し上げておりましたバスターミナル的な公共施設、これは民間の利用でございますから、公共施設ということが適当かどうかわかりませんけれども、市民の利便性を高めるための施設ということに付加をして、いろいろな提言をいただいております。子育て支援センターが欲しい、保健センターがいいのではないか、図書館の施設がどうかと次々と提言はありますけれども、今どうしてもそれがなければ困るという逼迫感のある施設というのは私はバス

ターミナルが最大の優先順位であって、それ以降のものについてはあればいいという。当然の話ですが、現在私どもが公共施設でそれぞれの役割を果たしている施設も持っている。ですから、二重の施設整備ということについては慎重にならざるを得ないということで、この面についても事業者の皆さん方の議論の中で、ブロック会議の中でも進展をしていない部分なのかなと、そのような反省もしております。しかし、このことにつきましては、総合計画の中に織り込んでいる以外の分野については一定の市民のニーズをしっかりと把握をした上で判断をしていかねばならぬ課題と、このように思っておりますので、現行の協議の部分についてはまだ時間が不足をしている。その中で次々と大型店の進出に対応、現状の経営の対応にむしろ精力を奪われていて、新しい商業界の再構築ということには手が回らないという現実だろうと、このように思っております。私どもも決して今後も人口が膨張をするというようなことがない状況の中では、やはり事業者がそこでどのようなランドデザインをかいて再構築に取り組むのかという意思の結集がなければ、行政がリードをして再構築を急ぐという、そういうことには相ならぬと、こんなふうを受けとめているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） かなり時間が押してまいりましたので、関連の質問でまた後日同僚の議員から質問があらうかと思っておりますので、残りの質問に移らせていただきます。

行財政改革について、ちょっと駆け足で申しわけないのですが、使用料、手数料あるいは負担金、補助金見直しというところで198本リストに上がっておりますが、このうちCランク、事業内容の全面見直しという対象事業が22本カウントされておりました。今後このCランクの事業が検討経過の中でBあるいはAというふうに関数アップすることの可能性があるのかどうかお知らせくだ

さい。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 予算編成が今現在財政課長査定始まっておりますので、一定程度その中で各原課のほうから今回の予算編成に当たりますして再度補助金削減等になる分については事業者の団体の方のほうに連絡をさせていただいておりますので、その以降も予算編成作業の中で反映して作業は進めてまいりたいと思っております。基本的には、部会の中でも相当の議論をしてきておりますので、私自身は余りランクの関係についての変更はないのかなという認識をしておりますが、さまざまな市にかわるような事業も各団体のほうにさせていただいているという部分もありますので、その団体が本当に活動できなくなるのは市のほうとしても考えておりませんので、その辺は予算査定の中で財政課長で一たん聞かせていただいて、1月の部長、それから副市長査定、最終的には市長査定の中で最終決断をしたいというふうを考えております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） もう一点、行財政改革の中でお聞きをしたいなと思っておりますが、国は民間の同業、同職種に比較して給与が高いよという技能労働職の見直しを指導しております。たまたま名寄市も19年4月現在で技能労働職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針というのを策定されておりますが、ここはもうちょっと時間の関係で申し上げませんが、今後どのような取り組みで進めていくのか、もしお考えがあればお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 議員も御存じのとおり、ごみの収集関係とか学校営繕関係、道路作業関係については既に臨時職員対応をさせていただいております。それで、一部学校の校務補さんという技師の方については職員が残っておりますので、一部事務職への転換ということも同時進行

でやっておりまして、これから退職されていく方と、それから年齢が若くて残る方については研修の上、事務職転換という形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

ごみ処理の状況について外2件を、東千春議員。

○23番（東千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

まず、ごみ処理についてでございます。石油等の資源を持たない我が国は、原料を輸入して加工し、付加価値をつけて輸出する。その工業技術を身につけることで国際社会の中での地位を確立してまいりました。かつては、消費は美德と言われる時代を経て、近年は資源を大切にする意識が国民に浸透しつつあることは、世界的に環境問題が問われる中で大変好ましいことではないかと思っております。私たちの生活の中でも省エネやエコロジーに配慮し、廃棄物の再利用や再資源化に向けた取り組みが進められ、地方自治体においてそれぞれの分別が定められております。市は、一般廃棄物の処理が義務づけられている中で、効率的、効果的かつコスト面からも有益なごみ政策が求められていると思ひ、次の点についてお伺いをしたいと思います。

内淵の埋め立て処分場は、その他プラスチックが分別されないまま捨てられている割合が多く見受けられますが、どのようにとらえておられるのか、また組成分析をされた経緯があればお知らせをいただきたいと思ひます。

2点目、最終処分場には、一般家庭から持ち込まれるものと事業所から持ち込まれるものがあり、分別状況に違いがあるのかお知らせをいただきたいと思ひます。

3点目、リサイクルをされる缶、ペットボトル、その他プラスチックや紙類など販売価格と運搬等の費用についてそれぞれお知らせをいただきたい

と思ひます。

4点目、資源を有効に利用し、ごみの量を少なくする方法として、町内会、自治会、老人クラブ、子供会などが取り組んでいる集団回収があり、市に登録をし、資源回収を実施する団体に奨励金を交付しておりますけれども、実績と効果についてお知らせをいただきたいと思ひます。

5点目、名寄市では他市にはない中間処理の方法として炭化処理を行っております。これは、地方から移住された方などは理解をするのに時間がかかるのではないかとと思ひます。転入された方への分別に関する周知方法はどのようにされているのか、またホームページでの周知も必要だと思ひますけれども、分別について余り詳しく載せられておりません。ホームページの考え方についてお知らせをいただきたいと思ひます。

大項目の2点目、職員管理についてでございます。最少の投資で最大の行政効果を上げるためには、市長のリーダーシップと職員が研修等で多くの情報を得ることによってスキルアップを図ること、さらには優秀な職員の採用と育成ということが必要ではないかと思ひます。また、職員の能力を十分に発揮させるためには、健康ではつらつと働ける職場づくりが求められているのではないかと考え、次の点についてお伺いをしたいと思います。

職員の生涯賃金は、昇給等による差はありますが、おおむね2億数千万円でございます。1人の職員を採用するということは、おおむねこの金額を支払うということをお約束することであり、優秀な職員としての素養ある者を採用するということは大変重要なことであり、大きな投資ではないかと思ひます。そこで、採用に際して試験、面接、作文等で採用を決定すると思ひますが、どのような点を重要視しておられるのか、お知らせをいただきたいと思ひます。

2点目、職員の研修に費やす費用は、平成19年度では約350万円で、前年度よりは増加をい

たしましたけれども、職員の教育や研修は先行投資という考え方でいいのではないかと考えております。地方分権下における将来の行政運営を考えると、職員研修に対してどのような考えを持っておられるのか、お知らせをいただきたいと思っております。また、議会での委員会視察で道内については担当職員が同行され、ともに研修を行っておりますけれども、道外視察においても必要に応じて担当職員が同行されて、共通認識を持つ中で課題の解決に当たるということは有益でないのかなというふうに考えておりますが、考え方をお知らせをいただきたいと思っております。

3点目、職員が元気でではつらつと働くことは、本人や家族にとってはもちろん、名寄市にとっても大切なことであります。近年メンタル面が原因で休職をするなど健康を害する職員がふえている傾向にあるのではないかと思います。現状と対策、またその主な原因についてお知らせいただきたいと思っております。

4点目、定例議会において勤務中の交通事故に関して毎回のようには報告が行われております。このことについて懲罰によって対応すべきとの議会の発言もあり、懲罰委員会の回数もふえたというふうに伺っております。しかし、事故を起こすときの原因をしっかりと把握して対応することが大切ではないかと考えております。操作が未熟なのか、また体調がよくなかったのか、あるいは不注意だったのか、管理者として具体的に個別に検証して対応することが必要ではないかと思っております。また、車を運転することは業務の中では欠かすことのできないもので、適切な懲罰とともに庁内での職員の安全の永年表彰などを積極的に行うことも必要ではないかと思っておりますが、考えをお知らせください。

大項目の3点目でございます。名寄市には、老朽化をした公共施設が多くありますが、今回は特に老朽化が激しい市民会館と風連駅前再開発に伴い、風連福祉センターについてお伺いをいたしま

す。名寄市民会館は、昭和36年に建設され、広く市民に親しまれ、客席の改修などを経て現在に至っておりますけれども、見た目にも壁のひび割れ等が目立っております。来年度には、耐力度調査の予定だと聞いておりますが、その結果、使用にどのような影響が想定されるのか、また現在つり物を制限しているというふうに伺っておりますけれども、現状についてお知らせいただきたいと思っております。

2点目、風連駅前開発における交流センターの建設に伴い、母と子と老人の家、それと風連福祉センターは使用しなくなるために総合的な維持管理は安くなるという説明を聞いておりますけれども、風連福祉センターの今後の使用計画について考えをお知らせください。また、近年の利用状況についてもあわせてお知らせをいただきたいと思っております。

以上をもちましてこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま東議員から大きく3項目にわたりお尋ねがございました。1点目は私から、2点目は総務部長から、3点目の（1）につきましては経済部長、（2）につきましては教育部長よりお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1点目のごみ処理の状況についての小項目1、埋め立てごみの分別状況についてお答え申し上げます。その他プラスチックごみにつきましては、一般家庭から出される場合、本来は資源となり、日本リサイクル協会を通してリサイクル業者に引き渡しとなり、油に戻したり、コークス、ガスを取り出したりされているところでございます。協会に搬出する際には、汚れの付着、ペットボトルの混入、容器包装以外のプラスチックの混入、事業系のもの等の混入がないものなど、国の分別基準と協会の引き取り条件の厳しい基準が設定されているところでございます。名寄市で

は、家庭からの搬出時に汚れを除去したきれいなものの搬出をお願いしており、どうしても汚れが取れないものについては埋め立てごみということになっているところがございます。まだまだ面倒だという理由で埋め立てに出されている方々が多々おられることは承知しておりますが、逆に資源として出されている方々は非常に意識の高い方々であることから、リサイクル協会が年に1回実施しております品質調査におきましては本年度もAランクに認定され、汚れの付着や他の混入が少ない状況となっているところがございます。また、量的な問題で申し上げますと、近隣市町村の平均が1人当たり16キログラムの排出量に対し、名寄市は1人当たり13キログラムということであり、2割程度少ない結果となっているところがございます。これらの状況から推測いたしますと、約100トン近くは埋め立てにされているものと思われ、このことが目につく要因、原因とも思われます。名寄市の都市形態から、転入、転出者の多い問題等がありますが、さらに住民周知について努めてまいりたいと考えているところがございます。また、新年度におきましてはごみの分別ガイドブックを改訂、作成し、全世帯に配布する予定でありますので、わかりやすい分別の掲載を心がけてまいりたいと考えております。

組成分析につきましては、七、八年前に実施をしておりますが、有料化以前のものでございまして、データが古いため、21年度中に実施をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと考えています。

次に、小項目2の家庭ごみと事業所から出されるごみの分別状況についてお答えいたします。分別状況につきましては、事業所から出されるものうち、産業廃棄物20種類につきましては基本的に受け入れをしていないことから、問題は同じ品物でもごみになった場合にその出どころにより一般廃棄物か産業廃棄物かの違いがありますが、ごみを見ただけでは判別がつかないところにござ

います。名寄市も従前はごみということですので受け入れておりましたが、15年ほど前から建築資材、廃材等を中心に産業廃棄物の適正処理といたしまして、市の埋め立て処分場では受け入れないということで進めてまいりました。明らかに産業廃棄物とわかるもの、建築廃材、車のバンパー、コピー機等は受け入れをしておりませんので、搬入する業者もおりませんが、日常使用するもので文具、家庭用品や資源物でも事業所から出ると産業廃棄物であるということを知らずに、あるいは知ってはいても料金の安い市の処分場にわからないように搬入されているような実態もございません。この問題は、運搬業者よりもむしろごみの出どころの事業所の適正処理についての意識の向上が何といたっても重要と考えているところがございます。そのために私どもといたしましては、各事業所を訪問するなり周知の徹底を図り、協力要請をしてみたいとも考えているところがございますし、また搬入業者に対しましても産業廃棄物についてのガイドブック的なものを作成し、周知を図るとともに、処分場での窓口での指導のあり方についても考えてまいりたいと思っております。

次に、資源ごみの売却収入と費用についてのお尋ねでございますが、リサイクル品の売払収入でございますが、18年度は缶類で約670万円、この年から有償でペットボトルで約120万円、発泡スチロールが約1万円、風連分約60万円などで、約856万円となったところがございます。平成19年度につきましては、缶類が434万円、これ例年2回入札をし、売り払いをしているのですけれども、量的な問題、それから降雪期が早まったことによる運送等の問題があり、1回の売り払いで終わっているためでございます。ペットボトルについては約297万円、発泡スチロールが1万円ということで、19年度につきましては合計約732万円となっているところがございます。売り払いの単価で見ますと、アルミ缶が平成18

年度は107円、19年度は108円、スチール缶が18年が10円、19年が13円、ペットボトルにつきましては18年が17.5円、19年は30.6円となっておりますが、ことしに入り、北京オリンピック終了後に急激に単価が下がっておりまして、先日缶の売り払いをしようと思いましたが、業者のほうで買いどめというようなことで引き取られない状況となっているところでございます。また、聞くところによりますと、現在缶類は10分の1とか、ペットボトルにつきましても2円ないし3円ということも伺っているところでございます。一方、処理費用で見ますと、中間処理分で1,000万円、資源分別委託料が400万円、再商品化費委託料約130万円、その他200万円で、合計1,730万円ほどかかっているところでございます。今年度の初めに資源物の高騰により少しでも収入、歳入をふやそうということで古紙類あるいは紙製容器の一部、さらには機密文書等の処理につきましても原料ということで買い取りをしていただき、実施をしてきてまいりました。これによりまして平成20年度約170万円ほどの収入を見込んでおりますけれども、今回の急激な価格の下がりぐあいによりまして、来年度については相当の収入減になると想定しているところでございます。

4番目の資源回収の実績と効果についてお答え申し上げます。資源回収の実績でございますが、平成18年度は参加団体59、風連リサイクルステーション20カ所の収集量につきましては、紙類は575トン、缶類は25トン、瓶類は35トン、牛乳パック7トン、合計642トンとなっているところでございます。また、平成19年度につきましては紙類532トン、缶類は21トン、瓶類は29トン、牛乳パック5トン、金属3トンの合計509トンとなったところでございます。この効果につきましては、平成18年度につきましては本来の収集量に対し約29%、19年度につきましては約28%の量が集団回収により回収され

たことになり、市の収集業務の軽減化につながっているところでございます。また、奨励金につきましては、平成19年度実績では全体で約194万円、1団体の最高が7万8,000円、平均では2万3,400円となっているところであり、有効に活用していただいていると考えているところでございます。また、BDF回収につきましては、名寄地区の3カ所の町内会、風連地区4カ所のリサイクルステーションで取り組みをしていただいておりますし、有料化以前のマイバッグ運動では12カ所の町内会で御協力をいただきました。これらの集団改修事業の取り組みを通じまして、リサイクルの意識の向上に今後とも努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、5番目、ごみの分別のホームページ掲載等についてでございます。転入される方々への周知方法についてでございますが、ことしの4月から市民課において転入届を済ませられた後、生活環境課の窓口に来ていただき、住所をお伺いした上でその地区の回収日の説明、それからごみの有料化の説明、出し方、分別の説明を行い、最後に町内会加入の勧誘なりをして、必要資料等をお渡ししているところでございます。炭化処理の説明につきましては、ごみの出し方の説明のときに焼却ではなく炭にしてリサイクルをしています旨のお伝えをしているところでございますけれども、主に出し方、分別を中心にしていますので、炭化処理について理解されるところまでは至っていないのではないかと考えているところでございます。

ホームページにおける周知につきましては、先ほどもお答えいたしました。来年度21年度にごみの分別ガイドブックの作成、改訂を予定しておりますので、これに沿いましてホームページ上の掲示等PDFでのダウンロードができるようにしてまいりたいと考えています。また、ホームページ上でのスムーズな検索につきましては、現在全庁的にワーキンググループを設置する中でホームページのリニューアルも含めて協議中でござい

ますので、御理解を賜りたいと思っておりますし、さらに炭化処理の周知につきましてもリサイクル等の観点から、ホームページの掲載について考慮してまいりたいと考えていますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、職員管理について御質問がありましたので、お答えをいたします。

職員の採用に当たっては、名寄市職員任用規則にのっとり職員任用試験委員会を設置し、副市長を委員長とし、採用者を決定しております。試験の内容は、職種によって若干異なりますが、教養試験、専門試験、適性試験、論文、作文試験を第1次試験で実施しております。論文、作文以外の試験につきましては全国統一の試験であり、問題の作成、採点を日本人事試験研究センターに委託をし、第1次合格者について全国の平均点、当該年度の採用予定者数を勘案し、決定をしています。第1次合格者に対し、第2次試験の個人面接試験では面接官に副市長、総務部長、総務課長がその任に当たって行っております。採用者の決定には、各試験の成績の優劣はもちろんですが、面接試験でのさまざまな角度からのやりとりを通して公務員としての資質は適切かを判定し、さらに健康診断の内容を考慮して決定しております。市民との協働に向けて机上の事務だけではなく、現場の状況を熟知することで時代の流れや住民ニーズの変化を先取りし、それに応じた政策を企画立案、実行する職員が求められています。派遣研修等による専門的知識、技能の向上、また基礎となる法務研修、政策の企画立案研修、市民から信頼される職員としての資質の向上を目指す研修を行ってまいりたいと考えております。

道外視察の関係につきましては、道内研修につきましては日ごろ実務研修の機会の少ない部長職を中心に道内研修に参加させてもらって、議員と

協働の政策関係についての勉強をさせていただいておりますが、道外視察に職員が同行することにつきましては、視察の目的、内容により有益とは思っておりますが、職員にパソコンを1台ずつ配置をして、業務の効率化、情報化にも多額の費用をかけて取り組んでおりますので、現時点では難しいものと考えております。なお、職員には道外派遣研修、自主研修費も予算化しておりますので、今後も研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

職員のメンタルヘルスケアにつきましては、現在心の病気で病気休暇、休職となっている職員は5名おります。また、定期的に通院をしている職員もおります。名寄市職員労働安全衛生委員会では、メンタルヘルス部会を設け、職員の心の健康の保持増進のための指針を今年度中に作成すべく取り組んでいるところです。また、新年度に向けて専門医による相談窓口を開設すべく準備を進めているところです。心の健康を害する原因は、本人が抱える仕事、職場のみならず、家庭、地域の問題と多岐にわたり、それらが複雑に絡んで表面化されると言われています。仕事、職場での心の負担を軽減するよう、また相談体制の充実を図り、職員が元気で働くことのできる環境づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

勤務中の交通事故の対応につきましては、市では各部長を安全運転管理者、次長を安全運転管理代務者、課長を副安全運転管理者として安全運転管理組織を構成し、安全運転管理者法定研修を受講し、所属職員に対し交通安全の指導、監督に当たっているところです。また、名寄警察署の協力を得て交通安全講演会等も行っていました。しかしながら、事故はなくなっていないのが現状であります。今後事故を起こした職員に対する安全運転プログラムを検討してまいりたいと考えております。

安全運転の永年表彰につきましては、25年以上無事故無違反の職員に対しまして表彰を行って

おります。平成15年以降9名の職員に対し表彰をいたしました。今後も交通安全の啓発に一層努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、3点目、老朽施設の管理及び更新の考え方についての1点目、市民会館の耐震調査と対応について申し上げます。

市民会館は、毎年5万人近くの方々に御利用をいただいております。貸し室とホールの利用割合はほぼ半数の状況でございます。昭和37年に開館以後、ホール、管理棟は随時改修を行ってまいりましたが、耐力調査は実施しておりません。近い将来大ホール新設の見通しがなく、安心、安全な貸し室施設としての確認をするため、新年度にホールの部分の耐力度調査を予算要求しております。耐力度調査期間は約40日間で、利用者に迷惑をおかけしない時間帯で実施してまいりたいと考えております。ホール、ステージの上に設置してまいりましたつり物につきましては、支えている基礎部分が弱く、危険な状況にあるとの判断から、昨年9月に一部を取り外し、そのことにより一部の音楽関係者に説明すると同時に、御理解をいただきながら御利用していただいております。

なおまた、耐力度診断結果により所要の補強、改修工事に向け対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、2点目の風連福祉センターの利用についてお答えをいたします。

風連駅前再開発事業で整備されます地域交流センターにつきましては、地域住民のための多目的な施設として風連地区の中核的な建物と位置づけられております。老朽化が進んでいる風連福祉センターと母と子と老人の家の機能を持たせ、地域

住民の要望にこたえられる諸設備及び規模で建設されることとなっております。こうしたことから、完成後は高齢者大学、ビールパーティー、各種の総会、会議等の利用を風連福祉センターから地域交流センターへの利用移行をお願いすることになります。現風連福祉センターは、昭和46年に建築され、現在37年間経過した老朽施設となっております。ボイラー設備等に大きな懸念がございますが、一方平成12年度に約1億円をかけ、研修室の増設、トイレ改修等の大規模改修を実施し、今日に至っております。しかしながら、風連福祉センターも将来的には老朽化のための解体処分が必要となります。地域交流センターが22年度に供用開始となりますが、まちづくり交付金事業の事業期間内、平成22年度内に地域交流センターの整備に伴う現福祉センターの解体、除去と跡地利用の考えを都市再生整備計画の計画変更で追加記載すれば、交付金の交付を受け、解体、除去及び跡地の整備ができる状況にあります。現在の名寄市の財政状況を考えますと、2つの同じような機能を持つ施設を維持していくことは後年度に二重の維持管理費をかけることになり、市民負担にも影響が出てくるものと想定されますことから、福祉センターの今後のあり方について現在内部で再度協議中でございます。

風連福祉センターの利用状況については、平成19年度で3万3,227人、平成18年度で3万3,096人の利用がありました。主な利用団体は、瑞生大学、毎月二、三回、各ビールパーティー、JA名寄の総会、森林組合の総会、風連文化祭、エレクトーンの発表会、ダンスパーティー、カラオケ研修会、一般企業健康診断、新年恒例会、消防の出初め式、体育協会表彰式、幼稚園のお遊戯会、老人クラブ連合会、各種会議等で御利用いただいております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それぞれ答弁をいた

だきましたけれども、再質問をさせていただきたいと思います。

順番に行っていきたいと思います。まず、ごみ処理についてからお伺いをいたしたいと思います。私は、以前から最終処分場を大切に使うことが大切であるという発言を重ねてしてまいりました。さまざまな方法をここで提案させてもらったり、議論をさせてもらったりしておりますけれども、今回はプラスチックに関してお話をさせていただきたいと思ってテーマとさせていただきました。最終処分場、この名寄市一般廃棄物処理基本計画書、平成19年度につくられましたこの中の処分場について書かれております、これ11ページだったのですが、これの中に内淵の処分場では総事業費が5億4,000万円です。埋め立て容積が16万5,000立米埋め立てることになっております。これをちょっと割り返してみますと、1立米当たり約3,200円かかるということになります。設備費だけで。風連のほうを見てみますと、総事業費が7億4,700万円、これで埋め立て容量が3万6,000立米というふうに書かれております。これを割り返してみますと、結構高いのです。1立米当たり2万800円かかっているということになります。こういった観点からしても、やはりそちらに捨てられるごみの量をいかに減らして行って長く使うかということが大切だということがわかるのではないかなというふうに思います。名寄市の最終処分場のほうが若干古いものですから、これだけ立米当たりの単価が違うのは設備のつくり方に違いがあるという部分もあるのかと思いますけれども、今後新たにつくるというふうになりますと、新しいほうの基準に合わせるとなるとやはり莫大な費用がかかってくるのだらうということが予想されます。そういった中から、やはり何度も繰り返しますけれども、最終処分場を大切に使うっていききたいなという思いを強く持っているわけでございます。

そこで、一般家庭から出されるプラスチックは

リサイクルセンターのほうに持って行っていただくと、そこから搬入をされて油になったりだとか、リサイクルに回っていく。それにも若干お金はかかっていると思うのですが、多分こんなにかからないのではないのかなというふうになんと想像する。さっきその部分の金額の答弁をいただかなかったのですが、正確にはわからないのですが、多分こっちのほうが安く済むでしょうし、有効に使える。そういった観点から、なるべくプラスチックごみを最終処分場に持っていかないで、リサイクルセンターに持って行ってもらう、そしてそれを再利用していただきたい、こういうふうに願うわけですが、実際がなかなかそういうふうになっていない。そこら辺の原因はどういうところにあるのか。やっぱりついつい捨てやすいからそういうふうになってしまうのか、そこら辺の周知の方法ですとかお願いの方法ですとか、例えば具体的にこれだけかかるから、これだけこっちのほうが得だから、どうかお願いしますと言ったら、市民の皆さんもわかりやすい部分も出てくるかもしれませんが、これから周知方法についてお伺いをしたいと思います。

それと、先ほど答弁いただいた中でも現場担当の方もしっかりと対応されているというふうに思います。そのように答弁をいただきました。窓口で指導等を行っているというふうに答弁を行っていました。特に発泡スチロールなんかだったら、きちっと本当にうるさいぐらいに御指導されているなという部分があると思うのですが、いまいちこの部分がまだ不十分なのかなというふうにも思っております。ここら辺今後どのような対応をお考えなのか、この2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま2点にわたり再質問をいただきましたけれども、最初の答弁でもお答えしたところでございますけれども、一般家庭から搬出されますプラスチックにつきま

しては、排出方法できれいなものということで市民の皆さんにお願いをしているところがございますけれども、洗う手間だとかふき取る手間等を惜しむ中で、結果として埋め立てごみになっているのが大きな要因でないかと考えているところがございますので、ただいまお話のありましたように今後につきましては来年度は分別のガイドブックも予定しておりますので、その中の工夫の中で費用なんかのことも含めて掲載する工夫なりをして、十分な周知をしていくことが単に減量化のみならず温暖化なりCO₂の問題も含めてつながっていくのではないかと考えていますので、ということでぜひ御理解をいただきたいなと思っております。

それから、処分場現場における指導でございますけれども、改めて御説明申し上げますと、搬入時に窓口ではどんなものを持ち込んだのかを目視しながらお聞きいたすとともに、またさらに捨てる現場では資源になるものについてはそこでそのままおろさずにリサイクルセンターのほうに運んでいただくようなお願いもしているところがございます。議員のお話のとおり、発泡スチロールや段ボール等は発見しやすいので、指導もしやすいのでございますけれども、プラスチックの容器包装類等が埋め立てごみとまざった状態の中では、なかなか発見しにくいという面もございますので、基本は家庭での分別をいかにしていただくかのPR周知が大切だとは考えていますし、先ほども申しましたけれども、現場での指導についてもなお一層その強化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 来年作成を予定されているその冊子に期待をしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これは、集団回収なんかにも関連する部分もありますし、お伺いをしましたリサイクルされるペットボトルですとか缶ですとかの価格にも関係

してくる部分もあるのでございますけれども、集団回収など、その他いろんな団体で集団回収をする場合にいろんな方法で回収していると思います。資源の高く売れるときというのは、こういったものがややもすると奪い合いになっていった時期もあったのだらうと思います。今はそういう時期ではないと思います。こういった相場物ですから、高くなったり、安くなったり、今後も繰り返す可能性があるのではないかなというふうに思います。そういった場合に家庭から出されて玄関先に置いているごみを勝手に第三者の方が持ち帰られるという場合もあるというふうに伺っております。あるいは、集団回収をしたり、あるいは市の業者が回収される。では、ここで一回ちょっと線引きを考えておくべきかなというふうに思うのは、玄関先に出された資源、缶ですとかペットボトルというのは所有権はどこにあるのかということ一度検討されて、検討されているのかもしれませんが、そこについて見解をお知らせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 玄関先に出されたごみの所有権はどこにあるのかということでございますけれども、法律的にもさまざまな見解があるようには伺っておりますけれども、私どもとしては基本的には出した方の所有物だと考えているところでございますけれども、その処理については市に責任があると考えておりますので、有料袋で排出されたものにつきましては袋に名寄市と記入されておりますので、所有権は市にあるのではないかなと考えております。また、前段お話のありましたように、第三者による持ち去り等も見られることもございましたけれども、私どもといたしましても資源回収日には早朝から職員少ない中でございますけれども、パトロール等も実施していることもあわせて御報告しておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番(東 千春議員) 市の袋は市の所有というふうにありましたけれども、市の袋に入っているものは生ごみとか、そういうものなので、余り持っていかれる方はおられないかなというふうに思います。今は値段安いですので、余り緊急の課題ではないかもしれませんが、やはり高騰する、今後もそういうこともあるかもしれませんが、統一した見解をこの機会にお持ちいただければというふうに思います。

質問をかえたいと思います。職員の管理についてお伺いしたいと思います。新規採用に係る部分についてお答えをいただきまして、きっと選択するのに大変なのだろうなというふうに思っております。筆記ですとかは一定のレベルですとか点数で出てくるわけですから、その部分はわかりやすいのかもしれませんが、面接のやりとりで結果を決める部分もやはり多いのではないかなというふうに思っております。また、そのようにも答弁をいただきました。そこで、我々ふだん生活をしていて、初対面の人と面会をして短時間お話をして、その人がどういう人かということを察知するということがかなり難しいのだろうなというふうに私は思っています。そこで、面接をする側としての面接官としての研修みたいなものというはあるのかどうなのか、そこら辺についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 私7月に担当かわりまして初めて職員採用の面接官をしたのですが、具体的に人事管理とかという形での書物はいっぱい出ておりますので、それは私のロッカーの後ろのほうにも、歴代の総務部長さん多分見ていたと思うのですが、そこら辺をやはり見させていただいて、今回は対応させてもらいました。今回の両副市长と私と総務課長と4人でやったとき、私の役目はできるだけ緊張している職員の採用試験受けている方の緊張をほぐしながら、素直な気持ちで本人から説明させる、質問に対して答

えさせるということに注意を払いまして、私自身はさせていただきまして、あと具体的な部分については両副市长のほうからも、それから総務課長からも協調性の問題であるとか、それから公務員としての考え方であるとか、作文の中に書いてあることをさらに深く質問したりということで、先ほど言いましたようにあらゆる角度からさせてもらっていただきまして、比較的4人の役割分担を上手にしながら、本人の言いたいこと、伝えたいことを導き出しながら試験をしているのだなというふうに、初めて今回実感しましたので、さまざまなそういった機会ありましたら、そういう部分について参考図書も含めて私たちの側についても研さんしてまいりたいと考えております。

○議長(小野寺一知議員) 東議員。

○23番(東 千春議員) 私も面接官の側というのを実はやったことがあるのですが、本当にみんなよく見えるのです。その中で選ぶというのは本当に大変なことで、正しい選択ができるのかどうなのか、ましてや1人雇用するということは2億数千万円をお約束するというようなことですので、そこら辺十分に考慮しながらやっていただきたいと思います。

また、他市の先進事例なんかも参考にされて、例えば大勢の中でのディスカッションをさせてそれを聞くとか、あるいは1日だけに限らず、1日も2日もかけていろんなことをディスカッションしたり、議論をしたり、やりとりをしたり、そして1人を決めると。そういう自治体もあるというふうに伺っておりますので、先進的な事例等も参考にしながら今後行っていただきたいなというふうに思いますけれども、その点についても考えがありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

それと、交通事故についてなのですが、これは単純ミスに見える交通事故というのが結構多くて、この間もそうだったのではないのかなというふうに思うのですが、この単純ミスを

防ぐということが大切なのだと思うのです。例えばタクシー会社であるとか運送業者の方は、どのような教育をしているのかなど。私はちょっとまだ調べてはいないのですが、そういった指導体制の中からやはり単純ミスを防いでいくというヒントがひょっとしたらあるかもしれないのではないかなというふうに思いますので、今後そういったところの指導体制なんかの研究もお願いしたいなというふうに思います。そういったところに関して御答弁をいただきたいのと、25年たって初めて表彰されるというのはちょっと長いなというふうに思っております。これは、もうちょっと事細かにやっていって、本当に褒めて伸ばすということも大切だというふうに私は思いますので、意識づけの中からそこら辺の改革も図っていただきたいというふうに思いますけれども、簡単に御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 研修、職員の採用試験の関係については、最近の人数が5ないし6人程度ということで、今東議員のおっしゃったような方法も可能かどうかも含めて検討してまいりたいと思っております。

それから、交通事故の関係について、議員のおっしゃるとおりだと思っております。早速自動車学校のほうに行きまして、いろんなプログラムメニューはあるということの確認をしております。それで、多くの運転手を抱える、そういう現場で具体的にやっている指導方法についても研究を重ねて、できれば来年4月以降の交通安全の研修等々、そこら辺の部分についても対応できるような形を取り急ぎ進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それでは、老朽施設のほうに入っていきたいと思っております。

市民会館についての現状をお答えをいただきました。やはりつり物の一部を外して、多分これは

反射板のことだろうなというふうに思うのですが、そういった扱い方ができないということをお伺いしました。市民会館の場合は、基本的には労働会館という位置づけなのでしようけれども、市民的に考えるとこれは文化会館、文化的なものをやるというイメージが強いのではないかなというふうに思っております。そういった関係から、つり物ができないということ自体はやはり文化的なホール、施設という市民的な感覚からすると、かなりひどいなという評価を下さなくてはいけないのではないかなというふうに私は思っておりますけれども、例えばその部分の修繕をする、あるいは照明器具が丈夫なのかどうなのかわかりませんが、これは将来的に向かってくる大ホールとの議論とも関連してくる部分ではあるのですが、修繕に係る費用ですとか年限だとか、そこら辺については今まで具体的な議論があった経過があればちょっとお知らせをいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 上田経済部次長。

○経済部次長（上田盛一君） 市民会館のホールの関係での修繕でございますけれども、これまで平成4年、5年、それと7年に結構大きな改修をしてございます。平成4年のときには管理棟のほうの改修でございますが、させていただきました。それから、5年、7年におきましては大ホールにおいての整備をいたしました。また、12年には座席のほうの改修といったようなこともさせていただいてきております。つり物の照明の関係でございますけれども、照明等のつり物の部分についても荷重測定等々で検査等をやってきておりますけれども、反射板ですとか、そういう部分では十分に至らないという状況になってきております。そういうようなことで工夫をしながら、皆さんにお使いをいただいているという状況でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） あのひび割れの状況

等々を見ましても、やはりかなり危険度の高い建物だろうなというのは私も想像できます。総合計画の中で文化センター大ホールは、後期計画の中に盛り込まれております。来年耐力度調査を行ってどの程度の結果が出るのか、現段階でお答えは当然できないわけなのですけれども、お伺いすることもできませんけれども、今の市民会館を何年もたせて幾らぐらいまでかけるのか、あるいはどうするのかというのは、その時点でやはり判断しなくてはいけないのではないかなというふうに私は思っております。そうした中で例えば5年をもたすのに、私は大ホールは後期計画の中でやるのはいいと思いますし、過疎債が適用されるのであればその範囲内でやればいいと思っておりますけれども、しかし市民会館の耐久度の度合いによって、それはある程度弾力的に考えてもいいのではないかなというふうに思っております。それは、幾らお金をかけても余りもたないというものに対して余りお金をかける必要はないというふうに思っております。それであれば1年でも2年でも前倒しをして、その時点でお金はかかるかもしれないけれども、修繕費を節約するという考え方でもいいというふうに私は思っております。そういったことに対する弾力的な考え方は、私はあってもいいというふうに思っておりますけれども、この点に関して御答弁をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私風連なものですから、余り詳しく名寄の経過というのは存じ上げていないのですけれども、実は先般風連地域の中でのまちづくり懇談会、この中でも市民文化センター大ホールの早期の建設をというような声出ておりますし、それから去年の懇談会の中でもたしか文化センター大ホールを早目というようなお話をいただいております。御案内のとおり、労働会館ということでの位置づけで今日まで市民会館として御利用いただいております。目的が違うわけですから、ちょっと使い勝手も悪かったのだら

うなというような、私どもも使わせてもらいましたけれども、そんな思いをしております。お話ありましたように、文化センター大ホールにつきましては後期計画の中に入れていただいておりますから、今お話ありましたように耐力度調査につきましてはどういう結果になりますかわかりませんが、その結果次第によりましては市民会館そのものの本体がどこまで使えるのか、どこまで費用がかかるのかという部分は一定の考え方の検討に方向性を示すことになるのかなというふうな思いをしております。その結果次第によって文化センター大ホールをというようなつながり方になるのかなというふうに思いをしておりますので、結果を待ちたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） そのようなことでお願いをしたいと思います。その時点での結果において、弾力的な判断をしていただきたいなというふうに私は思っております。ただ、今までの議論の中で基金の名称もそうなのですけれども、文化センター大ホールという名称でずっと今まできておりますけれども、本当に大の字が必要なのかどうなのかというのもやはりこれからの課題になっていくだろうというふうに思っております。これは、私の持論なのですけれども、800人程度のものを、例えば全国規模の大会をやるのだったら、土別の市民会館でいいと思います。1,000人以上のものであればスポーツセンターでやればいいと思います。私は、名寄市の市民が使い勝手のよいホールというのが、ある程度コンパクトなホールというのが使い勝手がよくていいと思います。この部分については、大が小を兼ねるということはないのではないかなというふうに私は思っております。そういった観点で考えますと、建設費ですとか今後の維持費、そういうことも考えるとやはり大の字にこだわることなく検討していただきたいなというふうに思います。場所につきましては、

市民文化センターの隣がいいであるとか、あるいは大学の隣がいいであるとか、あるいはほかの場所があるのかもしれませんが、そういったことも含めてなるべく早目に議論を始めていただきたいというふうに思っております。再度お考えについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 市民会館のホールにつきましては、これまで文化センターの大ホールと連動した形での議論ということで検討させていただいておりましたけれども、文化センター大ホールが今の時点でもなかなかはっきりとしためどがつかないという中で、既に市民会館のホールも相当老朽化が進んでおまして、今回新たに診断をして一定の決断、判断をしていくと、こういうことでの診断というふうに私ども考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

風連中学校の移転に伴う土地利用及びまちづくり計画についてを、田中好望議員。

○17番（田中好望議員） 議長の御指名をいただきましたので、今定例会におきまして風連中学校の移転に伴う土地利用及びまちづくり計画についての一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、移転後の中学校校舎及び跡地利用並びに中央小改築年次計画についてをお尋ねをいたしたいと思います。新しい名寄市が誕生してから、残り数カ月で3年を迎えるに至りましたが、新市建設計画を基本に総合計画が策定され、文字どおり新しいまちづくりが展開されているところでございます。

さて、この新市建設計画と総合計画に関係して、風連中学校の移転に伴う土地利用及びまちづくりの計画についてお尋ねをいたしたいと思います。風連中学校及び風連中央小学校の改築については、新市建設計画及び総合計画に登載されている事業でございます。風連中学校は、平成22年3月をもって廃校が決定しております風連高等学校の校舎を利用することになっておりますが、移転後の中学校の校舎及び跡地利用、中央小学校の改築年次について現段階での考え方をお知らせください。

なお、所管事項について質問することにつきましては、所管の委員としてはばかる気持ちもありませんでしたが、風連地区における土地利用及び街区形成、それに伴うまちづくりに関係する事項でありますので、あえて質問をさせていただきました。

私の質問の意図として、まず第1にこの中学校の移転に伴うことを契機として、小中一貫教育の観点から中学校の跡地に小学校を建てるのか、中央小学校の向かいにある児童会館等が子供たちの放課後対策として大きな役割を果たしてきたところでもあります。そういった点を考慮したときに現在の位置がベストなのか、さらに将来の児童数の推移を考えたときに別の位置がよいのか、市の土地利用計画やまちづくり計画との調整も生じられると思うところがございます。特にこの移転を契機に地域全体のゾーニングにも関係しますので、教育サイドだけの検討ではなく、全体的なプロジェクトを立ち上げる必要があるのではないかと思いますので、市長部局とも十分調整をさせていただきたいと思いい、提案をさせていただきました。この点についての見解を御回答願いたいと思いいます。

なお、冒頭申し上げましたように所管のことでございますので、小項目のことにつきましては関連がありますので、そういったことで御理解をいただきたいと思いいます。

合併により名寄市全体の小中学校の改築計画が基本になることについて異論を挟むものではありません。

ませんが、私が何より大切にすべきと思うことは、学校は長い歴史の中でそこに住む人や風土がそれを織りなしてきたと思います。さらに、つけ加えますと学校は物心ともにその地域づくりの中心的な役割を果たしてきたとっております。今日の小中学校の独特な文化やユニークな教育環境は、教育関係者や教員各位の努力もあったでしょうが、地域の支えがあって、協働によって整ってきたものと思います。地域が見守り、歴史や文化を大切にしている学校であってほしいと常日ごろ念願しておりますが、この礎があったからこそ、学校評議員制度など新しい試みに挑戦できたのではないかと思います。そういった点から、例えば公民館等社会教育施設との併置なども検討するなど、教育領域の縦断的な検討ではなくと申し上げたのは、市の関係部局を組み入れた横断的なプロジェクトの立ち上げを行い、それを検討し、絵を描き、地域に示し、地域の声を聞き、政策とする。この一連の作業は、地域づくりへの大きな足がかりとなり、地域のまちづくりに発展していくものと思ひ、これを期待しての提案でございます。御理解をいただきたいと思ひます。

なお、この問題、提案は土地利用やまちづくりにかかわるもので、市長部局にも関係することでございますが、答弁は求めません。教育委員会が先に立ち、提案にかかわる検討をしていただきたいということを再度お願い申し上げ、この場からの質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 大きな項目で1点について御質問いただきました。風連中学校の移転に伴う土地利用及びまちづくり計画についての1点目、移転後の中学校の校舎及び跡地利用と中央小学校の改築年次計画についてお答えをさせていただきます。

風連高校の閉校後の学校施設について風連中学校として転用していくことは、午前中の高橋議員

の質問にお答えしたとおりでございます。現在移転に関して閉校後の風連高校校舎施設の改修等について改修等の基本プランのたたき台を作成するため、風連中学校教職員の御協力をいただき、作業を進めているところであります。また、今後はPTAの代表、教職員などによる（仮称）風連中学校移転準備委員会を設置して、基本プランを御検討いただき、実施設計に結びつけてまいりたいと考えております。平成22年3月に風連高校が閉校となりますので、平成22年4月以降に学校施設等の譲渡を受け、速やかに改修を施し、年度内の移転を目指しております。風連中学校の移転完了に伴い跡地が発生し、移転後の校舎及び校地の利活用などの処分が課題となります。現在教育委員会では、移転後の風連中学校校舎等の施設や跡地の利活用に関する構想等はまだ持ち得てございません。今後は、市長部局を含めて具体的な検討をしてまいりたいと考えてございます。

次に、風連中央小学校の校舎及び屋内運動場の改築事業についてであります。新名寄市総合計画では平成24年度以降の後期計画に位置づけられておりますが、現在教育委員会で策定作業を進めております小学校の施設整備計画及びこの計画の柱となる小中学校耐震計画において本事業を位置づけてまいります。しかしながら、これらの計画における個別事業は基本的に総合計画の枠組みの中で検討されるものであることを御理解願いたいというふうに思ひます。

2点目に、プロジェクトの立ち上げについて御質問をいただきました。風連市街地区においては、今後風連高校の閉校、風連中学校の移転を初め、風連中央小学校の整備など学校の配置状況が大きく変わることも予想されます。このことから、風連地区のまちづくりにも大きくかかわることと考えますので、御提言を参考に市長部局とともに研究を重ねてまいりたいと思ひます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番(田中好望議員) 答弁をいただいたわけですが、まず第1点目に平成22年3月に長い歴史を持ちます風連高校が風連地区としても非常に残念に思うわけですが、少子高齢化の波を受けたのかなといったことでの廃校が、正式にはお聞きしますと来年の平成21年3月で正式決定という運びだということは理解しておりますけれども、もちろん廃校が決まったわけですから、そういった中で今答弁の中で改修に向けての作業が進められていると。そういったことで1点気になるのは、いわゆる平成22年4月以降に学校施設等の譲渡を受け、速やかに改修を施して年度内の移転を目指すということでございますけれども、22年度内ということは極端に言えば23年3月ということもあり得るのかということですね。それがまず第1点と、22年3月に廃校になり、4月から、いわゆるある程度今のうちから協議を進めて改修をしていけば、夏休み終了後ぐらいまで、これ物理的にどうかわかりませんが、終了後に速やかに移転をするということが可能なかどうか、現時点での考え方をお知らせください。

○議長(小野寺一知議員) 山内教育部長。

○教育部長(山内 豊君) 先ほどもお話ししましたように、現在風連高校を風連中学校に転用するというので、今の高校の仕様を中学校の仕様にしていかなければならないということになります。それで、道教委あるいは風連高校ともお話をさせていただいておりますけれども、風連高校の御協力によって既に風連中学校のPTAあるいは教職員の方々が風連高校の施設を実際に見ているということでもあります。その中で教職員が中心ということでもありますけれども、今風連高校で使われている教室等がすぐ中学校に使えるということではありません。特別教室だとか、あるいは特別支援教室だとか、あるいはコンピューターの機器の関係だとか、いろんな問題が出ております。その中で平成21年度でその改修にかかわる実施設計

をしていかなければならないということでもありますので、その辺の改修に係る期間がどのぐらいかかるかというのがまだ実際に実施設計を起こしていませんので、ちょっとわかりませんが、先ほど議員おっしゃられたとおりに平成22年3月に閉校となるということでもありますから、それ以降に改修の手を入れるということになります。その期間が3カ月になるか、あるいは半年になるかというのが実施設計によってその期間が具体的に出てくるというふうに思われますので、その辺について御理解いただきたいというふうに思います。

○議長(小野寺一知議員) 田中議員。

○17番(田中好望議員) 今協議を進めているということですね。理解をいたしました。私としても先ほど申し上げたように、なぜかといいますと平成22年度に3年生、その3年生に対してやはり自分たちの先輩方がいた風連高校の跡地を、我々風連中学校のところで学んだのだという、これはいろいろ考え方あるのしょうけれども、そういう期間を一月でも一日でも長くしてあげたいという思いからということで、そういったことでこれは要望しておきたいと思っております。

次に、先ほど中学校の跡地、それから移転後の校舎や跡地の利活用については、これは今後市長部局とも打ち合わせをしてやらなければならないということで、今のところは構想はないということなのですが、これ20年度は総合計画ローリング、新規事業の一款の中で風連中学校校舎屋体解体事業として平成23年度に1億円を計上しています。そういったことは、いわゆる校舎を改築という、解体ということでもよろしいのですね。

○議長(小野寺一知議員) 山内教育部長。

○教育部長(山内 豊君) 現状平成21年に実施設計をして22年に改修工事行くと。その後には、一連の作業として今の中学校については移転を伴って、学校教育としてあそこは使わないという状況になります。ですから、一連の関連事業として23年度に解体というふうに掲載をさせてい

ただいております。しかしながら、現在の風連中学校を他の用途に使うかどうかという部分についてはまだ結論が出ておりません。ただ、私どもの内部的な協議、教育委員会と、あと一部ということでもありますけれども、その中で例えば体育施設でふぐあいの部分があって、風連中学校は使えないかだとか、そういうような活用の道を探っておりますけれども、なかなか難しい部分があると。それについては、その活用における用途に適さないかだとか、あるいは今風連中学校は老朽化のためにもう移転をするということがありますので、その辺についてはまだはっきりとした結論は出ておりませんが、流れとしてはやはり移転に伴って解体というのが筋なのかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） せんだって実はある高齢者の方何人かから、ちょっと笑い話と言うと大変失礼なんでしょうけれども、中学校は田中さん、壊すのと。基本的にはそうなるのでしょうか。老人ホーム建てていただけないですか。どういう発想かわからないですけども、今かなり施設待機をしているということの、単純という言い方は失礼ですけども、私もそういう点勉強ふぐあいなものですから、それしか。それでは、そういうふうに関連して今度ちょっと聞いておきますと。だけれども、それは恐らく100%不可能ですよ。100%近く不可能ではないのですかといったことなのですけども、そういったことも含めてやはり検討するという理解でよろしいのですね。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 老人ホームの話については初めて聞いたのですけれども、例えば私も公共施設の検討部会のほうに入って名寄市内の公共施設についていろいろ検討しているのですけれども、その中で風連の診療所も今新しいところに移るという予定になっております。その後どうなのだという話で、例えば老人のグループホームみ

たいな、そんなこともどうなのかといったときに、やはり老朽化している施設をまた再利用するということについてはかなりの維持費と申しますか、維持改修費を投入しなければならないということがございます。そういった意味では、風連中学校も同じようなことだというふうに考えておりますので、膨大な維持改修費を投入するということは不可能だというふうに思います。ただ、ある一定の部分での再利用というのができるかどうかというのは、これからやっぱりもう少し詰めていかなければならないのかなというふうには思っておりますので、もう少し時間をいただければなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 話前後して大変申しわけないと思うのですけれども、中学校移転後風連の市街地から通う子供たちの通学ルートと申しますか、それが多少変わるのかなということでございます。御案内のとおり、今の中学校は市街地から東側にあるのですけれども、いわゆる国道40号線を渡り、宗谷線を、いずれにしても国道と線路は横断はするのですけれども、それで真っすぐ行けば風連中学校なのです。踏切を越してすぐということで、市街地側から東のほうへ向かっています。あそこは、いわゆる25線道路というのです。そして、今度は風連高校は南側の26線というところになるのです。そうすると、あの道路はいわゆる駅前が一番近いのですけれども、跨線橋がありますけれども、今の状態ではたしか自転車等も押しながら行くのですけれども、急なそうで、なかなか渡れないというか。それと、風連高校側から来たときには丁字路になっているのです、あの道路が。そういったことも含めてこれからもある程度本当にお金のかかることばかりなのでしょうけれども、検討していただきたいということと、風連高校のあの周辺というのは民家がそんなになくて、防犯灯とか、そういうのも設置されていないのです。そういったことでやっぱり子供たちの

安心、安全を守るためにもそのことも十分検討していただきたいのですけれども、答弁をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今改修に当たってのそういった準備会だとか、学校からの説明受けておりますけれども、今後具体的に関係者、PTAの代表者の方、あるいは教職員の方、それぞれそういった方々に集まっていただきまして、今後の検討協議会というものを立ち上げる予定になっております。その中で今御提言いただきました交通安全の関係、あるいは防犯灯の関係だとか、それらについても子供のためのことですから、多分そういった意見も当然出てくるのかなというふうに思っております。そういった意味では、今の意見を私どもの胸の中に置きまして、そうした協議会の中でもそうした意見があったということを御紹介させていただいて、その協議会の中でまとめさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） それと次に、先ほども答弁にありましたけれども、風連高校の跡地に改修が必要だと、いろんな中学校の教育として。これは、やはり国の基準、文科省が定めるとか、これだけは絶対やらなければならないということはかなりあると思います。そういったことに対して、たしか9,342万円でしたか、明年度に予算づけがなっております。たまたま先ほど申し上げました所管で、ことしの夏休みの間だったかと思うのですけれども、風連高校を視察したわけです、校舎の中。当時事務部長さんに案内していただいて、総務文教委員7人で視察をしてきて、そのときはこれ余り金かけなくても大丈夫だなということがあったのが1つと、やはり私が思ったのはいわゆる道が、道立高校ですから、そして風連高校が道立に移管したときは旧風連町は無償で土地を譲渡しているのです。ですから、いわゆる建物に対しての譲渡が無償で譲渡していただけるのかど

うかと。そういったことと、やはり9,342万円というのは金額がどういう査定になるのか、その辺をもう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 風連高校については、まだ道立、道教委のものということでありますから、具体的にどのような譲渡ということになるかわかりませんが、私どもとしては無償譲渡ということで今考えておりますし、そういった要望をしているということでもあります。

それと、改修に要する費用ということの中では、総務文教委員の皆さんとともに視察した中では一様にすばらしい学校だなという感想を持ったのではないかなというふうに思っています。それで、そのまま居抜きで使えば本当に手を加えないでできるというふうに思っておりましたけれども、やはり先ほど申しましたように中学校用の施設として使わなければならないということで、手を加える必要があるということでもあります。それで、先ほど議員がおっしゃったように事業費が9,000万円程度ということありますけれども、これは実施設計を含めてということなのですが、本体のほうの改修の費用についてはまだ実施設計も出ていない段階での試算なのですが、これは文科省が示す建築単価を使って試算をしているということで、これについてはまだちょっと変動する可能性もありますけれども、現状の中ではさまざまな施設の手を入れることによってそれぐらいの事業費がかかるのかなという想定ということで御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 乱暴な言い方をすれば道の勝手といいますか、そういったことで、確かに風連高校の廃校の問題につきましては今さら私がどうのこうの申し上げることもありませんけれども、そういった地域の実態を踏まえたときにやはりもう少し道の支援をいただくように今後要望しておきたいと思います。いわゆる事情が事情

といいますか、そういったことで道に働きかけるというか、それを強力に行ってほしいということでございますし、それとこの金額がまだ決定はしておりませんが、その財源というのは合併特例債等々充当できないのかどうか、どのような考えで仮に金額的に財源を充てるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま道教委からも道からもしっかりと支援をいただくようにという、そのお話でございました。実は、4月、それから6月、そして11月と3回にわたりまして私も北海道教育委員会のほうに出向かせていただいて、移転にかかわる話について一つ一つ詰めてきているところでございます。あわせて上川教育局、それから風連高校、名寄市、この3者が一体となってこれまで話を進めてまいりました。その中で私たちのお願いとして聞いていただけたものを幾つか申し上げますと、1つは屋体、体育館の屋根補修をしていただきました。それから、あわせて自転車置き場等もかなり老朽化していたということで、これについても整備が決定しております。それこれと幾つか小まめにお願いをしてきているのでありますが、言ってみれば校舎の施設設備についてはもう既に来年度から生徒が5名になるということから、その5名の子供たちが使うために特別な整備をすることは北海道としてもかなり難しい、こんなお話を聞いておりますし、グラウンド等あるいはテニスコート等についても今の子供が既に使用していない中でこれを整備することはなかなか難しいと。こういうお話は、こちらの再三のお願いにもそんな答弁なのでございます。しかし、校舎の施設点検保守等にかかわっては、またこれからも粘り強く道教委のほうに要請をしてまいりたいし、またほかにも修理あるいは改善していただけるものがあればそれもあわせてお願いしていきたい。今後も継続してこのことについてはお話し申し上げていきたい。それによって名

寄市の風連中学校移転に伴う経費等も動いてくるのではないかと、こんなふうを考えているところでもあります。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 特例債の関係については、まだ十分協議をしているわけではございませんけれども、そうした有利な起債を使うということでこの計画の中では考えているということと、あと国の補助等含めて今後市民に余り負担のかからないような、そうした財源を見つけていくということで考えてございます。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） いずれにいたしましても、建物自体の設備が高校から中学ということで、これ経費的にもいろいろかかるのでしようけれども、やはり最終的には風連中学校の子供たちの教育環境、これを第一番に考えて設計をしていただきたいと。このことは要望しておきたいと思えます。

続きまして、中央小学校の改築につきましてはただいま答弁がありましたように、総合計画の中では平成24年度以降の後期計画には位置づけられておりますし、それと答弁にもありましたように基本的に総合計画の枠組みで検討をされるということでございます。これは確かにそのとおりだと思いますし、またこの中央小も改築といいますが、いわば新築ということなのですけれども、昨年ですか、適正配置検討委員会、民間の方で13名ぐらいでしたか、立ち上げましたよね。そこで適正配置ということと、それから今回名寄市立小中学校耐震化検討委員会、これ庁舎内ですけれども、そういったことも含めて、やはりこの名寄市立小中学校耐震化検討委員会、これがメインになるのだろうというふうに思いますし、それとそういったことで確かに中央小学校の場合は耐震化優先度でも4番目なのです、調べてみますと。1番が名寄南小学校。校舎だけでいいですと、南小学校、智恵文小学校、それから名中、その次が中央

小ということですが。これ極端な話、4番目だから考えるのは4番目だよという、そういう単純な理解でよろしいのですか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 以前にも優先度調査を実施しております、その順番がそういうようなこと、校舎においてそういった順番ということなのですけれども、今庁内で耐震化の検討委員会をやって、それを基本として施設の整備計画をつくっていくということになっております。それで、今単純に4番目だから4番目かということなのですけれども、そういうことには多分なっていないのかなと思います。そういうふうに4番目になるのかもしれませんが。だけれども、施設整備計画の中で全体的なことを考慮に入れて計画を立てるときに、まだ小中学校の適正配置、10年間の計画がありますけれども、その部分でこの10年間にやっていかなければならないということというのはあります。例えば名寄市内においては市内の中心校5校を4校にしていくということもありますし、あとは周辺の郊外の学校についてはその時期を見て再編をしていくという、そんなこともありますので、その施設整備計画の中でこういう計画年次というふうに割りつけてもそのとおりにいくかどうかというのははっきり申し上げられません。ただ、計画的にはそのように進めていきたいということで、私どもは進めていく計画でいますので、まずは耐震化の検討委員会の中ででき上がったものについて施設整備計画の中に反映をしていくと。施設整備計画の中で計画ができ上がった部分を適配の中に生かしていくということで進めていきたいというふうに思いますので、今の時点の中でそういうことで押さえていただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 総合計画の中の位置づけ等の答弁をいただいたわけですけれども、はっきり申し上げまして中央小のいわゆる改築とい

うことになれば、やはり郊外の小中学校、このことも視野に入れてある程度やらなければならないのかなということは思います。ただ、去年例の適正配置に関する、確かに教育委員会は意見を求めましたよね。その中で概要ですけれども、私の地域の学校は少子化と過疎化の影響を受け、毎年児童生徒が減少しています。地域やPTAは学校の存続を願い、特認校の指定を受けています。地域外の方にアピールをして、児童生徒が多く来もらえるように努力をしていきたいと思います。地域でも学校やPTAと連携して教育活動を進めています。私は、そういう教育環境の中で子供たちを学ばせていきたいと思います。適正配置の基準が示されていますが、保護者や地域の住民の意見や理解を十分に取り入れてもらい、協議を進めていただきたいと思います。こういう意見があるということです。ただ、私としては、これは私だけの考えかもしれませんが、やはり欠学年が生じた場合とか、これからいろいろなこと想定されますよね、特に郊外の学校につきましては。そういったことも冒頭登壇したときに申し上げましたけれども、やはり地域の学校というのは、今郊外に行ったときは公共的施設はもう学校しかないのです。いろいろ本当に何十年も歴史のあるそういった中で、やはり地域の意見を聞くといえますか、そのことを主眼にしておいていただきたいと思います。特に私がこういうことを申し上げるとまたあれかもしれませんが、昭和44年に学校統合問題で旧風連町で当時の町長が任期半ばで辞任をしたと。地域住民は、風連住民は町長が責任をとって議会は責任ないのかとリコール問題まで、リコールで成立したといったことで議会が解散したと。これは何かというと、学校統合問題だと。そういったことです。今は全然そんなもの関係ないとは思いますが、そういったことがあるのです。やはり地区住民のそういう意見というのは十分に協議をして、中央小の改築といえますか、に前向きに検討していただきたい。や

はりそれをやっていただけるのは、総合計画の中でも教育委員会の考え方といいますか、これは教育委員さんの考え方もありましょうし、そういった中で検討願いたいと思うのですけれども、もしかお答えできることがあればお答えしていただきたいと。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 1つは、今後の小中学校の適正配置のあり方についてでございます。これにつきましては、検討委員会のほうで答申をいただいた。その答申に基づいて、今教育委員会内部でも適正配置について具体的な検討を進めております。これもできるだけ早い機会にお出し申し上げたいと考えているのでありますが、もう一つ大切なことは、今話題になっております施設設備の整備計画でございます。これらとやはり連動させることが名寄市にとって大変効率的であり、そして財政的にもプラスになるということから、今両方を兼ね合わせながら鋭意検討しております。結果的には、これは優先度調査だけで順位を決めるものではございません。やはり今お話しのとおり、教育環境をしっかりと見きわめながら考えていかなければならない。ですから、一方では建物だけを考える部分と、一方では教育環境をしっかりと見きわめていく、こういう部分がありますので、なかなか難しいところがあるということを御理解いただきたいと思います。結果的には、この両者が連動されて、次に総合計画に織り込まれていくと、こういう手順になっていこうかなと、こう思うのであります。

そういう中で風連中央小学校の改築についてどう考えていくかということですが、先ほど議員のお話のとおり、これにも2つの大きな考え方を議員は示されました。1つは、小中学校を同じ場所に設置して本当に一貫型の小中教育を推進するということなのか、あるいは風連中央小学校を現地に置いて大規模改造でしょうか、あるいは新築でしょうか、これはわかりませんが、そう

いう中で現在の営みを重視していくのか、こういうことも大きな選択肢として私たちには迫られているわけであります。それと、もう一つは、議員のお話のようにこれまで学校が歩んできた歴史でございます。地域とともに歩んできたこの歴史と地域とともに特色ある学校が生まれてきた、このことをやはり私たちは決して見過ごすわけにはいかない。したがって、このことについてはまず1つは地域の考えをしっかりとまとめていただくことではないかと思うのであります。

過去の例で申し上げますと、智恵文中学校がやはり存廃の危機に直面したことがございました。これは、例えば生徒数が激減して教員の数が2名という状況が予想されたのでございます。中学校でございます。したがって、極端な例を申し上げますと、その2名の教員が例えば体育と音楽であったらどうするのかというようなことから、地域でしっかり議論をしていただきました。智恵文中学校を考える会というのを地域で立ち上げて、約2年にわたって議論をしていただいた。その中で得たことは、やはり私たちの今できることはバリアフリースクール制度といいましょうか、特認校制度を活用して子供たちをしっかりと中学校に確保することだと。そういうことであの地域は立ち上がって頑張っていたいただきました。現在は、母屋がとられるくらいのが実は特認校制度で通学しております。そのために教員数も今5名維持することができております。こういうようなことが歴史としてはございますので、それぞれの農村地区にある学校がどういうふうにして生徒が確保できるのか、あるいは本当に確保できないときに先生が1人になってもいいのかどうなのか、こういうことを地域がしっかりとやはり考えていくことが大切ではないかと、こういうふうに思うのであります。やはり視点の第1は子供に当てることであります。確かにこれまでの長い歴史と、それから地域の方の深い思い入れは尊重しながらも、これから育っていく子供たちがどういう教育環境で

学ばなければならないのか、このことを第一に考えて地域でもぜひ議論をしていただきたい。そういう議論の結果は、私たちにどんどんお知らせいただきたいと、こう思うのであります。ある地域では、もう既にそういう話し合いの場を設けて精力的に話し合われているというふうに私は聞いております。そして、それについての大まかな報告も受けております。そういう議論をどんどん重ねていって、地域で一定程度の方向を出すことが大切ではないかなと。そういうことも踏まえて、私たちは名寄の小中学校の将来的な適正配置についてやはり断を下していかなければならない、こんなことを考えているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） そういったことで今教育長が答弁されたように、やっぱりそこで学ぶ子供たちを最優先といいますか、その環境整備を第一に取り組まなければならないと、それが教育委員会であると、私もそういう感じでおりますので、そういった点で今後いわゆる適正配置とか、そういった問題につきましても対応していただきたいと、このように思います。

それでは、最後になりますけれども、先ほど市長部局には答弁を求めませんと言いましたけれども、時間がありますので、中学校移転に伴いまして、先ほど申し上げましたようにこれを契機といたしまして、風連の街区の形成等々も先ほども同僚の東議員から福祉センターの問題等々も出ましたし、そういった中でプロジェクトチームを立ち上げてという点につきまして、市長か副市長が今現在で私に答弁できることがあれば御答弁いただきたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 風連地区の学校の適正配置については、教育委員会が熱心に議論をいただいておりますので、私も今の時代小中一貫教育というのが子供にどのような影響を与えるのかというのは十分に学んでおりませんで、これは風連地

区であればできるというような、そういうことも含めて期待をしております。しかし、校舎が離れていて、そのような連携教育というのはどのように可能性があるのかと、こういうことを考えますと、これからもっともっと研究をしていかねばならない課題なのかなと、こんなふうに思っておりますが、いずれにいたしましても田中議員御指摘のようにやはり子供を中心にして学校の再配置ということをしつかり考えていくべきだろうと、そのように思っておりますので、教育委員会としっかりと連携をとって、風連地区の全体の土地利用計画、そのことについて総合計画の後期計画につながるものと、このように思っておりますので、取り組みをさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で田中好望議員の質問を終わります。

次年度に向けた農業対策について外2件を、日根野正敏議員。

○11番（日根野正敏議員） 指名がありましたので、今定例会において大項目3件について島市長にお伺いをいたします。

まず初めに、次年度に向けた農業対策についてお伺いをいたします。ことしの農産物の作柄につきましては、一部の野菜を除き、質、量ともにおおむね平年並みから良ということで喜ばしいことではありますが、生産資材の高騰や価格の低迷で豊作分以上に農家経済を圧迫しています。特に酪農や野菜農家には非常に厳しい営農状況であることは御承知のことと思います。農業政策は、国に頼ることが主であります。それと同じく市の誘導的な施策、事業配分、またある面においては市の第三者的な客観的な視点も必要だと感じます。

そこで、初めにお聞きします。国の今年度補正予算で11月に事業化されました燃料、肥料高騰対策の概要についてお知らせをいただきたいと思っております。

次に、転作助成金から変化されて平成19年度

から3カ年をめどに始まりました産地づくり交付金の最終年度の考えについて、2点目としてお伺いをいたします。

3点目に、水稻の品種、ウルチではゆめびりか、モチについてはしろくまもち、どちらも多少の欠点はあるものの、道北地域に合った今後有望な期待される品種であります。また十分な種子の確保がされていないとお聞きしましたが、どの程度名寄に配分されるのかお伺いをいたします。

次に、除雪障害になるマンホールの状況についてお伺いをいたします。今シーズンも雪道の安全確保のため、除雪作業が既に始まり、市内一円除雪車が走っております。除雪作業で障害となるのが道路にすりつけがうまくいっていないマンホールで、なれたプロの運転手でも突き出たマンホールの突起にひっかかり、作業機の破損やマンホールの破損、人身事故にもつながったケースがあると聞いておりますが、毎年の破損件数と原因、降雪前の管理体制、破損後の対応についてお伺いをいたします。

3件目に、観光施設の支援について。道の駅、ふうれん望湖台、なよろ温泉サンピラーにつきましては、市の指定を受け、厳しい観光業界の中、集客に知恵とよりよいサービスを目指して努力をしていますが、市民の利用はもとより市外の集客をいかにして獲得するかが難しいところであり、管理者もその努力をされていることと思っております。隣接地域の方々や管理者、行政が協力をして、例えば施設の隣接農地にひまわり等の景観作物を植えていただいた場合は面積当たり幾ばくかの助成をして集客増につなげるようなことも一案と考えます。経費の余りかからない、しかも集客力のあるPRを行政と管理者、また地域の力もかりて、名寄にとって経済効果のある方策をとっていくべきと考えますが、見解をお伺いします。

この場からの質問は以上とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま日根野議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。1点目と3点目につきましては私のほうから、2点目につきましては建設水道部長からのお答えとなりますので、よろしくお伺いをいたしたいと存じます。

初めに、次年度に向けた農業対策についての燃料、肥料高騰対策の概要についてお尋ねをいただきました。10月末に国の対策として肥料及び施設園芸用燃油の価格高騰に対する緊急対策が施行され、施設園芸用燃油の使用量または化学肥料の施肥量を2割以上低減する農業グループに対しまして、燃油費または燃料費の増加分の7割を助成する内容というふうになっております。ここでいう農業グループでございますが、既に燃油または肥料の低減に取り組んできた者を含みますというようなくだりがございます。燃油対策に関しましては、施設園芸ということで対象者が限られること、さらに燃油費が下がってきていますので、余り期待できないものと思っておりますが、肥料対策につきましてはかなりの生産者が対象になるものではないかというふうにご存じのところがございます。既にJA道北なよろでは、肥料の価格対策、北海道では増加分の1割相当額の助成を決定しておりますので、これらも含め取り組み内容にもよりますが、生産者におきましては最大で増加分のおよそ約9割が助成される形になる見込みであるというふうに理解しております。

肥料対策における低減取り組みの要件判定の一つに、土壌分析に基づく施肥設計の見直しがあります。JA道北なよろでは、土壌分析の生産者負担の2分の1助成を早くに打ち出し、市におきましても本定例会で2分の1助成を補正予算で計上し、生産者負担を無料とすべく対策を議決いただいたところがございます。事業実施者の農業者グループにつきましては、JA道北なよろが事業主体となる予定で、助成金の流れは国から北海道肥料・燃油価格等高騰対策推進協議会へ、協議会か

ら事業主体へというふうな流れとなります。実際の事務を進めるに当たりましては、生産者ごとの要件、判定等が煩雑で未確定な部分がございます。順次整理されてくるかと思われまして、JAでは、なるべく早目に個別に説明会と聞き取りを行い、1月末の申請に向けて準備を進める予定となっております。助成金の支払い時期につきましては、燃油または肥料の注文、購入予定数量がほぼ確定してからとなってまいりまして、今のところ正確な時期につきましては示されておりませんが、情報が入り次第お知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、次年度の産地づくり交付金の考え方についてお尋ねをいただきました。この対策につきましては、平成19年度から21年度の3カ年間の期間で、平成19年度に地域で定めた産地づくり計画に沿って毎年若干の見直しを行いながら活用されているところでございます。本年の交付金の決算見込みでは、1つには交付金の多い作物の作付がふえたこと、2つ目には担い手への農地集積が多かったこと、3つ目にはイエス・クリーン、エコファーマーの取り組みがふえたことなどから、産地づくり計画書に基づき生産調整推進対策の本体の交付金額、反当たり1万8,000円以内を1万6,000円に調整し、12月末に概算払いとなり、過日生産者に周知したところでございます。21年度の交付金の考え方につきましては、今年同様に対策項目の基本的な考え方をもとに単価調整での対応になってくるのではないかとというふうに考えております。また、21年度の水稲作付の北海道配分が1.1%ふえることによる名寄市への配分がどのようになるかによって、産地づくり対策に若干影響が出てくるものというふうに考えております。今月末に道から市町村への水稲作付面積、数量配分が示されることになっており、その後名寄地域水田農業推進協議会等において議論がなされることになっておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、品種、ゆめぴりか、しろくまもちについて申し上げます。北海道の優良品種として記載されている2つの新品種についてでございますけれども、ゆめぴりか、これは上育453号、は食味がほしのゆめより明らかにまさり、コシヒカリ並みの極良食味品種です。すぐれた点は、アミロース含有量が適度に低く、極良食味、ほしのゆめ、おぼろづきに比べ収量性が高い、割れもみがやや少ないとなっております。欠点は、耐冷性がやや劣る、いもち耐病性が不十分、耐倒伏性がやや弱いというふうな欠点を持っております。しろくまもちにつきましては、硬化性が高く、つきもちに適した品種。それから、すぐれた点につきましてはもち硬化性が高い、穂ばらみ期が耐冷性が強く、開花期耐冷性も強い、つきもちの食味がやや劣るとなっております。欠点は、いもち耐病性が劣る、紅変米発生率がやや高いというふうな欠点となっております。今後名寄地域におきましても期待される品種として作付希望がふえるのではないかとというふうに思われますけれども、まだ十分な種子の確保状況ではなく、来年JA道北なよろが入手可能な種子量は、ゆめぴりかで約300キログラム、面積にして約10ヘクタール分、しろくまもちでは約1,200キログラム、面積では約40ヘクタール分と伺っております。

次に、3点目の観光施設の支援についての中で道の駅、ふうれん望湖台、なよろ温泉サンピラーの集客支援についてお尋ねをいただきました。観光振興の誘導策として、観光施設のひまわり植栽につきましては確かに効果的と認識をさせていただいております。本年4月に開設しました道の駅につきましては、西側隣接地に一定の広さの農地があることから、今後指定管理者の意向を踏まえ、地権者に協力が得られるか等々を協議してまいりたいと考えております。

望湖台センターハウス周辺並びになよろ温泉サンピラー周辺につきましては、隣接地にひまわり畑を植栽できる適当な場所がないことから、極め

て困難と判断をしているところでございます。前段で御説明しました道の駅隣接地でひまわりを植栽できることになると、南の玄関口から智恵文、道立公園サンピラーパークへとひまわり観賞コースとして位置づけられるものと期待しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、除雪障害になるマンホールの状況について、毎年の破損状況と対応についてをお答えをさせていただきたいというふうに思います。

平成19年度におけるマンホールの除雪における損傷件数については、名寄地区においては2カ所、風連地区にはございませんでした。破損の原因としては、マンホール周辺の凍上や埋め戻しの路盤沈下の影響によりマンホールが舗装面より突出してしまうため、除雪機械による路面整正時に破損をしてしまうというふうに考えております。破損の防止対策については、両地区とも夏場の期間においてパトロールを実施しておりまして、対象マンホールの切り下げ、舗装のすりつけ等を実施している状況であります。19年度において名寄地区は切り下げ箇所が8カ所、舗装のすりつけ1カ所を実施しています。風連地区においても数カ所切り下げしておりますけれども、直営で実施したものですから、データを所持していませんでした。大変申しわけございません。舗装のすりつけも実施しております。

破損後の対応は、名寄地区については破損状況により業者あるいは市で負担しています。風連地区において19年度までは直営のため、当然市で負担してまいりました。20年度からは、破損の原因や状況によりまして負担区分を決めて業者と市の割合を決めていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いしたいと思っています。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、燃料、肥料高騰対策のほうから再質問をさせていただきたいと思います。

まず、御答弁にあったように2割低減したグループに対しての支援ということ、そのグループというのはどういうことなのか、グループ化をしなければならぬのか、あるいは名寄市全体を一つのグループとして農協を窓口にしてそういう手続を行っていくのか、まずそこ1点と、それからこの事業は国の事業で総事業費が618億円ということで、肥料、燃料高騰対策については500億円ということで国の予算づけされているのですけれども、大体名寄地区に来る、まだ確定はしていませんと思うのですけれども、予想でもいいのですけれども、総金額どのぐらい来るか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。それから、助成額を算出するに当たり、これはあくまで個別なのか、それとも形態を別にした平均でやっていくのか、その辺のところも、ちょっとこの3点最初にお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 冒頭訂正をさせていただきたいと思いますが、実は先ほど私の説明の中で、品種の中でゆめぴりか、しろくまもちの部分の中でしろくまもちのつきもちの食味がやや劣るというふうに私申し上げました。まさるといふふうなことでございますので、全く逆のお話をさせていただきましたので、御訂正をお願いをいたしたいと思います。申しわけございませんでした。

それから、1点目のお尋ねでございしますが、農業グループというふうなことで先ほどもお話をさせていただきました。これにつきましては、もう既にきのうJA道北なよろと、それから私どもの行政とでチームを組んで、スタッフ会議を開催させていただきました。その折にも上川支庁のほうからも聞かせていただいたのですけれども、これは農業グループとはJA道北なよろが全部一括

します。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 作付の1.1%ふえるという部分につきましては、後ほどまた御答弁をさせていただきたいというふうに思っております。今承知をしております。

それから、産地づくりにつきましては来年で一区切りになります。ことしは1万8,000円から1万6,000円ということで、本体の部分の交付金を調整させていただきましたけれども、今お話ありましたように基本助成額が大きく削減される、動くというふうなことになりましたら、議員がお尋ねのような加工米の助成の削減も当然議論の中に含まれて検討されてくるものというふうに思っておりますから、いずれにいたしましても省略しますけれども、水田協議会のほうと十分協議をしながら取り進めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 加工米の関係なのですが、ちょっと計算をしてみますと小豆、菜豆や何かをつくっている場合は反当4俵とれて、現在の額で計算しますと反当8万円から9万円ぐらいにしかならないと。ただ、加工米をつくればことしあたりでしたら9俵、10俵とれているというように考えると9万円から10万円、2万円ぐらい差が出てしまっているのです。そうすると、加工米のほうにずっと流れていって、加工米というのは本来は加工米で分けなければならぬのですけれども、実際はモチなんかはほとんど加工米になっていますので、自分の首を絞めているというような形にもなっているのです、その辺は十分協議会の中で検討していただきたいなというふうに思っております。これは、要望でございますので、しっかり伝えていただきたいと思えます。

それから、新品種のゆめぴりかとしろくまもち

については、名寄のウルチ米については10町ぐらいしかないと。300キロということで、300キロあれば10町ではきかないと思うのですが、十二、三町はまけるかなというような気はしますけれども、いずれにしても今までにない、非常に味がよくて、それから量もとれるということで、地産地消の関係からもそういうおいしいものは地元が一番先に食べて、残ったものはどこ系統を通して売っていいですけれども、地元の人に対してやはりそういったことを強力に進めて、行政のほうからでも農協にこれは言えることだと思っておりますけれども、要請していくというようなことも必要ではないかなと思えますが、その辺の見解お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 来年の種子確保の部分につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。これらにつきましても今まだ流動的な部分もあるかと思えますけれども、今後また引き続き農協とも十分協議をしながら、種子確保につとめてまいりたいというふうに考えているところでございます。御理解をいただきたいと思えます。

それから、先ほどちょっと御答弁漏れ、保留にさせていただきました。国から道の配分が1%ふえたものでございます。ウルチ、モチの区分けにつきましては、今現在まだわからないと。情報が入ってきていない。今月末に道から市町村に配分される中で、ウルチ、モチの区分は量が分かれてくるのかなと。まだ情報として入っていないということで、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） ちょっと私が聞こえていなかったのかもしれないのですが、行政からそういう新しいうまいものは先によこせというようなことを農協に言ってもいいのではないかなというようなことを聞いたのですけれども、その辺もう一回。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 正直申し上げます、私どものほう連絡とり合いながら、地産地消の取り組みをさせてもらっていますし、あらゆるイベントを通じて皆さん、市民の方々にも御理解をいただくようで、大分普及してきたなど、そんな印象を持っています。農協もいろんな形で御協力をさせていただいておりますし、今後地産地消あるいは食育、こういった考え方につきましてもしっかりと情報を共有しながら取り組んでいかなければならないもの、あるいはまた普及センター等にもお力添えをいただきながら、それぞれの機関で連携をとり合って取り組まなければならぬなど、こんな思いをしております。地産地消も今回杉並区も中心にしながら、東京の方面にも情報発信させていただいておりますので、またそのみならず、振興公社等々にも協力をいただきながら取り組んでまいりたいというふうな考え方をしておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） この新品種については最後の質問になるのですけれども、ことし1月にタマネギの種子の配分の関係でホクレンに独禁法の関係で指導があったと思うのですけれども、この関係も農協を通さなかったら種をやらぬなんということはないと思うのですけれども、もしそういうことがあれば行政サイドとしても頭に入れながら、歯どめをかけるような形をぜひとってほしいなというふうに思っております。この点については、そういう心持ちでいろんな会議に臨んでもらいたいということで、答弁は要りません。

それでは、続きましてマンホールの関係で再質問させていただきます。まず、市内の車道にあるマンホールの数は幾らぐらいあるのか、ちょっと私もわからないので、お聞きしたいのと、それから19年度は2カ所切ったり、すりつけしたりして補修したという答弁だったので、今年度20年度の降雪前には補修をされたのかどう

かお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） マンホールの個数については、名寄地区においては下水道のマンホールを中心に3,403カ所あります。うち車道部分には2,700カ所。風連地区においては、全体では78カ所あって、車道部分には60カ所ある。それと、平成20年度の切り下げの部分なのですが、これ風連も名寄もマンホールだけではなくて面積的なエリアで補修という形をとっていますので、箇所的にはちょっとはつきりしないのですけれども、名寄地区で3カ所程度やっています。それと、マンホールのすりつけを7カ所、名寄地区です。風連においては、例えばカルバートのすりつけだとか、橋梁部分のすりつけだとか、マンホールの部分のすりつけだとかたくさんあって、数的には把握していないのですけれども、雪降る前に補修、修繕はさせていただいているということでもあります。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 先ほどの答弁で、20年度から業者負担にするのか、市が持つのか協議をしていくということなののですけれども、行政が持つという場合はどういう状況を想定して答弁されたのか、まずそこをお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 極端に突出している。それを市のほうで切り下げるといふ部分を怠った部分ではつきりしている分です。通常グレーダーを運転すると、おなかを使って運転しますから、けがになるということも含めて、今状況見てこれは完璧に突出していて、市の補修が怠っていたということになれば市持ちと。あと、業者間で運転のまずさ、思い切りわかっていてひっかけたような形の部分では業者に持っていただくという形をとっていきたいというふうに思っていますのと、あわせてことしは11月15日に契約をさせていただいたと。すぐ雪が降ってしまった

ので、私どものほうは路面は見ていたのですけれども、業者のほうが見る時間がなかったということも含めて、来年度以降11月1日ぐらいに契約をさせていただいて、2週間ほど準備期間をとらせていただいて、その間に業者さんのほうにも現地調査をしていただこうという形をとらせていただきたいというふうに思っていますので、そこでお互いに現地を確認しながら、そういうマンホールだとか雨水柵だとかの障害物の検証をしていきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 業者の運転手もなるべく下からきれいにはねたいと思って作業をしていると思うのですけれども、雪降ってしまったら見えないですから、例えば見回ったとしても忘れる場合もあるし、当然ひっかかること自体が私は道路を管理している市の側が悪いのではないかなと。どちらかといえばです。運転手だって技術が必要ですから、思い切り道路を削るまで削ったらそれは悪いのですけれども、当然ひっかかないような管理は必要ではないかなというふうに思いますが、その点再度見解を。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 議員の言われるのごもつともだというふうに思っています。業者の方ももうベテランになっている方もたくさんいまして、当然ひっかけるぎりぎりの線まで除雪をしていきたいというふうに気持ちを持っていただいていますから、ひっかける部分では大概の場合は出た部分のほうが悪いというふうな見解は持っていますけれども、なかなかそこまで追いつかないのが現状でございまして、業者の方も車両を壊すということも含めて遠慮しがちということもありますので、その辺も含めて来年以降検討させていただきたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） その点十分検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の観光支援の関係なのですけれども、道の駅については御答弁いただいたとおり進めていただきたいというふうに思います。それから、望湖台、サンプラーについては非常に隣接地が、農地が遠くて難しいというような答弁ですけれども、できればサンプラーについては道立公園があって、その奥にちょっと足延ばせばサンプラー温泉ということでございますので、行きやすい。きっかけにはなるかなと思いますけれども、道立公園から温泉までの間に1カ所どこか何かがあればもうちょっと行きやすいのではないかなというふうに思いますので、これはまた指定管理者とも協議をしながら、いいアイデアがあれば進めていっていただきたいと思います。

それから、望湖台については、これはちょっと大変かなという気もするのですけれども、この指定期間の間に、指定期間が平成23年3月までです。それまでにある程度本当に死に物狂いで頑張って、ちょっと明るさを見せてほしいなという気がするのですけれども、先日二、三日前に私札幌に用事があって行ったのですけれども、そこへたまたま隣に座った人は札幌の人で、話したら、夏休みに家族連れで望湖台へ来たというのです。キャンプをしたということで、本当に夜は静かで星はきれいでいいところでしたというような感想をもらったのですけれども、ふろにもセンターハウスに入ったみたいなのですけれども、そこも非常に新しくはないのですけれども、ちょっとうらぶれた感じでよかったというような表現されたのですけれども、人によっては新しくてきれいなホテルがいいという人もいれば、余り人が来なくてちょっとうらぶれたところが好きな人も全国にはたくさんいると思うのです。そういううらぶれたところの売り物をうまくPRにのせられるようなことも私はこれから本当に、ここに社長もいますので、最後にその決意と見解をお伺いして、終わり

たいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 最後に、望湖台のお話が出ました。望湖台のほうも若干利用率が減ってきております。でも、指定管理を受けてやっている以上、何とか赤字にならぬようにということで、従業員一同努力してまいっているところでございます。また、15区の、15区ってあそこの沿線の方もこの交付金の中で緑肥作物ということでひまわりも結構植えておりました。そのようなことで、あの沿線でことしの部分では何カ所かひまわりを植えていただいております。これ自主的に15区の方がそういう取り組みをしていると、こういうふうに思って大変喜んでいるところでございます。今お話あったとおり、望湖台も何とか頑張れということで激励ありましたが、御案内のとおり立派な施設でもございませんので、そのうらぶれたところがいいということでもありますから、そういうところを利用してもっと方法がないのかということで今従業員と相談をしております。そして、地域の老人クラブが毎月3回から4回入ってきております。こういった方々、これから冬も来ていただけるようですから、特に2月には余り実績がないようですから、何かそういう人をターゲットにしながら、湯治というようなことで2泊か3泊かということで、最低限安くできる方法を考えてみたらどうだというお話をしております。年寄りがと言ったら失礼ですが、一家の中でお年寄りの方が近くのところ泊まっているということであれば、家族の方も安心してまたゆっくりできるのかなと、このような両面があるのかなと思っておりますので、ぜひ検討させていただきたいなと、このように思っております。これからもよろしくお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程は

すべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦勞さまでした。

散会 午後 4時46分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 木戸口 真

署名議員 渡 辺 正 尚

平成20年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年12月11日(木曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐 々 木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
教 育 長 藤 原 忠 君
総 務 部 長 佐 々 木 雅 之 君
生 活 福 祉 部 長 吉 原 保 則 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市 立 総 合 病 院 長 内 海 博 司 君
市 立 大 学 長 三 澤 吉 巳 君
福 祉 事 務 所 長 小 山 龍 彦 君
上 下 水 道 室 長 和 田 博 君
会 計 室 長 成 田 勇 一 君
経 済 部 次 長 上 田 盛 一 君
監 査 委 員 森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

1番 佐藤 靖 議員

25番 中野 秀敏 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

新学習指導要領移行措置への対応外3件を、岩木正文議員。

○8番（岩木正文議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。所轄委員会の副委員長ではありますが、重要な案件もございますので、あえて質問をさせていただきます。

まず、平成23年度より実施の新学習指導に対して、新学習指導要領の移行期間の対応と完全実施に向けた準備について、また実施できるものは前倒しで進めることも踏まえて、教育委員会の考え方をお伺いいたします。

直ちに実施する道徳、総合的な学習の時間、特別活動は、平成21年度から新しい学習指導要領の規定で実施され、算数、数学、理科は新課程に円滑に移行できるよう移行措置期間中から新課程の内容の一部を前倒して実施します。算数、数学、理科を除く各教科は、各学校の判断で新指導要領によることも可能であります。名寄市において先行実施を行う具体的な指導内容をお尋ねいたします。

さらに、総授業数はどのくらいふえるのか、またその取り組みについてもお知らせください。

次に、小学校高学年の英語教育に対してどのよ

うなスケジュールで移行していくのかをお知らせください。

平成20年度学力テストの結果を踏まえてお尋ねいたします。まず、名寄市の子供たちの結果とその現状をお伺いいたします。

日本の子供たちの学力低下が問題にされ、子供たちにいわゆるPISA、PISA型読解力を育てていかななくてはならないと言われております。PISAが言うことの学力とは、知識や技能を獲得し、しかもそれらを活用、発展させていく能力であり、すべての子供たちにとって必要なものであるとしております。日本の子供は、数学、化学の問題解決力は世界のトップレベルでしたが、読解力は平均点程度でした。そこで、文章を読み、解く力が弱いと指摘されています。さらに、確信の持てない問題に対しては無回答の子供が多かったというのも憂慮すべきでございます。名寄市では、子供の読解力を向上させるために新たな取り組みを行うべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。

次に、政府の地方分権改革で、都道府県と政令都市に限られておりました公立小中学校教職員の人事権が中核都市に移譲される方針が出されました。それを受けて道内の中核都市であります旭川、函館の周辺市町村から、優秀な教職員が中核都市に隔たるのではないかとといった不安の声が上がっております。名寄市におきましても年齢別構成を初め、やはり優秀な中堅の先生方が地域から消えてしまう可能性を残されておりますので、教育委員会としてどのような考えをお持ちなのか、お知らせいただきたいと思います。

次に、行財政改革の一環として、2点についてお尋ねいたします。旭川市は、先日現業部門の技能労務職を2013年までに全廃することを明らかにいたしました。名寄市においては、既に先行実施しておりますが、厳しい地方財政の環境の中でさらなる行財政改革を積極的に進めなくてはならないと考えております。地方自治経営学会の発

表によりますと、直営と民間委託のコスト比較はそのものによっては2分の1、3分の1程度となっており、人件費が半分で済むとか、能率がよいとか、人事管理の煩わしさが少ないということも実証され、民間委託は時代の要請であります。名寄市の新行財政改革推進計画によりますと、公共サービスは行政だけで行うものではなく、民間の知識や技術、経済性などを生かし、効率的かつ効果的にサービスを提供できる業務については積極的に民間委託を推進するとあります。既にしらかばハイツの民営化、認定こども園制度の推進、風連地区除雪業務など実施されています。さらに、そのほか学校給食センターを初め11項目について行う検討がなされています。人件費や公債比比率が高く、財政構造が硬直している今、財政負担を軽減し、それによって余裕職員を必要部門に再配置し、新たな行政需要に対応するためにもスピード感を持って実行することが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目、ある評論家の言葉にこの世は物質とエネルギーと情報から成り立っている。物質とエネルギーは使えばなくなる。ところが、情報はなくなるとあります。これからの行政は、型どおりにやればよいというのであれば日進月歩の社会に追いつくことはできないと思います。あらゆる情報を集め、消化する能力、好奇心を持って分析する能力を持った職員で仕事をしていくなら、より多くの仕事のやり方が改善されていくと考えております。庁内に専門の職員を置き、資料の収集、整理をして職員に公開し、情報を資料で話し合い、仕事をする体制が必要であると考えますので、見解をお尋ねいたします。

次に、冬の市民の健康対策についてお尋ねいたします。まず、インフルエンザ。広報なよろの11月号で、健康ガイドでインフルエンザについてお知らせがわかりやすく載っていますが、本年は昨年ほどではないにしろ、札幌太平小学校では既に11月中旬に学級閉鎖が行われ、さらに上川管

内、そしてつい数日前に名寄中学校で学級閉鎖、本日の報道によりますと、わずか二、三日前の学級閉鎖が学校閉鎖、そして南小学校、東小学校においても学級閉鎖になってしまったという非常に市民にとってこのインフルエンザの広がりが不安を覚えることであります。抵抗力の弱いお年寄り、子供たちへのワクチンの接種をもっと進めるべきだと考えます。さらに、この接種時期ですが、接種後効果があらわれるまでには2週間かかるといわれています。この重要な点をやはりもっとPRしていくことも必要であると考えます。小学生以下の子供は、2回の接種が必要であることなど、このインフルエンザに対するもっと早目の周知が必要ではないかと思えます。効果の持続は5カ月と言われておりますので、10月中旬ごろからの接種を市民に訴えていくべきだと思います。さらに、接種する病院ですが、市立病院は午前中のみで、子供たちは早期接種が受けられません。風連診療所においては日曜接種が行われております。来年より市民のインフルエンザを防ぐためにも、市立病院においても日曜接種を望むところでありますので、行う考えがあるかどうかをお尋ねいたします。また、民間病院で子供の接種を行っているところもあります。広報においてもきっちりと周知すべきではないかと考えておりますが、見解をお尋ねします。

次に、ノロウイルスです。このノロウイルスというのは、広報の12月号にも載っておりますが、急性胃炎、そして食中毒を引き起こすものとなります。何か市民の皆さんは、夏に発生するウイルスだと思っておりますが、このノロウイルスというのは11月から始まり、12月、1月がピークを迎える感染性の胃腸炎であります。名寄市においてももう既にことし発生しておりますし、旭川においては150人以上の集団感染、さらにきょうの新聞にも滝川か深川で集団感染があるということが報道されております。このノロウイルスは、人から人への感染として急性胃腸炎を引き起こし

ます。感染力がとても強く、潜伏期間はわずか24時間から48時間と短く、ワクチンがないということです。乳幼児やお年寄りは、特に注意が必要です。かかってしまったときの対応等、市民にノロウイルスの認識を深める必要を感じていますが、その見解をお尋ねし、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） おはようございます。大きな項目で4点の御質問をいただきました。1点目、2点目については私から、3点目については総務部長から、4点目は福祉事務所長からの答弁となります。

初めに、新学習指導要領移行措置への対応について、小項目の（1）、移行措置への教育委員会の考え方についてお答えをいたします。新学習指導要領は、平成20年3月に告示され、小学校におきましては平成23年度から、中学校は平成24年度から全面実施となっております。文部科学省では、それまでの期間を移行期として、平成21年度から年度ごとに段階的に取り組む内容を移行措置関係規定として示し、これを受けて北海道教育委員会では小中学校教育課程移行措置の手引を発行し、各年度ごとの取り組み内容を具体的に示してございます。名寄市教育委員会といたしましては、これらの移行措置に基づいて、各学校が授業等の内容を具体的に示した教育課程を編成するに当たり、学び漏れのないよう今後とも指導してまいりたいと考えております。また、新しく取り入れられる教材等の準備につきましては、現在各学校の要望について確認作業を行ってきており、過不足のないよう準備を進めてまいりたいと考えています。

次に、先行実施の具体的内容についてお答えをいたします。学習指導要領の移行措置につきましては、原則として総則にかかわるもの、道徳、総合的な学習の時間、特別活動は全面実施、また算数、数学、理科は一部を先行実施、その他の教科

等は学校の判断により移行期間中に実施することが可能となっております。教科書の改訂については、新学習指導要領の全面実施時期となります平成23年度、24年度からとなりますことから、各学校においては現行の教科書をもとに一部先行実施される内容については、文部科学省等から出される資料等をもとに指導していくこととなります。名寄市教育委員会といたしましては、今後とも各学校等の綿密な連絡調整を図り、先行実施への対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、授業時間増の取り組みについてであります。新学習指導要領においては、各学校が取り組むべき標準授業時数が示されており、小学校では移行期間の始まる平成21年から各学年年間35時間、週に換算するとおおよそ毎週1時間程度の授業時間の増加となります。また、学習指導要領が全面実施となる平成23年度からは、低学年においてはさらに週1時間が増加となります。中学校におきましては、学習指導要領が全面実施となる平成24年度から年間35時間の授業時間の増加となります。現行の授業数から1時間ふえると、1日7時間授業ということも考えられることから、子供たちの健康状況も考えながら、どのような取り扱いが望ましいか、十分検討してまいりたいと考えております。今後授業時間の増加にかかわりましては、行事等の精選や日課表の変更、さらには登下校の時間帯の変更も予想されますことから、各学校において保護者や地域住民等への理解を十分に図りながら、取り扱いを指導してきているところであります。

次に、小学校高学年の英語教育に対してにお答えをいたします。新学習指導要領では、外国の言語や文化について体験的に理解を深め、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的として、小学校高学年に外国語活動を取り入れることとし、平成23年度の全面実施におきましては、小学校5年生、6年生は毎週1時間程度の実施となります。平成23年の全面実施に先駆けて、文部科学

省では小学校における英語活動等国際理解活動推進事業として、拠点校方式による指導方法等の確立などについて実践的な研究を行っており、風連中央小学校が道内29校の中の1校として平成19年度に拠点校の指定を受け、2年間にわたる研究実践を進めてきており、その成果を各学校に広げてきているところであります。名寄市教育委員会といたしましては、これまでも総合的な学習の時間等における国際理解教育の一環として、これまでに小学校の低学年からALTや外国人講師の派遣を行い、外国語に親しむ活動を行ってきたところであり、各学校におきましては段階的に授業時間をふやすとともに、職員研修等を通して指導力の向上を図っていくこととしております。今後とも小学校へのALTや外国人講師派遣の継続を図りながら、各小学校における外国語活動の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

大きな項目の2つ目、平成20年度学力テストの結果を踏まえてについてお答えをいたします。初めに、名寄市の小中学校の現状について。全国学力・学習状況調査結果につきましては、名寄市教育研究所内に設置されました全国学力・学習状況調査指導改善検討委員会におきまして平成20年度全国学力・学習状況調査の結果の分析と改善策につきまして検討を行っているところであります。結果の分析によりますと、活用力の育成につきましては全国的にも課題となっておりますし、学習状況調査からは家庭での学習時間の確保なども大きな課題となって出てきております。同検討委員会では、分析結果をもとに平成19年版指導改善プランを改訂する予定でありますが、改善策につきましては前年度に一部加味する程度とし、長期的な見通しを立てながら、子供たちの基礎学力の定着を図るよう取り組むこととしてございます。また、学習状況調査におきましては、学校と各家庭へ教育資料の形で望ましい学習環境の構築に向けた提言を行っていく予定であります。名寄市教育委員会といたしましては、指導改善プラン

に係る報告を受け、各学校が子供たちの学力向上へ向けて取り組みを充実させていけるよう指導、援助してまいりたいと考えております。

小項目の2、PISAへの取り組みの考え方についてでございます。OECDで行っておりますPISA調査につきましては、15歳児を対象として行われる国際的な学力調査であります。この調査は、知識や技能を実生活のさまざまな場面で直面する課題に対してどの程度活用できるかを評価するものであります。名寄市においても各学校の公開研究などでは、PISA的学力の育成を意識して取り組んでいるものであります。このPISA型の考え方は、全国学力・学習状況調査における主に活用に関する調査や学習指導要領で示されている生きる力とも共通するものであります。新学習指導要領では、バランスある学力の育成が求められており、習得、活用、探究をキーワードとして、これらPISA的学力についても包含する形で取り入れられているものと考えております。このような観点から、名寄市教育委員会といたしましては各学校に新学習指導要領の趣旨を十分に生かした授業を構築することで、子供たちの生きる力をはぐくんでいけるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、教育人事権移譲の将来的影響についてでございます。内閣府に設置された地方分権改革推進委員会では、地方分権改革推進要綱において教員人事権を中核都市に移譲する方針が出されました。現在教員の人事権につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で市町村教育委員会の意見を聞いて都道府県教育委員会が定めることとなっております。この地方分権が進む中、地方に権限を移譲し、地方の実情に応じて弾力的な運用を図ることは必要なことではありますが、教職員の人事権につきましては採用、人事配置、給与の決定などさまざまな権限が含まれており、それらを明らかにし、整理する必要があります。中核都市に教職員の人事権が移譲された場合、広

域にわたる人事が滞ることから、年齢構成など教職員組織の硬直化のおそれも出てきます。また、都市部と郡部における教員バランスが崩れるなど課題も多くあるとの指摘もあります。これらの課題がどのように解決されていくのか、今後の動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうからは行財政改革の一環として、小項目1、民間委託の推進についてお答え申し上げます。

名寄市の技能労務職の職員は、病院を除き8名であります。平成18年度合併以降、技能労務職の退職者の不補充を進めています。今後も嘱託職員、臨時職員で補充することとし、職員の削減を図ってまいります。厳しい財政状況を踏まえ、時代に即した簡素で効率的な組織への改革を進め、民間活力の導入も実施してきているところです。新名寄市行財政改革推進計画に基づき、これまで31の施設において指定管理者制度を導入しております。また、本年度から風連地区除雪業務を民間委託といたしました。平成21年度から認定こども園制度の導入も決まっているところです。今後もコストを意識し、事務事業の見直しを行い、行政の責任、費用対効果、住民サービスの内容を明確にし、指定管理者制度の導入、業務の民間委託を図ってまいりたいと考えております。

次に、情報担当者の配置についてお答えいたします。現在官報、公報を初めさまざまな情報が国、北海道等の機関から発信されています。名寄市では、官報情報検索サービスに総務部総務課の管理で1回線加入をしております。ただし、官報号外となる衆議院、参議院会議録についてはこの検索サービスで見ることができませんので、印刷物を購入しているところでもあります。他機関の情報についても担当課において必要に応じて各自情報収集に努めていますが、他の部署に及ぶものについては関係課の間で情報の共有化、業務の推進が十

分図られていなければなりません。また、市民からの問い合わせにも十分対応できる体制も整えるよう総務課において調査研究をし、誤りのないように進めてまいります。

なお、職員1名に1台のパソコンを配置して年数も経過しておりまして、積極的に情報収集を行い、業務に活用していると認識しております。日々の業務に情報漏れがないように、殊に留意をいたしまして、情報担当者の配置につきましては今後研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務部長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 冬の市民の健康対策として、インフルエンザについて及びノロウイルスについてのお尋ねがありました。最初に、インフルエンザの予防接種についてお答えいたします。

インフルエンザは、通常の風邪に比べ発熱などの症状が重く、特に乳幼児や高齢者が罹患すると肺炎など合併症を引き起こし、重症化しやすいことから、その予防対策が重要で、その一つにワクチンによる予防接種があります。名寄市では、平成13年度から市内医療機関の協力を得て、予防接種法に基づき65歳以上の高齢者、一部の重症疾患の方には60歳以上を対象に予防接種希望者に対し1,000円を助成し、積極的に推進してまいりました。この結果、平成19年度高齢者の予防接種率は約50%と全国平均接種率35%を大きく上回るなど、高齢者自身の予防に対する意識の高さがうかがえ、ここ数年高齢者には通常の罹患程度で、流行までには至っておりません。しかし、例年、そしてことしも既にインフルエンザによる学年や学級閉鎖、そして学校閉鎖が確認されている状況にあります。特に集団生活における予防対策としてワクチンの予防接種率を高めていくことが重要であると考えております。このため各市内医療機関の情報や予防接種の有効な受け方、

またうがいや手洗いの励行など具体的な予防対策について広報等を活用し、わかりやすく周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、市立病院の休日の対応について御質問がございました。市立病院では、高齢者インフルエンザの予防接種は平日の午前中で実施しております。また、成人の場合には総合内科や循環器内科でなくても現在受診している科で御予約なしに接種できます。小児科では、月曜から金曜日の午前、午後とも接種は可能です。しかし、通常の間隔ですと風邪等で受診しているお子様もおられることから、元気な子供が予防接種を受けるためには、その子供たちと一緒にすると逆に風邪に罹患する可能性があるため、火曜日と木曜日の午後という形をとっております。しかし、火曜日や木曜日に予約しなくても受診していただければ接種は可能であります。休日に実施できないかという御質問ですが、休日には救急外来を実施しているため、予防接種の対応は難しい状況でございます。

次に、2点目のノロウイルスについてお答えいたします。ノロウイルスは、1年を通して感染、発症が見られるものですが、特に冬期間にかけての流行が見られております。このノロウイルスは人から人に感染することから、感染性胃腸炎の原因やノロウイルスに汚染した食品を摂取することで食中毒の発症にもつながるなど、その予防対策が重要となってきております。ノロウイルスに感染すると、1日から2日の潜伏期間の後、嘔吐、下痢、腹痛などの症状があらわれます。感染後も通常二、三日で回復すると言われていますが、感染力が非常に強いことから、集団生活が行われる特定の場所などでの感染拡大が危惧される場所でもあります。このため、予防対策としてノロウイルスについて正しい知識を市民の方々の理解を深めていただきたく、12月の広報や名寄市のホームページにおいて周知を図ってまいりました。また、感染すると重症化しやすい小さいお子さんには、乳幼児健診等においてリーフレットの配布や

家庭での注意を呼びかけてきているところでございます。このノロウイルスに対する具体的な予防対策は、ワクチンもないことから、日常生活での手洗いの励行を基本とし、食品の加熱や十分な水洗いなど取り扱いについて注意が必要になってきております。感染者の下痢や吐物を処理する際には、人の手を介して二次感染をするおそれがあることから、家庭でできる消毒法なども取り入れながら、予防に向けて周知を図っているところでございます。今後もうつらない、うつさないを基本にノロウイルスに対する市民の関心を高めていけるよう予防対策の推進を図ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、学習指導要領の移行措置への対応なのですが、教育委員会としての移行に対する考え方はわかりましたが、基本的には各学校の考え方を尊重するという点で間違いはないのかどうか確認させていただきたいと思っております。

個々の事例についてお話ししていると非常に時間がかかりますので、集約してお話しさせていただきますが、どうも先行実施の具体的な指導内容が私には見えてこないというのが現実であります。授業時間35時間増、やはり1日7時間も検討していくということですが、もう既に来年の4月からそれが始まるわけです。いつまでも検討でなくてある程度の方向性と学校と話し合っ、解決に向けてまたよりよい方法をとっていくことが必要ではないかと思っております。前から私授業時間確保のために言っております。また、視察等でも2学期制とかも研究させていただきましたが、先生方忙しくてなかなか時間がとれない、とれないというのであれば、現実本当大変なお仕事をされているわけですから、やはり学校記念日をなくすと夏休み、冬休みを1日、1日短くするだけで非常に時間がとれるのではないかと私は考えて、前

から訴えております。何かの記念日で休みになるのは天皇陛下だけですよね。今会社の記念日だからって会社休みになるわけでありませし、自分の誕生日だから何かを休むという時代ではないと思いますので、いつまでも学校記念日は何かのお休みとするのではなく、学校記念日に子供を登校させて過去の歴史を語ってあげるであるとか、各学校のこういった歴史を教えるということも教育だと思えます。何がひっかかっているそんな授業時間の確保ができないのか、もう一度確認させていただきたいと思えます。

それと、小学校高学年の英語教育についてであります。今の話ですとこの教育移行期間中にはそうとりたてて指導はなさらないというように私とれたのですが、現状今総合的な学習の中でやられているのもわかります。私も今度の小学校の高学年の新しい教育内容を見たら、私が中学生で習ったときのようなディス・イズ・ア・ペンの世界ではないのです。耳で聞いて覚える。アイ・アム・ア・ボーイなんていう世界ではなくて、何か本当普通の会話の中の授業がもう既に小学校5年生から行われるわけですから、この移行期間中は各市町村にするしないは任されておりますので、名寄市としてもALTの方にプラスアルファ、何とかTTを増員するであるとか、思い切った予算措置を市長にお願いして1人ふやすであるとか、この2年間の移行期間中に勉強するとしなのでは、各研究者によりますとやはり相当な差が出るということが言われておりますので、もう一度英語教育に対する取り組みについてお話を伺いたいと思えます。名寄市は、総合的な学習の中で低学年、中学年においても英語と触れさせようということで、2人のALTを使って本当によくやっていただいておりますが、この現状の2人でいいのかどうか、今後今実質総合的な学習でやっています低学年、中学年に今度の高学年が入ったことで低学年、中学年の取り組みが少なくなることも考えられるのか、そこら辺をまずお尋ねいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 学習指導要領の移行措置につきましては、1つは基本的な構想を名寄市として固める必要があると、こう考えております。そういう意味でおおむね2学期並びに冬休みぐらゐまでに平成21年度以降の大枠について決めてまいりたい。今そういうことについて各学校で議論中でございます。そして、その中で特に校長会を中心にして調整を図っているところでございます。ただ、その中の例えば何曜日に何時間授業するとか、あるいはその他の学校独自の教育活動にかかわる部分については、移行期間あるいは本格実施の中でも学校の主体性にお任せしたいと。ですから、例えば算数の時間を何時間増にするとか、総合的な学習の時間を現行70時間を具体的にずばり何時間にするかなどは名寄市として統一してまいりたい、こういうことでございます。そういう中で総則にかかわるもの、それから道徳の指導にかかわるもの、その他算数、理科などについても順次明確に決めてまいりたいと、こう思っておりますので、もう少々お時間をいただければと、こう思っているところでございます。

それから、授業時間数の確保につきましては、これは古くて新しい問題でございまして、今岩木議員のお話のとおり昔からいろいろな創意工夫がなされているところでございます。これにはいろんな考え方がございまして、時数を確保するために本当に今行われている学校行事などをずばり切ってしまうていいのかという、こういう議論もあるところでございます。学芸会や学習発表会、あるいはその他のいろいろな行事なども子供たちにとっては大変大切な営みであるということから、これを切ることによって授業時間だけをふやすということについては、名寄市教育委員会としても慎重に考えていかなければならない。その大切な一つに、私は学校記念日もあるのではないかと思います。学校へ出て、そして記念日をしつかりと確かめるという方法もちろんあるわけ

でございますが、学校を休みにすることによって子供たちにきょうは休みだ、どうして休みなのだ、学校が開校した日だよと。こんなこともあるのかなと。これまで続けられてきたのは、きっとそういう趣旨からではないかと思うのであります。しかし、ただいま御意見もございましたので、これから学校記念日についてはまた校長会等にもボールを投げて、そしていろんなことを検討していきたいかなと、こんなことを考えているところであります。授業時間数の確保について、なかなか難しいというのはそういう今まで歴史があるということでございます。

それから、外国語教育にかかわりましても幸いな名寄市は何年も前から小学校に外国人講師を派遣してまいりました。そういう意味では、保護者等の一定の理解は得ているものと、こう考えております。また、学校でも外国語活動に対する一定程度の素地はでき上がっているというふうに考えております。ただ、24年からの本格実施に向けましては、現在の5、6年生の派遣時数では不足でありますので、これを移行期間の間に徐々に増加させながら、本格実施のときには指定された時数に持っていききたいと。しかし、そのことによって低学年の国際理解教育がおろそかになってはなりませんので、それについては従来どおり何とか外国人講師を派遣しながら、名寄の国際理解教育を推進していきたいと、こう思っているところであります。そういう中では、名寄市においては決して外国語活動に関する格差は生じてこないと。各学校がひとしく外国語活動について充実していける、こんなふうに考えているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 移行措置ということですが、4月から実際に始まるわけですので、きちりとした計画を立てて、完全実施に向けて漏れないようお願いしたいなと思います。

教育長は、この間の市P連の研究大会において講演され、私もそれ聞かせていただいて、非常に

感銘を受けた一人であります。人間は平等ではないと。背の大きい子もいれば小さい子もいる。足の速い子もいれば遅い子もいるという、そういったことをしっかりと子供たちに認識させるのも大切ですが、教育を受ける機会というのは、やはり全国どこにいても義務教育というのは平等でなくてはならないと思うのです。だから、お金のあるまちは英語をしっかりと教育する。受けることができる。この2年間ではっきりわかるとは思いますが、本当に英語教育、ほかの算数、数学、理科以外の先行的にその学校の裁量でやれることというのは、やはり格差が相当出るのではないかなという危惧することがありますので、そこら辺をしっかりとらえて新学習指導要領に備えていただきたいなと思います。

それでは、次学力テストの結果を踏まえてでございます。このことにつきましては、大阪の橋下府知事が公表の結果のことで教育委員会とやり合ったことがよくマスコミ報道されました。さらに、鳥取県においては全面公開と。これ市町村1,839教育委員会のうち26.5%の教育委員会が結果を公表していると。そして、今後公表する教育委員会もまたさらに14%ですから、トータル全国のうち4割の教育委員会が何らかの形で結果を公表する見通しであるということ文科省が発表しております。名寄市においては、発表はされておられません、公表に対する考え方をお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 全国の学力・学習状況調査の結果につきましては、教育の成果とか課題等を把握し、さらに検証すると。そして、改善を図るという意味では大きな資料となるわけでございます。ただ、せんだっての答弁でもお答えいたしました、検査対象は中学3年生と小学校6年生というごく限られた学年の限られた数ということもございまして、これをもって名寄市の学力の全体を推しはかるということにはならないと、こ

うということが1つでございます。それからさらに、この全国学力・学習状況調査では学力のみに視点を当てずに同時に行われている学習状況調査にも注目すべきではないかと、私はこう考えているのでございます。例えば一例を申し上げますと、中学校の3年生にかけた調査でございます。学校以外での勉強時間では、1時間に満たないとしている生徒が実に66%に上っている。そのうち全く勉強しないというのも18%いるという。名寄市でございます。こういう結果が出ております。しかしながら、うれしい話もありまして、読書を特に好むとした生徒が51%、全国よりもはるかに高いのであります。これは、きっと名寄で朝読書を励行している、こういう成果のあらわれではないかと思っております。しかし、残念ながら家では読書はしていないと、こういう結果が出ている。その他にもたくさんこういう数字が出ております。学力の基盤を形づくるのは、やはり学習環境であります。こういう中でしっかりと学習状況を把握し、指導していくことが私たちの生命線ではないかなと、こんなことを考え、今回の分析、それから指針をつくる、指導改善プランの中でもこれらの中でもしっかりと分析し、対策を講じるよう教育委員会としてお願いをしているところでございます。このようなことを踏まえまして、過度な競争を引き起こさないとか、こういうことなども要因の中として名寄市としては公開しないと、こういう姿勢をとっておりますので、御理解をいただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 私も競争をあおろうと思っていないわけではないので、ただその結果を踏まえて各学校には通知し、各学校はそれによっていろんな取り組みを行っている。順位46位、44位というのは、前回は1年前も言いましたけれども、余りとられることはないですけども、その結果としてトップの秋田県と北海道が10点以上の差があるということはこれ非常に問題では

ないかなと思います。そして、劣っている北海道ですが、その位置において名寄市はどこに該当しているのか、それをわからずして何を基準にやるというのはこれどうも理解できないのです。各学校がどうだということを名寄市内において知るのでなくて、名寄全体における位置がどこにあるのかと。北海道教育委員会も各管内ごとの学力の結果を発表しました。そうすると、やっぱり札幌が高く、地方に行くほど数字が落ちている。それを平均すると、北海道の学力なのだよということになっています。19年度から20年度2回行って、ですから名寄市が何ポイント上がったのか、何ポイント下がったのか、それを知り得るのは教育委員会と学校だけです。それはちょっとおかしいと思うのです、私も。公表の仕方、いろいろあおるのではなくて、やはり名寄の位置をきっちりと皆さんに知らしめる。そして、去年より上がったのか、下がったのか、それが指導プランがよくなったのか、悪かったのか。教育長は、市P連のときもおっしゃっていましたが、その改善の指導プラン、名寄が取り組んだのは全道的にも非常に評価され、すごくいいものであるということをお願いしたので、安心してはいますが、またことしも答弁の中で指導プラン、指導プランと。指導プランをつくるための学力テストではないわけですから、基本だけは軸をしっかり持っていていただいてやっていただきたい。名寄の学力の位置というのは今どこになっているのか、言える範囲でお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 昨年とことしと同じ対象の子供であれば、昨年とことしの比較は容易なわけでございますが、検査の母集団といいましょうか、これも全く異なるわけでございます。その比較ということには当然ならないわけでありませう。ただ、全国の言ってみれば正確な平均点ではないのでありますが、一応学力のポイントが示され、そして北海道のポイントが示されていると。

そういう中で名寄はいかほどにあるかという、こういうお話でございますが、先日の報道では石狩は上位に属している。上川管内は、上位に一部属し、わずかに下位に一部属している。言ってみればトータルすると平均よりもやや高いと。上川管内は、そういう状況でございます。名寄市は、決して上川管内で学力でも学習でも劣っているとは考えておりません。その程度で御理解いただければと思っております。標準偏差というのがございまして、私たち一つの大切な要素にするのは基礎、基本の定着でございます。言ってみれば標準偏差というのは、その基礎、基本の母体が一つの山状になって流れているということですが、その標準偏差の山状の形成の状況はおおむね全国より上回っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 言えないというつらい立場も理解できますが、やはり私も現Pとして位置がわからないのにやるというのは、ちょっと理解してくれと言われてもなかなか理解できないのです。個人の情報、個人ごとの成績を出せと言っているのではなくて、名寄市としての教育の今の位置はどこにあるのかというのは別に公表しても悪くないと思いますので、教育委員会の中でまたさらに検討をいただきたいと思っております。

それと、教員の人事権移譲についてですが、今部長から答弁あったとおりでございます。今現状にあっても名寄市の教職員のバランスというのは余りよくないのです。ベテランの30代、40代の先生はほとんどいない。20代と30代前半の先生で学校教育が賄われているという現状があります。やはり人事権が移譲が旭川地区に決定しましたら、今言ったことが本当に起こり得る可能性があります。そうすると、今度は多分上川と宗谷の広域的な中で先生を回そうということになるのだと思いますけれども、今の先生方余り田舎に行きたがらない。そういったことも危惧されますの

で、教育長もしっかりとやはり先生方の確保ということに最大の努力と先を見て取り組んでいただきたいと思っております、人事権について何かありましたら。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 中核都市への人事権の移譲にかかわりましては、現在中教審等でもしっかりと議論すべきだということで議論の最中でありまして、私は、この人事権の移譲はあわせて給与負担の権限の移譲も行われるべきだと、こう考えているところでございます。それとあわせて、地方教育行政法の一部改定に伴いまして、市町村教育委員会の内申権も実は拡大されております。これは、言ってみれば名寄市教育委員会が人事にかかわって、北海道教育委員会に具申、内申したことは重視すべきという、こういうふうに変更になっております。こういうことも人事権移譲に係る一つの歯どめにはなっていくのかなと、こう思ったりしているところであります。

参考までに名寄市の教員の構成を申し上げますと、平均年齢は小学校で36歳、それから中学校で34歳となっております。これは、全道に比べるとやや若いかなと、こういうことでございますが、幸い名寄市の場合は年齢構成については他の上川管内の旭川市を除く市町村ではかなりバランスのとれた教員構成になっていると思っております。あわせて現在の人事のあり方を考えてみますと、旭川に人事権が移った場合でも私としてはしっかりと連携を結ぶ中で人事の交流は行われていく、それが1つであります。それから、もう一つは、やはり教職員に子供のいるところに教育ありという、この精神をしっかりとこれからも訴えていくことが大切だと、こう考えております。現在教員の人事は希望と納得が優先されているわけですが、やはり教育に携わる者として、どこの学校にも子供がいる。その子供のためには、私たちはしっかりと汗を流さなければならない。情熱を傾けなければならない。このことは、私た

ち教育界の中でしっかりとこれから考えていかなければならない大きな問題だと、このように考えております。

○議長（小野寺一知識員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） そのとおりでありまして、先生方の子供に対する教育者としてのしっかりとした意識を持っていただくというのが大切なことですので、ぜひ実践していただきたいなと思います。

それと、PISAへの取り組みなのですが、私この間西小学校の公開授業、4年生の国語ですか、受けさせていただきました。本当言葉の理解ということでは、しっかりとした授業をやっているなと。先生も頑張っているなということを実感しておりましたので、名寄市としてはやはり読解力を高める教育ということ、これは国語だけではなくて算数も社会も理科も、ただ知るだけではなくてそれがどうなるのかということの子供たちに教えていくのがこのPISA型の読解力でございますので、そういった点を教育の中でもぜひ有効活用するべく研究をさせていただければなということを要望しておきます。

それでは、次行財政改革の一環として、名寄市は本当に頑張っていたでいて、いろいろと改革を進めていっていただいておりますが、私が言いたいのはこれ結局今3つのことがもう民間委託されましたよね。それ以外のことがこれまだ結局23年度まで実施するというので検討がずっと続いているのです、ほかの事業。給食センター、女性児童センター、図書館、北国博物館、やはりそういったことも計画を立てたからではなくて、できるものは推進をもっと早めて早目に実施できないかということも訴えたいわけです。さらに、私も市政クラブでも視察へ行きました千葉県東金市、埼玉県志木市、愛知県高浜市、もう窓口は市職員いないのです。制服を着ていて、何で市役所に制服があるのと言ったら、それはもう民間委託した職員ばかりなのです。それは、視察行っている

ろ聞きますと何ら不都合はないし、非常にいいよと、市民受けもいいし。また、そういったことも含めて民間委託の推進ということについてどうお考えか、ちょっとお願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今行革進めておりまして、具体的には組織のスリム化とあわせて、図書館の関係については本当にコストが下がるかどうかも含めて具体的に21年から3年間かけて職員を減らしながら、当面は嘱託職員を配置しながら、指定管理になじむのか、それから民間委託になじむかも含めて具体的なタイムスケジュールを持って今検討しています。それから、給食センターの関係につきましては、既に名寄は安全、安心な食事、給食の提供ということも含めまして、コストの面ではかなり正職員ではなくて臨時職員を長く配置をしまして、その歴史を持ちまして全道の給食会でのトップレベルのランクだということも含めまして、まずは安心、安全な給食を提供できるスタッフの配置ということを考えておりましたので、その辺は一概に民間委託がいいかどうかも含めて、コスト面では私は十分給食センター検討していると思っておりますので、その辺も含めまして今後作業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 民間委託、おっしゃるとおりですべて民間委託にすればいいというものではありませんので、効率よくできるものはやっぱり早目に取り組むと。できることには取り組むという積極的な姿勢で臨んでいただきたいなと思います。

最後に、インフルエンザについてお尋ねします。パンデミックって皆さん御存じですか。これは、感染爆発。新インフルエンザ、これが新インフルエンザというのは十数年に1回周期的に起こる。前はスペイン風邪ということ。それがそろそろ鳥インフルエンザが変形したものが起こるの

ではないかということで推定されています。日本でもこれがはやると64万人が亡くなっておりま
す。例年昨年度のインフルエンザで亡くなった人
は699人、これだけインフルエンザでも亡くな
るわけですから、やはりこの新型インフルエンザ
に対する備えというものも必要ではないかなと思
います。一人でも発生すれば名寄市内のすべての
学校は休校するという通達も来ているはずで
す。そこまでやはりもう用意というか、感染力が強い
ということがうたわれておりますので、そ
ういったことに対する取り組みは、予防はある程度考
えていると思いますので、その点について。

それと、インフルエンザの実際の接種について、
何とかやはり市民の安心、安全を守るためにも受
けやすい、市立病院も小学校高学年になりますと
帰ってくるのが3時半とか4時ですよ。そうす
ると、早く10月に接種したくてもなかなか打
てないという現実がありますので、民間病院のPR
であるとか、もう少し市民に優しい接種の期間を
設けることも検討願いたいなと思っております。
インフルエンザの新インフルエンザに対する取
組みだけお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 新インフル
エンザの御質問がございました。大変少ない時間
でございますので、かいつまんでお伝え申し
たいと思います。

今議員が御指摘のとおり、死者が64万人
という部分がございますけれども、これを上川北
部地区に当てはめると患者数は1万4,450
人、死者でいうと370人というような推定が
されております。国や道のレベルでは、既に
新型インフルエンザ対策行動計画というの
ができておまして、我が国の内外において危
機的な状況が予測される場合は都道府県レ
ベルで感染症危機管理対策本部を設置し、
地方自治体につきましては地域の実情に
応じた対策実施を要請していくことで、
都道府県レベルから地方自治体のほうに
落ちてく

るといことになります。上川北部につ
きましては、名寄保健所が主体とな
って地方本部を立ち上げて病院、市町
村、上川北部医師会、それから消防、
警察の連携で具体的な指示、役割を
確認し、予防対策を図るとされて
おります。それで、市のホームページ
のほうには、新型インフルエンザQ
& Aというものを掲載して
おります。さらに、今後北海道
新型インフルエンザ対策ガイド
ラインが示されることになって
おりますので、その部分につ
きましてはまた改めて市のほう
も沿った対応、対策を考
えているところでございま
す。市のホームページには、
厚生労働省のほうのリンクが
張っておりますので、ぜひ興
味のある方につきましては
どのようなものかという
ことを御確認いただき
たいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で岩木正文議員
の質問を終わります。

名寄市立総合病院改革プランについて外2件を、
高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 議長より指名を受け
ましたので、さきに通告して
おります順に従いまして、
順次質問をいたしたいと思
います。

最初に、名寄市立総合病院改革プランにつ
いて質問をいたしたいと思
います。総務省は、昨年1
2月に公立病院改革ガイド
ラインを示し、公立病院の
経営効率化を目指すとし
て、病院事業を設置する
自治体に対し、今年度末
までに改革プランの作成
を義務化いたしました。
公立病院の経営状況を見
ると、経営赤字の自治体
は全国で実に約80%弱、
そしてその多くが不良債
務を抱えていると言われて
おります。公立病院の経
営悪化の原因は、私は診
療報酬の連続マイナス改
定、地方における医療ス
タッフの不足の深刻化、
目まぐるしく変わる読み
切れない医療、介護制度、
そして少子高齢化、自治
体財政の悪化等々、病院
事業の社会環境の変化に
よる影響が極めて大き
いのではないかと考
えます。医師や看護師確
保対策など、本来の対策
を講ずることなく、財
政効率化ありきの経

営改革を急げば、結果として地域医療の崩壊を招くことになるのではないかと懸念をいたします。公立病院や医療を取り巻く環境の変化と現状の基本認識についてどのような所見をお持ちなのかお伺いをいたしたいと思ひます。

次に、改革プランの策定について伺ひます。本年3月までに病院事業経営の改革に総合的に取り組む改革プラン策定が求められ、作業を進められていることと思ひます。総務省が示したガイドラインでは、プラン策定に当たっては経営効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点に立った改革を一体的に進めることで公立病院に必要としている機能を安定的に確保する体制を構築することが求められているとしておひます。言うまでもなく、地域性、立地条件等により公立病院の責務と役割は異なってくるものと考えます。今当市でもこれら3つの視点を柱に改革プランの策定に向け、詰めの段階の検討がなされていると思ひますが、具体的に経営効率化に係る計画では経営指標に係る数値目標、一般会計からの繰り出し基準、病床利用率等の主要な計画についてどのように考えておられるのか、さらに再編ネットワーク化及び経営形態の見直し計画に対して基本的な考え方等、改革プランの概要についてまずお伺いをいたします。

2点目に住宅火災警報器設置の取り組みについて質問をいたします。本格的な冬のシーズンを迎える11月16日に高齢者の夫婦が犠牲になる住宅火災、さらに今月2日未明にもひとり暮らしの高齢者が犠牲になる住宅火災が発生いたしました。とうとい命が犠牲になりましたことは極めて残念なことであり、心より御冥福をお祈りをいたします。

こうした焼死火災を防止するには、消防機関の取り組み、努力はもとよりであります、まさにもしものときに備えた自助努力も求められているのではと思ひます。平成18年の消防法の改正により、住宅火災警報器設置の義務化は焼死火災防

止の一助としての措置なのかなとも考えるところではありますが、ただいまは経過期間中ではあります、名寄市としてこれまでの具体的な取り組みと設置状況についてお伺いをいたします。

また、市営住宅等市が管理する住宅への設置についてはどのように対応をなされるのか、あわせてお伺いをいたします。

3点目に、障害者福祉について質問をいたします。平成18年4月から施行された障害者自立支援法は、障害者施設や居宅支援の利用に係る応益負担やサービス事業所の報酬単価の引き下げ、さらには日払い化等々制度設計に問題があると抜本的な改正を求める声が強まっております、その議論は別の機会に譲りたいと思ひます。一方では、福祉サービスの利用形態では身体障害者、知的障害者に精神障害者を加えた3障害すべてが対象となり、みずから利用したいサービスを選択できるように見直されるなど評価される一面と利用する上で経済的負担が重く、地域で安心して生活を営むことが困難な状況が生まれることが懸念をされる面もあります。障害者福祉サービスを受けるにしても、まずは対象となる該当者の実態の把握が何にも増して重要なことと思ひます。当市における該当者の実態把握はどのようになっているのか、とりわけ精神障害者等の実態についてお伺いをいたします。

名寄市においては、2つの社会福祉法人が知的障害、精神障害の施設福祉及び在宅福祉サービス事業、また相談支援指定事業所として障害者のケアマネジメントに取り組んでおります。精神保健福祉士、ケアマネジャー等人材社会資源を生かす立場からも在宅精神障害者等の支援サービスの利用計画の策定等はまさに専門家を配置した相談支援指定事業所に委託し、よりきめ細やかな対応を図るべきと考えますが、見解をお伺いをいたします。

以上、この場からの質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） ただいま大項目で3点にわたって御質問がございました。1点目は私から、2点目は総務部長から、3点目は福祉事務所長よりの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、大項目1点目でございます。名寄市立総合病院改革プランについてお尋ねがございました。小項目1点目の公立病院の置かれている医療環境と現状についての認識についてでございます。公立病院は、これまで地域における基幹的な公的医療機関として地域医療の確保のため重要な役割を果たしてまいりました。近年医療を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進行、がん、脳卒中など生活習慣病中心の疾病構造の変化、医療の高度専門化の進展、さらにはインターネットの普及により医療や健康に関する情報の入手が簡単になるなど、大きな変化が見られております。しかし、多くの公立病院は医師や看護師の不足、過疎化に伴う患者数の減少、さらには診療報酬の連続したマイナス改定などの影響により医療機能の低下という大きな問題に直面してございます。特に不採算医療を担っている自治体病院や公的病院においては、累積欠損金や不良債務が増加し、現状の医療機能を維持することが困難になっている病院が数多くあります。このような医療環境を改善して公立病院を立て直し、今後も地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくことが避けて通れない課題になってございます。住みなれた地域の中で、通院はもとよりおおむね入院医療サービスが受けられる医療供給体制の確保が住民ニーズであろうと認識しております。

2点目の改革プラン策定に当たっての課題等についてでございます。当市では、9月17日に中尾副市長を委員長とする名寄市公立病院改革プラン策定委員会を立ち上げてございます。策定委員会では、これまでに市立病院内の経営企画対策小委員会から出しました改革プランの素案について

審議を4回にわたって行っており、年内には平成21年度から平成23年度までの3カ年を計画対象期間といたします名寄市立総合病院改革プランを取りまとめる予定でございます。今回の改革プラン策定に際しまして総務省のガイドラインでは、1つには経営の効率化、2つ目には再編ネットワーク化、3つ目には経営形態の見直しの3つの視点を一体的に推進する必要があるとされております。

まず、第1点の視点である経営効率化に関しましては、経営指標に係る数値目標を設定することとされ、特に経常収支比率、職員給与費対医業収益比率及び病床利用率の3項目が必須事項とされております。また、改革プランの策定に当たっては、計画対象期間の平成21年度から23年度までの3年間のうちに必須項目の経常収支比率については原則一般会計繰り入れ後において100%以上、また病床利用率については少なくとも70%以上とすることが想定されております。これまで4回にわたって改革プラン策定委員会を開催しておりますが、社会保障費の抑制策により医業収益の根幹となる診療報酬の大幅な改定が期待できない状況では、DPCの導入やICUの本格的な稼働といった収益増収対策や薬品、診療材料費の経費削減対策を講じましても経常収支の改善は難しく、平成23年に経常収支の均衡を図るためには一般会計からの繰り入れ基準の設定についての検討もしております。

次に、第2の視点であります再編ネットワーク化につきましては、本年1月に北海道から自治体病院等広域化・連携構想が出されております。この構想では、名寄市立病院が基幹病院としての役割を担うことになっております。再編ネットワーク化を検討するときには、医療行政全体を見ながら進めなければならず、当事者間の十分な話し合い、住民の理解が必要なものと考えます。今後は、道による関係市町村との協議検討、調整が行われますので、当市といたしましてはそれらの経過を

踏まえながら、その結果に倣いたいと考えております。

最後に、第3の視点でございます経営形態の見直しについてであります。ガイドラインでは、民間の経営手法の導入などの観点から、新経営形態への移行計画を記載することとされ、1つ目には地方公営企業法の全部適用、2つ目には地方独立行政法人化、3つ目には指定管理者制度の導入、4つ目には民間譲渡が選択肢として掲げられております。現在名寄市立総合病院としましては、地方公営企業法の全部適用を考えてございます。地方公営企業法の全部適用は、地方自治法等の諸規程が緩和され、予算の策定や運営について病院内で完結でき、自主性の高い経営が可能となるメリットから、平成23年度を目途といたしまして検討することとしております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま2点目については総務部長からというお答えでしたけれども、私のほうから住宅用火災警報器の取り組みについてお答えをさせていただきます。

最初に、具体的な取り組みと設置状況についてであります。消防法が改正され、共同住宅を含むすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、新築住宅では平成18年6月より設置義務が生じ、既存住宅では平成23年6月までの設置が義務づけられているところであります。名寄消防署では、平成23年5月までに全世帯にお知らせすることを目指し、改正時の平成18年より町内会役員の御協力をいただきながら、職員及び団員と一緒に一般住宅の防火訪問を行っております。現在のところ訪問時に留守宅であったものも含めまして、市内全世帯の49%ほどの世帯への周知を終えているところであります。

市内における住宅用火災警報器の普及率であります。平成20年の単年度で16.1%となっております。名寄市と同じ平成23年に既存住宅の

設置が義務となる地域の普及率19.5%、これはデータがちょっと古いのですけれども、平成20年6月時点です。これを下回っていることとなります。消防署といたしましては、住宅火災からの犠牲者を防ぐため、既存住宅の設置義務となる平成23年6月を待たずに前倒しをしてでも設置していただくよう、さらに周知を図っていきたいというふうに思っております。広報活動につきましては、班回覧となりますが、広報誌「消ちゃんだより」及びリーフレットを通じ周知してまいります。今後さらに広報なよろなどを通して周知に努めてまいりたいと思っております。よろしく御理解をくださいますようお願い申し上げます。

次に、公営住宅への設置についてであります。日常生活における防火対策、危機管理は入居者の責任であるとの観点から、市営住宅におきましては入居者がみずからの命を守る設備であること、退去後においてもほかでの利用が可能な機械であることから、平成19年に既存の公営住宅全世帯へ入居者が設置していただくよう文書にて通知を出させていただきました。しかし、その後制度改正により設置工事費は国土交通省の地域住宅交付金の対象となること、全道35市においてもそのほとんどが自治体の負担により設置している、このような状況から、公営住宅が積極的に設置することで民間住宅への普及啓蒙を図り、入居者はもとより市民の安全で安心な暮らしを守るため、平成21年度と平成22年度の2カ年で火災警報器の設置を検討してまいりたいというふうに考えております。設置に当たりましては、入居者への周知から1年が経過していることから、個人による設置者もいるということも含めてこの状況を把握しながら、設置に向けて対応していきたいというふうに考えております。

なお、対象団地は全体で14団地、955世帯、2,520部屋が対象になります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。
○福祉事務所長（小山龍彦君） 精神障害者福祉について質問がございました。まず最初に、該当者等の実態把握でございますが、名寄市におきまして障害者手帳を交付している方は身体障害のある方が1,513人、知的障害のある方が282名、精神保健福祉手帳を所有されている方が126人で、合計1,921人の方に手帳を交付しております。市の総人口3万920人に占める割合は6.2%になり、また道が行っている自立支援医療、精神通院医療では約400人の方が受給者証の交付を受けて市内の医療機関に通院されております。市内において福祉サービスを提供する事業者については、社会福祉協議会に委託し、障害者の方が在宅で日常生活を営むために必要な家事援助等を中心とする居宅介護の提供をいただいております。現在約20人の方が利用されております。また、知的や精神障害のある方が施設に入所し、あるいは通所しながら日常生活を営むために必要な訓練や生活指導などの提供事業所は、名寄市内では名寄みどりの郷、道北センター福祉会、名寄心と手をつなぐ育成会で受け入れをしており、市外の施設利用者の方々を合わせると施設入所利用者が約90人、通所利用者が約130人と多くの方々が施設を利用しております。

次に、支援サービスの相談、利用計画等の対応につきましては、平成18年度障害者自立支援法の施行に伴い、従来の身体、知的に加え、精神障害者の福祉サービスが盛り込まれ、障害者自身が自分に合ったサービスを利用するため、市の窓口や障害者相談員、相談支援指定事業所などにおいて本人もしくは家族からの相談を受けております。市内の相談支援指定事業所としては、名寄みどりの郷と道北センター福祉会でそれぞれ相談支援専門員を配置し、行っておりますが、精神障害者を受け入れできる施設にあっては旭川市以北、稚内市までの間では施設整備が進んでいない状況もあり、道北センター福祉会の地域生活支援センター

で相談支援指定事業所を開設し、和寒町以北中川までの各自治体で年間1,800万円を負担し、運営を委託しております。また、利用計画につきましては、在宅にあってはサービスを利用する方に対し御本人や家族の意向に沿って作成した計画をもとに事業所においてサービスを提供しておりますが、今後サービスを利用される方も増加することが予想されることから、サービス利用計画の委託につきましては関係する事業所等との協議のほか、計画作成に係る経費についても利用者に1割の負担が生ずることになることから、利用者の意向を十分に踏まえ、御質問にもありますように社会資源を有する事業所の有効活用を図る上で近隣市町村の状況を把握しながら障害者が地域で安心して生活を営むことができるよう努めてまいりたいと考えますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） それぞれ答弁をいただきましたけれども、再質問させていただきたいと思っております。

質問の順序と若干変わりますが、最初に住宅火災報知機の取り組みについて再度考え方を聞きをしたいと思っております。基本的には、公営住宅の関係は担当部長からも話がありましたように、19年度には入居者負担という形で対応することを行政が負担をするという形で21年、22年、2カ年にわたって整理を図るということでありますから、これは話をお聞きしますと夕張市と名寄市ぐらいが入居者負担ということになるのではないかなという話を耳にいたしまして、大変厳しい財政事情とはいえども、しかし公営住宅に入居をしている方の安全、安心をさらに確保していくという意味からも、これは公的住宅としてしっかり行政が対応すべきでないのかというふうを考えておまして、そうした答弁を得たことについては理解をいたすわけでありまして、部長のほうから話がありましたけれども、21年、2

2年度の2カ年にわたって整理をしていくということでもありますけれども、今まさに21年度新年度予算も含めての時期に入っているわけですから、そういう面ではこの2カ年、全体戸数何戸のうち21年、22年でおおむねどのぐらいの振り分けをしながら対応していこうとしているのか、考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。同時に、きょうは消防の皆さんおいでになっておりませんが、実は私の居住する町内会にも消防の皆さんあるいは女性団員の方が町内会を訪問されまして、この火災報知機の設置についてしっかりと理解を深めていただきたいということで回っていただいたりしまして、大変限られた人数で、私は全町内対象にそうした行動というのは極めて大変であろうと思います。その努力は敬意を表するわけでもありますけれども、先ほど答弁にもありましたけれども、やっぱり市民周知では私は交通安全と同じようにこの種の部分については広報なよろ、市の広報等々を媒体にして、連続的になるか、あるいは不連続になるかは別にして、かなりきめ細やかに周知をしていくべきでないかと。広報なよろを見る人がいるのかいないのか、いろいろそれは議論があると思いますけれども、しかしそうではなくてやっぱり行政として、行政が公に出している広報その他の部分で積極的にアピールをしていくことがより住民に浸透をしていくことになるのではないかとこのふうにも思いますので、その点については要望を申し上げておきたいと思いますが、公営住宅の関係については考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今高見議員から御質問がありました。その前段で、昨年9月の段階で木戸口議員からも同じような質問をいただいていたというふうに思っています。それで、その中での答弁の中でございましたように、制度上少し9月の段階で変わったということをおま

承知おきをいただきたいというふうに思っています。今の高見議員の御質問にお答えさせていただきますが、基本的には2,520部屋のうちの半分半分を21、22で割り振りしたいというふうに考えていますが、この間の火事の場合があったのはいずれも老人世帯だということもございますので、この辺を技術的に高齢者世帯からやっていくことが可能かどうかは今部内で検討しておりますので、その辺を御理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 今野間井部長のほうから話がありましたように、公営住宅の部分も高齢者の方が大変多く入居されている実態にもあるというふうにも思いますので、そういう点では団地ごとの対応ということにもなるのかもしれないけれども、ぜひ実態をしっかりと把握をして対応をしていただきたいと思います。同時にまた、名寄市の部分でいうと公的住宅としては教員住宅だとか、あるいは名寄市の部分としては大学を有するというようなこともあって、いわばハイツだとかマンション等々集合住宅の関係も数多く民間ではありますけれども、あるわけでありまして、そういう意味では賃貸借住宅に対する消防行政の中のさらにきめ細かな対応をしていかなければ、この設置をしていく設置率についても大きな影響、率の問題よりも安全性の問題含めて出てくるのかと思いますので、細やかな答弁はここでは求めませんが、そうした対応もしっかり図っていただくように消防当局とも十分連絡をとりながらやっていただきたいというふうに思います。

2つ目には、精神障害者の関係であります。私は、障害者福祉全体での部分ということになるわけでもありますけれども、あえて精神障害者の部分でお尋ねをしたのは、これまでと申しましうか、自立支援法施行前はややもすると精神障害の部分は保険証といいますか、道を中心にいろいろと対応してきた経過があるのではないかと。そういう

意味では、18年の自立支援法が施行されて、後発部隊とは決して申し上げませんけれども、市町村自治体として3障害を一体的に扱う状況になってきたわけでありまして、したがってその点については今日的な社会状況も含めて大変心にそうした不安なり病を持つ方がどんどんとは言いませんけれども、増加傾向にあるということは事実関係としてもあるのではないのかと、そういうふうに思っておりまして、特に今年度は公園での散歩中、あるいは居宅サービスを提供中にそうした障害者による傷害事件等々が発生をしている事実関係もありまして、こうしたことはあってはならないというふうに思うわけでありまして、現実的なこととして起き上がっているわけでありまして、そうした面でもやはりそこに単に不安を抱くということではなくて、そうした面ではやはりもう少しきめ細かな対応をすることによってそうした事故等についても未然に防ぐと申しましょうか、そういう可能性も極めて大きいのではないのかというふうに思うわけでありまして、そういう面では精神障害の福祉サービスについて、決算委員会でも話がありましたけれども、居宅サービスの関係では7名、8名ぐらいの方のサービス提供をされているというようなこと等々含めて話があったわけでありまして、冒頭にもお話を申し上げましたようにこの種の部分、いろんな相談事、行政の窓口も確かにトータル的にはあるわけでありまして、そうした面では認定してサービスの提供だけをするということではなくて、その後のいわば訪問による継続的なモニタリング、こういうものが極めて大事ではないのかというふうに私は思うわけでありまして、行政的にもそういう対応はもちろんされているのかもしれませんが、相談支援指定事業所等の支援内容等を見ると、やはりぜひ専門家をしっかりと申したらおかしいですけれども、配置をして、いろいろな角度から相談なり、あるいは今申し上げましたように定期的な訪問を含めた継続的なモニタリングをで

きる体制があるとすれば、そうした部分ではサービスの利用計画なり、あるいはその後の対応についてもきめ細かな対応を図ることが可能な状況を考えてみるとすれば、そうした支援事業所にその種の部分等はしっかり委託をして、そして行政は3障害トータル的にどういう形にしていくのか、トータル的な行政のいわばプランを推し進める、そういう役割分担をしていくことがより一層限られた人数で障害者福祉に当たっている行政の側にとっても極めてプラスになるのではないのかというふうに考えるわけでありまして、その点について一度具体的に考え方があればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） ただいま高見議員のほうから市役所の障害福祉課のほうで現実に行っております障害者の利用計画の作成の部分等につきまして、民間委託も含めて行政のサイドとしての総括的な対応をしたらどうかというような意味で御指摘をいただいたかと思っております。そこでございますけれども、まず利用計画を委託できる条件ということでございますが、在宅あるいは入院から地域生活へ移行するために一定期間集中的な支援を必要とする人や単身で生活をされている方々が福祉サービスの利用に関する連絡調整を行うことが困難でありというある一定の条件をベースにお任せをするということになっております。その部分でこれまでは障害福祉課で約8名の方を担当して計画を作成してサービスの提供につなげておりました。作成に要する経費という部分になりますと、市が作成する場合には利用者負担がございませませんが、民間の団体というか、委託した場合には利用者の状況変化の確認、先ほど高見議員がおっしゃいましたモニタリングになるのですけれども、そういうものも含めた中で月額8,500円ということで、自己負担で申しますと850円というような形で委託の料金が発生してまいります。ただ、そういうことでその部

分を担当される方は、当然専門的な相談、支援に乗れる専門員やケアマネジャーということでございますので、経済的な負担を生じる利用者の立場を考えながら、あるいは近隣の自治体の具体的な取り組み状況も考えながら、近いうちから対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 今話がありましたように、自己負担、本人負担1割ということがあるわけですから、福祉事務所長の御答弁、私全く違うというのでなくてそのとおりだというふうに思うわけでありましてけれども、ただ行政の側で今申し上げましたように、いろんな事故があったから言うわけではないわけですが、いわばそうした定期的なサービスを提供されてきている部分に対する定期的な訪問だとか、そういうきめ細やかさというのは、私は率直に言って行政が対応する部分ではなかなか難しさが出てくるのではないのかというふうに思うわけでありまして、ですから、ホームヘルプサービスをやることを決めて、そして社会福祉協議会等々からヘルパーさんの派遣を受ける。そういう中でそれなりに済んでいる部分もあるのかもしれませんが、事実としてそうした事故が発生をしたりしている状況を考えるときには、今申し上げましたように支援事業所で負担の関係はあるわけでありましてけれども、いわば該当者に対するきめ細やかな対応をしっかりとしながら、サービスのありようというものを見直したり、つけ加えたりしていくことも極めて重要だというふうに思いますので、その点については答弁の範疇で理解をいたしますけれども、行政の持ち分と単にこれは民間委託をして安上がりにするというのでなくて、ぜひ本当の意味でさらにきめ細かな対応をしていくというサービスの部分で私は民間の知恵、力というものもかりるべきだというふうに考えておりますので、しっかりと対応をぜひお願いを申し上げたいと思います。

これは、要望しておくことにいたします。

公立病院、市立病院の関係で、部長のほうから極めて端的なというか、答弁がありましたけれども、いわば経常収支はガイドラインでは3年間で経常収支比率100%、つまり経営黒字にしない、ということでありまして、23年度、3年目に100%いたしますと、こういう答弁がありましたけれども、現状の市立総合病院の経常収支比率はどのぐらいになっているのか、あるいは病床利用率は具体的にどの程度と計画をしているのか、これが全国的な公立病院の平均的な類似している病院と比較をしてどういう状況にあるのか、この点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 経常収支比率につきましては、平均的に申しますとうちの場合97.6%程度でございます。また、職員給与費対医業収益比率では57%、病床利用率につきましては91%程度がうちの病院の比率でございます。また、全国的に300床から500床程度の規模の病院で申しますと、経常収支比率につきましては96%程度、給与費の比率につきましては54%程度、病床利用率については81%程度というふうに理解をしております。また、プランの中では病床利用率につきましては過去に93%近い利用率がございましたことから、目標値といたしまして93%を目標としてございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 今話がありましたように、当市の市立病院の病床利用率についてはまさに90%を前後するぐらいの利用率になって、これ以上と言うとおかしいかもしれませんが、これ以上回転できないぐらいの目いっぱいのところまでやっておられるわけでありまして、そういう意味では今回の改革プランの中では病床率70%未満の病院についてはベッド数を削減をしていくと。

ベッド数も削減し、そして医師も、あるいは看護師も含めて、そういう意味ではさらに合理化をしていくと言うとおかしいですけれども、そういう方向を打ち出されているわけでありますけれども、当市の場合はそういう面で今部長が言われるように90%からの利用率にあって、そしていわば経営収支比率についても97%強というぐらいの状況にあると。いわば病院として本当に北海道の公立病院の中で勝ち組と言われているのは名寄市立病院と砂川の市立病院かと、こういうふうによく言われることを私どもも耳にするわけでありますけれども、そういう勝ち組と言われる名寄市立病院が目いっぱい努力をしてもこうした状況にあると。しかも、収支が部長の話では23年までに100%経営黒字にしますよということでありますけれども、これまでの、これは病院の部長に答弁を求めてどうなるかとも思いますけれども、いわば中期財政計画等を含めて総合計画の前期の計画、ローリング、この間提示をいただきましたけれども、もう21年から23年までの3カ年で実に21億円ぐらいの収支不足が出るということを明らかにされているわけであります。大変このところで公立病院として善戦をしている名寄市立病院でも累積欠損金が恐らく二十数億円、20億円を超えるぐらいになっているわけでありますけれども、こういう状況で21年からこの種のプランに取り組んでいくときに、重点的なのとか、行政の施策の上で、政策の上で極めて重要な位置づけをしながら対応をしていかなければ、このまま単に垂れ流しとは言いませんけれども、これは経営には不良債務を発生をさせていないわけだから垂れ流しとは言わないけれども、しばらく我慢をしてもいいのではないかとということだけでは極めて問題があるのでないかというふうに私は思うわけでありまして、そういう面では基本的に一般会計からの財政支援というものはそう財政上も大変な状況にあることはわかるわけでありますけれども、やはり基本的な考え方を整理をして、そして

対応していかなければならないのではないかというふうに思うわけでありますけれども、そうした点について病院当局と財政当局のいわば一般会計の繰り入れについての協議はどのような状況になっているのか、あるいは23年に黒字化していくと言うけれども、そこまで置いておいて本当に財政的に対応できるのかどうなのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 高見議員の御指摘のとおり、経営上もさまざまな歳入確保の方策をとって、なおかつ支出抑制の方策をとりつつ、なおかつ経営努力をしても埋まらない部分があるということでございまして、このことについては議員も御指摘のとおり診療報酬も含めた医療の制度上の問題というふうにとらえておりまして、これは一自治体、一公立病院で解消できないテーマというふうには押さえております。今回の改革プランは、収益的収支を23年度までに合わせるということですから、私どもがかねがね国のほうに訴えておりました部分も含めて黒字化するということから、相当やっぱり厳しいことを求められているというふうには押さえております。総務省にしましては、恐らく全国的な公立病院の経営状況を勘案して、制度的に公営企業で求められる収支については原則黒字化をとということでの対応というふうには押さえておりますけれども、しかしこの部分は減価償却費も含めて黒字にするとなりますと、恒久的に一般会計からその不足分数億円になると思いますけれども、繰り入れをしていかなければならない。そういうことの問題では解決できませんので、やはり埋められない部分については国の責任としてしっかり診療報酬等も含めた部分で対応していただくと。このことも今回の公立病院改革プランの中でしっかりと文言として整理をさせていただいて提出をしたいと、このように考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 副市長のほうから答弁がありましたけれども、私も基本的に質問の中でもお尋ねをいたしましたけれども、診療報酬の連続的なマイナス改定、極めて大きいと思います。2002年の部分でも、平成14年ですか、2.7%のマイナス改定です。さらに、18年であったかと思いますが、3.16%、3.2%ぐらい。あわせて五、六%、そこだけでも6%近いマイナス、診療報酬のマイナス改定ですから、平成19年度で名寄市の市立病院の医業収益61億7,000万円ぐらいあったわけでありまして、単純に言っても3億6,000万円か4億円弱のいわば診療報酬がマイナスをされているということは私も理解するのです。したがって、診療報酬のマイナス改定という制度的な問題があることについては、これはだれもが理解をして今の政治のあり方その他おかしいということについては共通理解ができるわけで、しかしそれだけで本当に要望していったら済むのかどうなのか。もう一方では、受診をする側からいけば診療報酬の改定は低ければ低いほどいいわけですから、要はマイナス改定をしたときに三方一両損の例の話が出たりして、病院の部分、医師会、あるいは患者負担なり、国の財政含めていろんな議論がありました。ですから、その点については私もマイナス改定ではなくて、今後2年ごとに行われているわけでありまして、プラスの方向での改定というものを期待はするわけでありまして、実態としてもう少しやっぱりこの総合計画の中で名寄市立病院の位置づけをどうするのか。単なるハード面だけで総合計画を重視をしていくより、もっと具体的に言うと今公営住宅の建てかえが必要なのか、あるいは病院の今置かれている状況等を含めて市立病院の部分にどういう対応をしていくのか、そういう選択肢をやっぱりある面市民の側に、私どもの側にしっかりと提示をしていただきながら、100%のむしろそうした対応はできないにしても一定の考え方

というのを整理をしていくべきでないかと思うのであります。いわば今の答弁では、平成23年までは収支100%黒字にしますよと。だれが考えても21年、22年のこの財政状況なり、あるいは指し示された中期財政計画の中で23年度に黒字に持っていただくの二十数億円になるなんて考えられない。もっと言わせてもらうならば、理事者側に座っている皆さん方も23年までそこに座っているかどうか。議員の側についても、私どもも改選期を迎えて23年にはこっちの側に座っていないかもしれない。そういういわば責任の持てない答弁であってはならぬと思うのであります。ですから、私は3年間で黒字にしていくなんていうのは例えば難しいと。これは、お互いに理解できるわけでありまして、そういう面では病院がこれまで名寄市立病院の事業長期計画というのを平成19年から28年まで10年間のプランを組んだわけですから、私はこの総務省の提示をしているプランと3年間では無理だとすれば、この長期計画の中で何年かかかってでもやっぱり整理をしていくと。5年かかるのか、あるいは6年かかるのか、そうした長期展望を持ちながら、具体的に21年から対応していくという、そういうものがなければ、私は余りにも本当に無責任に近い形で対応することについていかなものかというふうにも思うわけでありまして、その点についてさらに考え方をお尋ねをしたいというように思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 全道の公立病院の状況を見ましても半数は不良債務を抱えているという状況でございまして、名寄の市立病院に限って申しますと不良債務を発生させていないということで、今の公立病院の運営状況を見ますと決してマイナスの運営をしているというふうには承知はしておりません。ただ、公営企業で求める決算の方式が減価償却も含めて現金の伴わない部分で収益的収支を黒字化するという今回の改革プランであ

りますから、これはもう到底今の公立病院からしますと無理な数字というふうに私ども押さえております。ここの部分を御指摘のように一般会計で埋めていきますと、国の欠陥、医療制度上の欠陥が見えないということでもありますから、今回の改革プランは期限のある国の求めでありますから提出はいたしますけれども、しっかりとここの部分はクリアできる、できないの部分も含めて、当然名寄市全体の会計のチェックもあろうと思いますから、この辺につきましてはしっかりとその辺先ほども申しましたように医療制度の問題について指摘をしながら、提出をさせていただくということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 今副市長と議論をしても平行線をたどるのかなというふうに思います。私も今答弁にありましたように、累積欠損金があるからといってすぐさまこれは大変だというようなことでなくて、現金支出を伴わない減価償却の問題等もあるわけですから、言われていることについて100%わからないと言っているわけではなくて、理解をするところはしているつもりでいるわけです。しかし、今計画を立てて、建物に対する減価償却なりなんなりも含めて、すぐきれいにするということはなかなか大変かなということは承知をしているわけでありまして、そういう意味では恐らく今の計画でも21年、22年、23年には100%にするというのですから、それについても21年、22年については純損益の部分が出てきて、累積赤字はさらに21年、22年も派生するだろうというふうに思うわけでありまして、ですから企業努力もあるけれども、その幅をいかに少なくしていったって、そして一定の債権というか、累積赤字の部分について整理をしていくかという、やっぱり見通しを立てる必要があるだろうというふうに私は思うわけです。単に今例えば一般会計から交付税プラス1億円という形で、要はルール分として出されているわけでありまして、

それだけできたら累積欠損金は募る一方になっている実態を見たときに、私は今の市立病院がいわば不採算部門を含めたそうした診療機能のみではなくて、いろんな機能を名寄市立病院としては持っているわけですから、そういうものを含めて考えていくと、単にいわば今行われているような不採算部門に対する交付税ルール分等1億円と。単費1億円だけで済ませることができるのかどうか。そうではなくて、やっぱり政策支援機能だとか、あるいは教育だとか、あるいは研修機能、いろいろ名寄の市立病院研修医も含めて来ているわけですから、そういう部分を含めて他機能な名寄市立病院の機能と、それと表裏一体に一般会計からの負担分というものがなければならぬのではないのかというふうに私は思うわけでありまして、ですからそういう意味ではやはり病院の側と財政局、財政的に大変だということについては、これは理解はするわけでありまして、優先的な施策をどこに求めるのか。病院事業、病院産業、医療産業とも言われた病院の部分はどうしていくのかということをしっかり位置づけをして整理をしていくべきではないのかというふうに考えるわけでありまして、この点については市長の見解もここで伺いをしておきたいと思えます。

もう一点、市長には再編ネットワークの関係にあわせてお答えをいただきたいと思うのでありますけれども、再編ネットワーク化ではいわばこれは総務省というよりもむしろ北海道の医療計画に基づいて、北海道の医療の再編計画、先ほど来話というか、答弁にありましたように病床利用率3年連続70%未満の部分については病床の見直しを行っていただくとか、あるいはもっと端的に言われておりますのはこの再編ネットワークについては医師の派遣を拠点機能を整備していくのだと。つまり公立病院の共倒れを防ぐためにも一定の利用率の悪いところについては再編をして、そして医師の集中配置をしていくと、こういうことを明らかに言われているわけでありまして、そういう

面では再編ネットワークについて士別との関係でいろいろな議論もありましたけれども、私は決して単に士別との市立病院の部分で云々ということだけではなくて、北海道が地域医療を考えたときに地域の再編ネットワークというのはある面北海道が中心になって指示をしてくるか、あるいはどうか分かりませんが、かなりその可能性があるのではないのかというふうにも考えますので、その点も含めて市長の考え方をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 時間が限られておりますので、簡潔に申し上げます。

私は、71年間公立病院として市民の皆さんと一緒に市立病院を守ってきている、このことについてはこれからも全く行政のウエートとしては重たいものと。少子高齢化の時代の中では、より公立病院の果たす役割というのは高いと、このように認識をしております。

再編ネットワークの関係は、北海道が広域化の関係では上川北部のみにとどまらず南宗谷、あるいは一部北網地区も含めての名寄市立病院が核になってのネットワークということであります。ネットワークといま一つは経営の関係で申し上げますと、この連携を図る中で安定した医療行政の提供を果たしていかなばならぬと。こういう面では、御指摘ありました課題は非常に多いと。しかし、今回総務省が長期的に安定的な公立病院の運営ということを目指して改革プランの作成を義務づけたわけでありますから、私どもその中で置かれている実態等についても国にしっかりと訴えながら、安定的な医療機関としての経営というものをこれからも追求していきたいと、このように思っています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で高見勉議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設行政について外2件を、渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） 議長から指名を受けましたので、さきの通告順に従って質問をいたします。

まず最初に、建設行政について伺います。日本全国で景気の低迷がささやかれておりますが、新聞紙上では建築確認件数が3カ月連続増加と出ていましたが、これは建築基準法改正の影響で落ち込んだ07年度の反動だと言われておりますが、名寄市の現状についてお答えください。

また、1月から9月の累計は81件で、前年対比111%となっておりますが、この81件の中に地元企業が何%ぐらいの割合で施工しているのかも数字をつかんでいればお知らせいただきたいと思っております。

次に、名寄市の除雪体制について伺います。今年度には、風連地区と名寄地区がほぼ一緒になるようですが、検討経過の中で問題点はなかったのかをお聞きします。なければ何も言うことはないのですが、もしあれば正直にお答えください。

次に、将来の長期的な道路整備計画はできているのかをお知らせ願います。私は、将来ビジョンを持った道路整備計画は必要不可欠だと感じております。専門家が集まった部署ですから、計画をできる人間はいるはずですから、挑戦してみてもいかがでしょうか、お答えください。

次に、市立総合病院の環境について伺います。まず最初に、病院の今後の経営形態について伺います。私は、平成5年から一般会計からの繰出金が1億円となっておりますが、いかがなものかと思っております。赤字対策について経営形態を変えていくことを検討した経緯があるのかをお知らせください。

次に、通路の環境整備について伺います。私が

平成15年9月の一般質問で屋根つき通路、ポロに、すなわち手すりをつける予定はないのでしょうか。片側だけであれば七、八十万円ですと質問したところ、当時の杉本事務部長の答弁ではハイヤーの乗りおりする場あるいは電話ボックス、さらには掲示板等もございまして、実質設置できる場所は限られてまいります。その辺も含めまして十分検討してまいりますというような御答弁をいただきましたが、検討した経過と結論を具体的にお知らせください。

次に、私は喫煙者の味方ですから、市長にも直接言った経緯がありますので、ある場所で市長に私が議員をやっている限りあきらめないで病院の喫煙問題に取り組みますと言ったのは忘れていないと思いますので、この質問をします。5年ほど前からこの質問をしていますので、しつこいと思われると思いますが、喫煙の質問に関しては継続は力なりと思っています。12月2日の日にお見舞いに行つて裏口で見たところ、パジャマ姿で若い女性がしゃがんで震えながらたばこを吸っていました。とても見づらい光景でした。スタッフや患者さんにも喫煙者がおりますし、島市長もこの辺で観念して病院の環境整備にお力添えをいただければありがたいと思いますが、お考えがあればお答えください。

次に、今年度の教育行政実施状況について伺います。まず最初に、名寄市に適した教育環境について伺います。教育委員会での名寄市に適した教育環境とはどのような考えなのかについて具体的にお答えください。

次に、教育委員会で抱えている課題とはどのようなものかもお答えいただきたいと思います。小学校でいえば名寄小学校、南小学校、東小学校、西小学校、豊西小学校、風連中央小学校、風連日進小学校、東風連小学校、風連下多寄小学校、智恵文小学校、中名寄小学校と11校ありますが、中学校でいえば名寄中学校、東中学校、智恵文中学校、風連中学校、風連日進中学校と5校です。

適正配置計画でどうなるかわかりませんが、名寄市の適正配置とは、教育委員会の計画を具体的にお答えください。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま渡辺議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は市立病院事務部長から、3点目は教育部長からそれぞれお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、大きな項目、建設行政についてのうち名寄市の住宅事情の状況についてであります。名寄市における建築確認申請の状況につきましては、総数で平成18年度が136件、うち住宅が89件、平成19年度で総数159件、うち住宅が84件、平成20年度は11月末で総数112件、うち住宅が74件と前年並みの申請件数となっております。全国的に平成19年度における建築確認件数の落ち込みの原因が建築基準法の改正による審査業務の増大が一要因として挙げられておりますが、名寄市におきましては審査期間の増大となる物件が限られていることと住宅関係の審査は名寄市で実施しており、審査業務の増とはなっておりますが、法改正による影響はないものと考えております。また、上川管内における近年の着工件数は他市では減少率が高くなっておりますが、名寄市におきましては過去平均で横ばいとなっている状況であり、要因は不明であります。住宅マスタープラン策定時の調査では住宅所有の世帯比率が持ち家が平成2年度から今年度まで61%を超えており、この傾向は今後も継続していくことが想定されます。

次に、住宅建設における1月から9月までの累計は御質問のとおりであり、うち地元企業の受注率は81件中42件で52%であります。同期間におきます他の建築物の受注率は44件中30件で68%となっております。

次に、名寄市の除雪体制についてであります。

風連地区は、昨年まで除雪路線全体の65%を2名の職員と6名の臨時職員が行い、宗谷線東側の35%の路線について民間委託により行っていました。平成18年度の合併時に民間委託の方向も考えましたが、作業方法など隔たりも多く、実施に至りませんでした。その後両地区の除雪方法や積算基礎、作業要領などを突き合わせ、統一が必要なもの、地域的に統一が無理なものなど問題点を抽出し、一つ一つ解決をしながら、両地区の均衡を図ってきたところであります。大きな問題として、風連地区の全面民間委託がございました。ことし中堅の除雪車など大型車の運転ができる職員が9月に途中退職したことやほかの職員も高齢化しており、この2年から3年の間に定年退職者が相次ぎ、職員が2名程度になってしまいます。そのときから民間に委託しても作業がスムーズに進まないことも考え、職員組合との協議、風連地区住民への説明をしながら、一定の理解を得て、この冬から職員は指導、監理をすることで民間業者になれていただき、速やかに移行することで住民サービスの低下を招かないようにしたいと考えております。国や道の公共事業削減で、名寄市においても建設関連業者などは相当厳しい状況がありますが、民間に委託することは冬場の地域経済や雇用に幾らかでも貢献できるとも考えています。このようなことから、平成20年度を初年度として全面的に民間委託により除雪を行ってまいります。今シーズンの雪も昨年同様に11月に多量の降雪があり、心配はしていましたが、除雪がスムーズに進行していることに一定の安堵感を持っているところであります。今後は、除排雪業務が順調に推移するために新しい体制の中で努力しながら、道路維持行政を推進していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、道路整備は計画的に行われているのかということですが、長期的な道路整備計画のビジョンは幹線道路を公共公益施設、市立病院、各学校等との連絡に重要な役割を持たせ、生活道

路についても幹線道路と効果的に連絡することにより安心して歩くことができる環境や各施設間の連絡時間の短縮効果などを図ることを目標としております。道路整備計画は、市道約740キロメートルのうち舗装改良整備率は47.2%と低いこともあり、平成19年度から総合計画に沿って向こう10カ年で市街地を中心に約15キロメートル、市街地舗装率にして10%上げることを数値目標として道路整備を進めております。平成19年度と20年度までの道路整備事業は、市街地で1,029メートル、郊外地の新設改良で1,532メートル、市道全体で舗装改良の整備率は0.35%の整備進捗率であり、数値目標の市街地舗装化については整備進捗率が0.68%で、現在のところ計画どおりには進んでいない状況であります。道路整備は、国の道路特定財源に対応する方向性や財源確保等に多くの課題がありますが、今後も将来ビジョンに沿って効果的で地域バランスを考慮した道路整備を進める努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、大きな項目2番目、市立総合病院の環境についてお答えをいたします。

1番目の病院の今後の経営形態についてということでございます。不良債務9億2,000万円余りの解消に向けまして、平成7年度に経営健全化計画を立てまして、予定よりも早く不良債務を解消した経過がございますが、このような病院運営の危機的状況におかれても経営形態を変更することについての議論はなかったものと思います。しかしながら、先ほどの高見議員からの御質問の中でもお答えをしているとおり、今回の公立病院改革プランで第3の視点として経営主体の見直しについて記載することとなっております。ガイドラインでは、民間的経営手法の導入などの観点から、新経営形態としての選択肢といたしまして4点挙

げられてございます。1番目は地方公営企業法の全部適用、2番目には地方独立行政法人化、3番目に指定管理者制度の導入、4番目に民間譲渡を掲げております。現時点での今後の経営形態の検討の方向性といたしましては、地方公営企業法の全部適用についての検討をしてございます。

2番目の通路の環境整備についてでございますが、数年前になります。まず状況を把握するために来院者の状況を調査をいたしました。この調査期間に通路を利用された方は665人ほどおられました。外来患者数の合計が6,029人でしたから、約11%の方がこの通路を利用されていたこととなります。あわせてこの通路の利用者の方々に聞き取り調査を行いました。特に手すりの要望等はありませんでした。この調査結果に基づきまして、院内では通路の手すりの設置も含めて検討いたしました。当面冬期間においては日々の除雪と凍結防止剤の散布などによりまして通路内の利用者の安全を図るところであります。いずれにいたしましても、医療施設内の安全確保と改善は大事なことと認識をしておりますので、今後とも御意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

3番目の周辺の環境整備についてでございます。平成15年5月に施行されました健康増進法第25条によります受動喫煙防止法では、病院や学校などの施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。これを受けまして、当院では分煙では完全な受動喫煙は防止できないと判断をいたしまして、平成16年4月から敷地内全面禁煙に踏み切ったところあります。本年の4月からは、禁煙外来を開設をしております。保険診療の適用になっているところあります。施行後既に4年半を過ぎ、全面禁煙の効果は非常に大きいものと考えます。その一方で、御指摘のとおり事例が出ていることも事実であります。しかしながら、病院という

特に健康を守るべき施設であることから、一歩踏み込んだ措置を講じているものでありますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、今年度の教育行政実施状況についてお答えをいたします。

初めに、名寄市に適した教育環境についての考えについて。名寄市は、上川北部の芸術、文化、スポーツの中核都市としてその役割を果たすとともに、市立の大学を有するなど教育活動においてもその充実が図られてまいりました。名寄市教育委員会といたしましては、これら恵まれた名寄市の教育資源を有効に活用して、次代を担う子供たちの教育環境を整えることに努めているところであります。一例を申し上げますと、平成18年度から新たな事業として、名寄市立大学及び短期大学を核とした連携教育を推進しております。小学校との連携で、ティーチングアシスタント事業として名寄東小学校と名寄西小学校への総合的な支援、また名寄農業高校なども含めた高、大、官の連携のもとに食育の推進など幅の広い連携教育を実施しております。今後も教育都市として幼稚園から大学までの教育機関を活用し、いろいろな型の連携教育のあり方を検証しながら、取り組んでいきたいと考えております。また、本年度から取り組んでおります学校支援本部事業では、社会教育と学校教育が連携を図り、地域の人材を活用しながら地域と一体となった教育活動を推進することとしております。以上のように、それぞれの機関や地域が連携や協働により教育を推進していく環境が最も必要なことだと考えております。

次に、教育委員会で抱えている課題について。近年の社会情勢の著しい変化に伴い、全国的にも教育課題は年々増加の傾向にあります。特に名寄市の当面する課題を申し上げますと、1つには平成18年12月の教育基本法の改正を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において

も教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、地方分権の推進など5項目について規定の整備が行われました。今回の改正では、効果的な教育行政の推進や住民への説明責任を果たしていくため、事務の管理、執行について学識経験者の知見を活用した点検、評価を受けることとなっております。このことは、名寄市においても教育委員会における責任体制の明確化という観点から、しっかり取り組むべきものと考えております。また、新学習指導要領の改訂に伴い、その効果的な定着を図るために移行措置も含めた実施について各小中学校との協議を図り、取り組んでいかなければならないものと考えております。これらのことなどは、名寄市において早急に対応していく課題と受けとめております。

次に、名寄市の学校適正配置についてお答えをいたします。本年4月に策定いたしました名寄市立小中学校適正配置計画第1期では、市内を名寄市街地区、風連市街地区、郊外農村地区の3地区に区分して、平成20年度から平成29年度までの10年間にわたる小中学校の適正配置方向性と学校配置を定めております。名寄市街地区では、小学校は12学級を維持できる規模を基本として、学校配置と通学区域の見直しを行い、5校から4校体制に向けた方向性を示し、統廃合と通学区域の変更を行い、再編を進めることとしております。中学校は、9学級を維持できる規模を基本として2校体制を維持することとしております。風連市街地区では、小学校は6学級を維持できる規模を基本とし、中学校は3学級を維持できる規模を基本とし、それぞれ1校の配置としております。郊外農村地区の小学校及び中学校については、地域の実情に応じて中心となるべき学校への統合を含めた検討を行い、再編を進めることとしております。再編を進める時期は、児童生徒数の減少と欠学年の発生が将来にわたり継続していくことが予測されるなど、学習環境の変化が見込まれる状況において再編の検討に着手することとしておりま

す。

次に、具体的な再編による学校の適正配置の進め方として、対象となる学校について個別の実施計画を策定し、再編を進めることとしております。実施計画では、再編となる対象校、再編の方法、スケジュール、再編に当たって配慮する事項などがその内容となり、保護者や地域住民の皆さんに対して計画内容の周知に努め、意見や要望を踏まえ、共通理解を得て策定することとしております。実施計画の策定後は、保護者、地域住民、学校の代表者の方々などにより（仮称）統合準備協議会を設置し、共通理解の上に立って再編に係る諸課題の解決を図り、具体的な再編を実行していくこととなります。以上が名寄市小中学校適正配置計画第1期において進める小中学校の適正配置の概要となります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 再質問いたします。

地元企業を育てるのには、仕事を与えるのも必要ですが、地方自治体も体力が落ちてきている現状を考えるといつまで地元の建設業がもつのか危惧しております。昨年からことしにかけて水道関係2社が将来性を不安視して廃業したり、倒産しています。そこで、伺いますが、一番よい方法は業者に力をつけてもらう努力が必要だと感じておりますが、どのような手法で行政としては進めるべきかを具体的にお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 最近確かに営業に来られる業者の方の話を伺うと、やはりここ数年公共事業の削減が厳しいということがあって、非常に苦慮しているというお話を何社からお聞きをしているところであります。確かに名寄だけの仕事を請け負っているだけでは、市の財政的にも厳しいこともあり、限度があろうというふうに思っています。やはり議員がおっしゃるように、技術力をつけて先ほどから言われている国や道の仕

事を受注できるようにすれば、自然と体力がつくというふうにも思っています。一昨年までは、建設業協会を通して積算等の技術講習もやらせていただいておりますので、今後もこういう要請があれば市としても応じていきたいというふうに思っていますし、来年度以降の工事請負業者格付基準の中でも社会的要素の審査事項の中では自治体との災害協定の締結や奉仕活動を行うことにより、業者の付与点数が加点するということが今検討しております。それらのことが国や道の格付基準に影響する項目があるというふうにもお聞きしておりますので、それにより評点が上がり、公共事業の受注機会が拡大していくものと考えております。側面から小さな応援しかできませんけれども、少しでも地元企業の体力がつけばと思っておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 建設行政全般に言えば、私は地元企業育成も行政の大事な仕事だと考えています。さまざまな方法があると思いますが、建設業には競争力が大事です。その育成のためには、国だとか道の入札で必ず競争できる環境にしなければいけません。そのためには、指名入札ではなく、地域限定型の一般競争入札を取り入れてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 御質問の地域限定型とは、例えば名寄市内だけではなくて上川北部あるいは中部を巻き込んだ形だというふうにお受けとめしますが、一定の規模の工事はこのような形でとったほうが競争力もつきますし、育成の面でも有意義だというふうに思います。確かに必要なのですけれども、現時点では名寄市だけで実施してもほかの市町村の部分がついてこなければバランスがとれないという状況でもあります。現在執行している一般競争入札を実施する際にもほかの市町村の状況をお聞きする限り、まだその

ような地域限定に移行したいという自治体の意向はなかったように思いますので、名寄市においても少ない業者の中で少しでも競争ができる方法など入札等審議委員会の中で研究をしながら、育成に努めてまいりたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） それは、十分に検討してみてください。

質問をかえます。2009年度上川管内地域住宅交付金は、名寄市が7億2,700万円を要望し、08年度に着工した南団地新築を継続整備するほか、北斗団地の建てかえの実施設計と既設団地の解体を予定していますが、これは実現するのでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 公営住宅の整備計画につきましては、平成19年度に策定しました名寄市住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画に基づきまして、総合計画との整合性を図りながら計画づくりを実施しているところであります。総合計画の期間内におきます整備計画としましては、北斗団地及び風連の瑞生団地の建てかえ事業を中心に実施していきたいというふうにも考えています。平成21年度の計画内容は、北斗団地の建てかえによる南団地の継続関連事業及び北斗団地の実施設計、解体工事40戸を実施してまいりたいと考えています。平成22年度は、解体16戸、新築12戸、全面改善工事を4戸と一部道路整備工事を予定しております。平成23年につきましては、北斗団地では解体16戸、新築10戸、全面改善工事を8戸計画しております。これらの計画の推進につきましては、毎年行われる総合計画のローリングの中で全体計画とのバランス調整を図りながら実施していきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 質問をかえます。

教育委員会が名寄市の将来の子供たちのためにしっかりとのお考えがなければいけないと思いますが、どのような方向で進めていこうとしているのかを具体的にお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今名寄市の将来を担う子供たちを育てるのにどういうビジョンかという大変大きな質問をいただいたところでございますが、私は常々考えておりますことは、やはり子供たちにしっかりとした基本的な生活習慣と、あわせて学習習慣を定着させることが大切でないかと、こんなことを考えているわけでございます。具体的にということでございますので、例えば三つ子の魂百までという言葉もございますが、幼児期からの家庭教育の充実が1つは挙げられるのではないかと。この家庭教育の中には、やはり基本的なしつけをしっかりとすることとか、あるいは我慢をする、そういう育て方を小さいときからしっかりとしていくとか、あるいは今よく言われている個性の受けとめ方、これがやや誤った方向で進められてはいないかと。何か自分勝手とか、あるいは自分のいいようにするのが個性というような受けとめ方をされていないとか、これらのことも含めてやはり小さいときからの家庭教育をどう充実させていくか。それから、地域の教育、社会教育などをこのためにどういうふうに深めていくかということ、このことがやはり知、徳、体、知育、徳育、体育の基礎、基本になるものだと、こんなふうに考えております。

もう一つは、やはり子供が夢を持つような、そういう環境の整備といたしましうか、こういうものも必要ではないかなと。今年度は幸い佐藤愛子選手がオリンピックに出ました。このことは、やはり子供たちに大きな夢を与えたと思います。あるいは、もうすぐ日本一星がよく見える天文台ができます。これもまた、別な角度で子供たちに大きな夢を与えることができる。そのほかのさまざま

な芸術、文化あるいはスポーツ活動などで全道、全国に発信できる、そういう子供たちが育っていくこと、これが次の子供たちへの大きな夢につながっていくものと。このために教育委員会が具体的な施策を何をしていけばいいのか、またこれからもしっかりと考えていきたいものだと、こんなことを考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 教育委員会の課題については、これから具体的にどのように進めていくべきかをお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま教育部長からは、当面する課題はたくさんあるわけでございますが、そのうちの特に取り上げて2点についてお話しさせていただきました。その1点は、教育委員会制度の改革でございます。これは、御案内のとおり地教行法の一部改定に伴いまして、教育委員会のさまざまな制度に言及されておりますが、1つには市町村教育委員会に指導主事を置く、このことはクリアさせていただきました。それから、教育委員の研修等についても名寄は充実しているところと、そういうふう考えておりますし、教育委員に保護者を置くということについてもクリアさせていただいております。ただ、これからの課題としては、やはり点検、評価というものに伴ってまいりますので、特に外部評価をどのようにしていくか、このことについて近隣市町村あるいは全道、全国の動きなどをよく見ながら、名寄市も取り組んでいきたいと。

それから、もう一つ、新しい学習指導要領の移行についての取り組みは、先ほどの岩木議員にもお答え申し上げましたが、特に課題として私たちが受けとめているものを幾つかお話し申し上げますと、1つは手引の作成でございます。既にちょっとお見せしたのでありますが、14年の改訂のときにはこのような手引を全教職員に配付いたしました。名寄市教育委員会でございます。これに

膨大な費用がかかったのでございます。本当にこういうことが必要なかどうかということも含めて、これはしっかりと名寄市でも考えていかなければならない。現在上川教育研究所、上教研にこの手引の内容については諮問しておりますが、その答申が出たときにその答申を名寄市としてもどう扱っていくのか、この辺が今後の課題の一つかなと、こう思ったりしているところであります。それから、もう一つは、内容にかかわって総合的な学習の時間が新しい学習指導要領では削減されます。例えば中学校でいえば70から100あったものが50とか、そういうふうに削減されていくわけでありましたが、現在行っております朝読書、これは総合的な学習の時間の中で取り組んでおります。これが新しい学習指導要領が全面実施になったときには、総合的な学習の時間の中ではとれないのではないかと。では、国語の時間に組みかえるかとなりますと、国語の実際の授業時数に大きな影響を及ぼすというようなことで、これについてどういうふうにこの移行期間の間に考えていかなければならないか。この2つあたりが当面する大きな課題かなと、こんなふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 質問をかえます。

市立病院のポロの手すりの関係については、私の短い足で歩いても45歩ぐらいでしたので、もし見積もりをしたらもう少し安くなるかもしれないので、十分に検討していただくように要望しておきます。

砂川の病院では、離れたところに喫煙所があるようにも聞いていますが、ぜひ御理解願いたいと思います。敷地内全面禁煙となっておりますが、私が前から提案している敷地内を1坪でも2坪でも名寄市土地開発公社に売って持たせれば敷地外になるわけですから、名寄市の市立病院の土にならないわけですから敷地外になるわけです。敷地内全面禁煙は守られると思いますが、今の現状を考えると検討する価値は十分にあると思いますし、

島市長の評価も上がると思いますが、具体的な答弁を求めます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何回か議会の中で市立病院の患者さんを初め職員が喫煙をする場所を敷地内で、あるいは道路のそばでのものであるということも含めてのお話を伺いました。現実そのような状態が続いているのかというふうには思っておりますけれども、しかしことし市立病院が主催をした市民の健康づくりの講演会等では、3回行っておりますけれども、そのうち2回はたばこの害について市民の皆さんにお話をして、できることであればたばこをやめるようにということでお話をさせていただいております。私も毎年続けている健康づくりの期間におきます講演会で1度市内の開業の先生がこのことを取り上げて講演をしていただいたことをずっと聞いておりました。確かにたばこをのむ方については不自由な社会になったなど、こういうふうには実感を持っておりません。提言ありますように、病院の敷地の中の一部を敷地から外すという提言をいただいているわけでございますが、私ども今の病院の敷地の一部をそのような特別区のような形にというふうには検討した経過もありません。私は、市民の皆さんに、病院に入院される方はやはりこの機会にたばこをやめる、そのようなきっかけづくりになってほしいということも含めて4月から禁煙外来等の開設をさせていただいたということでもあります。もちろんたばこをのむ隣にいる方が非常に被害になるということもいろいろな報道も含めて行われているわけでございますから、病院の周辺で喫煙をしている皆さんについてもこの機会にもっと健康的な条件を、病院の敷地のそばでない方法でというふうにお願いしたいものだというふうに思っておりますが、入院している方についてはそうもいかないのかなと。ですから、繰り返しになりますが、入院を機にたばこを禁煙をしていただくと、ということが私どもの公立病院の使命だと、こんな

ふうになっております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） そうすれば、たばこ税約2億4,000万円のうち消費税より低い二、三％を流用すれば480万円から720万円ぐらいになりますので、十二分に土地つきの喫煙室ができます。スタッフや一般客のためにも敷地内全面禁煙はいけないと思いますが、お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 確かにたばこ消費税、私どもの自治体の財源としては貴重な財源でございます。ことしのまちづくり懇談会、11月名寄市内あるいは風連特例区の中でも開催をする中では、出席者の市民の方からもそのようなお話を伺いました。事実健康被害の因果関係というのは、いろいろと報道されておりますけれども、たばこを吸っている方でも高齢で元気な方ももちろんいらっしゃるわけですから、個人差はあると、そんなふうになっております。今回の税制改正の中でもたばこの消費を見込んで税率の確保、税源の確保ということも報道されておりますから、地方自治体の歳入確保の面から申し上げますと、禁煙場所の指定をするということについては少なからず影響があるのかなというふうには思っておりますけれども、しかしトータルで健康な市民がたばこをやめることによってさらに健康を維持していただけることがプラスになるのではないかと、こんなふうを考えているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 最後に、市立病院の敷地内全面禁煙に今後も反対することを公言して、私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

観光の振興について外3件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） 議長の御指名がございましたので、通告に従い質問をしてまいります。

第1点目は、観光の振興についてでございます。さきの行政報告の中で、本年度上半期の観光入り込み客数は総体で22万9,900人が名寄を訪れたと報告がございました。来年には、市民の待望しております新天文台が完成されます。完成に伴う観光入り込み数は、さらに増加することが見込まれます。これは、名寄を全国に発信する絶好の機会だと思っております。先般私も国内最大級の101センチ反射望遠鏡のある岡山県井原市美星町を視察してまいりました。この天文台には、全国からスターウオッチングにマニアが集まってきました。昭和63年には、アマチュア天文家から光害防止の条例化が提案されたことによりまちが条例作成された経緯があります。名寄市としても光害防止条例の制定を考慮しなければならないのではないかと考えます。

さて、さきに述べましたようにこの天文台があることによって、また通年のイベントが開催されることによって多くの人が集まってまいります。そして、この天文台だけではなく、その他の観光と組み合わせ、観光ルートを形成しておりました。天文台に訪れた人は他の観光をしてもらう、他で観光した人は天文台を訪れるという観光ルートが形成されておりました。名寄市としても新天文台が完成することによって通年を通じた観光が期待でき、交流人口増加にもつながり、経済効果もアップすることと期待しているわけでありまして、そのためにさまざまな整備が必要と考えますが、今後の取り組みをどのように推進するのか伺います。

2点目は、防災、消防事業について伺います。

119番通報の際に病気やけがの症状を判断し、救急出動の態勢を決める受信時トリアージを横浜市が全国に先駆けて10月1日から導入いたしました。災害現場のトリアージは既に実施されておりますが、病気やけが等での通報時の導入は重症者の救命率を上げ、近年増加傾向にある非常識な通報や救急車をタクシーがわりに使う等の悪質な例に対応できるとされております。受信時トリア

ージの導入について考えを伺います。

次に、がけ崩れ等の災害マップについて伺います。土砂災害警戒区域は、2001年に施行された土砂災害防止法という新しい法律に基づいて都道府県知事が指定する区域であります。中でも特に危険な土地については、土砂災害特別警戒区域として指定されます。名寄市には、この法に沿って指定されているところはないと思われませんが、さきの私の実家のほうで起こりました岩手・宮城内陸地震は地元では全く地震を予想しておらなかったと思っております。この地震で行方不明者が出るなど大きな被害をもたらしました。東京女子大の広瀬教授によれば、地震や津波は災害の原因であるが、必ずしもそれだけでは災害が発生するわけではないと。災害の破壊力が膨大でも人間社会が十分備えることができれば災害が発生しないと、こういうふうに言っておりましたが、改めて災害への備えをしっかりと進めなければならないと思った次第であります。そこで、水防区域、地震、豪雨等による地すべり、がけ崩れが予想される周辺地域の地質調査等による災害マップの見直しが必要と思われませんが、現状今後の取り組みについて伺います。

3点目は、有害鳥獣対策について伺います。近年野生鳥獣による農作物被害が全国的に報告されている現状であります。名寄市においても山すそやその周りの田畑では大切に育てた米や野菜などが野生動物により食い荒らされたり、掘り返されたりするなどの被害が発生していると聞いております。と同時に、猟友会会員の減少や高齢化の問題や免許取得の問題、あるいは人家周辺では銃器が使えない、わな等が使用できないなどの課題、また防護対策等の設置予算の問題等々に対する考え、被害状況、今後の取り組みについて伺います。

4点目は、高齢者福祉について伺います。行政報告でありましたとおり、先月の住宅火災により高齢者御夫婦が焼死する痛ましい事案がございました。本当に心からお悔やみを申し上げる次第で

あります。

名寄市においても今後ますます高齢者世帯、独居世帯が増加傾向にあります。老夫婦でどちらかが入院等でいなくなりますと、独居世帯と化すわけであります。この間も現実にそのような状況にありました。緊急通報装置があれば助かったかもしれないという、本当に深く痛感した次第であります。そこで、弱者の生命と財産を守るため、高齢者のみの世帯、あるいは虚弱者独居の方、重度の身障者、緊急事態に機敏に行動できない方、突発的に生命に危険な症状の発生する持病を持っている方等を対象に緊急通報装置を取りつけ、急病、災害など発生したときに電話回線により消防署と直通でつなぎ、迅速な救護体制がとれるようにできないものか、現状あるいは今後の取り組みについて考えを伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま佐々木議員から大きな項目で4点にわたり御質問がございました。1点目と3点目につきましては私のほうから、2点目につきましては総務部長から、4点目につきましては福祉事務所長からのお答えとなりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

初めに、観光振興についての新天文台完成に向けての今後の取り組みについてのお尋ねをいただきました。名寄市のイメージと新市の総合計画が目指す将来像のキャッチフレーズ「星・雪・きらめき 緑の里なよろ」のもと、星に高い関心を持ってまちづくりに取り組んでいます。また、建設に当たりましては北海道の協力や北海道大学との相互協力協定での事業成果など、国内でも例のない大学と自治体との連携によることも大きな話題性を含んでおり、施設の有効活用の面からも注目されているところでございます。御質問の中にもあります新天文台と観光などへの結びつきにつきましては、1つには学術研究の立場から北大との

協力による日本国内の各種学会、研究会の誘致など多数開催されることが想定されることから、国内の大学研究者が宿泊、滞在することで地域経済に与える影響は極めて大きいものがあるかと思っております。2つ目には、交流人口の増加と観光などの分野で国内でも数少ない最高の観測条件との評価もあることから、地の利を生かした情報発信のできる施設でもあり、全国的に注目され、道内外の集客も見込まれるため、観光ルートの形成に当たりましては名寄市及び近隣市町村や民間、団体も含め体制を整備していくことが必要とも考えております。まずは、各関係機関や団体との連携強化の中で交流人口の増加を担う施設を目指したいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目で有害鳥獣についての被害状況と取り組みについてお尋ねをいただきました。山間部や山すそ野を中心にエゾシカによる被害が増加しております。被害面積と被害金額では、平成17年度470ヘクタール、金額で2,050万円、18年度では650ヘクタール、金額では4,400万円、19年度では540ヘクタール、金額で3,390万円となっており、カボチャ、バレイショ、スイートコーン、牧草などの被害が多く、被害を最小限にとどめるため農協と市及び猟友会の3者で名寄市有害鳥獣駆除対策協議会を設置しております。この協議会の事務局につきましては、JA道北なよろのほうにございます。

有害鳥獣駆除対策事業を実施し、駆除期間中に猟友会に駆除を依頼しております。駆除の頭数につきましては、平成18年が211頭、19年が176頭、今年度は305頭を駆除しておりますが、個体の数は減少していないのが実情でございます。また、効果的な対策とするため、中山間地域等直接支払制度の交付金を活用して電牧さくの設置、これにつきましては167キロメートルに張りめぐらせております。また、猟銃やわな免許取得は14名、捕獲わなにつきましては75台、

駆除推進等に助成し、防除と駆除両面から対策を講じているところでございます。猟友会会員の減少や高齢化といった実態は深刻であります。農家みずからが免許取得を促すとともに取得費用について従来同様支援の対象としてまいりたいと考えております。近年は、エゾシカだけではなくキツネ、カラス、ネズミなどの被害も報告を受けており、今後の取り組みにつきましてはこれまでの取り組みとその効果を名寄市有害鳥獣駆除対策協議会で検証しながら対応を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから項目の2、防災、消防についてお答えします。

まず最初に、通報時に患者症状を判断する受信トリアージの導入についてお答えします。横浜市は、本年10月1日から119番通報の内容から容体の緊急度、重症度を判別する受信時トリアージの運用を開始したと報道されていますが、名寄市における導入の考え方についての御質問をいただきましたので、お答えいたします。災害現場でのトリアージは既に実施されておりますが、通報時での導入は全国で初めてで、横浜市は容体によって出動人数を変えることにより機動的な出動態勢を整え、救命率の向上を図りたいとしています。新システムでは、119番通報を受けた指令センターの担当者が通報者に意識や出血の有無などを質問、返答データをパソコンに入力すると自動的に症状の軽重が判断され、出動車両や隊員数が決定されます。以前は、症状の軽重に関係なく救急車1台と隊員3人で出動していましたが、今後は緊急度の高い患者には隊員を多数出動させる一方で、軽症者には救急車1台、隊員2名で対応し、場合によってはミニ消防車なども使用し、救急車到着までの救命活動に当たることにしています。救急出動がこの10年間で1.5倍にふえ、救急車

の数が足りず、軽症者を救助している間に発生した重症者に素早く対応できなかつた状況の解消を図ることができるかと期待されています。また、大都市では通信司令室に専門員を常駐させ、通報時の患者の状況を瞬時に判断して指示ができる体制をとり、また民間の救急搬送事業者も活用して取り組んでいます。名寄市の場合は、民間救急搬送事業者もなく、専門員の常駐につきましても非常に難しい状況であり、通報時の内容で傷病者の重症、軽症を判断することは難しく、また危険であるとも考えております。現在名寄地区に2台、風連地区に1台の救急車を配置し、救急出動しております。年間総救急出動件数から見ても受信時のトリアージを実施しなくても救急対応が可能と考えており、6月定例会で答弁させていただいたとおり、現時点では考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

なお、本年4月1日より名寄消防署において災害受理一元化を開始してから11月末までの救急出動状況をお知らせいたします。総出動件数660件、本署で557件、風連出張所で103件のうち重なった出動件数が58件発生し、本署で対応できず出張所より出動した件数が3件、また逆に出張所に出動した件数は2件となっております。今後も救急出動に万全を尽くすべく対応してまいりますので、よろしく御理解をくださいますようお願い申し上げます。

次に、がけ崩れ等の災害マップについてお答えいたします。名寄市には、北海道知事が指定する土砂災害警戒区域はありません。土砂災害という場合は、がけ崩れ、土石流、地すべり、この3つを総称していいです。急傾斜地の崩壊を意味するがけ崩れ、山腹や溪流に堆積していた土砂が長雨や集中豪雨によって一気に下流に押し流される現象をいう土石流、斜面の一部または全部が地下水と重力の影響で斜面下方に移動する現象をいう地すべり、このいずれにつきましても名寄市においては人家を巻き込むような場所で発生するおそれ

は極めて少ないものと現状認識をしております。

次に、地震による土砂災害被害についてですが、これは台風や長雨、集中豪雨による土砂災害とは別に大規模な地震が起きた場合に議員御指摘のように土砂災害が誘発される心配は確かにございます。その事態に備えた対応が求められるわけですが、現実的には名寄市においては大規模地震の発生という事態そのものが想定しにくい実態にありますことを含めて、平常時からの備えや具体的な対策を整備できていない状況にあります。ただ、土砂災害とは違いますが、大規模地震発生時の被害拡大を防ぐために住宅等の建築物を耐震化することが求められていることから、名寄市におきましても公共施設を初め民間住宅等を含めた耐震改修促進計画を年度内に策定することにしていきます。議員御提言の災害マップにつきましては、名寄市は既に洪水ハザードマップを作成しております。これに準じまして、土砂災害ハザードマップという形で作成して住民周知をしている自治体があります。具体的には、層雲峡を有する上川町ではこのようなことをやっております。その内容を見ますと、土砂災害が起きるおそれのある危険箇所を地図上や航空写真上に示した上で前兆現象ですとか避難行動に関する情報などを記載しているものが一般的です。そうすると、危険箇所の特定が困難な名寄市にあってはどのような内容にするのがよいのか、その点も含めて今後研究をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 私からは、項目の4、緊急通報装置の導入について、その現状と今後の取り組みについてお尋ねがありました。緊急通報システムは、平成4年から防災まちづくり事業等を導入して、在宅で虚弱あるいは病弱な単居高齢者や障害者世帯などと名寄消防署緊急通報受信センターを電話回線で結び、急病や火災などの緊急事態に対して迅速で適切な救護を実施しよ

うとするシステムです。申請の手続は、高齢福祉課に申請していただきます。その後当事者が保健師同行で本人と面談し、自立支援サービス利用判定基準に該当するかを確認し、該当する場合には設置をしまいいりました。現在の設置状況につきましては、公営の団地では、市営緑丘第1団地、市営新東光団地、道営マーガレットヴィラのシルバーハウジング52戸と丘の上学園に2基、そして一般住宅では名寄地区137戸、風連地区60戸の合計251基を配備してまいりました。議員御指摘のとおり、高齢化の進展により現在の設置者以外にも独居で虚弱な高齢者や障害者など対象となる方は多数おられると認識しております。しかしながら、名寄消防署で現在保有する基数は残すところ37基しかなく、また経費的にも1基設置について15万円で、設置後のメンテナンスに年間費用が全部で300万円程度かかります。当面は、現有機器による運用を考えております。

最近のテクノロジーでは、携帯電話や電気ポットの使用状況を定期的に監視し、異常が感じられた場合は見守りセンターへ通報して消防などに連絡できる民間システムもありますが、虚弱者の安否確認や緊急時の対応については日ごろから地域での見守りが大変重要ですので、これまでの社会福祉協議会の町内会や行政区ネットワーク事業、また新たな地域自治区での実施予定の見守り事業などと連携を深めていこうと考えていますので、御理解をお願いします。

以上、私からの答弁でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思っております。

初めに、観光の振興についてでございますけれども、私はこの天文台はこれから新しく先ほど御答弁がありましたように学術的な問題、特に極寒地で研究をされてどういようなものになるのか、あるいはこれから、前へ行ったらあと何個かの辺に星座があるのではないかとかいうことでいろい

ろと研究をされて、もう発見できるのではないかと、こういうふうに思います。と同時に、先ほど御答弁がありましたようにやはりそういう方プラスほかの方も名寄に訪れるのではないかと、こういうふうに思っているわけでありまして。そこで、名寄はこの天文台が、将来にわたってこういう目玉商品というのは余り考えられないのではないかと、こういうふうに思います。したがって、今まで名寄にある目玉商品、あるいは要するに文化、経済、あるいは産業の面でも含めてやはり観光の受け入れ態勢の整備というのがこれは重要なのではないかと私は思います。したがって、ただ単なる観光ガイド、それだけではこれはだめだと。先ほどにも答弁がございました、確かに。近隣市町村との連携、あるいはあると思っておりますが、これもこれからやはりまだまだしっかりとした整備をしていかなければだめだと私は思います。したがって、例えば天文台だけではなくて、それはピヤシリ四方でも、これはやっぱり2つか3つぐらい組み合わせたあれをつくっていかないとだめだと思っております。そしてまた、案内標識、名寄ではアカゲラのマークとか何かもつけてあります。あるいは、ユニバーサルデザインの配慮とか、こういうものも必要なのではないかと思います。

それから、例えばピヤシリに来ましたら、さらにてっぺんの、前は観光もあったのですが、ピヤシリ山地まで行くルートをどうする、あるいは今新しく建っているものは道の駅でもバリアフリー化になっています。そういうことを総体的に観光というものを位置づけていかなければならないと私は思っております。もちろん交通アクセス、これなんかも本当に整備しなければいけない。これは、やっぱり例えば名寄駅から、あるいは旭川空港からこの名寄市に訪れる、それがちゃんと交通アクセスというものができていないとだめだと思うのです。したがって、単なる観光のガイドだけで済むものではないと私は考えております。したがって、この受け入れの態勢としてプロジェ

クトとか、そういうものをこれから立ち上げる。やって、観光の受け入れ態勢を整備していく考え、あるいは逆に言うところの観光のところの持っている、例えば産業のことを言いますと、食事のことを言いますとホテルとか何かの人の話を聞いて名寄市のカボチャをそこで使ってもらうのだとか、今までそういうようなところが検討されてあったのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 観光全般についてのお話をちょうだいいたしました。私どもも機会あるごとにこういった議論をさせていただいております。とりわけ今新天文台に限ってのことでございますが、これがつくれるということにつきましては極めてこの地域にとっては大きな役割を果たすものというふうに認識しております。既に議員が御案内のとおり、道の駅、南口の玄関口ですけれども、ことしオープンさせていただきました。その中でも大きなマップをつくらせていただいているのですが、そのほかにも手元で見ただけのようなマップもつくりたいということで考えております。実は、NPOのまちづくり観光を中心にしながら、局長ことしの春かわったばかりなものですから、まだちょっと十分に私どものほうと話し込みまではできていないのですが、そういった一定の話をさせてもらっています。天文台ばかりでなくしてサンピラーパークの中に近隣する天文台、それからホテル、それから市内のあらゆる施設、そういったものを複合的に、有機的につなぎ合わせた形の中でのそういったPRをしなければならぬなということが1つとっておりますし、もう一つは道北観光連盟がありますから、そちらのほうにも呼びかけをして、今度名寄にこういった施設ができますと。ぜひとも機会ありましたら、そういった中に取り込んでPRをとということもお願いをしたいと思います。

きのうも日根野議員のお話の中にもございませ

たけれども、実は昔、古い話になって恐縮なのですが、杉並の子供たちが望湖台の自然公園で来られてあそこで1泊されたということでございました。その一場面ですけれども、皆さん方が空に向かって寝転がった。空から星が見えるのではなくして、星が降ってくるという、そんな実感を子供たちが持ったようでございます。きのうの日根野議員のお話にもありました。ただ単に天文台の観測だけに限らず、自然の人の目でも見られるような、そんなすばらしい環境にもありますから、そういったものを抱き合わせながら、含めながら、ぜひともこちらのほうのPRをしていきたいというふうに思っていますし、またPRに当たってはNPOまちづくり観光のほうとも十分連絡とりながら、プロジェクトまでなりますかどうかお約束できませんけれども、皆さんと熱い思いで集まってお話をし組み立てをしてみたいなど、こんな感じを持っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） これは、本当に前述いたしましたように、この最北にある名寄市が、私は前のあれのとき名寄市の何も無いところということも言いましたけれども、よく見たら一つ一つが本当に名寄市の文化とか経済とか伝統とか、そういうようなものなのです。それをこういう機会ですから、再度、もう一度検討して、子供たちの関係でも例えばもうまちから来たときに農家に泊まらせて違うところに行かせるとか、いろんなことが整備を考えられると思うのです。それは、今後しっかりと取り組んでいただきまして、やはり名寄に来たら名寄のいいところを宣伝してやって、できれば名寄に住んでもらうと、こういうふうなイメージで希望のある夢を持って進めたいと、こういうふうに思います。

次に、防災、消防についてでございますが、先ほどの御答弁で受信時のトリアージについては導入はできないということをお答弁いただきました。

出動態勢につきましては、谷内議員とか岩木議員のほうからも以前に御質問があったわけなのですが、私は先般たまたま西條付近で事故現場に遭いまして、そうしたらなるほどある程度トリアージに近い状態に対応されているのだなというふうに思いました。簡単な、例えば先ほど言いましたような意識はあるのかとか、あるいは会話ができるのかとか、どの部分が痛いのかということは先に電話の中で質問を受けまして、それで救急車が到着したというような状況で、ある程度は導入されているのだなというものは、体制としては、やり方としてはなっているのではないかなと。それがためにある程度緊急体制の最初の初期段階においてはうまくいっているのです、出動がうまくいっているのではないかと、こういうふうに私は思っております。何せ最初の方で、先ほどの御答弁ありましたようにダウントリアージすると、これは確かに判断が間違ってしまうと本当に重病患者も大変なことになってしまうということもありますが、これは横浜でもやっぱり5年間ぐらいかけて取り入れたということなのです。今北海道でも札幌、あるいは東北でも仙台ですか、それから川崎、京都あたりはもう10月から既に研修といいますか、訓練といいますか、そういうことをやっているわけです。私は、体制は取り入れなくても指令する人の教育あるいはそういう研修の場というのは必要なのではないかなと思うのです。今後そういう取り組みについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 消防の救急隊の指令台に勤務する職員の研修の関係につきましては、直接私担当しておりませんので、消防署長通じましてそのような研修があるとすれば積極的に参加するように申し伝えたいと思います。

なお、この機会に名寄市の取り組んできた救急出動に対する体制としましては、高度救急車を導入してより救急活動にプラスになるような車両整

備はやってきたと。あわせてこの数年来救急救命士をきちっと配置をしまして、風連出張所、名寄本署についても十分救急救命士の配置をやりまして、来年も5月に1名さらに増員する形も含めて考えておりますので、いち早く現場に行くと。心肺停止状況の者については、体制の関係についても考慮をして出動していくと。そういうことも含めまして、迅速に現場に急行して、そこからいかに早く病院のほうに運ぶかということを一生涯懸命今やっておりますので、大都市におけるような状況と地方都市の場合にはちょっと異なるかと思うのですけれども、迅速な救急車の配置、それからそこには救急救命士が必ず現場に行けるということも含めて今対応しておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 年間出動、警備、それから課題等を含めてある程度、1,600回ぐらい応対があるわけですから、去年あたりの消防のあれを見ますと携帯からだとか名寄は91件ですか、それから普通の専用電話ですと970件も救急体制に対してかけてくるわけですよ。それで、いろいろと今の段階では救急対応は十分だということではありますが、やはり将来に向かって、先ほど御答弁されましたように前向きに考えていただきたいと、こういうふうに考えております。せこいことになりますが、燃料費にもかかわることございますから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

なお次に、土砂マップにつきましては、要するにこれにつきましてはこの防災のところには大体名寄市は10カ所ぐらいですか、風連は20カ所ぐらいあるわけなのですけれども、土砂の危険区域といいますか、これが私は地震災害については確かに予想できないものだと思っております。去る先ほども言いましたように、岩手でも全く何もないところにああいうものが起きたわけです。名寄でも上川地区あたりでは昭和3年ごろに何かな

ったということなのですけれども、それはある程度プレートというものがやっぱり名寄でもあると思うのです。そして、私は一次よりも二次災害というものがこれは大変だと。したがって、先ほどの答弁でありましたけれども、人家に巻き込まれるようなところはないと御答弁ありましたのですけれども、私はあるところの地域、それから水防の区域の周辺のところが必要なのではないかと思います。一回土砂災害なんていったら、同じところになったら、同じところにまた繰り返すのです、土砂災害というのは。したがって、これは今後やっぱりいろいろ旭川の土木現業所とか、あるいは旭川の森林管理署とか連携しなければいけないと思いますが、これは今までに平常時はどういうふうな連絡といたしますか、お互いの連携をしているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 名寄市の防災計画の中で、今議員おっしゃるようなそういうがけ崩れ等の部分については、過去の経験則も含めて余り実態的にはなかったものですから、ここ数年ずっと警戒、注意をしているのは天塩川の河川の増水によるはんらんになったときの災害対策をどうすると、そういう部分を中心にやってきておりましたので、現時点ではその辺の連絡体制とかについては十分ではないと思っていますので、今後も研究してまいりたいと思っています。

それで、今現在災害対策の関係で、特に地元の土建業者の方々とも防災、災害協定というか、そういうものも結んだり、今回の災害訓練なんかも実際に被害を受けたときに一般人では救出できない部分については自衛隊のヘリを使っての救出訓練を実際に市民の方に見ていただくということも含めて、なかなかすべての災害を予知していくのは難しいと。北海道自身の歴史も新しいものですから、過去何百年とかという有事のいろいろな書物が残っていると、何百年に1回の地震があったよとかということとか、大きながけ崩れがあった

ねということはあるかもしれませんが、不幸にして北海道は歴史が新しいことも含めて、なかなかその辺での経験則というものが伝わりにくい状況がありますので、当面は河川の災害を中心にした災害訓練とか災害体制をとりたいなど。今御指摘の部分については、必ずしも急傾斜地がないわけではありませぬので、その辺であればどの部分が危険なのかという箇所についても調査研究をしてまいりたいと思っています。

関係機関の連携については、ちょっと今具体的には今まで対応していなかったというふうに理解していますので、その辺も研究してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 災害に関してはなつてからでは遅いので、やはり備えをしっかりとしておくべきが大事だと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、有害鳥獣対策について伺いますが、今はエゾシカがかなり被害もあって、4,000万円近くの被害、あるいは3,000万円近くの被害が散見されるということでもありますけれども、これは野生鳥獣に関してはだんだん温暖化にしてだんだん下がってくるのではないかと私は予想しております。ほかの内地のほうでもかなりそういうような傾向があります。そして、野生動物というのは一回味をしめましたら、何回でも来るのです。したがって、これは先ほどにも近隣市町村と連携をしてやるということなのですが、具体的にはどういうふうな取り組みをしていくのか。あるいは、補助の仕方。補助といいますか、例えば免許を取得する、あるいはわなの免許を取得する、あるいは防護さくをつくる、そういう体制の部分、農家の方というのはある程度これは全員という、全員に渡ればいいのですけれども、そういうPRという体制というのはできているのでしょうか。その2点お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 被害額は先ほど申し上げましたとおりなのですが、実は対策といたしましては先ほどもお話しさせていただきましたように中山間地域等支払制度があります。これは、中山間、山側のほうなのですけれども、そちら側のほうの対策として使われる費用ということで、交付金事業として来ております。旧風連地区、旧名寄地区での取り組み形態が若干違っております。しかしながら、次回対策はどうなりますか、それは先にいたしましても、今現在は電牧さくをつけております。旧名寄地区でも取り組んでおりますし、風連地区でも取り組んでおります。先ほどお話ししましたように、167キロメートルほど電牧さくをつけているということでのそういう対策を対策協議会の中で取り組んでやっているということでございます。そのほかに猟友会の方々にお力添えをいただきまして、鉄砲による駆除、あるいは先ほど言いましたようにわな部分、それから捕獲穴、そういったたぐいの中で捕まえるということで、捕まえたものを山にまた戻すというようなことをやっているのですけれども、お聞きしますと土別のほうは中山間地域のほうで大々的に電牧さくを中心に取り組んでいるようでございます。今お話ありましたように、シカにつきましてはなれたらそこに住みつくといいでしょうか、なかなか移動しないというのでしょうかけれども、そこにえさがない場合は今度動くということになりますものですから、余りこんなことは言い切れるかどうかわからないのですけれども、風連の境で土別との境界がありますけれども、土別側のほうからもひょっとしたらシカが風連側のほうに入り込んできている部分もあるのかなと、こんなお話も談義の中でされるのですけれども、いずれにいたしましても対策につきましてはその所在市町村で対策を講じていくということしかほかありません。御案内のとおり、今私どものほうで悩みは高齢化をしております。猟友会の会員の方々が大変高齢化されているということでございま

して、農家の方々がみずから猟銃等を持っていただいて即刻対応できると。近くに来た場合には対策がとれるというようなことでは効果的なのかなというようなことで、今来年に向けて、21年度に向けましては、できるだけそういったことは自衛、防衛ではないですけれども、そういった自助努力も促していこう、そのときの費用も一部私どものほうでそういう制度を利用しながら負担を軽減していただいて、取得、免許を取ってもらおうというようなことで呼びかけをして、働きかけをしていきたいというふうなことで今取り組んでいるところですので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） やはり市町村、区域がかわりましたら、予算等も全然違うことになると思いますが、今後の取り組みとしてひとつその辺も連携をしながらやっていきたいと思ひますし、駆除費用だってそれぞれの地域で違うと思うのです。昔カラスの足を2本持っていったら50円とかというような話を聞きました。カラス、岩木議員ではないですけれども、中国に行ったらカラスが一匹もいないと。食っているのではないかということもありましたですけれども、これはカラス対策も含めて環境問題もありましょうが、その辺も含めて今後進めていただきたいと、こういうふうに思います。

最後に、高齢者福祉の緊急通報装置の導入について質問いたします。確かにこれはなかなか値段的に無理だということの答弁でございましたが、私は命の尊厳から考えるとそういう値段の高くないペンダント方式とか何か、例えば市で、ああいうようなものは1万円程度なのですが、私も含めて、ここにおられる方も含めてあと七、八年もしたら老人のクラスに入るわけなのです。それで、そういうような状態になったときに、先ほど言いましたように片方が入院したり、あるいは本当に自分で動けないときにぴゅっとこういうふう

したらだれかに連絡が行くというようなペンダント方式の簡単な安いものでいいと思うのです、これがぱっとわかれば。これをやはり市で買って、そして貸与してやるというようなことを考えられないのかと。本当にただ、公営住宅はもちろんそれは絶対設置しなければいけません、はっきりしていますけれども。そういう民間のところ、本当に隣でもおつき合いの余りできない方もいると思いますし、そういう関係の人とかにやはり行政として手を携えるべきではないのかなと、こういうふうに感じましたので、金額的なものがありますけれども、1個1万円ぐらいのものもあります、ピンキリですから。ですから、それをしっかりとやって、やっぱりそういう金もかからないで見守りたいと、町内会でやるのか民生委員に頼むとかということだけでは、弱者の本当の一番瞬時のときに対応できないのではないかと私は思っています。先般のそういうふうな私の先輩も見つかったときにはもう既に亡くなっていたのです。それがちょっと自分でぱっと押せば、だれかに連絡すれば助かったかもしれないのです。そういう状況のときに、私は今は携帯電話等もありますし、子供たちの防犯のこともありますが、とりあえず弱者の世帯あるいは弱者に、消防のところにも確かに導入されたことが書いてありました。そういうようなことの取り組みというもの、そういうような予算は本当にできないのかということ再度伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 緊急通報システムにつきましては、所長が答えたとおりのシステム的にやはり限界があるということでございます。ただ、現在子供の見守り、あるいはお年寄りの支援ということで町内会の皆さんに協力していただきながら、新たな組織づくりというのを進めておりまして、その中で支援の必要な方の把握、あるいは地域での連絡体制も含めて検討を願っているところであります。例えば隣同士で連絡できる簡単な方

策があるのかも含めまして、今設置をお願いしております地域連絡協議会の中ででもまた御議論いただいて何らかの方策をとりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。そして、こういうことは本当に大事なことなので、やはりお金のある人はそれはもう高いものを実際買うことができ対応ができると思うのです。しかしながら、ほとんどの方は、弱者の方はほとんどお金がないとかあるわけです。そしてまた、そういうことも知らないという方もおられるでしょう。これは、やはり民生委員とかの方に説明をして、あるいは協力して、あるいは自分で、あなた、こういうふうなものを使ったほうがいいのか、そういうようなことをしっかりとそういうシステムというものを明文化して、そしてやったほうがいいのかと思うのです。これからやっぱり命というのは一つも二つもあるわけではありませんから、本当に大事な、本当の地域として見守ってやるということはそこから基本が始まるわけですから。先般も将来のあれはやっぱり高齢者の事業が大切だと申し上げて答弁もあったようですが、やはりそういうものが大事だと思いますので、しっかりと進めていきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

14時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時55分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

食肉センターについて外1件を、黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） 議長から御指名をいただきましたので、2点にわたって質問をさせて

いただきたいと思います。

まず、1点目、食肉センターについてですが、士別のデイジー食品が親会社のマルハニチロホールディングスから撤去の通告がありました。これは、単に他市のことと思えなく、驚きを持ってこのニュースに接しておりました。従業員100名を超す解雇は、地域経済に大きな影響を与えるものと思います。全く事前に情報がなかったものかと疑問に思いましたが、それはさておきまして当市にも系列会社のニチロ畜産名寄工場があり、不安を感じますが、報道によりますと名寄工場は今のところその方針はないとのことで一安心をしているところでございます。そこで、正式にニチロ側からその方針を行政として聞いているのか、まず伺いたいと思います。

その上で、名寄市立食肉センターの施設の状況とニチロ畜産の考え方について伺います。名寄地区の畜産振興を目的に昭和41年に建設され、以来既に42年が経過しております。建設の時期を考えると、かなり老朽化が進んでいるものと思います。現在構造診断調査を実施していると思いますが、その結果が出ていればどのようなことになっているのか伺います。また、施設の管理を委託を受けているニチロ畜産としてはどのように考えているのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、道内畜産振興における名寄工場の役割についてですが、国は農業政策として自給率を50%を目標に設定いたしましたが、遊休農地の活用と耕種部門の振興はもちろん重要であります。畜産部門の拡大は北海道農業にとって大きな課題です。自給率を50%に上げるには、北海道、現在200%の自給率を250%程度にする必要があります。そのためには、北海道の酪農、畜産の振興は大きなウエートを占めると私は考えております。天塩工場が閉鎖された現在名寄工場は道北一円の廃牛、肉牛を多いときで月に1,500頭、年間1万頭以上を集荷し、去年の処理実績は8,110頭となっております。北海道の加工実績の1

割は超えていると私はと思いますが、行政としてどのように把握しているのか、また道としての認識がどのようなものなのか、わかればお知らせをください。

次に、施設改修などの将来構想ですが、現在BSEの検査室が検査されていますが、さきに述べたと畜部門の改修を基本に加工部門、冷蔵部門の一体した施設建設について、ニチロ畜産との協議経過があるのか、また道の事業メニューについて打診経過があるのかを含めて将来構想を伺いたいと思います。

2番目として、中心市街地活性化基本計画について質問させていただきます。11月27日の議員協議会にて、名寄商工会議所、まちづくり委員会が組み立てたハード、ソフトを含めた28事業が示され、特に駅横の計画についてブロックごとのプロジェクトチーム案が提案されましたが、まちづくりの将来性、事業の採算性、市民性、いわゆる説明責任を考えると、はっきり申し上げてその事業案は非常に困難であると言って差し支えはないのかなというふうに思います。この中活法による基本計画は、認定されているのが全国で66市、北海道では帯広、岩見沢、富良野など6市ですが、さまざまな地域実態に即した計画が立てられていると思いますが、空洞化した中心市街地の再生を目指し、快適で魅力ある生活環境を形成し、都市機能の集積を図り、創造的な事業活動の促進が基本理念で、行政への依存体質の脱却を図り、地域の関係者が主体的に実効性の高い事業に取り組むことがポイントだと私は考えております。現に富良野市の計画でも以前の基本計画は行政主体で進められ、民間の意見や手法が反映されなかったと総括をし、行政主導でなく協議会みずから策定したと明記されております。しかし、行政としてのまちづくりや商業振興に関しての基本理念をしっかりと持つことも重要です。そこで、新名寄市総合計画で想像力と活力にあふれたまちづくりの中で地域に根差した魅力ある商店街を目

指しますとありますが、どのようなものかお答えをいただきたいと思います。

なぜこのようなことを改めて伺うのか。それは、それぞれの立場で目指すイメージに違いがあるとすれば計画にも誤差が生じる。いわゆる昨日大石議員が言っておりました隔たりが出てくるのではないかと考えられるから、改めてお伺いをしたいと思います。どこのまちも町中商店街は衰退していますので、体力も低下していると思いますが、今こそ将来に向けてしっかりとした計画をしないとだめだというふうに考えております。そのためにも民間主導で行政がどうフォローアップできるかを発揮する必要があると考えます。

次に、これも総合計画にありますが、複合交流施設整備についてですが、どのようなものを想定しているのか。バスターミナル、交流センター、健康増進センター、子育て支援センター、ミニ文化ホール、あるいは市民会館、図書館、行政窓口、物産館など市民要望を挙げれば切りがないぐらいあるというふうに思います。それを駅横の公有地にと考えているのか、また中活で3・6街でもよいと思うのか、行政主導でなくしっかりとした方向性、方針を示していくことも大切と考えますが、答弁をいただきたいと思います。

また、高齢化社会を迎えてコンパクトなまちづくりを目指すときにまちなか居住は必要と考えます。住宅マスタープランとの整合性を果たすとなれば民間でどの程度許容範囲があるのか、また政策として進めるのであれば支援策も検討すべきではないかと思えます。見解を伺いたいと思います。

最後になりますが、今回の計画案に対し、市民の反応や、また駅横の公有地の活用について市民のニーズはどのように感じているのか、その把握についてどのようにしているのか伺います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま黒井議員

から大きな項目で2点にわたり御質問がございました。私からのお答えとなりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

初めに、食肉センター施設の現状と二チロの考え方についてのお尋ねをいただきました。現在食肉センターは、昭和40年4月に日進地区にと畜場、大型冷蔵庫、污水处理施設を新築したもので、昭和41年に名寄に進出した二チロ畜産に業務を委託しており、平成4年には二チロ畜産の食肉加工場が設置され、1日50頭の加工処理が可能となり、冷蔵、冷凍、カット施設を拡充し、精肉までの一貫処理が可能となりました。その後と畜場法改正に伴う衛生管理の対応、BSE検査室、不動物体化装置などを整備し、現在に至っており、現在と畜場は1日当たり大動物の牛を40頭と畜しているところでございます。御質問の名寄工場につきましては、2007年10月のマルハ、二チロの経営統合以前から二チロ畜産社長みずから数回にわたり来庁し、経営統合の背景、名寄工場の存続について説明を受けており、現在の親会社、株式会社マルハ二チロ畜産としては畜産業を行う上で名寄工場は基幹工場の位置づけとしており、今後も当工場は存続するとの考えを示されております。二チロ畜産は、食肉センター、と畜場に加工場を併設しており、と畜処理は月間720から960頭、繁忙期には1,400頭、年間9,600頭を処理しており、加工処理につきましては月間1,000頭、年間1万2,000頭の加工を行い、今後も食肉センターを核に事業の継続を考えており、さらなる処理頭数の増頭も視野に入れております。食肉センターの施設については、これまでも必要に応じ一部補修をしているものの、42年を経過し、老朽化が著しく、現在構造診断調査を実施しているところですが、診断結果につきましては1月末の予定となっており、その結果を判断しながら今後の対応を協議検討してまいりたいと考えております。

次に、道内畜産振興における名寄工場の役割で

ございますけれども、これまでと畜場は再編統合により減少し、現在道内では北海道畜産公社の6カ所を含め12カ所のと畜場がございます。ニチロ畜産は、過去30年以上にわたって道内酪農家より廃用として出荷される経産牛の処理を行っており、年間道内の廃用経産牛8万5,000頭のうち1万2,000頭のと畜処理で14%のシェアがあります。特に道北においては半数の廃用経産牛の処理をしており、旭川を除いて道北唯一のと畜場として重要な役割を担っております。また、ニチロ畜産は加工部門において名寄工場と同様の加工場を十勝管内芽室町に有しており、2工場合わせて年間2万5,000頭、全道の29%のシェアであり、ホクレンに次ぐ実績を持っております。道の認識につきましては、これまでの協議経過の中で道北唯一のと畜場で実績もあり、と畜場の存続やさらなる処理頭数の増頭に向け、前向きな理解をいただいていると認識しているところでございます。

次に、施設改修等の将来構想についてお尋ねをいただきました。食肉センターの施設改修につきましては、先ほど申し上げましたとおり現在構造診断調査を実施しており、その結果を見て具体的な将来構想を立てたいと考えているところでございます。ニチロ畜産からは、食肉センター、と畜部門を核に将来にわたり経産牛事業を継続する方針が示されており、その中で国、道の酪農振興施策に基づき事業継続が考えられております。施設改修に係る国、道の補助事業のメニューについてでありますけれども、道に相談しているところでありますが、と畜場については現在のところ適当な補助メニューがなく、継続協議中であります。いずれにいたしましても、当市において40年以上にわたり事業を継続してきた食肉センターは、道北唯一の食肉センターであり、地場産業として畜産振興上、また経済活性化、雇用の確保から重要な役割を果たしており、長年培われてきた安全な食肉を供給する事業を継続し、地場産業の振興

に貢献することは重要なことと考えておりますので、具体的な将来構想がまとまりましたら、お示しさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の中心市街地活性化基本計画についての魅力ある商店街とはどのようなものかとお尋ねをいただきました。中心市街地の活性化を図るためには、どのようにしたら中心市街地に人を集め、にぎわいを生み出せるかが大切です。商業の魅力を高めるための手法には、それぞれの店舗を経営する商業者みずからが創意工夫を凝らすことに加え、空き店舗などを活用したテナントミックスや共同店舗の整備、ファザードの改修による環境整備、カード事業や宅配事業の導入によるサービスの向上などハード、ソフト両面の事業を協力して実施すること、お客様との対話から大きなヒントがあるなどが考えられます。そんな中であって商業だけでなく、文化、交流、福祉、学習、情報等に関する機能を強化し、地域住民にとっての生活、交流の拠点として整備することも大切で、吸引力を高めるためには施設整備やサービス向上といったことに加えて、まちに出かけ、楽しさの演出をするため、祭り、コンサート、野菜市などのイベント開催の場を用意すること、またそのまちに住んでいる人に限らず観光、ビジネスを目的にそのまちを訪れる人をふやす戦略を考えることも一案と思っております。町中に来た人が気持ちよく時間を過ごせるように、道路や歩道の整備、回遊ルートの設定など歩きやすい環境の整備、公園や広場など憩いの場づくり、高齢者、障害者が安心して歩けるようなバリアフリーへの配慮、駐車場整備など来街者の利便性を含む保持も大切でございます。これからも商工会議所と連携して、商店街事業と協働の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、複合交流施設整備の方針についてでございますけれども、複合交流施設の整備につきましては新名寄市総合計画の総合交通体系と商業の振

興で基本事業として組み込まれております。高齢者や子供などの家用車に頼れない人たちが中心市街地を訪れやすくするとともに、中心市街地と周辺住宅地などを循環、運行のシステムなどの構築とともに、交通結節点の整備などにより公共交通の利便性を高めることが大切で、これら交通体系、観光施策などと連動した整備を考えているところでございます。具体的な議論はこれからとなりますが、交通網の整備と一体となって拠点施設整備をしていこうとするもので、あわせて名寄を訪れる方、地元の方も利用できる観光、物産にかかわる機能が併設されるようにとの思いも持っております。場所につきましても今回のまちづくり委員会でも駅前、3・6街で議論をした経緯がありますが、このラインはまさにまちづくりの背骨と思っており、まちづくりに大きくかかわることが予想されます。その中では、駅前、JRとの接続について強く意見をいただいたところでございます。交通機能が軸軸となりますので、今後関係機関と協議を行い、行政と民間双方が知恵を出し合い、方向性を確認してまいります。また、事業年次につきましても総合計画においては前期、後期事業となっておりますので、中活協議の内容を踏まえ、早期に内部協議を持って対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、まちなか居住の必要性についてお尋ねをいただきました。中心市街地の商業、サービス業の振興やにぎわいづくりを考えると、中心市街地やその周辺に住んでいる人をふやし、コミュニティーの維持、回復を図ることは福祉の向上や災害時の安全性の向上にも大きな効果があり、住みやすい環境を整備すること、新たな居住者の受け皿となる住宅供給を行うことが大切であると考えております。市の住宅マスタープランの計画期間は、ことしから29年までの10年間としており、さらには長期的な視点から今後の住生活のあり方や方向性をとらえる必要があるため、平成30年から39年度を構想期間として策定されたところ

で、社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化に対応するため、必要に応じて計画期間の中間時、平成24年において見直しを行うこととしております。同プランにおきましてもまちなか居住につきましてもその推進を掲げており、コンパクトで暮らしやすい住宅市街地を目指すこととしております。民間事業による町中への住宅供給誘導に努めるとともに、まちなか居住整備プログラムでは平成30年度から20戸程度と考えられているところでございます。まちなか居住は、コンパクトなまちづくりを目指すときに避けて通れないものでありまして、その推進として支援策につきましても検討していかなければならないものと認識をしているところでございます。

次に、市民ニーズの把握について申し上げます。商工会議所と市との事務方による活性化協議会設立検討会において、市民からの意見聴取については市がかかわることで作業を進めてまいりました。これまで市民懇談として22カ所、445人の方々に出席いただいた中で、商工会議所特別委員会案を提示し、意見交換を行ってきたところでございます。出された主な意見は、商店街に対するものとしたしましては、1つ目には閉店時間が早過ぎる、2つ目には魅力ある店舗がない、3つ目には駅前が寂しい、4つ目には商店街のやる気、みずからの計画がない、5つ目には旧長崎屋に複数店が入って営業してはどうだろうか、6つ目には買い物に行きたい店づくりなどがあり、生活関連に関するものとしたしましては、1つ目にはバス路線の見直し、2つ目には市の予算は市民の大切な財産、使い方を研究せよなどの意見をいただきました。基本計画構想に関するものとしたしましては、1つ目には二条市場活用、廉売の復活、2つ目にはコンパクトなまちを、3つ目にはシャッター店舗活用、4つ目には駐車場が確保された商店街、安心して買い物がしたい、5つ目にはハード事業で人口はふえない、6つ目には南広場には建物は要らない、7つ目には新しいものより今あ

る施設を有効に使うこと、8つ目には箱物より身近な事業取り組みを、これ以上箱物は必要ないなど意見をいただきました。これらの意見は、協議の中でも共有していますが、まちづくり委員会設立の時期を見て再度市民から意見を聞く場の設定も考えているところでございます。官民一体となった取り組みが本事業の推進には欠かすことができません。そのほかに住む方々の意見をしっかりと聞き、事業展望をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それぞれ御答弁をいただきました。何点かにわたり再質問させていただきたいと思います。

まず、食肉センターのほうから伺いたいと思います。ニチ口のほうからは継続をする、北海道の中でも基幹の工場としての位置づけということで、その報告を受けているということで安心をいたしました。土別の状況を見ますと、突然100名も従業員がいるところで閉鎖をするというようなことを、一年も前から言っていたのであればいろいろと対策はあるのですけれども、決定されてから言われるということは本当に地域の人にとっては気の毒だったなというふうに思います。決して名寄がそういう状況にならないように、今後とも情報をしっかりと仕入れていただきたいなというふうに思います。

答弁にありましたように、畜産振興でと畜場という形で名寄が設置をして、その後ニチ口が加工工場というようなことの経過だというふうに思います。それぞれ名寄市の施設も老朽化しているということは、もう免れない事実だというふうに思います。今中心市街地の活性化もやっていますが、やはりまちの振興というのはきちっと地域に根差した1次産業を振興することがまず第一でないかなというふうに私は思います。そういった意味では、農業は基幹産業だというふうに言わ

れている中で、その関連する畜産という部門では、雇用の場確保という意味でも将来構想をしっかりと持って前向きに対応していくことが必要でないかなと思います。41年に建設をされて、42年経過しているというようなことで、聞くところによりますと夕張市が一昨年でしたか、昨年でしたか、積雪によってプールがつぶれたと。その構造と同じ建物だというふうに私聞いていますので、操業している間にそんなことになると大変なので、強度審査もやっているということでございますけれども、その結果によってはしっかりと対応していただきたいなというふうに思います。

今ニチ口は、パートさん、臨時も含めて49名従業員としているというようなことで、名寄市のそういう雇用先という中では決して少ない方ではないのではないかなと。大きな雇用の場になっているのではないかと。そして、今の40頭の処理能力を80頭にすれば、さらに30名程度は人員をふやすことが可能だというようなことで、将来ずっとやっていただくのにはそういうライン化した一定程度の新設の加工場あるいは冷蔵部門というのを持つ必要が今後は出てくるのではないかと思います。その根拠となるのが先ほど私も言いました、いわゆる日本の農業の自給率の向上ということがあります。農水省のデータなんかもありますけれども、北海道は現在正確に言いますと192%のシェアを持っている。いわゆる人口の割からいくと92%は道外のほうに、国民を養っているということになるわけですが、それが平成27年には242%まで目指すというふうになっています。そういう中で米なんかは現在124%で、27年には156%と。約30%ぐらいは上乘せになると。面積はふえないのですけれども、反当たりの生産量を上げることによって自給率を向上させるということになっているのです。その牛肉だとか乳製品はすごいのです。牛肉については約40%、今北海道で自給率、熱カロリー、カロリーベースですけれども、それを102

%にすると。これも約2.5倍ぐらいにすると。それから、牛乳なんかは300%、ほとんど道外に行っていますから、そのぐらいあると思うのですけれども、それを580まで伸ばすというような目標を立てて、そういった状況から見ると名寄のと畜場、それから頭数的にいけますと今85万頭というぐらい、正確には86万頭いるのですけれども、27年には93万7,000頭にするという計画なのです。その1割が廃牛となって毎年出てくるのですけれども、今8万5,000頭、これが9万3,000頭廃牛となって道内で出てくると。そういう状況を考えると、40頭を80頭にしても間に合わないぐらいの、加工場も統合したりなんかしていますので、本当に道北の唯一の工場としてはこの工場ライン、と畜を含めてきちっと整備していくことが大事でないかと思えます。ニチロの名寄工場に聞きますと、何とかそういうふうにしたいという願望は持っているようですけれども、何せ経済行為ですから、なかなか思うようにいかないのではないかなと思えます。道のほうにも一部確認をすると、今部長がおっしゃるようなそういう該当する事業は今のところないというような、私もそういう情報を得ているのですけれども、何とかそういうものを、1つは道北は結構牛、酪農地帯もあります。21JAからあそこ牛引き取っていますので、そういう各農協の組合長さん、あるいは行政として一丸として道あるいは国、名寄市だけの声でなくて道北一円の農協、行政の声を上のほうに届けていただいて、そういう事業をやっていただけるように、将来の自給率向上のためにもこの工場を大きな基幹地域としてやっていただけるように要望活動、それから何とかなれるような期待をしたいというふうに思っていますので、改めて考えがあれば御答弁願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 昨年の秋口だったと思いますけれども、私も道のほうに出かけまして、40頭から80頭というようにお話をさせて

いただきました。道のほうとしては、一定の理解はしてくれております。道北の地域における名寄の存在といたしましては、役割につきましては認識をしていただいているところでございます。補助メニューにつきましては、こういったと畜の部分につきましては大変メニューが狭いのだと、窮屈なのだというようなお話をちょうだいしております。ただ、そうはいいまして名寄になくてはならない。これから老朽化していきますし、建てかえの時期が来ます。その施設の更新ということになるわけでございますから、何とか支援をというようなことで要請をしておりますし、また一方では今国のメニューの中でも農山村の支援事業というプロジェクト、ちょっとハードルが高いのかもしれないのですけれども、そこら辺も含めて、高いからだめだというのでなしにわずかな可能性でも探り当てて、そしてまたそういったものにこの地域が合致しないかどうか、そんなお話をさせていただこうというふうなことで今連絡をとり合っております。今黒井議員からお話ありましたように、私どもの事務方だけの力では到底限界があるわけでございますから、必要と思われる部分につきましてはそういった機関長の方々にも働きかけをして、また地域一丸となって要請行動していくことが可能性を探る上での必要な大事な取り組みかなと、こんなふうに理解をしておりますので、そんな努力を続けていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 現在ニチロは道産牛だけを扱って、いわゆる安心、安全、トレーサビリティのしっかりしたところというような形で、ラルズの肉はほとんどニチロの肉を入れているとか、それから給食センターにも月1回提供をしているとか、伺うと地域貢献もしっかりやりたいと。雇用の場の確保としてもしっかりやっていきたいと。名農生なんかもインターンシップで入れて実施をさせているというようなことで、何とか若い

人も雇い入れていきたいのですけれども、ある程度頭数は決まっているというようなことです。聞くところによると、安心、安全という意味では本当に安心、安全だなというふうに思ったのが工場ラインでは保健所の職員が常時6名立ち会って、マスクしているか、手洗っているか、その肉さわったら次の肉さわるときはもう一回手洗いしなさいとかと。何もしないで立っていると云ったら失礼なのですけれども、監視人が6人もついているというようなことで、これは本当に安心してPRしたほうがいいのではないかなというふうに私は思うので、いわゆる地場産業の育成がまちづくりの基本というようなことを含めて、食肉センターの新築、改築を含めてしっかりと対応していただくことを要望して、この件については終わらせていただきたいというふうに思います。

次に、中心市街地の基本計画です。昨日も大石議員のほうからお話ありました。私は、同じ思いで質問をさせていただいています。きょうの答弁をいただいている中ではしっかりとした、私には聞こえてくるのですけれども、プロジェクトチームから出された案には、前回市長も答弁していましたけれども、バスターミナルは絶対必要なのだと。それから、いわゆるまちづくりには消費者、市民の要望も入れていかなければならぬのだというようなことを答弁していますし、それからまちなか居住についても30年に20戸と。民間の分はちょっと別として、そんなような話も今答弁にあったというふうに思うのですけれども、それをきちっと協議会というか、まちづくり委員と協議をしていけば、ああいう案が出てくるのは私は不思議だなというふうに思うのです。そうですか、ターミナルが必要なのかと。それなら、ターミナルに何を併設するのかと。先ほど言いましたように、行政の窓口なのか、物産的な販売ブースなのか、そういうものを含めて、まちなか居住も六十戸も要らないだろうなど。10戸か20戸ならという、そういう案にしてくるのが普通でないの

かなというふうに私は思うのです。ですから、どちらがどのという話ではないのですけれども、きちっとそれを行政側として一つのモデルといえますか、案を伝え切れていないのではないのかなという思いがあるのですけれども、その会議には手間本部長なり上田次長が行っているのではないかと思いますけれども、言っているけれども、全然聞く耳ないのか、そこら辺を含めて私の今の疑問にちょっと答えていただきたいなと思います。

○議長（小野寺一知議員） 上田経済部次長。

○経済部次長（上田盛一君） 今駅前の複合交流施設等々につきましてお話がありまして、しっかりとそのことを伝え切っていないのではないのかと、こういうことでございますけれども、私どもまちづくり委員会、春先から会議を進めてまいりまして、その後ブロック会議に入ってまいりました。その段階でどうしてもやはり採算性を重視されたのかなというふうに思っております。私どももそんなにたくさんのマンションであれば戸数はどうして必要になるだろうかと。住宅マスタープランもあるのだよという話をさせていただいてきておりました。ただ、採算に乗せるためにはこれぐらいまで、あるいはコンサルさんの話を聞くとこの程度と、こういったようなことがどうもおもりのいうか、上にかぶさっていたのではないかなというふうに判断をしてございます。

バスターミナル、複合交流施設の件でございませけれども、まちづくり委員会でのプロジェクト案という部分では、とりあえずそこは市のほうの総合計画、そこにのっかっているの、市のほうで実施してきていただきたいと。役割分担をさせてもらっているのです。まちづくり委員会のほうとしては、駅前の用地の今子供方がスケートボードをやっていたり、あるいはハロンズさんに駐車場として貸している部分、あそこの部分の9,500平方メートル、そこを考えて計画を組み立ててきております。そんなことから、南側については自分たちでマンションと集客施設、温浴施設とい

いましょうか、そういったことをやりたい。北側のほう、バス停留所、複合交流施設のほうは、これ市の役目としてやっていただきたいと、こういうような分散といいたいでしょうか、それぞれの役割を持ちながら計画が練られてきております。説明不足もあったかもしれませんが、実態はそういうことでございます。いろんな数字、それから先ほど申し上げました市民のニーズ等々についても情報交換、提供させていただきながら、話し合いを持って計画を進めてきた。ただ、やはりどうしても大きいもの、大きいものという部分が出てきたのがかえって災いをしまして、土地の部分については市のほうの出資をお願いしたいと、こういうことに発展をしてきたのかなというふうに考えております。これからも私のほうでは私のところで情報を抱えるということではなくて、しっかりと出しながら話し合いを持っていきたいと、こんなふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 昨日の答弁を思い出してきたのですが、手間本部長が農協あるいは林業界はしっかりとまとまった要望を持ってくるので、対応しやすいというような話出ていたのですが、決してそうではないというふうに私は思っているのです。商工会、商店街というのは、利益が相反したり、あるいは権利関係がかなり入り組んで複雑なので、なかなか一つの意見として、思いもちょっと違ったりというようなことで、1次産業は基盤を整備してそれぞれの個々の農家が増収をして、単価高く売ればみんな同じだけの利益をいただけるのですが、個人差は若干ありますけれども。商店街は、そういうわけにもいかないというのが現状でないかと思っておりますので、本当に一生懸命商工会議所もそういう対応はして、多くの関係者の意見を取り入れたりというような努力はしているというふうに私も認識はしております。ただ、答弁にもありましたよ

うに商店街、商工会というのは、いわゆる自分たちがもうければいい。それは、もうけるほうがいいのですけれども、もうけるのにはだれにもうけさせてもらうかと。我々は、土地だったり、おてんとさんだったり、農家はするわけですが、自分の技術だったりするので、商店街は相手があるのです。お客さんなのです。市民だったり、消費者だったりするわけです。その観点、その視点がちょっと不足しているのではないのかなと。今中心街、いわゆる駅横も含め、3・6の部分も含めて、そこら辺をきちっと市民の意見も聞きながら入れていくと、どうしてもあのような案には行き着かないのかなという思いします。いわゆる計画が自分よがりといいますか、市民はどう考えているのかということをしかりと考えていく必要があるのではないかなというふうに私は思うわけですが、先ほど手間本経済部長にそういう話を、農業ばかりではなくて商工会もしっかりやっているということも含めて、きのうの答弁も含めて私の御意見どうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私の思いというのは昨日お話しさせていただきましたけれども、農業を振興します、林業を振興します、それから商工業を振興しますというような、そういう書き出しを総合計画の中で活字として置かせていただいているということでございます。振興するという意味合いというのは、私が理解しておりましたのは皆さん方がそれぞれ取り組まれる、機関、団体が取り組まれる事業について私どもの応援がどこまで応援できるのか、あるいは国とどういうふうな折衝ができるのか、どんな有利な補助金が誘導できるのか、そういった役割分担をしながら一つの事業をつくり上げていく、練り上げていくというふうに理解をさせていただいております。そんな思いから私はお話をしたことでございまして、今商工会、会議所を取り巻く環境というのは昔か

らも常に競争の原理が一番働くような場所なのだなというふうに理解をさせてもらっていますから、それはそれでそういう理解をしております。ただ、中活に限って申し上げますと、今マニュアルの中にも私見ているのですけれども、それは商工会議所がまちづくり会社、あるいはNPO法人、名寄でいいますと（株）ふうれん、それからNPOまちづくり観光あるいは振興公社、こういったものがNPOとしての登録がされておりますから、そういったNPO、もう一回繰り返します。商工会議所がまちづくり会社なるものを設立して一緒にその任を担っていくと。事業の取りまとめをするということが1つのことである。もう一つは、まちづくりに取ってかわって、NPOでも一つの組織体として、協議体としてつくって、その中で事業の取り組みの取りまとめをする母体となるのですよというふうなものがあるわけですから、その協議会を中心に今まで何とか行政も入って形にしたい。行政の取り組む事業もその中に持ち込んで、どういうふうにしていったらいいのか、これからはやっぱり単体でつくるのではなくして複合的な施設が必要となりますよというようなことを頭に置いて議論をしてきたということがございます。したがって、今ちょっときのうお話しした部分を誤解もあったのかと思いますけれども、私の思いとしてはそれぞれの役割分担を分けて、そして取り組んでいって、一つの一本化した計画として練り上げていくと。それが実施計画ですよというふうに私は受け取っておりました。そして、それをもとに基本計画というものがその次の段階つくられるというふうに思っておりましたものですから、そんな実施計画を早くみんなで練り上げていきたいと思いますよということでこれまでずっと取り組んできたということがございます。

それから、今申し上げましたようにその中心となる協議会が実施プランをつくるとしたら、それはそれで役割を終えましたら、今度基本計画をつくることとなります。基本計画をつくる段階では、

法定協議会を立ち上げて、その中できちっと認知すると。自治体の中でつくと。各行政機関、あらゆる機関の方々に御参加いただいて、説明して、その中で法定協議会の中で認知していただくと。そして、内閣府のほうに手続をすると、こういうような作業手順になるわけでございまして、そんな思いから今実施計画についてとりわけ皆さんと一緒に作り上げましょうということで、この1年半取り組んできた経過でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それは十分双方わかっていたのではないかなというふうに思うのですけれども、今回の28事業は一応プランとしてあるわけですが、駅横を急いでこういう案だという話で提示されているのですけれども、3・6のいわゆる市有地も含めて、あそこの開発のことについては余り触れていない。中活というのは、非常にトータルの商工関係の活性化なのですが、部分的にやるといってもいい。総合的に判断をして5年間かけてやるというようなことで、いわゆる3・6の部分については計画にはあるのですけれども、その後どうなっているのか、ちょっと現状でお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 上田経済部次長。

○経済部次長（上田盛一君） 3・6の事業の部分でございますけれども、3・6の事業と駅前、駅横の事業と同じプロジェクトの中で議論しております。その中では、現在駅前のほうにそういう大きな計画を持ったものですから、3・6についてはやはり縮小せざるを得ないというようなことに話になってございます。3・6の部分で西條本部のある本体のビル、そこの部分については内部改装で、どんぐり小路、ビル街、それから市の買い物駐車場ということになっておりますけれども、そこの部分については手がつけれない状態、これは市のほうでやるべきことではないでしょうか

という提案でございます。もう一つ、3条通を挟んで東側のほうがあります。あそこには、現在ミドリヤさんですとか吉田病院さんがおりますけれども、あそこも含んでやっていきたいなという考えは持っております。そこは、継続して今話が持たれております。ただ、西條の本部のほうを考え方がグレードがぐっと落ちてきたということが今の状況の中では言えます。これからまた駅前の、駅横の事業の展開によって、またそこがどのように動いてくるのかというのは私どももしっかりと話をしていきたい、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 駅横が大きな事業になるので、3・6は今報告があった話というようなことについてですけれども、これが中心市街地の活性化事業なのかとちょっと疑問を持ってしまうのですけれども、あそこにあるどんぐり小路なり、そういった市有地については大きな意味での活用方法というのはそこは市が提供してでもいいぐらいのつもりで、あそこは3条通はやっぱりメインなのです。そこをしっかりとしないでこっちだけを何とか、私が言ったのではおかしいのですけれども、採算性の合わない資料を持ってくるというのはちょっと腑に落ちないという気はいたします。

複合施設に戻るのですけれども、にぎわいをつくったりという意味では、バスターミナル、それは交通の利便性というのは大変いいことなのですけれども、それに含めてやはりあそこに公共的な施設、何か併設をするということが大事でないかなというふうに思います。昨日の市民会館等についてもかなり老朽化しているので、建てかえるのだったら駅前建てかえたほうがいいのではないかという市民要望も私も聞いていますので、こちらも含めて行政として再検討する必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、非常に財政厳しいと。ここ3年間で20億円も赤字になるような財政の中で、今の開

発公社が持っている土地はことしの流行語ではないですけれども、やっぱり埋蔵金だというふうに私は思います。これ行政としても大事に活用していく必要があるのではないかなと。これらをストックをして商業振興に役に立てるとか、そういう案もしっかりと持っていたほうがいいのではないかなと私は思います。総合的に判断すると、何となく駅横だけの事業案だけが先行して出てくるといことは、いわゆる対案にあるコープの分についての阻止案を対案として出してきたのかなという、そういうそしりも受けない案だというふうに私は思ってしまう。市民もそう思うのではないかなというふうな思いがあります。そういう非常に投資額の大きい事業という中で、やはりどこかがリスクを持ったり、責任を持たなければこういう事業は絶対できないと思うのです。行政も持てない。まちづくり会社も持てない。だれが持つのですか、これ。全部市民が最後はツケを払うという事業なのですか。そういう事業が成功するとは、私は絶対思えないのです。きちっと行政が責任を持つのなら、行政の分野で責任を持つ。民間が持つのなら、民間が責任を持つと。やっぱり責任をきちっと腹をくくって事業案を出してこなかったら、採算合わなかったら行政何とか頼む、市民の税金で何とか頼むという事業は、私はあり得ないというふうに思います。総合的な中心街活性化ですから、そういった意味では無理であれば出直しをするというのも一つの判断でないかなと私は思います。新たな出直しで見れば風連地区でやるような再開発事業もありますので、農業でもそうですけれども、やっぱり農業関係の振興計画もきちっとみずから関係者がつくって、5年後にはどうしよう、10年後にはどうしようという計画を立てているのです。活性化基本計画もそういう意味ではそういう計画なのですから、ある意味でやっぱりみずからのそういう商工業振興計画をきちっと中心街を含めて、みずから行政もその中で役割をきちっと示しながら、新たな事業計画を

立てていく必要が今来ているのではないかと。だけれも責任持たない事業は一回立ちどまって、再度仕切り直しをするというのも一つの案でないかなというふうに私は思っています。どちらの案にするのか、年内中に判断をするということで、私も9月に申し上げたようにコープについては市有地であろうと、民有地であろうと、来る意志には変わりはないというのは今も変わっていないというふうに聞いていますので、こちら辺も含めてきちっと行政側の判断もしていただきたいなというふうに思いますので、最後になりますけれども、市長にしっかりとした考え方を示していただいて終わりにしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 商業の中心市街地における役割というのは、時代がどのように変化しても変わらないものと、こんなふうに思っております。名寄市の5丁目、6丁目を含めた商店街の町並みというのは、歴史的に見ますと今の人口よりもっともっと名寄が発展するだろうと。そういうことも含めて商店街の構成がされているというふうに伺っておりました。しかし、今車社会ということもあり、郊外の大型店が進出をするということでは状況が全く変化をしておりますから、従来の発想を整備するというだけでは新たなにぎわいづくりというのにはなかなか到着しないと。いろんな御意見をこのまちづくり委員会の皆さんも提言をしていただいております。しかし、肝心の核になる事業というのがつかみ切れないというのが実態でございまして、私も市有地の、あるいは市が権利を持っている駅横も含めて3カ所の地点についてはどうぞ底地のことは市から奪い取るぐらいの気持ちでいろんな意見を積み上げて議論していただきたいと、こういうお願いをした経過があります。しかし、ビル街あるいはどんだり小路のところは実際に営業している皆さんがいるわけですから、そう簡単には、権利が伴っていると

いうことがありますけれども、南広場と駅横については空地ということですから、いろんな協議がされたのではないかと、こんなふうに思っておりますけれども、結果としては今の閉塞状況を打破するような状況までは煮詰まっていないというのが実態でございまして。しかし、土地開発公社が保有している土地も実際は借り入れを起こして土地を持っているということでございまして、もう十数年間南側に位置する清算事業団から取得したところの土地については、その後の土地の評価等も動いておりますから、場合によっては現在の取引価格、実勢価格等で処分をすればほかよりは下回るのではないかと、そういう心配も実はしております。このことがこれからの市民の皆さんに財政指標等であらわされている将来負担比率に当然かかわってくるものと、こういうことに考えておりますので、有効な土地の利用計画ということを時間は十分にありませんけれども、しっかりと内部で議論をした上で関係者とさらに詰めていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時57分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐藤 靖

署名議員 中野 秀敏

平成20年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年12月12日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第29号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について
日程第4 意見書案第1号 雇用・能力開発機構のあり方についての意見書
意見書案第2号 農地取得の規制緩和に反対し、優良農地の確保と有効利用を求める意見書
意見書案第3号 WTO農業交渉、日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書
意見書案第4号 障害者自立支援法の改正を求める意見書
意見書案第5号 「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書
意見書案第6号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書
意見書案第7号 奨学金制度を変質させる滞納者情報通報制導入の撤回を求める要望意見書
意見書案第8号 汚染された輸入米（ミニマムアクセス米）の食用転用・不正流通の徹底解明と再発防止策強化およびミニマムアクセス米の輸入中止を求める意見書
日程第5 報告第2号 例月現金出納検査報告について
日程第6 委員の派遣報告
日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第29号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について
日程第4 意見書案第1号 雇用・能力開発機構のあり方についての意見書
意見書案第2号 農地取得の規制緩和に反対し、優良農地の確保と有効利用を求める意見書
意見書案第3号 WTO農業交渉、日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書
意見書案第4号 障害者自立支援法の改正を求める意見書
意見書案第5号 「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書
意見書案第6号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書
意見書案第7号 奨学金制度を変質させる滞納者情報通報制導入の撤回を求める要望意見書
意見書案第8号 汚染された輸入米（ミニマムアクセス米）の食用転用・不正流通の徹底解明と再発防止策強化およびミニマムアクセス米の輸入中止を求める意見書
日程第5 報告第2号 例月現金出納検査報告について
日程第6 委員の派遣報告
日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（26名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	中野	秀敏	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	佐藤	健一
書	記	間所	勝
書	記	松井	幸子
書	記	高久	晴三
書	記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島多慶志君
副市長	中尾裕二君
副市長	小室勝治君
教育長	藤原忠君
総務部長	佐々木雅之君
生活福祉部長	吉原保則君
経済部長	手間本剛君
建設水道部長	野間井照之君
教育部長	山内豊君
市立総合病院事務部長	内海博司君
市立大局学長	三澤吉巳君
福祉事務所長	小山龍彦君
上下水道室長	和田博君
会計室長	成田勇一君
監査委員	森山良悦君

○副議長（熊谷吉正議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

11番 日根野 正 敏 議員

13番 高 見 勉 議員

を指名をいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

ごみ減量対策について外4件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、さきに通告した順に従って5点について質問をいたします。

1点目は、ごみの減量化対策についてお聞きをいたします。本定例会の開会日に風連地区における最終処分場の延命も含めて風連、名寄の利用料金の統一にかかわる条例の改正がなされました。埋め立てごみ減量の推移はどのようになっているのでしょうか。埋め立てごみの搬入量が減少しないと、処分場が飽和状態になり、新たな処分場建設を計画をしなければなりません。一昨日東議員も質問をされておりましたけれども、平成19年7月に廃棄物基本計画書が明らかにされておまして、この冊子を見ますと17年度の埋め立てごみの搬入量が名寄で収集で1,726トン、一般持ち込みが4,276トンと風連での収集が92トン、一般搬入持ち込みが289トンと記載をされておりますが、19年度の搬入量及び家庭系と事業系、企業ごみであります、の割合についてお知らせを願いたいというふうに思います。

処分場の延命策として、企業ごみ、いわば事業系が大きなウエートを占めていると思いますが、そこで事業系の分別指導はどのようにされている

のかお知らせを願いたいというふうに思います。

2点目は、道路整備についてお聞きをいたします。1つは、バリアフリーについてであります、バリアフリーの進捗状況についてどの程度進んでいるのか。

2つには、道路の緑地、植樹柵についてありますが、道路の緑地、植樹柵への植栽は道路の景観あるいは沿道の景観を高める重要なものとは思いますが、管理が大変だと思います。特に管理に気をつけていることはどのようなものがあるのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

3点目は、野外球技場の整備についてであります、現在市営球場は名寄と風連にそれぞれ1つずつグラウンドがありますけれども、この整備、1つは指定管理者で行っていると思っております、利用されている協会等が整備をされているのかどうか、あるいは指定管理者と協会等が行っている整備の違いについてお知らせを願いたいというふうに思いますし、各球技場の使用頻度と大会数についてお知らせをください。

4点目は、防犯についてであります。近年名寄において都会並みの犯罪が増加をしているように思います。先月上旬に南小学校区で児童へのいたずらというか、犯罪がございました。また、8日には豊西小学校でも背後から女兒が手をつかまれたという事件も報道をされています。幸い両方もけがはなかったようではありますが、近年名寄における犯罪の数と犯罪の種類についてお聞かせをください。

また、犯罪抑制対策について、抑止対策については、警察などと連携をとって進められていると思っております、どのような対策をしているのかについてもお知らせを願いたいというふうに思います。

5点目は、市立病院におけるNICUについてお聞かせを願いたいというふうに思います。近年大きな問題となっております周産期医療体制で、未熟児の治療に欠かせない新生児集中治療室、NICUについてであります。札幌で昨年未熟児が数

件の病院に断られ、死亡したことが問題にされましたし、本年首都圏でも同様の事故が起きています。新生児集中治療室、NICUが整っていても満床であったり、治療中でスタッフが整っていなかったりと一病院の責任にすることは問題がありますが、名寄市総合病院は道北のかなめであり、地域センター病院であります。名寄市立総合病院にはNICUの体制があるのか、あるとしたらベッド数あるいは稼働率についてお知らせを願いたいと思います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○副議長（熊谷吉正議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） おはようございます。ただいま竹中議員から大きく5項目にわたりお尋ねがございました。私からは1番と4番、2番目につきましては建設水道部長、3番目につきましては教育部長、5番目につきましては病院事務部長からお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目1のごみ減量化対策について、いずれも関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。まず、家庭系と事業系の埋め立てごみの割合ということでございますので、内淵処分場の搬入量についてお答えいたします。平成17年度の収集分1,726トンに対して19年度は1,681トンで、対17年度比で97.4%、持ち込み搬入量、17年度4,276トンに対し19年度は3,780トンで、17年度比で88.4%、これは名寄地区から風連処分場に約140トンほど搬入されておりますので、3,920トンといたしますと91.7%となるところでございます。持ち込み搬入量の家庭系と事業系の割合についてでございますが、平成19年度で家庭系では552トン、割合では17%になります。事業系につきましては3,255トン、83%となっているところでございます。

処分場の延命策につきましては、現在の状況といたしましては風連処分場につきまして今回のご

み処理手数料の統一化によりまして、名寄地区からの持ち込み量が減少することとされますので、一般廃棄物処理基本計画書での埋め立て期間の平成27年3月からさらに5年ほどの延命が図られるものと推定するところでございます。また、内淵処分場では、ブルドーザーによる転圧、バックホーによる破碎等により容積の減量化を図っており、当初平成21年3月の10年の使用期間の予定でありましたが、目視によるものでございますが、残余容量が約50%でございますので、今後8ないし9年の延命が図られるものと推定しているところでございます。一昨日の東議員の御質問にもお答えしておりますが、プラスチック容器包装類についても推定100トン近くがリサイクルされずに埋め立てごみとなっている実態もございますので、今後とも引き続きリサイクルの推進が不可欠と考えているところでございます。

次に、事業系ごみの分別指導はどのようにしているのかということでございますが、現在一般家庭ごみの分別が進む中、事業系ごみの分別に関しましては私どもの指導がなかなか行き届かない面もありまして、排出されたごみの中に産業廃棄物や資源化の可能なごみが多数混入していることなどから、完全な分別には至っていないのが現状と考えるところでございます。現在分別の指導は現場での対応となっておりますが、日常使用するものや資源物でも事業所から排出すると産業廃棄物であることを知らずに排出する場合もあると思われるので、今後事業所に出向き、産業廃棄物等の周知及び協力の要請をしまいたいと考えているところでございます。

また、処分場に搬入をされる事業者向けに産業廃棄物についてのガイドブック的なものを作成し、周知を図るとともに、処分場窓口での指導のあり方についても考えてまいりたいと思っております。事業系ごみや家庭系ごみを減らすためには、私ども一人一人がごみをつくらない、徹底的に再使用する、リサイクルするの3R運動

を職場や家庭からつくり上げていかなければならないと考えているところでございます。現在市では、ごみの減量化や処分場の延命化につながる廃食用油と古着の拠点回収を行っておりますが、市民への周知方法としてホームページの掲載、町内会回覧等を行っておりますが、今後とも一層の周知活動を努めるとともに、分別の徹底、減量化、資源化を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな項目の4点目、犯罪抑制対策についてお答え申し上げます。いずれも関連がございますので、一括して答弁させていただきます。近年全国的に凶悪事件、特に殺人事件の発生が増加する中、児童生徒が犠牲になるという事件が数多く発生しており、私どもの記憶に今なお新しいのは、平成13年6月の大阪教育大学附属池田小学校における無差別殺傷事件で、児童8人が亡くなり、教師を含む15人が重軽傷を負うというまことに悲惨な事件が発生し、この事件を契機にして全国的に子供を犯罪から守ろうという機運が高まり、当市におきましても子供たちが不審者から逃れるための緊急避難場所として、同年の12月には子ども110番の家を設置したり、小学校区ごとに安心会議を組織してきたところでございます。また、ことしの6月には秋葉原無差別殺傷事件が発生し、死者7名、さらには10名の方が重軽傷を負うなど、全国至るところで何の罪もない人たちが突然に犯人の身勝手な動機により殺傷されるという残忍な凶悪な事件が発生していることは非常に残念なことと思っております。

さて、名寄市における犯罪数でございます。名寄警察署管内での犯罪件数といたしましては、平成17年257件、平成18年222件、平成19年で237件、本年につきましては11月末で199件となっており、あと20日余りを残しておりますが、例年12月におきましては歳末警戒などがあり、10件程度で推移しているというこ

とでございますので、おおむね210件前後になるものと推計しているところでございます。平成17年から19年の3年間の平均で見ますと、年間240件前後の犯罪が名寄市管内で発生しておりまして、この件数につきましては他の類似都市と比較いたしましても特に多い件数ではないと伺っているところでございます。本年に限ってみますと、199件のうち窃盗が144件で70%強を占めておりまして、特に自転車の窃盗が49件と一番多く、次に万引きが24件、この2つの犯罪で窃盗件数144件の約半数を占めているところでございます。本年1月からの凶悪事件の状況につきましては、殺人未遂事件が2件、強制わいせつ事件が2件、そして傷害事件が3件、さらには大麻取締法違反で1件ということで、従来の名寄においては考えられないような凶悪犯罪が発生している状況にあるところでございます。

さて、このような犯罪を抑止する対策といたしましては、平成16年からは市の庁用車にみんなで作ろう安全・安心のまち、街頭パトロール実施中のステッカーを、また平成18年からは青色回転灯を装備した市の庁用車に防犯パトロール実施中と書いたマグネット板をそれぞれ装着して、犯罪の抑止効果、未然防止に努めてまいったところでございます。また、民間による青色回転灯を装備した車両につきましては、少年補導員連絡協議会の子どもふれあい見守り隊が4台、それから新聞販売店によるモーニングガード隊が2台、それから加えまして各小学校区の安心会議で4台、それに先ほどの市庁用車8台、それから風連防犯協会で1台と合わせまして19台の車両に青色回転灯を装備しているところでございます。さらに、不幸な事件、事故を未然に防止するために小学校区ごとの安心会議や見守り隊によるさまざまな安全対策などの取り組みに加え、子供たちの緊急避難場所として関係機関、団体、市民の皆様の御協力により子ども110番の家を市内59カ所、SOSこども110番の家を約640カ所に設置し

ているところがございますが、不幸な事件、事故は全国至るところで発生しておりまして、凶悪犯罪発生については大都市、地方の格差はなく、この名寄市においても例外ではないと強く認識しているところがございます。今後におきましても市民の皆さんが不幸な事件、事故、凶悪犯罪などに巻き込まれないように関係機関、団体との連携を一層深め、地域住民とともに一体となった犯罪抑止対策を進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目で2番目の安心、安全な道路整備についてお答えをさせていただきます。

最初に、バリアフリーの推進状況についてであります。平成15年度に社会資本整備重点計画が公布され、さらに平成18年度に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法であります。それに基づき平成20年度から24年度において、市では旭川開発建設部、旭川土木現業所と協議を行いながら、特にバリアフリー化を図るべき道路について地域指定をし、JR名寄駅、市立病院、総合福祉センター等南地区の生活関連施設における移動等の円滑化を図る特定事業として実施を進めてまいります。旭川開発建設部は国道40号線を、旭川土木現業所は道道旭名寄線の歩道をすべての人にとって利用しやすいというユニバーサルデザイン化を目指し、車いすの使用者、脚力の弱った高齢者、その他障害者等の通行に配慮を図るために路面の段差が少ない構造に改善を図ってまいります。また、関連する市道につきましても事業化に向けてただいま北海道と協議を進めているところでもあります。名寄市の視覚障害者誘導用ブロックに関する設置は、平成60年度から都市計画道路などの幹線を中心に交差点部への注意誘導点字ブロックの設置と平成元年度以降には交差

点のほかに路線の線路上につきましても誘導点字ブロックの設置を実施しているところでもあります。今後も都市計画道路を中心に国、北海道と協議をし、一体的な特定事業などとあわせた形で計画的に整備を進めたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、緑地、植樹柵の整備についてであります。名寄市において植樹柵、グリーンベルトを設置している路線は、名寄地区においては31路線、風連地区においては3路線ありますが、これらの維持管理については地域、町内会に清掃、除草活動、花の植えつけ等を中心に実施していただいているところでもあります。風連地区基線のズミの木街道については、業者の委託となっております。また、名寄地区の街路樹については高齢者事業センターにパトロールや簡易剪定、大通等のグリーンベルトの除草を含め委託をし、ふぐあいがあれば市直営作業あるいは業者への発注等で対処しているところでもあります。近年街路樹の維持管理につきましては、落ち葉の処理、除雪等に苦情が多く寄せられているところであり、市でもスイーパー車や作業員にて処理を実施しておりますが、やはり町内会などのボランティア活動の協力がなければならぬのが現状であります。さらに、植樹されている樹木が成長し、根が舗装を持ち上げたり、下水道の管に進入してしまうケースも報告されているところでもあります。また、危険木となった樹木を伐採しても、抜根する費用が捻出できず、そのままの状態になっていることもあります。一部の地域ではそのような植樹柵に対して低木なり花を植えていただいて、道路の美化や緑化推進に御協力をいただいている例もございます。市民生活の中で身近な場所にある施設なだけに、今後もそこに住まいしている市民の皆様の御協力をいただきながら、対処していきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、野外球技場の整備についてお答えをいたします。

整備のあり方については、現在市内には多くの体育施設がありますが、教育委員会の管轄として名寄地区にある市営球場を初め、スポーツセンターやテニスコート、プール、体育館、シャンツェなどは指定管理者の管理となっております。風連地区にある市営球場を初め、海洋センター、東地区運動広場などは教育委員会の直営管理となっております。また、健康の森にある多目的コート、主としてサッカーに使用してございますが、そうしたものについてはその他の部局管轄の指定管理となっております。

施設の維持管理については、それぞれの管理者が整備している状況にありますが、基本的には変わらない整備と考えております。それ以外の施設、例えば天塩川河川敷にあるグラウンドゴルフ場やソフトボール場、野球場、サッカー場など、また名寄川河川敷のパークゴルフ場などは利用者や協会、愛好会の方々に整備をお願いしております。しかし、指定管理施設や直営施設においても利用者や利用団体の協力が大きな力となっているところでございます。

次に、整備の違いなどについてのお尋ねがありました。野外球技場の維持管理のための整備については、指定管理及び直営管理ともに野球場においては芝刈りや草刈り、グラウンド整備など行い、テニスコートなどについては必要に応じてラインテープの張りかえ、タイヤローラーによる転圧整備などを行っており、基本的に変わるものではありません。それぞれ指定管理、直営管理で整備に当たっていますが、利用団体の御協力は不可欠であります。今後とも利用する方々が使いやすい施設としていくために、協会や団体の御意見を伺いながら、施設の管理を考えてございます。先ほど申し上げましたそれ以外の施設である天塩川河川敷などの球技場は、無料の施設であることから、

維持管理は十分ではありません。これらの施設の多くは協会や愛好会の方々に自主的な管理をお願いしております。

主な球技施設の利用状況であります。名寄市営球場につきましては平成18年度8,800人、平成19年度9,850人、風連球場は平成18年度3,001人、平成19年度3,335人。テニスコートにつきましては、麻生コートと公園コートの合計で平成18年度1万3,384人、平成19年度1万4,880人。天塩川緑地ソフトボール場は、平成18年度2,747人、平成19年度1,545人となっております。また、健康の森多目的コート、主としてサッカー使用につきましては、平成18年度6,545人、平成19年度7,894人。陸上競技場は、芝生の面でもサッカーの試合や高校、大学のサッカー、アメフトの合宿で使用されておまして、平成18年度で7,065人、平成19年度で6,332人の御利用がありました。

近年の主な大会としましては、平成18年度に第6回全日本スポーツマスターズ男女ソフトボール大会の北海道予選会で6チーム、166人、平成19年度に第62回国民体育大会の軟式野球成年北海道大会では28チーム、530人を行っておりまして、来年の平成21年度は第24回全日本ソフトボール大会北海道予選会が予定されてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 名寄市立総合病院のNICUにつきまして御質問をいただきました。新生児特定集中治療室と申しますのは、病院において出生時の体重が1,000グラム未満の超低出生体重児や2,500グラム未満の低出生体重児や疾患のある新生児を集中的に管理、治療する部門でありまして、通常NICUの略語で呼ばれてございます。新生児特定集中治療室の施設基準といたしましては、常時医師が治療室内に勤務しており、当直は他病棟との兼任でないこ

とや患者数に対しての床面積、バイオクリーンルームであることなどが求められております。

道内におけるNICUの設置状況について申し上げます。現在北海道から総合周産期センターとして指定を受けております道南の函館中央病院、道央の市立札幌病院、道北の旭川厚生病院、オホーツク圏域の北見赤十字病院、十勝の帯広厚生病院、釧路、根室圏域の釧路赤十字病院、これら第3次医療圏域の6病院においてNICUが設置され、このほかには北大、札幌医大及び旭川医大の各大学病院にNICUが設置されているところでもあります。当院を含めまして5つの病院が現在北海道から地域周産期センター病院とされておりますが、これらの病院につきましてはNICUが設置されておられません。

NICUが設置されていない状況での当院の対応について御説明申し上げます。当院には、正式なNICUはございませんが、未熟児室に2ベッド、その相当部分といえますか、そういったベッドがございます。妊婦さんの中で超低出生体重児あるいは低出生体重児のお子さんが生まれそうな場合につきましては、旭川医大もしくは旭川厚生病院に母体を搬送しまして出産、NICUに収容するようになっており、そのようなケースは年間10件程度になってございます。受け入れ先のベッドがふさがっていて受け入れることが難しいような場合につきましては、当院で帝王切開などの措置をとりまして、子供だけにつきましてはドクターカーで送るという方法をとっております。ただ、そのようなケースは年間に1件程度あるかどうかという状況でございます。例えば6カ月、7カ月くらいで出産してしまうような部分については、旭川厚生病院などをお願いしているところがございます。また、直近であります本年の11月における当病院の未熟児室の2ベッドにつきましては、稼働率は35%程度となっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、答弁をいただきましたから再質問をさせていただきますが、順不同になると思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

ごみの減量化について、先ほども申しましたが、一昨日東議員のほうからもありました。基本計画の中で全体的に17年度を基本にして10%削減ということとなっておりますけれども、先ほど答弁いただいた搬入量でいくと、そこそこというよりかなり減っているのかなというふうに思います。ただ、中身的にいうとどうしても家庭ごみよりも事業系のごみが率的に変わらないという状況だと思うのです。一昨日の東議員ではないのですが、リサイクルの問題もプラ等々含めてかなりあると。一方で、実は風連と名寄のごみの中身がそれだけでなくて生ごみ等々を含めてかなり多いという状況にあるわけでありまして、先ほど答弁された中身でいきますと事業者への周知も今後強く働きかけたいというふうに答弁ありましたけれども、私はもう少し強くチラシ等々も含めて作成をしながら、たしか三、四年前にもこのことで同じような質問をして理事者の答弁をいただいたのですけれども、そのことをしないといつまでたっても処分場が変わらないというか、差があるといってもそこが進まないというのが状況だろうと思うので、その辺についてもう少しきちとした指導のあり方についてやっていかないとだめだというふうに思いますので、もう少し細かいところでどういうふうに事業系のごみの削減に努めるのかについて、再度お聞かせを願いたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） お答えの前に1点訂正させていただきます。

先ほどのごみの答弁の中で、平成19年度の家庭系ごみの量につきましては、私のほうで552トンと申しましたけれども、525トンの誤りでございますので、改めて訂正させていただきます。

ただいま事業系のごみの部分の減量の関係についてお尋ねございましたけれども、先ほどもお答えいたしましたように、1つには事業者に出向き、お願いするということを考えているところでございますけれども、当面年度内に大型店を中心にした部分について直接私どもでお伺いをする中で、さまざまな要請をしまいたいとも考えておりますし、新年度に入りましてはそのほかの事業についても職員で計画的に回ることを今考えているところでございます。あわせてただいま御提言ありましたように、チラシの関係等も含めて事業系ごみのみならず家庭のごみにつきましても、この前もお答えしておりますように新年度に向けまして新たなハンドブックをつくるということでございますので、単につくって配るということだけでなく、出前講座とかを含めまして町内会なり老人クラブ等を含めて、待っているのではなくこちらから出かけていくような形もつくる中で、全体的なごみの減量化なりのPR、周知、リサイクル等も含めて取り組んでまいりたいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それはきちっと進めていただきたいと思いますというふうに思いますが、先ほど答弁の中で風連、名寄の最終処分場の中身が風連が3年、あるいは名寄については内淵については8年、9年延びるということで、これはよいことだなというふうに思いますが、総体的にいくとこれ17年度を基本にすると八十……何%くらいおっているのですか。20%以上下がっているのですか。そんな状況ですから、計画からするとそこそこいいのかなというふうに思いますが、ちょっと気になったことがありまして、これは後ほどでもいいのですが、実は計画書の中で、これは公にされていますから、数字がどうなのかというのは私もちょっと疑問なところなのですが、計画書の11ページの中で埋め立ての期間が示されています、名寄も風連も。その中で15ページには同じよう

に期間も入っているのですが、最終年度が1年違っているのです、両方とも。それはどういうことなのか。単なるミスプリントなのかどうなのか。ここでいう3年、8年延びたということでは、中身的にこの数字が動くものでもないのですけれども、そんなところも含めてあれば、後ほど答弁をいただきたいというふうに思います。

ごみの減量化については、3Rももう少し強く努めてもらいたいというふうに思いますし、私は年に2回なり3回ほど風連と名寄のそれぞれの処分場行きますけれども、本当に分別の違いというのは大きいのです。風連は、この1年間、2年ほどになりますか、家庭系のごみというか、が持ち込まれて、非常に満杯度も大きくなってきているという状況でありますから、今定例会で出されたような中身になったのだらうと思いますが、もう少しきちっと、一番厳しいというか、私が朝散歩しているときに気になるのが自衛隊の宿舎があります。最近ちょっとよくなってきたのですが、あそこにアパートに個人ではなくて集団で出すあれがありますが、それが実は収集しないと。していないという中身が何回かございました。よくよく見ると、分別が悪いということで収集されていないのです。3年ほど前のときも実はそういう集団で置く場所の分別のあり方についても求めましたけれども、そういうところのいわば転勤族と言ったら怒られますけれども、数年で移動される方の指導についても一昨日の答弁ではきちっと来たときに指導するとは言っていましたけれども、もう少しやっぱり指導をきちっとしていかないといけないのかなというふうに思いますので、そんなところの対策もお願いをしたいというふうに思います。

次に、犯罪抑制対策、抑止対策の扱いですが、それぞれ犯罪に対しては警察を中心にして防犯協会等々含めて連携を図りながらやっているのだらうと思うのです。先ほど答弁もありましたように、安心会議あるいは町内会等と連携を図ってという

ところで、一生懸命地域の皆さんが努力をしながら、機関や地域と連携を図ってやってきているだろうと思うのです。そこで、一番気になるのが青色回転灯の扱いです。いわば今19台あるのですけれども、これが横のつながり一切ないというふうに聞いているのです。なぜこのことを言うかという、南小学校の児童のいたずらや豊西のも実は下校時が多いのです、時間帯が。それは、登校時は皆さん同じような時間帯で行きますからいいのですが、下校時は学年によって、学級によって全部違う。ばらばらだと。そして、ましてや少子化の中でたくさん一遍に下校しないという状況ですから、そんな時間帯のパトロールがきちっとできないのかどうなのかというのが気になっているところなのです。防犯協会等々については、横のつながり持ってそれぞれやっていますけれども、青色回転灯の扱いについてはあくまでもボランティアということでしょう。警察の承認を得て青色回転灯つけて、横にパトロールのマグネットをつけてということですから、これは強制的なものも何もできないというのがあるのですけれども、しかしでき得れば横のつながりを持たすための協議会的なものもつくって、一定程度年間、2年、3年たつと犯罪がどの辺で起きるかというのは大体わかると思うのです、子供のいたずらに対しては。そういう協議会的なものも私は作るべきではないかというふうに思いますが、先ほどの質問も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 青色回転灯の関係につきましては、それぞれ各団体が独自の内容で活動をしておりまして、日中等にお仕事等で余裕のできた時間、あるいは業務終了後ということ、特に小学校の登下校時間を中心にボランティアという形で議員お話しのとおりパトロールを実施しているのが現状でございますので、出勤日、時間等を決めて一斉にパトロールを実施するというのは大変困難な部分もあろうかと考えておりま

す。ただ、ことしの4月に実施いたしました先ほどありました子どもふれあい見守り隊の出発式などに当たりましたは、市の該当車両等と一緒にパトロールをしたというような経緯もございますので、今後さまざまな機会をとらえながら、連携する方法を模索してまいりたいとも考えておりますので、御理解を賜りたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） ごみの年数のは後でいただきますが、時間もありませんので、質問をかえたいと思います。

病院のNICUの扱いについては承知をいたしました。もう一つ、母体、胎児集中治療室というのも実は道内で何カ所かあるのだろうと思いますが、NICUは名寄はないと。そして、これがないということはMFICUもないということだと思っております。特に近年高齢出産という方がふえている。名寄はどうかわかりませんが、ふえてきている状況の中で、このMFICUの扱われ方というのですか、名寄であれば件数と指導のあり方、転院の問題等々含めてあると思っておりますから、そんなところがあれば教えていただきたいし、名寄市立総合病院におけるNICUの設置について、ドクターも含めてかなりのスタッフの数が必要でありますから、病院もかなり厳しいという状況で、きのう、おとといとそういう議論もされてきたけれども、今後そのような形で設置を考えているのかどうかも含めて御答弁をお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） MFICU、いわゆる合併症妊婦などハイリスク妊婦や切迫流産の可能性の高い妊婦などに対応する、いわゆる産科のICUだというふうに思っております。母体と胎児と一緒に入るというような個室の状況のような形で、かなりレベルの高い部分になると思っております。北海道では、総合周産期センターによる指定が2カ所されているだけでございます。先ほど申しました6カ所のうちすべてにあるとい

うような状況でもなくて、かなり厳しい状況になっているという状況にございます。そんな状況の中で、全国的にかなり少ないということもありますけれども、大事な部分であるということで、今後ふやすという計画も持っているようでございますけれども、昨日も病院の実情をお話をさせていただきましたように、なかなかハードルが高いもので、先ほど議員もおっしゃいましたようにドクターとナースの確保がかなり難しいといった面から、現在のところ予定はしておりません。また、名寄から搬送させていただいたというケースもございません。

以上でございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 厳しいということで、NICUもそういう意味では旭川の言うところ、道北的に言うと16床でいいところ18床あるということですから、ただNICUも1カ月、2カ月で出るということが珍しくて、長い人ですと、子供ですと7カ月、8カ月ということですから、そういう状況も踏まえながら、できる限りの努力もお願いをしたい。ただ、名寄は未熟児の扱いで2床ありますから、そこで対応できる範囲は対応していただくことで努力もお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、野外の球場の扱いであります。時間もありませんから端的に質問させていただきますが、実はなぜこのことを質問したかということ、最近スポーツトラクターというのが導入されているところがあるやに聞いています。これ金額が張るものですから大変なのですが、本体だけではグラウンド整備できなくて、芝も何も刈れるという、そういう機械なのですけれども、その導入について、厳しいからどうなのかということではなくて、実は大会前に必ず協会の役員が整備し直すのです、グラウンドも野球場もソフトボール場も。そういうときにやっぱり協会の役員も高齢化が進んでいて大変だという話も聞くところです。その

ことが教育委員会に伝わっているかどうかは別にしても、そんなところもあるものですから、ではこのスポーツトラクターの導入、いわば野球場だけでなくほかの違う所管のところも使える中身ですから、アタッチメントかえれば芝生も刈れるという状況です。たまたま健康の森のサッカー場で、実は肥料の散布見ていまして、振興公社が肥料の散布やっているなどと思ってよくよく聞いたら、ゴルフ場からその機械を借りているということだそうでありまして、単で持つのは厳しいのかもしれないので、それぞれ使える範囲、どこでも使えるような、そういう機械を導入してはどうなのかということ、またこれ違う機会に議論をさせていただきたいと思いますので、頭の中にだけ入れていただければというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、道路整備の扱いであります。バリアフリー化について、必ずしもバリアフリー化だけでなく道路整備に係って一緒にやるというのが中身ですけれども、気になったのが近年乳母車と言ったらたたかれるのですが、手押し車で散歩をされたり、買い物に行かれる高齢者が非常にふえてきています。これは、バリアフリー化だけでなく植樹柵の扱いも同じことが言えるのです。歩道に、先ほど答弁の中で根が張って歩道が上がったりということもあって、植樹柵、実は私何ぼか調べさせていただきました。それで、一番ひどいの北2丁目の東3条から国道までの間で、柵が約100ぐらいあります。大なり小なりですが、大小ありますけれども、約半数が崩壊をしているのか、壊れているのです。中には縁石が道路側に出ているということもありまして、バリアフリー化を片方でやっている割には植樹柵の扱いがこのごろ全然直っていないと。平成15年の第3定でも私この問題やりました。そのときに当時の部長がこういう答弁をしているのです。研究をさせていただきたいということで、もう3年もたちました。研究成果についてお聞きをしたいのであ

りますが、このときの後ほどの中で、実はある先輩議員が理事者が研究だとか勉強と言うのは何もやらぬことだというふうに、そういう先輩がおりまして、それはどういうことなのかと。言葉だけで、今回の定例会でも同じように研究するとか勉強すると言われてはいますが、それはやらないことだとしたら、初めからできませんというふうに言わないと、ましてやライブでやっているわけですから、一般市民はやってくれるのだなというふうに思うのではないですか。答弁のあり方についても今後気をつけてもらわないと困るというふうに私思いますが、まず答弁をお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 大変申しわけありませんけれども、私のほうからも少し、1点だけさきの答弁でありましたので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど視覚障害者誘導用ブロックに関する設置で、平成60年度からと申し上げましたけれども、昭和の間違いですので、改めて訂正させていただきます。

それと、今おっしゃられた植樹柵の件でありませうけれども、北2丁目の植樹柵のことだというふうに思います。今東の部分では、東12区からも要請がございまして、来年度から現地を調査しながら、実はあの区域も含めて先ほども答弁で申し上げましたけれども、伐採している木がございまして、その伐採木が根が張りまして非常に植樹柵を傷めている状況にございまして、それも含めて東12区の部分では調査をして、来年度以降改修をしたいというふうに考えています。

それとあと、残りの4条から大通ぐらいですか、その部分は私のほうもちょっと承知をしないと云ったら、また3年前の答弁もありますからしかられますけれども、現地、あそこはたしかハルニレが植えられている部分でございまして、枝が落ちて自転車パンクしたという苦情もよく聞いていますので、それも含めて柵がどの程度傷んでいる

かどうか、私もちょっと大変申しわけないのですが、承知をしていませんので、雪解け次第調べまして、だめな部分は早急に対応したいというふうに考えていますので、これは研究とか検討でなくてやりますので、申しわけございませんが、そう答弁させていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） やりますということで、町内会からも要請あったということだそうですから、それはやっていただきたいというふうに思いますが、今回調べてほとんどのところ、一応柵の数だとか植樹木の数だとか調べさせていただきました。実は、これ調べたときに気になったのが木の種類と植樹柵の大きさによって柵の壊れ方が違うのです。北2丁目は柵小さいですから、壊れ方が大きいということだと思っております。なぜ木の種類かということ、木の種類によって根が上に張るものと下に入っていくものと両方ありまして、これが非常に植樹する扱いでは難しい問題だと思っております。景観も考えるといういろいろあるのしょうけれども、それはもう少し勉強をしていただきたいというふうに思います。

最後になろうかと思いますが、実は今月に入っている行っていないのですが、16線、豊栄川のところに、プールから16線に橋がかかっています。みなみっこ橋です。あれの道路側は、16線側はさくがあるのですけれども、あのスロープに、今つけたのかもしれないけれども、川側になかったような気がします。非常に危険度もあるので、それは名寄の市の事業ではないのですけれども、道の事業ですから道に要請もしているのかわかりませんが、して、さくの取りつけも求めておきたいと思えますし、中身的に今後あのさくがきちっとできるというのなら、それはそれでいいのですが、答弁を求めると、最後に市長に先ほど言った研究あるいは勉強の答弁のあり方についてどう思っているのか求めて、私の質問を終わります。

○副議長（熊谷吉正議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 私ども市民からいろいろなまちづくりに対する要望等もいただくわけですが、実行できないのは財源がないということに尽きるわけです。しかし、財源がなくてできないというのはまことに私ども執行側にしては脳のない話でして、したがって知恵を生み出すために研究をさせていただくとか、あるいは他の事業との優先順位をつけるということで検討させていただくと、このような答弁をさせていただいておまして、どのような先輩議員からお伺いしたかわかりませんが、決してしないというふうを受けとめて指導いただいていたというのは間違いであると、このように思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今御質問の16線のみなみっこ橋の取り付け道路の件であります。実は、みなみっこ橋から西側については市のほうでさくを設置しまして、東側については土現のほうでさせていただきました。残っている部分、スロープの部分は今北海道のほうで段取りに入っているという確認をとっておりますので、近々つくというふうに思っています。よろしく御理解いただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 申しわけありません。先ほどの御指摘の関係でございますけれども、1つは廃棄物の処理基本計画書の数字の関係でございます。今確認いたしましたけれども、それぞれ内淵、風連処分場の埋め立て期間の関係でのお尋ねだと思います。今見た限りでは、11ページに記載のとおりだと思いますので、15ページの部分についてはちょっと年数間違ったのではないかと思いますので、後ほど確認をいたしまして改めてお知らせをしたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

それから、具体的にごみの搬出方法の部分で御指摘を受けた部分につきましても、転入者の関係に

つきましては個別窓口で御指導しているということで御理解賜っておりますけれども、そういった部分で具体的に町内会特定されてお話しございましたけれども、私どもといたしましても今後収集業者等との意見交換も行う中から、そういった部分なりも確認する中で対処してまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で竹中議員の質問を終わります。

臨時職員の勤務の現状と今後のあり方について外3件を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 熊谷副議長から御指名をいただきましたので、通告順に従い質問をいたします。

臨時職員の職務の現状と今後のあり方について御質問をいたします。市長部局を初め、市教育委員会や市立病院、保育所、福祉施設等には相当数の臨時職員が勤務し、市民の福祉向上のため日夜御尽力をいただいております。さて、団塊の世代による大量退職の時代を迎え、本市においても今後多くの職員の方々が職場を去っていきます。しかし、正職員の定員適正化計画との関係から、正職員が退職しても同数を補充することは困難なため、仕事の量が減らない限りその分臨時職員に頼らざるを得ないわけではありますが、このことについてどのような御認識をお持ちなのかについて、まずお伺いをいたします。

旧風連町は、職員定数の関係から正職員数をふやせないため、臨時職員を雇用し、正職員と同じ業務を担当してきましたが、旧名寄市は正職員の補助員として雇用してきた経過があり、臨時職員に対する考え方に違いがありました。合併に伴い、旧名寄市の基準に合わせるべく統一して3年になり、矛盾点も多々存在しているものと思われませんが、この点についてどのような御認識をお持ちなのかお伺いをいたします。

次に、臨時職員の中にも病院や福祉施設など正職員と同様の業務を行っている人、正職員の補助

的な業務を行っている人などさまざまな雇用形態がありますが、賃金、有給休暇などの処遇について事業所ごとに違いがあります。指定管理者に委託している業務も含め、市教育委員会や市立病院など各任命権者ごとに決めているのか、あるいは市長部局に準じて決めているのか、現況についての御見解をお示し願います。

数多く在籍している臨時職員について、雇用期間を6カ月と定め、雇用しなければならないことは理解いたしますが、臨時職員の中には賃金のみで生計を立てている人も少なくないと思われます。臨時職員の賃金について現在何を基準として定めているのかお答えください。

最後に、正職員と同様な業務を行っている臨時職員の名称について、大学においては助教授から准教授に変更になっているということから、準職員として統一できないかについてもお尋ねをいたします。

2点目といたしまして、裁判員制度の周知と対応についてお尋ねをいたします。裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める制度で、平成21年5月21日からスタートします。国民から選ばれた6人の裁判員と3人の裁判官が殺人、傷害致死、強盗致死傷、放火などの重大な犯罪の裁判を行うもので、国民がそれぞれの知識や経験を生かし、裁判官と一緒に裁判することにより、国民の裁判への理解と信頼が深まり、国民にわかりやすい裁判が実現されることが期待され、地方の歴史に新たなページを開く画期的な改革とされています。先月の11月28日から裁判員候補者に選ばれることを知らせる裁判員名簿記載通知書の発送が始まり、半年後の施行を前に戸惑いや重圧を感じる人、参加に意欲を示す人など、思いもよらない通知にさまざまな表情を見せているようであります。旭川地方裁判所所轄の名簿記載者数では、名寄市から61人が割り当てられており、制度が開始し

ようとしている今市として制度の周知を初め裁判員候補者に対する、例えば保育、介護など日常生活をサポートする体制をどのように整えるのか、市としての対応についてお伺いをいたします。

3点目といたしまして、風連東地区運動広場パークゴルフ場の整備についてお伺いをいたします。風連東地区運動広場は、風連市街地、JR宗谷本線風連駅の東側に位置し、B&G海洋センター、農村環境改善センター、プール、テニスコート、ゲートボール場が一体的に整備されており、旧風連町時代にいわゆる体育ゾーンとしての位置づけがなされたところであります。平成12年、その体育ゾーンの各施設として描いていた陸上競技場予定地に体育協会の理解を得て、9ホールのグラウンドゴルフ場として造成されたのが現在の風連東地区運動広場パークゴルフ場であります。以来8年間にわたり風連パークゴルフ愛好会、会員130人の皆様を中心となって、草刈り、散水、コースの整備にと文字どおりの手弁当の労働奉仕が繰り返されてきたところであります。さらには、その間町内企業から大量の土の御提供があり、それを会員所有のトラクターで運搬、整地をし、さらには9つあった池を埋め立てをしたりと愛好会会員の皆様が初め多くの方々のボランティアの結果、当初はグラウンドゴルフ場として造成されていたため、ビリが敷き詰められていたコースも次第にパークゴルフ場としてのていを整えつつある現況であります。しかし、もともと東地区運動広場の土質は強グライ土で極めてかたく、水はけが悪い土壌から成り、芝の生育、排水性、そのいずれをとっても甚だしく芳しくなく、加えて愛好会会員の高齢化により労働奉仕についてもかつてのようには思うに任せずというところもありで、これ以上の愛好会によるゴルフ場の維持管理に困難を来している現状にあり、せめて市によるコース上の芝の整備、暗渠による排水改善を望むものであります。風連町パークゴルフ愛好会による東運動広場パークゴルフ場に対する今日までのかかわ

り合いは、まさに市民と行政との協働の典型であり、象徴であります。市民が流した汗を市は優しくふき取り、新しいタオルをさりげなく渡す、そんな絵図をこれからも眺めていきたいものであります。心からそう願ってやみません。

最後に、4点目といたしまして、風連高校校舎の風連中学校移管に係る改修工事についてお尋ねをいたします。昭和39年4月11日夜11時半ごろ、2線校舎2階南側教室から出火して1線、2線、3線の各校舎を焼失、応急対策として15学級を12学級に縮小し、東風連、旭並びに市街地の一部と3年生全員を風連小学校に、下多寄並びに市街地生徒を下多寄小学校に入れる。4月15日から授業を開始。昭和42年4月20日発行の風連町史には、防火壁と集合煙筒だけを残して無残にも焼け落ちた風連中学校と直後の様子とがこのように記録されています。あの日から44年の歳月が流れ、その間幾度かの改築問題が浮上はしつつも、日の目を見ることなく今日に至っていることは御承知のとおりであります。一方、昭和25年、名寄農業高等学校風連分校として設置された風連高等学校は、昭和39年3月に道立移管、昭和60年から現在ある校舎の改築が始まり、昭和62年には全面落成を見て今日を迎えております。その間小規模ながら小規模ならではの面倒見のよさときめ細かな教育活動を特徴とし、子供たちそれぞれの夢の実現に努力と実績とを残してきたところであり、しかし、志望生徒の減少にはいかんとも抗しがたく、まことに残念ながら多くの人々に惜しまれながら、平成21年度で閉校することが決定し、現風連高等学校校長、外川藤博先生の「最後まで光る風に」を合い言葉に平成22年2月20日の閉校式に向けての諸準備が鋭意進められているところであります。築23年を経た風連高等学校の校舎は、歴代の先生方、生徒により大切に維持管理、使用されたことがうかがい知れる高次の、高い次元の程度を維持しており、このことに大いなる敬意を表するところであります。

す。その風連高等学校校舎が平成22年4月から風連中学校として市に移管され、使用されることが決定しており、新生風連中学校として新たな出発が期待されているところであります。その新たな旅立ちに当たり、風連中学校校舎としてのイメージをどのように想像し、あらたかな校舎としての改修をどのように進めていくのかについてお尋ねをいたします。

また、平成22年4月までの間、子供たち、保護者の方が新しい校舎を知る、あるいは親しむための、例えば校舎見学会的企画をお考えがあるのかどうかについてもお伺いをいたします。

以上でこの場からの質問を終わります。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま佐藤勝議員から大きな項目で4つの質問をいただきました。1項目め、2項目めは私のほうから、3項目め、4項目めは教育部長からの答弁となります。

それでは、1項目めの臨時職員の勤務の現状と今後のあり方についてお答えします。今後5年間で100名の職員が定年退職をいたします。団塊の世代の大量退職という側面と合併による組織の肥大化という状況を持っております。現在行財政改革の取り組みの中で組織機構の見直しを行っているところであり、合併によって肥大化した組織機構のスリム化、職員の減員を進めております。それに伴ってすべてに臨時職員を配置するという考え方を持っておりません。しかしながら、議員御指摘のとおり臨時職員のウエートは高くなってくるものと思っております。臨時職員の必要部署を精査し、職員の指示、指揮のもと、指導のもと業務がスムーズに実施できる体制を整えてまいります。

原則臨時職員、嘱託職員は、期間に定めがある業務や職員の補助的な業務に採用しております。特に現場においては、作業的、労務的業務を臨時職員に依存している状況です。職員と臨時職員の業務の内容、責任の範囲を明確にし、業務を進め

てまいります。

臨時職員の賃金等につきましては、名寄市臨時職員取扱要綱で定めています。賃金の基準につきましては、職員との均衡を考慮し、さらにいわゆる1号職員から6号職員に区分される職種に応じて定めています。臨時保育士については、資格の有無、臨時看護師、栄養士については資格の内容により区分を設けております。

一部事業所、農協等では、準職員という名称を使用していることは承知しております。臨時職員は、基本的には現場等での技能労務的な職、または事務等の補助等に携わるものと嘱託職員と呼ばれる非常勤職員があります。非常勤職員には、附属機関の委員及び専門委員も含まれるので、区別するために嘱託職員と表しますが、職員より短時間勤務で特殊専門的な業務をするものとしております。他の自治体においても臨時職員について別の名称を使用しているところはありません。当市においても今後名称について変更する予定はありません。

先ほど申し上げましたとおり、保育士、看護師等で資格の内容で賃金区分を設けて運用をしています。原則臨時職員は1年雇用と定められています。継続する場合は、雇用調整等を行い、賃金の決定はあくまでも1年雇用を基準と定め、一定の経験、生活水準の維持等を考慮し、要綱で細かく規定をしております。臨時職員、嘱託職員とも業務内容、勤務時間等を勘案し、賃金を決定しております。

次に、裁判員制度の周知と対応について答弁いたします。裁判員制度は、国民が裁判に参加することにより国民の視点、感覚が裁判の内容に反映されることにより、裁判が身近になり、司法に対する理解と信頼が深まるとともに、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、よりよい社会への第一歩となることが期待され、6人の裁判員と3人の裁判官が刑事裁判に立ち会い、有罪か無罪かを判断する制度で、来年の5月21日に

全国60カ所で始まることとなります。候補者は、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで選び、この報告に基づき候補者名簿を作成します。全国で29万5,027人で、うち道内4地裁管内では札幌6,100人、旭川と函館が各1,500人、釧路1,200人の合計1万300人となります。名寄市においては、旭川地方裁判所から8月21日付で61人の割り当てがありましたので、9月25日付で報告いたしました。これらの候補者に対し、11月28日付で全国一斉に通知書が発送され、通知書が届いた人からの問い合わせが29日の初日には約870件、2日目には4.5倍の3,890件、2日合わせて4,760件があり、そのうち2,330件が辞退に関するものだったようです。

1つ目の御質問の市民周知につきましては、旭川裁判所からポスターやチラシ等が送付されますので、公共施設等に配布するとともに、内容により広報なよろで市民に周知を行っております。昨年の8月号には、「市民が参加する裁判員模擬裁判のお知らせ」、先月の11月号では「11月下旬～12月上旬 裁判員候補者に名簿記載通知が届きます」を掲載し、市民に周知いたしました。また、市民や町内会などからこの制度について問い合わせや出前講座などの要望がありましたら、担当者を派遣していただくなどの要請を裁判所に行ってまいりたいと考えております。

2つ目の裁判員に対する支援策、サポートにつきましては、名寄市職員が裁判員になった場合、率先して参加できるよう名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の別表第2を一部改正し、特別休暇扱いとするよう5月までに規則改正を行う予定でいます。財団法人労務行政研究所の調査によりますと、民間企業で裁判員休暇などを既に決めている企業は47%となっておりますが、名寄の状況とは異なると思いますので、周知の際にはこれらも踏まえてPRを行ってまいりたいと考えております。今回の制度は、国の仕事

だから国がやればよいというようなことではなく、市民にとって必要なことを周知するという観点に立ち、旭川地方裁判所及び旭川地方検察庁とも連携をとりながら、限りある広報紙面等を有効に活用しながら、コンパクトでタイムリーなお知らせを心がけ、市民に周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、具体的なサポート体制につきましては、12月5日に新聞報道で最高裁は全国60カ所の裁判所がある市と区すべて、周辺の市区町村の住民が裁判員になる場合も含めて保育所で預かるよう方針を決めました。名寄市としましては、市内保育所においては一時保育の枠の中で受け入れ態勢を整え、対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の3と4についてお答えをいたします。

初めに、パークゴルフ場の整備についてでございます。現在風連東地区運動広場には、9ホールの芝コースと18ホールの簡易コース、合わせて2コース、計27ホールのパークゴルフ場がございます。風連地区市街に近いので、徒歩あるいは自転車で行くことができますので、多くの風連地区市民に御利用をいただいているところであります。このうち簡易コースについては、主に愛好会の方々が自分たちの手で整備をしてきた状況にあると伺っておりますことから、十分なコースとは言えないことも承知してございます。東地区運動広場のパークゴルフ場については、以前旧ゲートボール場を改良整備して9ホールを造成してはどうかとの御意見、要望がありました。こうした御意見がある中で天塩川河川敷にパークゴルフ場が造成されていまして、河川敷ゴルフ場での利用の状況を見ながら検討していくこととなったところであります。新総合計画の策定に当たっては、こうした経過を踏まえながら、前期計画の22年度に東地区運動広場の整備として、旧ゲートボー

ル場の改修整備とテニスコートの改修を計画し、簡易コース改修については後期計画として位置づけしたところであります。今年度の総合計画ローリングに当たって、事前に愛好会の方々の意向をお聞きしたところ、旧ゲートボール場の改修整備については望んでいなく、簡易コース改修を希望していることがわかりました。しかし、風連地区のパークゴルフ愛好者の総意であるのかなど協会を通して確認することも必要だと考えていますので、旧ゲートボール場の改修整備を必要としないことが確認できれば、後期計画に位置づけした簡易コース改修を前倒して前期計画に位置づけすることを想定してございます。整備に当たってはどのような形がよいのか、芝コースの9ホールと連動した使用が想定されますので、関係の方々と十分協議しながら進めていきたいと考えております。

2点目の今後の管理についてお答えをいたします。現在風連東地区パークゴルフ場の管理については、主に風連パークゴルフ愛好会の自主管理で運営しているところですが、会員の方々が御高齢になってきており、コースを管理することが年々難しい状況にあることも認識しております。しかしながら、現在整備している天塩川河川敷パークゴルフ場の利用のあり方、受益者負担とも関連しますので、整備の方法も含めて管理のあり方を検討しなければなりません。今後の管理につきましては、自分たちでできる範囲を愛好会の方々にお願いすることを基本として想定していますが、現在利用されている名寄地区の名寄川河川敷パークゴルフ場や天塩川河川敷のグラウンドゴルフ場の管理のあり方なども比較し、検討しなければならないと考えているところです。

次に、大きな項目の4、風連高校校舎の風連中学校移転に係る改修工事についてお答えをいたします。初めに、改修工事と金額についてお尋ねがありました。1日目の田中議員への答弁と内容が重複する部分がありますが、御理解願いたいというふうに思います。本年4月から北海道教育委員

会と転用に関する協議を進めさせていただいております。道教委の基本的な考え方は、転用を前提として作業を進めてよいこと、本格的な協議は平成21年度に予定され、当面道教委、風連高校、名寄市教育委員会の3者は連絡調整を図ることとしております。転用に関して高等学校と中学校の教育課程の相違から、中学校の学校運営や学習指導に支障を来さないよう校舎などの改修を行う必要があります、風連中学校の教職員の皆さんと協議を始めているところであります。想定される主な改修内容は、技術教室や美術教室などの特別教室の設置、特別支援教育のための教室の設置、生徒用トイレや生徒玄関などのバリアフリー化、職員室や事務室などの改修、教育用コンピューターなどの機器の移設、格技場の耐震補強などが想定されているところであります。また、屋外のグラウンドやテニスコートの補修も必要と思われます。これら改修に要する費用は、新名寄市総合計画の実施計画に風連中学校整備事業として新規掲載し、事業費を約9,000万円と試算しております。なお、この試算はいまだ詳細な実施設計が完成していないため、文科省が示す建築単価及び改修単価などに試算したものでございます。また、外壁などの補修につきましては、今後の実態調査を経て検討してまいりたいと考えてございます。

次に、風連中学校の移転と施設の改修などに関する進め方についてであります。風連中学校教職員、風連中学校PTAや校区小学校PTA代表などによる（仮称）風連中学校移転準備委員会を設置し、改修等の基本プランのたたき台をお示しをして、これを練り上げていただき、実施設計に着手してまいりたいと考えております。新たな風連中学校のイメージなどについてもこの移転準備委員会の中で御議論いただきたいというふうに考えております。また、風連高校におかれましては、風連中学校の移転について深く御理解を賜り、御協力をいただいているところであります。今後も連携を密にして取り組んでいきたいというふうに

思っております。

次に、校舎見学会などの実施についてお答えをいたします。保護者の皆さんに対しては、本年4月以降の経過について説明会と風連高校の学校施設の見学会を去る8月11日に実施させていただきました。風連中学校PTAと風連中学校校区の各小学校PTAの役員の皆さん16名、各校教職員8名の方々の御参加をいただきました。今後も風連高校の御協力をいただき、必要に応じて移転準備会などによる見学を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） それぞれ御答弁をいただきました。改めて再質問をさせていただきます。

初めに、臨時職員の関係について再質問いたします。今後5年間、19年から23年の間に100人、私の持っている資料では99名の職員の方が退職されるということで、それに一方、同じ19年度から23年度においては新規採用が31名ということで、一般行政職に対する定員の数字も19年度の378人から23年には325人に減るということですので、仕事の量は今の時代の流れでございますので、ふえることはあっても減ることはないという時代の趨勢でございますので、その間を埋めるのはやはり臨時職員の皆様だというふうに考えておりますし、ただいまの御答弁でもそのとおりだったということで、今後臨時職員の皆さんの位置づけをどういうふうにしていくかと。それは、待遇、賃金も含めてであります。大きな問題になってくるものというふうに考えられます。そんな中で私が今回この問題を考えたときに一番わからないところが先ほど答弁にもありましたけれども、嘱託職員と臨時職員の境というのが専門職、専門性を有するとか、あるいは期間の問題だとかということで、一応の区切りはあるようではあります。20年度の予算説明書

の資料を開いてみても例えば臨時職員の中にも経験を必要とする保育士であるとか、栄養士であるとか、それから調理、介護、そういった方が入っていらっしゃるし、同じくやはり嘱託の中にも同じような専門性を有する方がずらっと記載をされているわけです。嘱託職員と、それから臨時職員の整理というのは、今後どのようにお考えなのか、まずこの点についてお答えを願います。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 臨時職員の関係につきましては、先ほども言いましたように最長1年間を雇用として、職員の補完的業務を対応させていただくという考えでいまして、結果的に清掃作業員、道路作業員、営繕作業員も含めて、結果として複数年使っている方につきましては雇用調整をさせていただいての雇用というふうに考えております。嘱託職員の関係につきましては、今言いましたように専門的な知識を有する人方について、職員の勤務時間よりも若干4分の3とかということの部分であったり、特殊な職員については職員と似たような勤務時間であっても専門性のより高いものということで、一定の区分分けをさせていただいて雇用しているのが実態です。現実見ますと、なかなかその部分が本来であれば職員で抱え込まなければならない部分も職員定数もありまして、臨時職員で対応させていただいているとか、特に現業職員の関係につきましては民間委託に出すか、もしくは臨時職員という形で使用させてもらっている実態もあります。

以上です。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 先日の議論の中にもありましたけれども、今の今後のあり方としてアウトソーシングというような考え方もあるかと思いますが、いずれにしても今現在専門性を有する臨時職員の方が多数いらっしゃるということで、このところは嘱託職員、それから臨時職員の整理とあわせて、それから賃金等についても非常に

ばらつきがあるということをしっかり見ていかなければいけないというふうに思います。例えば保育士の報酬額を見ましても、病院と、それから民生費に属する保育士の賃金には違いがありますし、それから栄養士についても違いがあるということで、私はなぜこの違いが出てくるのかまではこの場では問いませんが、なかなか外から見てわかりづらいというところがあるかと思えます。確かに先ほど質問の中にも賃金の基準はどうなのですかというようなことでお聞きをしているわけですが、それはやはり職員の方に準じてということなのでしょうけれども、今のそういった賃金が同じ専門性を有する保育士、あるいはこれは例えばですが、栄養士であっても違いが出ている。それから、もう一つ大きな問題として、これも賃金であります、極端に言うと昨日入った職員の方も、それから10年勤めている方も賃金は同じであるということは、これは先ほどの御答弁からもきちとした理由があつてのことなのでしょうけれども、生活の実感として、それから職場のあり方として、やはりだれもが疑問を感じるころだというふうに思います。やはりベテランの方は新人に通常の作業に加えて指導をしていくという立場も持っていらっしゃるでしょうし、逆に新人の方は手とり足とりで学んでいかなければいけないということで、しかしながら現場でのいただく報酬については全く差異がないということについて、高い安いの問題はこの場では議論しませんが、これはなかなか難しい問題だというふうに思いますが、今の2点いかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 一定程度生活できる賃金を保障するという部分では、1号職員の清掃作業員から5号職員の恒常的な臨時職員まで、これにつきましては加給賃金、いわゆる寒冷地手当の加給賃金、夏、冬に加給賃金も含めまして一定の国の職員の給料の号俸に見合いの形で格付をさせていただいて、その賃金を日額に割り返しき

せてもらった賃金体系を基準として持っておりまして、そういう形で一定の配慮はさせていただいているつもりはしております。ただ、あくまでも臨時職員の雇用関係につきましては原則1年がベースで、場合によっては毎年毎年人が変わることも想定する中での賃金体系と考えておりまして、結果として一人の方が3年も4年も長く使用している実態はありますけれども、基本的には1年の雇用ということで御理解を賜りたいというふうに思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 原則そういうことだというふうに思います。繰り返しになりますけれども、1号から4号、5号の方に関しては、そうは言いながら現場ではやはり長年お勤めいただいて、そして専門性を発揮していただいているというのが現場の実情ではないかというふうに思います。原則は原則として、一方で人件費の部分という非常に難しい問題があることは理解しながらも、やはり現場として抱えている問題にしっかり今後はますます臨時職員の皆さん、あるいは嘱託職員の皆さんのウエートが大きくなっていくことでございますので、今までの原理、原則でいくばかりではなく、現場をしっかり見据えた対応をしていかなければ今後特に現場においてはうまく機能していかなくなっていくというようなことも心配されますので、現場との話し合いをしっかりと進んでいくべきだというふうにこの場をおかりして申し上げておきます。

それから、もう一つ、具体的な問題を1つお聞きいたしますが、4月から介護報酬の引き上げが予定されておりますが、増収分として出てくるわけですが、先ほど申し上げましたとおり例えば専門性を有する、あるいは経験が必要、長くなればなるほどやはりその能力が発揮されるという分野に介護の現場があろうかと思っております。介護の現場に関しては、御案内のとおり非常に最近の低賃金によって定着率が悪いと。その結果、事故も多発

するというところであります。これは、やはり応分の報酬で長く働いていただいて、専門性を発揮していただくことが事故の低下にもつながりますし、すべての入所されている方にそういった恩恵をこうむるというふうに考えるわけですが、4月以降の介護報酬の引き上げによる増収分の使い道を本来これは人件費として国のほうでも考えていることだというふうに私は理解をしているわけですが、そのあたりの考え方がありましたら、お尋ねをいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 名寄の場合の介護職場におきましては、社会福祉事業団のほうで対応しておりまして、実態的には私が承知している範囲では、介護報酬で本来はホテルコストである建物の整備事業も含めて民間ベースでは行われていますが、名寄市の実態においてはホテルコスト分の施設整備を除いても8,000万円とか1億円近いような、一施設で超過負担をするような形、超過負担という言葉悪いですが、一般財源で支えている状況になっています。そういう部分で見ると、名寄市が関与する社会福祉事業団よりも民間ベースはもっともっと条件的にはきついのかなと、そういうふうには認識しております。その中で一定程度社会福祉事業団の賃金関係につきましても市から指定管理料という形でお金をお支払いしている関係もありまして、具体的な国から出てくる3%の介護報酬の引き上げとかということもあるのでありますが、内容を精査しまして、副市長が副理事長という形で最終的に賃金関係の相談させていただきまして、名寄市としてもそれらについては検討してまいりたいと考えます。現時点では、どういう配分になるかについてもまだ情報が私のほうに来ておりませんので、その辺については情報を得次第早急に新年度に向けて対応してまいりたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。病院

がそうであるように、やはり介護の現場もいかに職員の皆さんに専門性を発揮してもらおうかと。それから、定着していただくかというのがこれから長寿社会を迎えますますます求められるところでありますので、施設整備の部分は十分に理解をしながら、やはりそこで働くのは人、介護の現場はまさに医療現場と同じくマンパワーがすべての源になってくるといふふうに私は思っておりますので、4月からの分についてもしっかりとした職員の皆さんとの理解のもとに進んでいくべきだといふふうに考えておりますので、このことについてはまた後から川村幸栄議員のほうから出る可能性がありますので、この辺でとどめておきます。いずれにしても、各職場ごとに賃金あるいは有給休暇等のばらつきがあるということでございますので、これについてもやはりわかりやすく、しかも臨時職員の方が安心して生活を、生活給でございますので、送ることができるような話し合いのもとに対応していくべきだといふふうに考えております。

次の問題に移りますが、2つ目の裁判員制度の周知と対応についてということで、今まで3回ほどこの裁判員制度については広報を通して周知をしているということでございますので、大変積極的な早い取り組みだったといふふうに私も理解しております。ただし、何せこの国始まって以来、司法に私たち素人が参加していくという、3権のうち唯一閉ざされていた司法に私たち国民が参加していくという本当に歴史的な出来事が今始まろうとしているやさきでございますので、国のこととはいいながら、答弁にもありましたとおり自治体としてしっかりと市民の皆さんに制度の内容を知っていただくということが大事ななといふふうに思うわけでありますので、今までやはりどっちかという断片的に情報が出されてきたのかなといふふうに私は見ております。私たちの会派で安芸高田市というところ、広島県ですが、これは一つの例として私もたまたま目にとまったものです

から、11月号の広報を開くという形で一面に裁判員制度、5月21日からスタートしますということで特集を組んでいます。例えばこのようなことで、やはり裁判員制度の形がコンパクトに一目でわかるということをぜひ私たち市民に向けて取り組んでいただきたいということであります。

それから、先ほど保育に関しては、取り組み、それから休暇等についてもありましたけれども、今先ほど申し上げましたとおり介護の問題がどの家庭でも非常に大きな問題としてふえてきているわけですが、介護についての御認識について再度お聞きをいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 介護につきましても保育と同じように一時的な預かりがないと対応が難しいと思っております、これにつきましてはショートステイのあき状況にもよるのですが、現時点では必ずしもショートステイは満杯でないといふふうに認識しております、ショートステイを活用した形での対応を考えています。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。だれに来るかわからない。1年ごとの更新でありますので、だれしものが抱えている問題、抱えなければいけない制度でありますので、その都度問題が発生してきましたら、窓口等も市民の皆さんにしっかりとわかるようなことで対応していくべきだといふふうに考えております。

それから、次の東地区の運動広場パークゴルフ場の問題であります、これは御答弁にありましたとおりかつての一般質問で出た部分と、それから実際運動広場を活用されている方、愛好会の皆さんも含めて考え方にずれがあったということでもあります。しかしながら、いずれにしてもこの8年間愛好会の方が本当に手弁当どころかみずから1台、2台ならずとも10台以上の刈り払い機を会員の皆さんが持ち込んで、ラフの刈り取りですとか、それから先ほど申し上げましたとおり

トラクターによる整地、土入れ等を実施してきて、非常に愛着を持って今日まで使用してきたというよりは育ててきたゴルフ場だというふうに私は理解をしております。ですから、愛好会の皆さん、それからあのパークゴルフ場を利活用されている方の流した汗がしっかりと報われるような受けとめ方を委員会側はしていただきたいということでもあります。部長の御答弁にもありましたとおり、愛好家の皆さんもみずからやれるところは当然これからも行っていくし、なかなか難しいところはやはり市のほうで何とかお願いしたいというふうな、そういうことだというふうに思いますので、前期計画の22年にも入っておりますが、積極的なメッセージを関係者の皆さんに教育長のほうから送っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま佐藤議員のほうから風連東地区の運動広場にかかる同好会とか、それから地域の皆様の熱い思いをいろいろ聞かせていただきました。まさにあの地域は体育ゾーンといえますか、景観もよく、本当に自転車で気軽に来られる、そういうところに位置しているということをよく理解しております。パークゴルフ場ということに限定して考えますと、議員も御案内のとおり天塩川河川敷等の大造成によりまして一定程度の需要を生み出している、こんなふうに考えられるところではありますが、運動広場として主として何ができるか、こういうことも視野に入れながら、今後引き続きまた地域の方あるいは関係団体の方とも十分な話し合いをしてみたいなど、こんなふうに考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今教育長の御答弁にもありましたとおり、まずやはり関係者の方としっかりと対話をするということから始まるのが原則かなというふうに思います。先ほどの御答弁では、後期計画を前倒しし、あるいは見直しをし

ながらというようなことにも言及をされておりますので、ゲートボール場をパークゴルフ場化すると非常に敷地的にも窮屈、狭い部分でありますので、十分な9ホールが造成されるというふうには専門家の方が見ても考えられないということでもありますし、加えてあいった土壌を基本的に新たに造成していくとなると金額的にもかなりのものが予想されるということでもあります。一方、従来使用してきた18ホールのパークゴルフ場につきましては、一定程度のコースはでき上がっていると。ですから、そのコース上の整備を排水も含めて市として近い年度のうちにお願いできないかということでもありますので、決してこれは無理なお話でもないと思いますし、それから先ほどもお話ありましたとおり、名寄市内の河川敷の2つのコース、あの先駆的な取り組みを見ながら、取り入れながら風連地区の新たな自主管理のコースとして早期の整備を求めるものであります。

最後に、風連中学校の部分に触れさせていただきましたが、これは田中議員のほうからも質問がなされておりますので、今のところ特別教室等を含めて整備をしていくというふうなお話なのですが、私が日々出入りして思うことは、イメージということにこだわるのですが、イメージというのはあってなきがごとし、非常につかみどころのないものなのではあります、やはり第一印象というのは人もそうですけれども、学校においては特に大事だと。名寄市内を例えば見てみると、多くの小学校に塔が建っておりますが、あれを見ると遠くから見てもあそこに小学校があるのだというようなことがわかるのがシンボルであり、イメージだというふうに思うわけです。私は、決して塔を建てろと言っているのではなくて、例えば外壁の色一つにしても、今の風連高等学校の外壁の色というのはブラウン系で非常に落ちつきのある、やっぱり高校だなという重厚感のある彩りになっておりますが、中学生はもっと若くてはつらつしていると。例えば今の風連中学校の外壁のカラーは、

少しピンクがかった非常に明るい色で塗られているのかなというふうに思います。ですから、例えばそういった外壁を選ぶ場合も先ほど委員会をつくって保護者の皆さん方と話し合いながらといったお話があって、私も安堵したわけですが、大いにそういった方、先ほどのパークゴルフ場と同じようにやはり関係する皆さんと十分に事前に話し合うということが非常に大事な部分だというふうに考えております。そこのところをしっかりと進めていっていただきたいと。

それから、校舎見学会のお話もしたのですが、私は今在籍されている中学生の関係者の方は風連高校の内部、外も含めてごらんになっているかなというふうに思うわけですが、加えてこれから中学校に上がる風連地区の小学校の保護者の皆さん、これは子供たちも含めてですが、ぜひ中を見ていただきたいと。そして、イメージを膨らませていただきたいというふうに考えております。先ほど壇上から申し上げましたとおり、中は非常によく管理をされて、本当に長年よくどこまで大切に立派に使ってきましたという、思わずそういう言葉が出るのは皆さん御案内のとおりなのですが、それにさらに今回手を、リフォーム、リニューアルしていくということでございますので、経過も含めて今後まずは子供たち、そして保護者の皆さんに新しくできるであろう風連中学校の今の姿を見ていただきたいというふうに考えておりますので、そのあたりの企画についても積極的に進めていっていただきたいというふうに思っております。

以上申し上げて、私の質問を終わります。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

13時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3回目の見直しがされる介護保険制度について外2件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目に、3回目の見直しがされる介護保険制度についてお伺いをしたいと思います。2000年にスタートした介護保険ですが、だれもが安心して公的介護を受けられる制度を確立し、老老介護や肉親の介護のために仕事をやめ、結婚もあきらめざるを得ない人も少なくないという深刻な家族介護の現状を改善することが切実な要求となっています。しかし、保険料だけは天引きされるが、いざというときには頼りにならないと存在が問われています。また、劣悪な労働条件のために深刻な人材不足が制度の存続にもかかわる重大な問題となっていることは皆さん御存じのとおりです。来年4月から3回目の見直しがされ、2015年に実現すべき目標に向けた第4期事業計画が始まります。名寄市でも保健医療福祉推進協議会に委嘱し、見直しのための事業計画策定が進められているわけですが、介護保険利用者らへのアンケート調査の結果等も含めて、どのように事業計画が進められているのかお知らせをいただきたいと思っております。

次に、介護報酬の見直しについてお伺いをいたします。多くの介護事業所の経営は、危機に追い込まれています。過去2度の改定で報酬は合わせて4.7%も引き下げられました。また、05年6月の介護保険法改悪で、特養などの居住費や食事代が利用者負担となり、施設に給付されていた基本食事サービス費が廃止されたことで、介護施設は大幅な減収になりました。これが介護の人材不足、劣悪な労働条件、深刻な経営難のもとになっており、介護報酬の引き上げは国民的な要求になっているのではないのでしょうか。こうした国民的な要求の高まりに政府与党が10月30日発表した追加経済対策には、介護報酬3%引き上げで、介護労働者の給与を月2万円アップというのを盛

り込みました。しかし、本当に働く者のところまで届くのかなど実現を不安視する声も広がっています。そこで、名寄市の介護職員の皆さんの労働条件等どのようになっているのか、お知らせをいただきたいと思います。常勤、非常勤の介護職員の平均賃金はどのようになっていますか。また、名寄市内の各事業所の平均賃金等わかればお知らせをいただきたいと思います。

次に、介護保険料の改定についてお伺いをいたします。介護報酬の引き上げが保険料の値上げになったり、介護給付の促進などによって利用料の値上げがあっては困ります。全国市長会も長年要求している介護に占める国庫負担金の割合を引き上げることが何よりも必要です。名寄市としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2つ目に、安心して出産できるまちづくりについてお伺いをいたします。助産師外来設置についてですが、これはことしの第1回定例会でも質問させていただきましたけれども、昨年に続きことしも産科救急が大きな社会問題となっています。少子化が進む中で安心して子供を産み育てる環境の整備は急務です。旭川以北稚内間で唯一お産ができるまちとして、将来に向けてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

日本産科婦人科学会がことし行った調査では、大学病院の産婦人科医の1カ月の当直、平均6回、最も多い医師では15回だったとあります。この医師の勤務時間は月50.5時間、休日を全くとらずに1日17時間も働いた計算になります。医師不足の悪循環をとめるためには、働きやすい環境の整備が不可欠だといいます。名寄市立病院の産科医の勤務状況はどのようになっているのでしょうか。産科医の負担軽減につながる助産師外来の設置についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、助産師養成についてお伺いしたいと思います。産科医と同じく助産師の確保も難しい状況にあるようですが、名寄大学の看護科、4

年制となって保健師の国家試験受験資格を得られるようになりましたが、助産師資格取得についてはどのようになるのでしょうか。道立衛生学院の廃止が言われています。名寄大学での助産師養成に向けての考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

3つ目には、子供たちの教育環境についてお伺いをいたします。学習指導要領の改訂についてお伺いをします。今回の改訂学習指導要領に対して総合的学習の時間減、授業時間数の増加など前回の改訂時の批判が改められようとしているのだから、改善ではとの意見も一部あるようですが、本当に子供たちのためになっているのか、しっかり見ていかなければならないと思います。1つは、授業時間数の増の問題です。昨日の議論の中で中学生は7時間授業の日があるとのことでした。これに加えて小学校1年生では毎日が5時間授業、小学校2年生では週にこのうち1日6時間授業、4年生、5年生、6年生では週のうち1日だけが5時間で、ほかは6時間授業になるといいます。2つには、2本立ての教育内容が想定されているのではないかとことです。これ以上は踏み込んでほしくないとか、これ以上は教えるはならないというように歯どめ規定を見直して、新たな研究開発学校制度を創設して、上位の子供たちにはたくさんの教育内容を提供できるようにしていると言える内容です。一方で、下位の子供たちには重点指導事項を指定して、最低限ぎりぎりの教育内容を定めた上で、繰り返し反復学習でそれを徹底して教え込むというようになっていることです。3つに、道徳教育の推進を主に担当する教師を中心にした道徳教育を進めようとしていることです。もちろん市民、道徳、人間的モラルは大切なものです。しかし、心のノートに沿った画一的な道徳授業が強制されてはならないと思います。来年から前倒しで算数、数学、理科が実施されると言われていますが、早期実施に不安の声も上がっています。これでは、子供たちのためとは言いがたい

と思います。子供たちの実態をしっかりとつかんだ父母、地域住民合意の独自の教育課程づくりが必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、全国学力・学習状況調査についてお伺いいたします。昨年に続き全国一斉学力テストが実施され、それによって都道府県レベルのランクづけが行われました。1番だった秋田県では、全県一斉のテストによって学校がランクづけされ、成績の悪い学校は校長が市町村教育委員会に呼び出されて何をやっているかと怒られ、その校長から先生が怒られる。そして、その先生が子供たちに当たるといった事態が起こっているといえます。子供たちは、1年間学力テストのために補習を受けて大変だった、先生が怒りやすくなったと言います。このように学校が息苦しい異常な競争教育の場と化しています。また、先日下位だった沖縄県の先生たちが秋田県に研修に行っている様子が報道されていました。競争を激化させるだけの全国一斉学力テストはやめるべきだと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、教職員の勤務実態調査と健康調査についてお伺いをします。2006年の文部科学省の教職員の勤務実態調査では、教師の勤務時間外労働の1日平均、最も長い中学校で約2時間18分、1966年調査、40年前ですが、1週間分にもほぼ匹敵すると言われていています。この40年間に教師の多忙は著しく進行しています。また、労働科学研究所の2005年の教職員の健康調査でも教師の長時間過密労働の実態を示し、7割以上が家庭、余暇、生活に犠牲を強いられていると答えています。この調査では、教師の職業性ストレスはほかの職業と比較して著しく高いとあります。さらに、ことし8月に行われた日本の教育を考える10人委員会の調査では、教員やめたいと思った、61%です。その最も多い理由が業務多忙でした。そこで、名寄市として教職員の皆さんの勤務状況、また健康状況の把握についてどうなっているのかお知らせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 川村議員から大項目で3点について御質問がありました。1点目は私のほうから、2点目は市立病院事務部長から、3点目は教育部長からの答弁となります。

それでは、3回目の見直しがされる介護保険制度についての小項目3点について順次お答えをさせていただきます。最初に、1点目の事業計画の見直しについてであります。介護を社会全体で支えるため、平成12年から始まりました介護保険制度では、保険者が介護保険法に基づき事業計画を定め、情勢の変化に対応するため3年ごとに計画を見直ししながら進めてきました。平成21年度からは、第4期計画により事業運営をしていかなければならないことから、今年度中に計画を策定するため、現在名寄市保健医療福祉推進協議会の高齢者部会で検討しているところでございます。第4期計画策定に係る国の基本的な考え方は、第3期の計画の時点と比べますと大きな変更点はございません。現行の第3期計画は、平成26年度末、つまり第5期計画終了年の高齢者介護の将来像を見据えた上での計画でしたので、今回策定する第4期計画につきましては第5期計画の目標に至る中間的な位置づけにとらえております。第4期計画の策定日程につきましては、去る5月21日に保健医療福祉推進協議会を開催して、本計画の策定を高齢者部会に付託し、7月9日、11月5日の都合2回の部会を開催しております。その後事務局で取りまとめた計画素案を今月17日に開催の第3回目の会議に諮り、審議していただくとするもので、さらに会議の結果をもとに1月に計画案を固め、2月の推進協議会で承認をいただいでいく方向を考えております。また、計画策定に係る基礎資料として、本年5月下旬から高齢者アンケートを実施し、市民ニーズを調査したところでございます。その結果、現行のサービス内

容を維持していくことや保険料の負担をふやさないことを望む声が高いと分析しております。これらの声を参考にしながら、第4期計画では住みなれた地域でいつでも高齢者の保健医療福祉サービス及び介護サービスが受給できる計画づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の介護報酬の見直しについてですが、国は制度スタートから介護サービス給付費が上昇傾向となり、保険財政に影響を及ぼし、第2期計画及び第3期計画策定時において連続して介護報酬単価の引き下げを行った経緯があります。しかし、その結果は介護事業所経営及び介護従事者の賃金等に大きく影響し、事業所の撤廃や介護従事者の転職等が目立ち、介護保険制度根幹の課題となってきたところでございます。このことから、国は第4期計画から介護報酬単価を3%引き上げることとしておりますが、このままでは市町村の介護サービス給付費も増加し、被保険者の介護保険料が上昇していく構図となっていくと思います。そこで、国はこの引き上げ分について市町村に交付金の財政措置を図り、被保険者の保険料負担を軽減する方針を示しております。この交付金については、国会において補正予算が成立し、決定されることから、いまだ紆余曲折も考えられますので、緻密な情報収集に努めていきたいと考えております。

次に、3点目の介護保険料の見直しについてですが、最初にこれまでの名寄市の過去の介護保険料の基準額の推移を申し上げます。第1期では3,149円、第2期では3,836円、第3期では3,667円となってきました。第3期の保険料の全国平均については4,090円、全道平均では3,910円であり、比較的保健医療福祉サービス環境に恵まれた本市にあっては妥当な金額と考えています。本市の第4期計画における介護保険料の推定額につきましては、高齢者部会でサービス事業内容を含めて審議した上に推定されますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。ただ、

3期計画時と第4期計画策定時における制度的、社会的背景の変更点を挙げるとするならば、まず保険料上昇要因として高齢化に伴う介護認定者の自然増加や先ほどの介護報酬の引き上げ上昇分が挙げられ、次に下降要件としては東病院介護病床の減少、繰越準備基金の取り崩しなどにより保険料軽減措置などが考えられます。新たな介護サービスを取り入れていくにも保険料と深く関係があり、サービスを利用される方、保険料のみを納めている方にそれぞれ御意見があると考えていますので、高齢者部会でしっかりと協議していききたいと考えております。

以上、私のこの席からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、第2点目、安心して出産できるまちづくりについてお答えをいたします。

まず、1番目の助産師外来設置についてでございます。産科医師の勤務状況と助産師外来の設置についてお尋ねをいただきました。まず、産科医師の勤務状況についてお知らせいたします。当院には、産科の医師4名が勤務してございます。病棟の夜間当番は、毎日2名が待機での体制をしいております。月平均45件程度の夜間分娩件数がございます。結果、月に半数程度呼び出しがあるということになると思います。また、休日の当番と救急外来の当番があり、月平均にいたしますと1人月平均1回から2回ということになってございます。

次に、助産師外来についてお答えいたします。当院では、病棟に13名、外来には職員1名とパート1名、合わせまして15名の助産師を配置しておりますが、助産師外来は設置してございません。助産師が医師と役割を分担しながら、自律して妊産婦やその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行う助産師外来の必要性はあると認識をしております。助産師がゆっくりと時間

をかけて妊婦さんとかかわることができたり、不安の軽減や妊婦さんの持っている疑問の解決につながったり、自分自身を受容してもらい、認めてもらうという安心感や肯定感が持てるなどの大きなメリットがあるものと思います。全国各地の病院で助産師外来が実施されており、道内でも7病院が実施していると承知しております。当院では、助産師外来の標榜はしてございませんが、産婦人科外来に2名の助産師を配置し、安定期に入った妊婦さんに対応をしております。助産師外来を設置するには、まだ人員が不足ですので、診療部とも検討の上、時期が来た時点での判断となりますので、御理解をくださるようお願いをいたします。

次に、助産師の養成について御質問をいただきました。名寄市立大学保健福祉学部は、看護、栄養、福祉の3学科で構成され、看護師、保健師、管理栄養士、社会福祉士の専門職種を養成する機関として設置されております。看護学科では、卒業時に看護師と保健師の国家試験受験資格を全員が取得できるようにカリキュラムの編成がされております。将来助産師として働きたい学生については、卒業後北海道立衛生学院などの1年制の助産師教育課程となる助産師養成校や助産師課程を持つ4年制大学への編入、さらには助産師の2年制養成コースが設けられている天使大学などの大学院へ進学し、助産師の資格を取ることとなります。近年は、4年制大学に選択制の助産コースを設置する大学が増加し、短期大学の助産専攻科や助産師学校は減少傾向にあります。その大学においても少子化によるお産の減少や看護師養成教育の充実などを背景に時間的な制約が大きく、十分な助産技術が習得できないなどの理由から、現在は助産師教育を担う大学院や専攻科などが設置され始めてきています。現在道内に助産師養成課程を持つ大学や看護学校は7校あり、助産師養成所数から見ても助産師の養成数は横ばいと予想されておりまして、道内学生のニーズや現看護学生の意向、さらには実習施設や教員の確

保などの課題を踏まえ、今のところ本学看護学科に助産師養成課程を設ける考えは持ってございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の3、子供たちの教育環境についてお答えをいたします。

初めに、学習指導要領改訂についてであります。学習指導要領の改訂につきましては、教育基本法や学校教育法の改正を受け、これまで示されてまいりました生きる力をはぐくむという理念をより一層明確に掲げたものでございます。新学習指導要領では、生きる力を知的基盤社会において自立的に生きるために必要な力と押さえ、知育、徳育、体育の3つの要素をバランスよくはぐくむ必要があるとしてございます。学力においては、学校教育法で明示された学力の重要な3つの要素を各教科等において具現化し、はぐくんでいくとともに、道徳教育においても望ましい道徳観を身につけ、よき社会人としての人格の形成を図っていくことが求められております。名寄市教育委員会といたしましては、各学校にこれらの趣旨を十分に理解し、授業や日常の教育活動に生かしていけるよう上川教育局等の協力を得て、研修会や新学習指導要領の説明会において指導してきているところであります。学習指導要領では、どの子にも生きる力をはぐくむことが求められており、教育の機会均等や教育水準維持などは教育の大きな命題でもありますことから、単に学校だけではなく、家庭や地域の連携を十分に図りながら、子供たちの健全育成に努めることが必要であります。これらを踏まえながら、今後とも新学習指導要領の趣旨が十分生かされ、名寄市の特色を生かした教育課程の具現化が図られるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査についてであります。全国学力・学習状況調査の目的は、全国的

な義務教育の機会均等とその水準維持、向上の観点から、教育及び教育施策の成果や課題等を把握、検証してその改善を図り、児童生徒一人一人の学習状況の改善や学習意欲の向上等につなげるとともに、これらを通じて継続的な検証改善サイクルの確立に資するためのものであります。調査結果の分析を踏まえて、各学校が日常の教育活動の改善を図ることが重要であり、他との比較や結果のみがひとり歩きすることは本調査の意図するところではありません。名寄市教育委員会では、本調査の目的に合わせ、結果の分析及び改善策の策定を名寄市教育研究所に指示いたしました。同研究所におきましては、全国学力・学習状況調査指導改善検討委員会を設置して、名寄市内児童生徒の学力傾向及び学習状況を分析して、長期的な見通しのもとに子供たちの基礎学力の定着を図るために改善策を検討してきており、ことしじゅうには平成20年版指導改善プランとして報告する予定になっております。また、学力の向上については、学校と家庭や地域の連携が不可欠でありますことから、報告の中では学習状況についても分析を行い、望ましい学習環境の構築に向けた提言を学校と各家庭へ行っていく予定であります。名寄市教育委員会といたしましては、この報告に基づいて各学校及び家庭が子供たちの学力向上へ向けての取り組みを一層充実させるよう努めるとともに、今後とも学力・学習状況調査の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、教職員の勤務実態調査、健康調査についてでございます。教職員の勤務実態調査につきましては、文部科学省が義務教育教職員の人材確保方法について教職員をめぐる雇用情勢の変化等を踏まえ、廃止を含めた見直しを行うとした中で、勤務実態を適正に把握するために全国的な調査を行ったものであります。調査結果においては、日常的な超過勤務等の状況が明らかになったことから、多忙化の原因等の把握や時間外勤務の縮減に向けての取り組みがなされるようになってきてお

ります。北海道教育委員会では、教職員の健康及び福祉の増進の観点などから、学校職員の時間外勤務等の縮減に向けた指針を発出するとともに、時間外勤務等縮減強調週間及び定時退勤日の設定などの取り組みについて通知しております。名寄市教育委員会といたしましては、本市教員においても時間外勤務等の実態があり、強調週間や定時退勤日の取り組みばかりでなく、校内LANの整備などによる業務処理体制の改善や意識の啓発などの取り組みとともに、問題を個人対応とせず、学校体制の中での解決とすることで、教師個人への精神的ストレスを緩和するよう取り組むなど、メンタルヘルスについても各学校に対策を講ずるよう指導してきているところであります。

各学校においては、会議の効率化や定時退勤の設定、指針を活用した教職員の意識の啓発、あるいは部活動の複数配置などについて取り組んでいるところであり、教育委員会といたしましても今後とも時間外勤務縮減とともに健康な職場づくりを努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきました。再質問と要望をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、介護保険の問題ですけれども、先ほど介護職員の皆さんの実態のところはどういう状況になっているかお聞きをしたところだったのですが、ここがなかったかなというふうに思うのですが、先ほど佐藤勝議員の議論の中でも民間では名寄市の職員よりもっともっと低いのではないかというふうなのがあったかと思いますが、介護保険法の改悪と相次ぐ報酬の引き下げが介護労働者の賃金低下を進める要因になっているというのが実は厚生労働省の統計でも明瞭にうかがえます。実は、常勤の介護職員の平均給与、これが常勤で月22.7万円となっています。これは、全労働者平均の37.3万円の6割程度にしかならないとい

う状況です。さらには、若い方たち、若者の正規職員や常勤のパートでも年収が200万円に満たない労働者が多く存在していると。これは厚生労働省の統計なのですけれども、こういったことが明らかになっています。今本当に社会問題になっているワーキングプアと言える実態が浮き彫りになっているかなというふうに思います。これは、国の政策が生み出したわけですので、官製ワーキングプアかなというふうに私は思っているわけです。先ほどお話ししました政府与党が打ち出した月2万円アップについてなのですけれども、11月28日に開かれた厚生労働省の介護給付費分科会で全国老人福祉施設協議会の副会長が本当に働く者のところまで届くのかという、多数寄せられているというメールの一部を紹介したわけですが、2万円アップへの期待が先行することに懸念を表明しています。また、会の座長である大森東京大学名誉教授も大混乱になるのではないかと憂慮していると同調しています。厚生労働省は、これに対して事業所と職員の条件はさまざまだと。給与が一律にあって金額上がるわけではないと、こんなふうに予防線を張るなどして言いわけに奔走しているわけですが、公言したわけですからしっかりやってほしいとは思うのですけれども、3%のアップでは焼け石に水だったと批判もあります。5%以上の引き上げを望むところですが、ぜひお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 先ほど答弁漏れがありまして、大変失礼いたしました。当地の介護職員に従事している方の平均的な賃金で、常勤の部分について数字を持っておりまして、年齢が34歳程度で月額27万円から28万円前後というふうになっております。非常勤の職員のいわゆるパート職員の月額についてはちょっと数字が手元にないので、後日お示ししたいと思っております。

それで、先ほど議員のほうは今3%を含めた部

分でおっしゃられた東大の大森教授のお話という部分について、最近の12月8日付の記事で厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会というのがその報酬の改定のつくっているところでございますけれども、そこが今12月8日付で示した来年度の介護報酬改定の素案ということで最近出ましたので、ちょっと御紹介いたしたいと思います。3%の引き上げで人手不足の深刻な介護職員の処遇の改善と事業所の経営安定を図るということ、2点目としては職員の処遇改善策として介護福祉士など有資格者一定以上の勤続年数の職員の割合を評価して加算、3点目には給与水準の地域差を反映させるために設けている地域区分では人件費の高い都市部を手厚くするなどの区分ごとの割増率を見直す。それから、ケアマネジャーがサービス利用計画を作成する居宅介護支援では手間にかかる認知症や独居高齢者への計画作成に加算する。5点目は、老人保健施設や特別養護老人ホームでは夜勤職員の配置や週末のみとりに上乘せするという部分を、こういうような改定内容になりました。これが1月に本来は実施するところですが、先ほど議員もおっしゃられていました政府の追加経済対策ということで前倒しということで、今月中になっているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今厚労省の分科会の報告をいただきましたが、名寄市としてはどのようなお考えかお聞かせいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） この部分を踏まえた部分で、介護保険のほうを3%という部分を含めた指針に沿いまして、今回の計画策定、第4期の中に反映して保険事業を運営していこうというふうには考えておりますけれども、まだ正確にいろんな部分にどのようなふうには保険の給付の点数等が加点しているのかが示されておりませんので、それを待ちながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 来年スタートする、始まるわけですが、なかなか具体的にこなないということでは本当に利用者さんもそうですし、介護する方たちも不安がいっぱい募っているかなというふうに思うわけです。今報酬のところでは、これだけで、介護職だけでは生活できないということが本当に多くなっているわけですが、実はこれも厚生労働省の調査なのですが、若者が福祉の仕事を選ぶ動機、働きがいがある仕事だからと、これがトップで6割に上っているわけです。本当に福祉に情熱を注いで頑張っていこうと、そういった若い人たちをつぶしていくのではないかなというふうに思っています。また、本市では名寄大学福祉科が設置されて、福祉に意欲を持って専門的なことをということで学んでいらっしゃる方も多くいるわけで、こういったところ辺に先ほどもお話ししましたが、全国市長会でも国の補助金をアップするよというということで要望もしているということなので、引き続きお願いしたいなというふうに思います。

次に、介護保険事業サービスの認知度、また認定システムの変更についてちょっとお伺いをしたいと思います。これは、地元紙のアンケート調査で明らかになっていたのですけれども、訪問介護やデイサービス、また短期入所と、そういったことではよく知られているのですけれども、在宅介護に必要なもの、寝具洗濯、乾燥、消毒サービス、こういったものが余り知られていない。また、そういったことを相談する窓口である地域包括支援センター、これも半数の方々が余り知られていないというふうなアンケート結果になっています。こういったことでやっぱり市民への周知、特に介護をされている皆さん、必要とされている皆さんへどのように周知について考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいのと、またサービス内容にあわせて認定システムの変更についても余り知られていないのではないかなというふうに思いま

す。全国的には、認定システムの変更によって介護が受けられなくなったという事例もあるわけです。さらに、来年の見直しでは介護認定の全国的傾向などを示す統計指標等がなくなると聞いています。聞き取り調査の項目、その中でも今まで82項目あったものが74に減らされていくと聞いています。削除項目の中で、これは大変だと思うのですが、火の始末、暴言、暴行、不潔行為、食べられないものを食べる異食行動、こういったことはチェック項目から外されていくようになっていっています。これでは実態とかけ離れた判定になる危険があるのではないかなというふうに危惧をしているわけですが、名寄の状況等もお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） まず、アンケート調査の中で地域包括支援センターの認知度の部分でございますけれども、今回のアンケートにつきましては名寄市内の65歳以上の方で介護関係の各種サービスを受けた経験のある方を無作為に抽出して、1,300人の方にアンケートを出しております。有効回答が698人ということで、有効回答率は53.8%になっております。それで、包括支援センターというのは平成19年4月に介護制度の中で要支援の部分が1から1、2という2つに分けられた部分がございます、予防のほうに力を入れようということで始まった部分でございます。そういったことも踏まえまして、なかなかちょっと認知度が低かったのかなという。それは、すなわち介護保険制度イコール介護のものという部分だったのですけれども、包括支援センターのほうではそれをさらに予防の部分から手をつけ始めていくというような部分でございます、そういう意味と、あとスタートが遅かったということで認知度が低かったというふうに考えておりますけれども、今後ともセンターの存在や役割を広報や関係団体、そして民生児童委員等に周知するとともに、老人健康教室というのをやっ

ておりまして、それは老人クラブ単位で参加いただくような健康教室でございますので、そういう中においても広く広めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

続きまして、介護の1次判定システムが来年の4月から変わるという部分でございます。確かに議員御指摘のとおり前回までは82項目だったのが74項目になったということでございまして、既に名寄市ではこのシステムのモデル事業として新システムを導入した中でサンプル調査というのをやっております。名寄の場合は、介護の被保険者が1万人未満ということで、サンプルは5名のサンプルをランダムに調査いたしまして比較した結果、判定度はすべて旧システムと新システムと同じでございます。ただ、議員も御指摘のとおり現行システムとモデル事業というか、今の新しい来年度から使うシステムにつきまして厚労省が1,626の保険者で3万817人に分析したところ、1次判定の結果と一致したのは1万7,764人ということで約6割の方、現行より重目に出たのが22.6%、軽度に判定された人が19.8%ということで、大体おおむねの重くなったのと軽くなったのが同数ぐらいということで、6割の方はほとんど同じ判定というようなことで、厚労省の判定としては要介護度の分布は現行と比べて大きな違いはないというような形で報告ということが新聞に載っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知識員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 名寄ではサンプル調査では変わりがないということで、全国的には2割が重くなったり、軽くなったりというふうにお答えをいただいたわけですが、サンプル調査ということで、確かに調査としては大枠つかめる内容かなというふうには思うのですが、やはり今先ほど東病院の療養病床の廃止の問題も出されていきました。廃止や削減される中でそこから出なければならなくなった方、また判定結果によっては介護を

受けたくても受けられない事態になっていく方、これが一人でも生まれてはならないというふうには私は思うわけです。介護を受ける人も支える人も安心できる介護保険制度、国が地方任せや民間任せにしない、公的責任でしっかりやってもらう、これが必要なというふうには思っています。

それから、保険者は市町村になるわけですが、ぜひ国への要望も強く求めていただきたいと思っておりますし、私は国庫負担金の割合、今現在25%ですが、これを50%に引き上げるというようなことも含めて、ぜひ強く要望をしていただきたいと、そのことをお願いして、次に移りたいと思っております。

助産師外来設置についてですけれども、ドクターやら、また助産師さんの確保が非常に難しいというような状況は理解するわけですが、道としても今年度から10年間の間に北海道医療計画の素案の中に助産師外来を現在の7機関から24機関に拡充することを盛り込んでいますので、助産師は正常なお産は単独で扱うことのできる国家資格であり、異常がなければ出産まで助産師が扱えるという、こういう本当に大きな役割を担う資格ですが、出産まで助産師が使える。異常のない場合、お産は3から4割を占めるのではないかと言うお医者さんもいらっしゃいます。産科医の激務、これを緩和するためにも大いに役立つと思っておりますし、先ほどお話があったように患者さんである妊産婦さんの不安を和らげるのに本当に有効かなというふうには思っています。助産師さんの数が足りないということでは、ちょっと調べてみましたら、国内で2万5,000人ほどの助産師さんで、必要な数は2.5倍ぐらいは必要ではないかというふうに言われています。また、潜在の助産師さん、こういった方たちの掘り起こしも養成と同時に行うことが必要なというふうには思います。大学も来年やっとなら4年になるわけですが、先を見通したそういう専門家を養成をしていくということも視野に入れての方向を見出していただければというふ

うに考えるわけですが、このことに対して一言お願いできればと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 先ほど名寄大学の学科構成含めて、資格の付与の部分も御説明させていただきました。それにさらに助産師の養成課程を持っていくということになりますと、現在実は看護師の資格と同時に保健師の資格ということで、他の4大の中で助産師の養成を設けているところについては看護師の資格プラス保健師と助産師を選択制にしてコースを設けていると。現状の私どもの大学の現状を申しますと、今回カリキュラムの改定等もございまして、卒業要件として128単位が6単位ふえまして134単位ということで、さらにカリキュラム的には非常に厳しい状況になってございます。そういう中で看護師と保健師の受験資格を得られると、こういう状況になってございます。そういう中にさらに助産師の課程を設けるとなりますと、現状は不可能に近い形でございまして、設けるということになりますと保健師と助産師を選択制にしてどちらかを選んでいただくと、こういうことになろうかと思いますが、先ほど言いましたようにニーズ的には学生さんの志向を含めてやっぱり保健師の資格を求めるといのが多いという現状でございます。ことしの3月で短期大学の看護学科から卒業して短期大学部に変更したわけなのですが、その実績を申しますと卒業生の中で助産師の養成のほうに進学をしたというのは3名でございまして。さらには、今在学をしている3年生の意向調査なりしてみますと、1名から2名が今後助産師の資格を求めていきたいと、こういう状況になってございます。さらには、道内の状況についても先ほど御説明させていただきましたが、川村議員のほうから衛生学院の廃止の部分、私どもも情報を得ております。実際には、全日制の看護学科なり助産師の部分については廃止と、こういうことのようにありますが、通信制の部分については残していくと

いう段階、ただ衛生学院のほうで残すのでなくて札幌大のほうに吸収をしていくと、こんな状況も聞いております。そういう部分では、道内の部分では養成機関というのは変わらないのかなという考えを持っていまして、先ほど申しましたように現時点では本学としてはきちっとした立ち上げの科目を基礎固めをしていくということが今基本でございまして、ニーズの部分が大きく変わってくるということございましたら、それは検討の部分であるかもしれませんが、現状では看護師と保健師の養成ということで考えているということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ぜひ前向きな方向でお願いしたいというふうに思います。

質問をかえたいと思います。子供たちの教育環境についてですが、きのう、おとといと2人の議員のほうから指導要領の問題で質問がされていましたが、今回の改訂では各教科の教え方の内容まで踏み込んでいるわけです。これでは教師の自主性が踏みにじられるのではないかというふうに私は思います。そして、前倒して実施されるという小学校の算数では、時刻の読みが2年生から1年生に下がり、ミリリットルやデシリットルも2年生で教えられると。1年生、2年生に本当に難しい内容が集中して、そして授業の時間の延長もあると。本当に子供たち過酷かなというふうに思うわけです。この中で本当は学校が大好き、お友達もいっぱいいて大好きで張り切っていかなければならないところが、大きな負担で行きたくなってしまうということもあるかなと私は心配をしています。また、時間数の増の部分でもきのうの議論でもありました。登下校時間の変更が起こって、先ほど竹中議員からの質問もありましたように子供たちの安全面についても不安が募ります。そして、先生たちからは授業の準備のための時間がとれないと、こう言っています。1時間の授業に1時間の準備というのが国の基準となっている

わけですので、これがしっかり守れるようでないといけないというふうに思います。また、先ほどもお話がありました指導改善プラン、これを進めて、新学習指導要領に沿った内容で各学校に指導していきたい。きのうの答弁でもありました。しかし、学習指導要領は教育課程の基準であるわけですので、地域や子供たちの実態に応じた教育課程がつくられるのが望ましいのではないかとこのように考えます。

時間がないので、あわせて質問をさせていただきます。また、学力テストについても年間60から80億円もという無駄遣い、これはやめていただいて、もっと先生たちをふやしてほしい、教師をふやすことに使ってほしいと思うわけです。このテストの最大の目的であった子供の学力の把握、これは抽出調査で十分だというふうに私は思っているわけです。きのうの教育長のお話がありました。学年が中3、小6と決まっているので、名寄市全体の学力をつかむことは難しいと。私もそう思います。また、結果公表によって競争を激化させて、地域や学校の序列化を進める、こういったものになりつつあります。競争を招く情報の開示は教育には必要ないと思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 新しい学習指導要領につきましても、これまで何名かの議員とお話をしたところでございます。特に川村議員におかれましては、時数の増による子供たちの負担、それから教育内容についてかなり踏み込んだところまで指導要領に示されているのではないかと、そういうもろもろのことについての疑問もございました。名寄市教育委員会として基本的に考えなければならないことは、やはり教育の機会均等だとか、教育水準の維持でございます。そういう中でやはりひとしく名寄市内の子供が教育を受ける、そういうことを保障していかなければならない。しかし、そのねらいはやはり子供たちに基礎、基

本をいかに定着させるかと、こういうことではないかと、こう思っているところであります。歯どめ規定の撤廃などについてもお話ございましたが、このことによって名寄市の教育ができるものだけを伸ばす教育に変わるということは決してございません。やはりしっかりと基礎、基本を大切にしたい教育を私たちは重視していかなければならないと、こう思っているところであります。そういう中で学校でこの指導要領に基づいてどう具現化していくかは十分な議論が必要である。そのための移行期間でもあると私は受けとめております。本格実施に向けてそのようなことについても学校で十分議論し、そして保護者にも周知を図る、理解を図る、そういうことに努めてまいりたいと思っております。

また、全国学力・学習状況調査にかかわりましたは、今お話しのとおりこれが単なる過度な競争意識をあおるようなものになっては、私はやはりその趣旨が損なわれるのではないかなと、こう思っているところであります。やはり名寄市にとっては、この結果というのは大変貴重な資料なのでございます。市販のテストなどを使うよりは、はるかに学習指導要領に基づいたかなりしっかりとした、そういう結果が出てくるものと、こう思っておりますし、この分析はやはり指導改善プランという形でまとめていただくと同時に、全教職員に配付して、これを名寄の教育の指針としていただく、このことが大切なことなのでございます。そういう中で子供たちのためにしっかり生かしていく。そして、先生方のためにもしっかりと生かしていく。このことに努めてまいらなければならないと、こう思っております。

先生方の負担については、この次の機会にまたいろいろお話を申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。基礎、基本のところ、そして負担にならない形というお話がされました。本当に望むところです。

また、先生方についても学力テストの実施や教員評価、そしてこの12月から本格実施されます査定昇格制度、これなどによって教職員の皆さんの置かれている環境も悪化しているというふうに私は思っています。協力性や仲間意識が薄れる、士気高揚につながらない、こんな声も聞いています。また、ある先生は毎日が体も心もいっぱい、休日には一日じゅう寝ているのです、こんな声も聞かれます。これがすべて本当にそのまま子供たちに影響していくというふうに私は思っています。さきの日本の教育を考える10人委員会の調査にかかわった研究者の方は、調査結果は義務教育を支える多くの教員が仕事に意欲を失っている可能性を指摘している。授業はもちろん、子供たちと触れ合うことに教員が集中できる環境を教育委員会や校長は整えるべきだと、このように話されています。私は、学校の主人公は子供たち、こう思っています。子供たちが本当に元気で生き生き暮らせる、そして学ぶことが楽しい、こんな学校をぜひつくってもらいたい、そう思っています。それに対してあれば、ぜひ一言いただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 余り時間がございませんので、かいつまんで、まず先生方の勤務環境といたしましょうか、このことがやはり一番ある意味で大切なことかなと、こう思ったりしております。先ほどの御指摘のとおり、先生方の長時間の勤務というのはどうやら常態化しつつあるということは名寄も同じなのでございます。このことによって先生方が健康管理だとか、あるいは福祉に影響を与えるおそれは十分にあるわけでございます、それについても文科省の調査はさておきまして、名寄市でもしっかりとその要因を把握して取り組んでいかなければならないと、こう思っております。具体的に申し上げますと、例えば平成19年度名寄で取り組んだ中で大変効果があったというのは、1つには校内LANなどの整備や情報の共

有化による負担の軽減、これが一番効果あったと、こういうふうに出ております。あるいはまた、会議や打ち合わせの効率的な推進でも時間外勤務の縮減に大変効果があったと。そのほか校務分掌の見直しによる職員間の業務のバランスというのでしょうか、こういうことも効果があったと、こんな結果が出ております。今年度は、さらにそれに加えまして、例えば管理職や……

○議長（小野寺一知議員） 教育長、簡潔にお願いします。

○教育長（藤原 忠君） 教員相互による退勤の呼びかけとか、あるいは会議や打ち合わせ資料をつくるなど、こういうことに取り組みながら、できるだけ先生方の負担の軽減を図ってまいりたいと、こんなことを考えているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

名寄市の財政運営の現状と今後の見通しについてを、川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） 議長の指名をいただきましたので、名寄市財政運営の現状と今後の見通しについて質問をさせていただきます。

先般議員協議会において、新名寄市総合計画の前期計画に基づくローリング調整後の第2期の平成21年から平成23年度までの実施計画が示されました。その内容は、230事業で3年間に185億5,719万円の事業が見込まれております。あわせて市長を本部長とする名寄市行財政改革推進実施本部を立ち上げて、組織のスリム化、使用料、手数料及び負担金、補助金の全面見直し、公共施設83件のあり方を検討していくなど行財政改革をより推進していくとの方針が示されました。このような中において名寄市の財政運営の現状をどう認識されているのか、それから今後の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

まず第1点目に、現状において財政健全化法の各種比率での道内類似市との比較についてお尋ねをいたします。名寄市の現時点での財政運営の現

況を知るには、実質公債費比率、将来負担比率などの類似市との比較から見て名寄市がどのような位置づけにあり、どう判断、評価をされているのかをお尋ねしたいと思います。さらに、実質公債費比率18.9%に占める各種事業の割合、今までどのような事業に取り組んだ結果としての積み上げであるのかをあわせてお聞きをしたいと思います。

2点目に、2006年11月に新名寄市総合計画策定のために市の委託により各種の前提をもとにし、将来人口推計というものが出されていますが、それによりますと総合計画の最終年であり、2016年度までに3,600人の人口減が見込まれております。そして、その減少が生産年齢人口と言われます15歳から65歳までの人口が約4,100人の減少という推測もその中でされているところでございます。そのことは、所得の減少、あるいは消費購買力の縮小にもつながることも懸念をされるところであります。このような時代背景の中で財政健全化判断比率の分母となる標準財政規模、それと将来負担比率の今後について、中期並びに総合計画最終年までの財政計画では、現時点でどのようにその推移を見込まれているのかもお示しをいただきたいというふうに思います。

3点目には、普通交付税の今後の見通しについてでございますが、平成19年度実績の71億4,000万円から合併算定措置及びその後の5年間の激変緩和期間が終わる平成32年度の見込みが67億4,000万円程度までに縮小するのでないかという見積もりもあるわけでございまして、この合併算定措置終了後の財政展望について、その中で義務的経費及び投資的経費の目安をどの程度になると予測をされているのか、特に義務的経費に占める公債費の割合をどのように見込まれているのかをお尋ねをしたいというふうに思います。

4点目には、合併に伴う基金を除きまして、合併特例債の総額の限度は平成27年までの10年

間に76億9,000万円というふうになっておりますが、有利債と言われる合併特例債、過疎債の総合計画の残り3年、さらにまたその後期の5年を見越した合併特例基金の運用にも含めて償還に備え、減債基金への積み立てなど、長期計画的な新名寄市にとって何が本当に必要なのかを厳選した活用を目指すべきであるというふうに考えておりますが、その基本的な方針についてもお尋ねをしたいと思います。

以上の4点についてこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから川村正彦議員から名寄市の財政運営の現状と今後の見通しについて質問いただきましたので、答弁させていただきます。

小項目1の財政健全化法の各比率での類似都市との比較について答弁します。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、実質赤字比率など財政健全化判断比の4つの指標の公表が義務づけられました。名寄市の平成19年度決算における判断指標につきましては、1、実質赤字比率は赤字がないためゼロです。2、連結実質赤字比率も同様です。3番目の実質公債費比率は18.9%、4番目の将来負担比率は163.1%となっています。お尋ねの類似都市との比較では、道内で名寄市と同じ1と1という類団では名寄市を含めて15市あり、そのうちの人口規模が比較的近い北斗市、滝川市、深川市、富良野市、士別市の5市と比較しますと、1の実質赤字比率では5市ともなくてゼロです。2番目の実質赤字比率比につきましては、士別市で4.24、深川市で10.85、残り3市は赤字なしでゼロとなっています。3番目の実質公債費比率では、5市の平均が15.1%で、名寄市が最も悪い状況になっています。4番目の将来負担比率については、5市の平均が141.2%で、名寄市は深川市の230.9%、士別市の188.4%に次いで悪い数値となっていま

す。また、道内35市における順位は実質公債費比率が35市中27位、将来負担比率が22位と特に実質公債費比率は悪くなっています。

次に、実質公債費比率が高くなっている原因についてお答えします。名寄市は、平成17年度決算で実質公債費比率が19%と地方債の協議制、許可制の基準である18%を超えたことから、平成18年度に名寄市公債費負担適正化計画を定め、歳入歳出の両面から見直しを進めています。御指摘のとおり、平成17年度決算で19.0%、18年度で18.8%、19年度で18.9%と高どまりとなっており、今後も数年間は19%前後で推移するものと想定しています。主な要因としましては、旧名寄市は平成14年度に過疎地域の指定を受けましたので、その後過疎債を活用して道路や施設など農業基盤等の整備を行ってきました。2番目として、大学開学や合併に伴う施設整備を実施したこと、3番目は市立病院や下水道会計への多額の繰出金などが考えられます。総合計画の前期5カ年では、起債の借り入れ総額を地方交付税で全額措置される臨時財政対策債を除きまして、単年度で12億円、5カ年間で60億円を目安に財政運営に心がけており、さらに公的資金の借りかえによる利子負担の軽減の影響を盛り込みながら、今後も行財政改革にしっかりと取り組むことで財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

なお、実質公債費比率の18.9%に占める各種事業の関係につきましては、公債費の償還が事業によって下水道、病院については30年という長い償還、過疎債については12年、それから合併特例債については15年ということで、それぞれ起債の区分等によって償還年次が違いまして、ちょうどそれらが今ピークを迎えているということも1つ影響しているのかというふうに考えております。

2点目の標準財政規模と将来負担比率の見込みについて答弁いたします。標準財政規模とは、地

方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、市税などの標準税収入額と普通交付税と地方譲与税を合算したもので、平成19年度決算では108億9,200万円でした。標準財政規模は、健全化判断の4つの指標積算の際の分母となる大変重要な数値であります。お尋ねの将来負担比率については、さきにも申し上げましたとおり163.1%で、35市中22位と平均を下回る結果になっています。この要因は、一般会計の地方債残高237.6億円はもちろんです。病院や下水道など企業特別会計の公債費に準ずる繰出金の見込額、おおむね103.1億円と想定しておりまして、これらが全道平均よりも高くなっているからと思われれます。今後は、将来負担がふえないように起債の適正管理に努めるとともに、起債発行の際には有利な起債である過疎債や合併特例債が適用できるような事業の採択を目指してまいりたいと考えております。

(3)の普通交付税の合併算定措置終了後を見込んでの財政展望につきましては、普通交付税の合併算定がえが終了することを見込んだ今後の財政展望については、旧風連町と旧名寄市を別々に算定して普通交付税の合併算定が行われます。新名寄市として算定、いわゆる一本算定したものと比べますと有利なほうを選択できる仕組みになっておりまして、平成20年度の算定結果で見ますと合併算定がえによる増加分は4億3,000万円ほどで見込んでおります。平成18年度から27年度までの10年間は、算定がえによる増加分の全額が保障されますが、その後の5年間で0.9、0.7、0.5と減少していきまして、15年後の平成32年度で算定がえの特例は終了いたします。御指摘のとおり、総合計画では平成28年度の人口推計を2万8,000人と推計しています。さきの議員協議会で合併算定がえによる影響と現時点で想定しています平成23年度末の中期財政計画の数字を合算した展望についてはお知らせをしましたが、御質問ありました人口が減れば当然

地方交付税も減るということにつきましては、特に詳細な推計はしておりませんが、普通交付税は人口を単位費用の基準とするものが多くありまして、人口1人当たり旧名寄市ではおおむねお1人10万円ぐらい、旧風連町におきましては15万円ぐらいということをお聞きしておりまして、これらを推計しまして1人10万円程度と推計して単純に計算しますと、3,600人の減少で3億6,000万円が減少するという、数字の上での計算ではなりません。実際これは需要額と収入額を引き算しての話ですので、人口が減れば当然市税の数値も減りますので、その辺については一つの目安としてお考えいただければと思います。今言った数字を単純に計算をいたしますと、算定がえの終了とあわせると収支不足がないと仮定しても28年から32年度の期間は、4億3,000万円の合併算定がえと人口減少を3億6,000万円と見込みますと単純計算で8億円程度現在よりも減少するものと想定しています。

次に、財政運営上の今後の特殊要因につきましては、団塊の世代の大量退職等により相当の金額の追加負担金等も予想されておりますので、さらに25年度につきましては大学校舎整備の際に活用しました満期一括債の償還も特殊要因として挙げられるというふうを考えております。4月に行財政改革推進実施本部を立ち上げて、組織の機構のスリム化、補助金、負担金、使用料、手数料の見直し、公共施設のあり方などあらゆる事業の見直しを進めています。行財政改革にスピード感を持ってしっかり取り組むことで行財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

小項目の4つ目、平成27年度までを見越した長期的な合併特例債の活用につきまして、名寄市の合併特例債につきましては合併後10年間で最大76.9億円が発行できる予定となっております。平成18年度から20年度までの3年間で12.4億円を、21年度から23年度までの3年間の見

込みでは25.5億円を発行する予定で、総合計画の前期5年が終了する23年度終了時点での発行額の合計はおおよそ38億円と想定をしております。平成24年度以降につきましては、今後の総合計画後期計画策定の中で議論されるというふうに思っています。合併特例債につきましては、元利償還金の70%を地方交付税措置されることになっておりますが、残り30%は一般財源での償還になります。総合計画前期における起債発行額は単年度で12億円、5年間で60億円を目安に財政運営をしており、合併特例債についてもこの中に含まれておりますので、事業の必要性、緊急性などをしっかり議論し、慎重な発行に努めてまいりたいと思っております。

なお、3点目の普通交付税の今後の見込みの中で義務的経費の関係についてお話がありましたが、今回の地域財政計画でも21年度から23年度までの3年間の展望をさせていただきまして、国、道でやっていますように10年間とか中長期にわたる試算のところはしておりませんが、今財政局のほうで考えているのは義務的経費の関係の数値でいいますと、18年、19年から押しなべて推計しますと大体44から45%のところまで推移をする。義務的経費に占める公債費の見込みにつきましては、現行13.5から14%ですので、若干ふえることも含めると14から15%の中で推移をしていくのかなと。これは、過去の決算統計の例で、大きくぶれないということで考えています。普通交付税そのものが今国のほうでも大きく新年度予算の中で動いているような状況もありますので、10年先のことはちょっとわかりませんが、過去の経験則によるとこのような数値で推移をしていくのではないかなというふうに予想をしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） それぞれお答えをいただきました。まず初めに、先ごろの議員協議会

で先ほども申し上げましたけれども、総合計画前期のローリング調整後の実施計画、中期財政計画の見直しということで御説明をいただきました。その中でそれによりますと、平成21年度で6億5,740万円、22年度で10億810万円、23年度で4億4,350万円、3年間に21億900万円ほど収支が不足するよという御説明であったわけでございます。これをどういうふうに理解すればいいのかということでもちょっとお尋ねをしたいのですが、財政計画あるいは予算編成というようなことで、常に国もそうですが、自治体の予算というのは歳入を間違いなく見積もって、それに応じて歳出をはかるといいますか、歳出の優先度、緊急度、あるいは政策の波及効果というようないろんな効果を見積もって、最終的には収支を合わせて、そして計画なり予算は組まれるのだというふうに思いますけれども、3年かけているので、21億円収支のバランスが不足ですよという御説明をあえて議員協議会でされた意図が何かあれば御説明をいただきたいと。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 川村議員も御存じのとおり、合併前から旧名寄市も旧風連町も相当厳しい状況にありまして、旧名寄市では基金を取り崩して財源調整をせざるを得ないような状況に追い込まれておりまして、恐らく旧風連も同じだったと思っています。その中で合併を選択したことによりまして、合併に必要な事業費の関係については合併特例債を活用してスムーズに合併が進行するような形での取り組みをしておりまして、その後さらに事務事業の一元化も取り組んでおりまして、どちらかという合併をしなかったまちが行財政改革に生き残りをかけてかなり厳しい住民負担を求めながらやっている部分とは違いました。一定程度住民の公平感とか負担のサービスの一元化とかも含めての対応でしたので、当分は基金に依存する財政運営を続けながら進めなければならなかったのかなと認識をしておりまして、そ

の延長線上に立ちまして合併のときに新総合計画に基づきましてつくっている、例えば道の駅であるとか風連地区の駅前再開発、名寄も懸案でありました天文台の建設、こういう、それから道路整備の関係についても一定程度年次を区切って事業のスタートをゴーサインを出しておりまして、そういう部分でいいますと歳入に従った形で歳出を切り詰めるというのは事実上難しく、このような形になったと思っています。それから、人件費の関係につきましては、職員に4%の名寄市独自の削減ということをお願いをしておりまして、国のほうは4.7%の地域給の関係で、切り下げることになってはいますが、現実的には現給保障もありまして、なかなかそう簡単に数字は下がらない。そういう中で4%の独自削減を選択して取り組んだものにつきましても3年間で一定の終着を見るということを含めまして、それらを織り込んだ形で、復元を基本とした形で織り込んだ財政計画がお示しした数字ですので、収支不足の関係については相当大きい金額になっているということで、それはできるだけ現実の姿をそのまま議員の皆さん、市民の皆さん方にお見せしようということでありましたので、それを見て具体的にどういうふうに行革を進めていくかについて職員も含めていろいろ知恵を出していかなくてはいけないなと思っております、特に他意はございません。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 一定のを示されて、市民の皆さんにも現状を知っていただくというようなことのねらいであったのかなというふうな受けとめさせていただきませんが、財政健全化計画もある中で歳入がある一定以上しか見込まないとなれば、今度の予算編成に向けて事業を先送りするか、事業規模を小さくするか、あるいは財政的にやれないという判断をするかと。それぐらいしかないのではないかとこのように思いまして、予算編成も6億円を切り詰めるのですから、大変御苦

労があるなというふうには思いますけれども、まずその中でこうやって出していただくことによって編成される予算書の中を見れば、残念ながら先送りしたもの、やめたものがどういうものがあったのかわかるという意味では一種の情報公開の効果があるのかなというふうにも理解させていただきます。

それではまず、実質公債費比率について御答弁をいただいたのですが、これ確かに答弁いただきました類似の5市だけでなく、総務省が毎年全国の市町村の財政比較分析表という趣旨でホームページでも出しておりますが、全道的にいても名寄は18.8という数字でございますが、平成18年度です。全道平均で16.9ということで、全国平均だともっと低くて15.1というような比較でありまして、全国でいうとこの同じ累計に入る132団体のうちの95番目ということですから、中位の下か下位の上かというような全国的な、これは地域性とか、いろいろまちの特色がありますから一概に数字だけでは比べられないというふうにも思いますが、確かに比率は比較すると多いと。人口1人当たりの地方債の残高におきまして18年度ベースですが、名寄市では77万6,000円ぐらい、全国平均で66万6,000円ぐらいですか、全国では45万6,000円というのですから、随分全国と全道と、その中でも1人当たりの地方債残高が名寄も多いのが間違いないということが数字であらわれておりますが、この全国、全道、地方交付税とか交付金が一定の基準で配られている中で、先ほど御説明にもありましたけれども、この比較として多い要素の、先ほども何点か多い要素として挙げられていましたが、今後この傾向はずっとしばらく続かざるを得ないというふうにお考えかどうか、ちょっとまずその点をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 基本的には、数年間は続くと思っています。ただ、公的資金の補償

金なしの借換債も実は発行しまして、来年度も病院の関係があるのですけれども、この関係の影響額が全部合わせまして13億6,500万円ほど、主に効果出てくるのは21年度以降平成33年までこれらの影響がありまして、そこでいいますと21年度についてはおおむね4,500万円程度、それから22年度以降については毎年1億円程度の元利償還金部分が減りまして、このうちの大きいものは9億8,000万円ほどが市立病院で、下水道関係については約2億8,000万円というふうに見込んでおりますので、これらの数値も先ほどの比率の中にも数値に入っておりますので、事業の12億円規模で、5年間で65億円で起債を上手に使っていくということと、これらの公的資金の借換債の金利負担軽減についても一定の成果は出てくると思うのですが、目に見えて出てくるのは数年たってから大きく影響が出てくるのかなというふうを考えております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 次に、過去に借りた償還の中で大学整備事業の元金償還が平成21年度から始まると。それから、合併特例債基金の元金償還が22年度から始まるということで、それがしばらく、据置期間が終わって償還が始まるというふうに思いますが、そうなりますとこれ毎年毎年少しずつ合併特例債も借りていきますから、償還が始まっていくわけですが、18.8%台の実質公債費比率がもう少しやっぱりどうしても上がらざるを得ないのかなというふうには考えておりますが、どういうふうになるのかと、それからそのときでもまだ何とかなるというふうにお考えなのか、ちょっと見直しをお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほども言いましたように、目に見えて短いのは合併特例債の15年、それから過疎債の12年ですけれども、根っこの的にいいますと下水道の30年、病院の30年という長期的なもの、それから公共施設の関係で

いうと、例えば公園関係でしたら20年とか、道路関係でいったら15年とか、それぞれ使う起債によって償還年度が違いまして、これらが複雑に絡み合って今現在も含めて当分の間起債償還の負担が重たいのかなというふうに思っています。ただ、先ほど言いましたように借換債の利子負担の軽減も含めて、それから過去にも旧名寄市でも銀行縁故債の関係につきましても借りかえをやって金利負担の軽減をやってきましたけれども、その一方で大学の整備の資金として満括を1カ所、1つ選んだということもありましたので、平成25年が一つの山かなと思っておりまして、それに向けては一部緩やかに下がっていきながら、25年でちょっと突出しますけれども、26年以降また緩やかに下がっていくのかなと。大学整備の満括の関係につきましても、今現在減債基金のほうに全額ではないのですけれども、一定の金額を積みながら、中期的な展望に立ちながら対処しておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 今大学の満期一括債ですか、平成25年度にあるということですが、名寄の議員の方はわかりだと思のですが、風連地区の議員はどういう経過でこういう満期一括債というものを借りたのか、起債したのかという、その経過についてちょっと恐縮ですが、教えていただきたいのと、今それに対して満額ではないけれども、徐々に積んでいっているのだよという御説明でしたけれども、こういう起債を取り込んだ経過について御説明いただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 大学の財源として使うとき、一般財源負担がどうしても重たくなりますので、当時4億9,000万円ほど償還残高が残っていた起債を10年後に一括まとめてお返しすると。それで、最初の3年間ないし4年間を利払いだけにして、残り42%を6年間ないし7年

間で、市場公募債と同じような形で10年間満期一括償還をして、償還財源を42%を積み立てていくと。そういう形で減債基金のほうに積み立てを現在進行させながらやっております。多分それが正規なやり方だと思うのです。多分名寄も風連も農業基盤関係の大きな関係につきましても、先に利子だけ払っておいて一定程度償還期間を先延ばしするというのも過去にやりましたが、それは正直余り表に出ない方法でしたので、満期一括償還というのは道の市町村課のほうと協議しまして、きちっと正規にのりつつした手順でやりましょうと。場合によっては、42%を積み立てますので、58%は建物の耐用年数があればさらに10年で転がすこともできるのですが、できるだけ現時点ではただ借金を先送りするだけでは物事が解決しないというふうに考えていますので、それを全額償還できるように今現在減債基金に積んで、25年に一括償還できる方向を目指していきたいなと思っています。上川支庁、道庁との協議では、最悪になった場合、満期一括償還の58%残る分についてはさらに5年ないし10年で償還期間を延長するという手順をすれば、その当時はできるということ聞いておりましたが、それを実際にするかしないかについてはいましばらく推移を眺めたいというふうに考えています。そういうふうに一定程度札幌なんかが発行しています市場公募債のルールにのりつつした形の満期一括償還でしたので、若干紹介させていただきました。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） ありがとうございます。

それと、先ほどもございましたけれども、退職手当組合負担金の精算年が3年ごとということで、19年あって今度22年、その後3年後、25年ということなのでしょうが、これは今団塊の世代が大量退職といえますか、説明ありましたように合併後のスリム化ということもあって大量に退職者が出られるのだというふうに思いますけれど

も、これは金額でいうとどのぐらいのボリュームの歳出というか、持ち出しが見込まれるのか、22年、25年あたりのことについてお示しいただけるのだったら、お示しをいただきたいと思いません。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 22年の償還につきましては、19、20、21の3年間の退職者の関係の精算分という形で、金額的には今3億5,000万円程度と思っています。これにつきましては、通常の退職のほかにはしらかばハイツが社会福祉事業団のほうに移行になる中途退職の影響も加味していますので、通常から見たら場合によっては倍近く多いのかもしれませんが。特に大量退職者の関係あって、職員が入るときにそれぞれ中途で入ってこられる方もいらっしゃいますので、どうしても退職時には一定の規模の精算金出てきます。それが多いのは、人数の関係としらかばハイツの福祉事業団に移行の影響だというふうに御理解いただければと思っています。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） それと、合併算定がえ措置終了後、先ほど一番最後に現況、一般財源に占める義務的経費の割合です。これは、18年、19年の実績とそんなに大きく増加しないでいけそうということでもありますし、また義務的経費の中に占める公債費の割合もほとんど今と変わらないで平成27年ぐらいに見込めるというのは、公債費の償還がかなり進むからだというふうに、どうして見通せるかの理由をちょっと御説明いただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほどの答弁で、現在その国なんかははじきます10年後の財政計画というのを実ははじいていないのです。それで、公債費の関係につきましては決算統計で、今現在10年後の推移がどのぐらいになっていくか

というのは当然毎年毎年償還していくから減っていくのですけれども、あくまでも過去10カ年間の決算統計のデータから見たときにそう大きくぶれていないということもありまして、標準財政規模の原資になる地方交付税と市税がどうなるかは今後なかなか推測難しいのですけれども、過去の経験則からいったらその程度の数字で推移をしていくのかなということでお知らせをしましたので、厳密なことを言うと10年間の展望での試算をまだしておりませんので、過去の参考数値から想定されたときにはそれぐらいの程度かなということで御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） いろいろ質問をさせていただいたのですが、結局合併特例債あるいは過疎債という、いわゆる有利債を中心に返せる見込みをつけて借りていくということで、今回の答弁でも単年度で12億円ですか、5年平均して、年度間のでこぼこはあるのでしょうか、5年間で60億円ぐらいを起債の借り入れの限度として財政運営を行っていくと。そうすれば合併優遇措置が切れたころでも、やってみないとわからぬ面はもちろんあるのですが、何とかその時々々の財政事情に応じた財政運営ができそうだというようなことで今回は理解をさせていただきたいと思えます。

皆さんお疲れのようでございますので、19分残して終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村正彦議員の質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時10分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第29号 名寄市国民健康保険

条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第29号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成21年1月1日の産科医療補償制度創設により被保険者の出産費の負担増が見込まれるため、健康保険法施行令が改正されたことから、名寄市国民健康保険条例を改正し、出産育児一時金として現行の35万円に3万円を上限として加算した額を支給しようとするものであります。

なお、細部につきましては生活福祉部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 私から補足説明させていただきます。

産科医療補償制度は、出産時に何らかの理由で重度の障害を抱えた子供たちとその御家族のことを考えた新しい制度で、平成21年1月から始まります。本制度では、通常の出産にもかかわらず出産に関連して重度脳性麻痺になった子供が速やかに補償を受けられ、またその発症原因が分析されて再発防止に役立てられることにより産科医療の質の向上が図られ、安心して子供を産める環境が整備されることを目指しております。

本制度では、出産1件ごとに制度に加入する医療機関等が22週以降の出産に対し3万円の掛金を負担することになっており、制度の開始に伴い、掛金相当分の出産費の負担増が見込まれることから、健康保険から給付される出産育児一時金も平成21年1月から3万円引き上げられることで健康保険法の施行令の改正が行われました。これを受けまして、当市の国民健康保険条例を改正し、産科医療補償制度に加入の医療機関等で出産した際に3万円を加算できるようにするものでござい

ます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） 提案の趣旨については受けとめることを前提にしながらですが、産科医療補償制度に絡んで条例提案ということなのですけれども、趣旨については理解をしていますが、この間私も妊産婦やこのことに関して関心を持っている皆さんからもお話を聞かされておまして、いわゆる産科医療制度そのものについてスタートをするわけなのですが、制度そのものがベストというよりもベターな感じで、条件整備があったり、対象となる出生体重の問題だとか、おなかに赤ちゃんがいる期間の問題だとか、いろいろ制限がございまして、課題もあるのではないかというふうに考えております。さらには、医療機関としての市立病院のいわゆる制度に加入する対応の問題も含めて、現状この制度についての認識を深める意味で、行政的に課題があるとすれば若干お聞かせをいただきたいなと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま本件につきまして御質問がございましたが、一昨日の新聞報道にもございますとおり今回の制度につきましては多くの課題を抱えた中でのスタートというふうに報道されているところでございます。補償対象が当初通常の妊娠、分娩に限定されていることだとか、保険料、補償金額の水準等が、多額の保険料が民間保険会社にゆだねられることの透明性、公平性について国会等でも議論がなされているところで、そのような課題を抱えていることとされているところでございますけれども、国の方針といたしましては一応5年後の見直しというようなことも言うておられるようでございますけれども、長期的な対象の拡大、それから5年後の見直し、そして必要があればそれ以前にもよりよい

ものにしていきたいというふうな厚生労働大臣の答弁なんかも出ているようでございます。私どもは、保険者の立場といたしましても新しくスタートした制度でございますけれども、保険料を払うというか、出産費を払うというような立場から、他の保険者とともにこの制度の内容の充実、対象範囲の拡大等について関係機関を通じて必要に応じて要望なりしてまいりたいとも考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私もちよっと不勉強でよく存じておりませんが、当病院といたしましても対象となる産婦さんにつきましては外来受診の際に説明をさせていただきます、その加入方促進をしているというところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 私の認識では、妊産婦さんというか、御夫婦なり新生児がこの制度に直接かかわるというよりも、いわゆる分娩機関というか、医療機関が、名寄でいえば市にかかわるものでは市立病院がその制度に加入をして、医療機関が料金を支払っていくというようなことから、当然市立病院がこれに加入をすることが前提になるのではないかと思います、その対応について最初お聞きをしたものですから、もう既にこの制度に加入をするのだと。全国的には、もう既に医療機関それぞれがうちはこの制度に加入していますからどうだこうだという御説明のチラシをつくったりという対応が進んではいるのですけれども、市立病院の関係では改めてそれを確認をさせていただきたいと思います。

今吉原部長がおっしゃいましたように、出生体重が2,000グラム以上だとか、赤ちゃんのおなかにいる期間が33週以上だとか、若干これをはみ出してもいいようにはなっているのですけれども、そういう矛盾があったり、実際に国が提唱して一つの医療機能評価機構ですか、この辺が運

営をするということで、保険会社がいずれにしても絡んだりして、該当の妊婦さんがこれにかかわるようなものでは、でき上がる過程もそうだったのですけれども、いろいろ矛盾というか、課題を内包したスタートになっているというふうに思っているものですから、5年の中で見直しという法的なやりとりも含めてあったのですけれども、やっぱり自治体病院ばかりではありませんけれども、民間病院もそうですけれども、しっかりした該当というか、妊産婦さんや関係者の声をしっかり吸い上げた上で不安を解消していく。あるいは、何かあったときには裁判との関連も出てくるでしょうし、周知というのは非常に重要な部分ではないのかなと思っています。

参考までにお尋ねしますけれども、今までの例でいくと1,000人に2人ぐらいは全国的な平均では重度の脳性麻痺の可能性があるということですから、過去に名寄の市立病院でもそういう例として、過去何年間にそういうケースもまれにあるということもあるのではないかと思います、その辺の状況について改めて聞かせていただきながら、スムーズなスタートを求めたいというふうに考えていますので、特に自治体がしっかり声を上げていくというか、そういう意識をもっと能動的に持っていただく中で、5年といわず課題があることは明白なわけでありまして、いわゆる改善をしていくという立場でやっぱり地方の声をしっかり上げていくということがより重要になるのではないかと思いますから、改めて認識についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 名寄市におきます当該制度の対象となる脳性麻痺にかかわる子供の出生につきまして、保健センターの調べでございますけれども、昭和60年からの調べでは対象事例がないということでございます。理由としては、33週以上で2,000グラム以上の子供を例にとれば脳性麻痺になる確率が極めて低くて、当

市においては医療機関が充実しているということで、市内においては異常が発生しても搬送に係る時間も少ないということで、医療処置も産科から小児科へと充実していることも要因ではないかというふうに伺っているところでございます。

それから、参考までにこの制度に加入している医療機関の関係でございますけれども、12月2日現在の調査では北海道では100%、全国では98.2%、一番低いと言われている千葉県で92.8%というような状況という情報も出ております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） ということは、名寄市立病院も既に加入をしているという理解をさせていただきますが、いずれにしても制度の矛盾を行政側としても認識をされているということですから、改善に向けた努力と、あるいは妊産婦へのしっかりした周知、理解についての対応をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 意見書案

第1号 雇用・能力開発機構のあり方についての意見書、意見書案第2号 農地取得の規制緩和に反対し、優良農地の確保と有効利用を求める意見書、意見書案第3号 WTO農業交渉、日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書、意見書案第4号 障害者自立支援法の改正を求める意見書、意見書案第5号 「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書、意見書案第6号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書、意見書案第7号 奨学金制度を変質させる滞納者情報通報制導入の撤回を求める要望意見書、意見書案第8号 汚染された輸入米（ミニマムアクセス米）の食用転用・不正流通の徹底解明と再発防止策強化およびミニマムアクセス米の輸入中止を求める意見書、以上8件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号外7件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 報告第2号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 委員の派

遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

建設常任委員会、中野秀敏委員長。

○建設常任委員長（中野秀敏議員） 議長より指名をいただきましたので、建設常任委員会の行政報告について御報告申し上げます。

当委員会は、10月15日から17日までの3日間の日程で、河東郡鹿追町、標津郡中標津町、北見市の3市町を視察研修してまいりました。

15日、最初の訪問先である鹿追町では、「鹿追町のバイオエネルギーについて」をテーマに、研修しました。

鹿追町は、乳牛と肉牛の生産額が農業総生産額の約62%を占める、酪農を中心とした農業を基幹産業とする町であります。

視察施設であります「鹿追町環境保全センター」は、牛ふん尿を原料としたバイオマスプラントであり、ふん尿の悪臭に対する対応から、総事業費17億円の内、77.3%を中山間地域総合整備事業による補助で、残り4億円を過疎債で建設し、乳牛ふん尿1日85.8tをバイオガスによる発電と、好気性発酵により堆肥化を行う、町と酪農家14戸による組合方式で運営する施設であります。

環境保全センターの担当者からは、従業員は3名で、プラントの運転、ふん尿収集、堆肥・消化液の散布など、全ての作業を行っており、乳牛1頭当たり年間12,000円の利用料と、消化液や堆肥1t当たり500円での販売や、発電で施設すべての電力をまかない、余剰分を売電するなど、1年間で約2,600万円の収入があり、町からの委託料は2,400万円で十分採算が取れている。

施設を整備したことにより、町民からの悪臭の苦情が無くなったこと、堆肥散布により畑の収量が増えたこと、化学肥料使用と比較し肥料代が半分程度となったこと、などの利点が挙げられていました。

また、プラントの整備段階や運転において、長

年の経験をつんだ熟練した職員の努力がこの事業の成功に大きく寄与した、などの説明を受けました。

今後、有機肥料による土作りや肥料価格の高騰、更には二酸化炭素を出さないエネルギーの利用などへの対応を、採算ベースに合わせて運営することは、大変有益であると感じたところであります。

16日は、標津郡中標津町を訪ね、「中標津町景観条例について」をテーマに研修しました。

中標津町は、酪農が基幹産業の町で、開拓は明治44年頃から行なわれてきましたが、知床連山からの強風が穀物農業に影響を与えるため、開拓区画に基づく約550m4方の区画割りに加え、約3,300mごとに約180m幅をもつ格子状防風林が形成されました。

穀物農業が凶作により大打撃を受けたことをきっかけに、酪農への転換が促進され、牧草地が大幅に拡大し、格子状防風林は草地を強風から守るだけでなく、草地の適切な保湿や害虫防止の機能があることから、植林が促進され、防風林の格子はより一層明確なものとなりました。

このように、明治以降の開拓区画を基礎として構成された格子状防風林と、現在の生業である酪農草地によって形成される複合的、かつ雄大なスケールの景観は、文化的な価値のある景観であると認識されたのであります。

平成3年に大規模開発計画が発表され、自然景観の保全を重視し反対行動が起き、町は、開発に反対を表明、開発は断念されました。平成5年には、5階建てホテルの建設が計画され、「景観を守る会」が反対、平成6年に議会が景観上の配慮を求める決議案を可決し、申請は取り下げられた。などの経過を経て、平成8年7月に「中標津町景観条例」が制定され、平成9年1月より施行され現在に至っており、平成13年には都市計画マスタープラン・農村環境計画、平成15年には緑の基本計画を策定するなど、景観保全に対する取り組みを展開してきている。

中標津町の格子状防風林の景観は、平成12年に北海道遺産「根釧台地の格子状防風林」として選定を受け、北海道遺産ツアーも実施されており、地元では遺産サポーターとしてNPO活動が活発化し、公演会やシンポジウム等も開催されている。

文化的景観のモデル事業を実施する中での課題としては、生業の違いにより景観に対する意識に差があり、価値観も共有されていないため、住民同士の対話や協働の場を増やし、十分な協議の下で合意形成を図る必要がある。また、行政部局間、行政と住民間、住民と住民間における様々な利害調整も必要である。

など、担当者から説明を受けたところでもあります。

名寄市においても、今後は、建築物等の景観をはじめ、公的地区施設の景観、緑化に関する景観、屋外広告物の景観等、さまざまな角度からの景観を検討する必要性を感じた視察でありました。

17日には、北見市を訪ね、「下水道北見地区スクラムミックス事業及び下水道滞水池事業について」企業局下水道課の担当者から説明を受けたところです。

北見市は、平成18年3月5日、北見市・端野町・留辺蘂町・常呂町の1市3町が合併し新北見市となりました。

北見地区スクラムミックス事業は、①既存のし尿処理場施設が老朽化したこと。②下水道の普及によりし尿搬入量が減少し、し尿処理場の処理単価が高騰したこと。③下水道は高普及率になったが、し尿・生活排水を継続的に適正処理する必要があること。④下水処理場で処理を一元化することにより事業費の削減を図ること。

を背景に、平成9年に衛生施設組合より下水処理施設におけるし尿・浄化槽汚泥処理の検討を依頼されたことが始まりで、旧北見市、旧留辺蘂町、旧端野町、そして置戸町の1市3町が実施主体となり、北海道公園下水道課、国土交通省と公園下水道課との協議を重ね、平成15年下水道法事業

認可を取得、10年後の平成19年4月に共用開始されました。

スクラム下水道とは、複数の市町村による下水道施設の共同化・共通化等をするための施設を国庫補助とする「特定下水道施設共同整備事業」で、スクラム対象施設として「汚泥の搬入施設」「圧送施設」。

また、ミックス事業とは、下水道と他の汚泥処理施設と共同できる施設の整備を下水道事業で行なう制度で、汚泥混合槽等の共同汚水処理施設をミックス対象事業として、旧端野町の郊外に投入施設を設置し、北見市し尿浄化槽汚泥と3町の下水道汚泥を、北見市浄化センターまでの3.7kmを汚泥圧送管で送るもので、下水道事業費で11億2,400万円、衛生部局事業費で1億400万円の合計12億2,800万円の事業費を要した。

問題点としては、現行制度では、下水道施設に限定されていることから、し尿・浄化槽汚泥の投入施設や圧送施設に係わる部分については、補助事業の対象にならないとの説明でありました。

また、公共下水道は、昭和37年から40年代前半に整備された面積875haの区域が合流式下水道で整備されていることから、合流式下水道改善事業を、平成17年度から25年度までの9年間で、①分流化事業②雨水滞水池設置事業③ろ過スクリーン事業の3事業方式で計画し、事業費総額で92億8,100万円を予定しているとの説明でありました。

雨水滞水池の規模は8,700㎡で、事業費13億3,700万円であり、平成19年度・20年度で整備し、名寄市と同じく平成21年4月の共用開始である。

規模では、名寄市は3,100㎡事業費6億3,400万円と、北見市のほぼ50%であります。

以上申し上げまして、建設常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で委員の派遣報

告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 閉会中継
続審査及び調査の申し出についてを議題といたし
ます。

署名議員 高 見 勉

お諮りいたします。お手元に配付いたしました
各委員長からの申し出のとおり決定することに御
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で今期定例会に
付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成20年第4回名寄市議
会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時36分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 小野寺 一 知

副 議 長 熊 谷 吉 正

署名議員 日根野 正 敏

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成20年第4回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	谷 内 司 (P 50)	1. 保育料の見直しについて (1) 保育料統一見直しの考えについて (2) 未収金について (3) 説明会の意見反映について 2. 定額給付金の対応について (1) 住民に対する給付の考え方について (2) 給付に係る事務負担について
2	高 橋 伸 典 (P 62)	1. 財源の確保対策について (1) ふるさと納税について ア 納税者へのPRは イ 物産品への対応は (2) 市有財産のネット売却について 2. CO2削減を目指して (1) レジ袋削減の効果と有料による来店者への影響は (2) ペットボトル・缶等回収の今後の対応について (3) ペットボトルキャップの回収について 3. 児童生徒の学力向上について (1) 全国学力・学習状況調査の状況について (2) 「まなび舎事業」について 4. 風連高校体育施設の活用について (1) 前倒し使用について
3	大 石 健 二 (P 73)	1. 名寄市の行財政運営から (1) 名寄市行財政改革について ア その推進の手法と今後の課題 (2) 名寄市の財政健全化と平成21年度予算編成について ア その編成手法等と課題 (3) 中心市街地活性化基本計画について

		<p>ア その策定の手法と今後の課題</p> <p>(4) 行政報告について</p> <p>ア 市民と行政との協働によるまちづくり等について</p>
4	東 千 春 (P 84)	<p>1. ゴミ処理の状況について</p> <p>(1) 埋め立てゴミの分別状況について</p> <p>(2) 家庭ゴミと事業所から出されるゴミの分別状況は</p> <p>(3) 資源ゴミの売却収入と費用について</p> <p>(4) 集団回収の実績と効果について</p> <p>(5) ゴミの分別のホームページ掲載について</p> <p>2. 職員管理について</p> <p>(1) 職員の採用について</p> <p>(2) 職員研修について</p> <p>(3) 職員のメンタルケアについて</p> <p>(4) 勤務中の交通事故の対応について</p> <p>3. 老朽施設の管理及び更新の考え方について</p> <p>(1) 市民会館の耐震調査と対応について</p> <p>(2) 風連福祉センターの利用について</p>
5	田 中 好 望 (P 95)	<p>1. 風連中学校の移転に伴う土地利用及びまちづくり計画について</p> <p>(1) 移転後の中学校の校舎及び跡地利用と中央小学校の改築年次計画について</p> <p>(2) 移転に伴う土地利用及び町づくり検討プロジェクトの立ち上げについて</p>
6	日根野 正 敏 (P 103)	<p>1. 次年度に向けた農業対策について</p> <p>(1) 燃料・肥料高騰対策の概要について</p> <p>(2) 次年度の産地作り交付金の考え方について</p> <p>(3) 水稻新品種「ゆめぴりか」「しろくまもち」について</p> <p>2. 除雪障害になるマンホールの状況について</p> <p>(1) 毎年の破損状況と対応について</p> <p>3. 観光施設の支援について</p> <p>(1) 道の駅・ふうれん望湖台・なよろ温泉サンプラーの集客支援について</p>

7	岩 木 正 文 (P 1 1 4)	1. 新学習指導要領移行措置への対応 (1) 移行措置への教育委員会の考え方 (2) 先行実施の具体的な指導内容 (3) 授業時間増に対する取り組み (4) 小学校高学年の英語教育に対して 2. 平成20年度学力テストの結果を踏まえて (1) 名寄市の小中学校の現状 (2) PISAへの取り組みの考え方は (3) 教育人事権移譲の将来的影響について 3. 行財政改革の一環として (1) 民間委託の推進について (2) 情報担当者の配置について 4. 冬の市民の健康対策 (1) インフルエンザについて (2) ノロウィルスについて
8	高 見 勉 (P 1 2 5)	1. 名寄市立総合病院改革プランについて (1) 公立病院のおかれている医療環境と現状の認識について (2) 改革プラン策定にあたっての課題と対応について 2. 住宅用火災警報器設置の取り組みについて (1) 具体的な取り組みと設置状況について (2) 公営住宅への設置について 3. 精神障がい者福祉について (1) 該当者等実態の把握について (2) 支援サービスの相談、利用計画等の対応について
9	渡 辺 正 尚 (P 1 3 6)	1. 建設行政について (1) 名寄市の住宅需要の状況について (2) 除雪体制について (3) 道路整備は計画的に出来ているのか 2. 市立総合病院の環境について (1) 病院の今後の経営形態について (2) 通路の環境整備について (3) 周辺の環境整備について 3. 今年度の教育行政実施状況について (1) 名寄市に適した教育環境についての考えについて

		<p>(2) 教育委員会で抱えている課題は</p> <p>(3) 名寄市の学校配置適正とは</p>
10	佐々木 寿 (P144)	<p>1. 観光の振興について</p> <p>(1) 新天文台完成にむけての今後の取り組みについて</p> <p>2. 防災・消防について</p> <p>(1) 通報時に患者症状診断する「受信時トリアージ」の導入について</p> <p>(2) 崖崩れ等の災害マップについて</p> <p>3. 有害鳥獣対策について</p> <p>(1) 被害状況と取り組みについて</p> <p>4. 高齢者福祉について</p> <p>(1) 緊急通報装置の導入について</p>
11	黒井 徹 (P153)	<p>1. 食肉センターについて</p> <p>(1) 施設の現状とニチロの考え方について</p> <p>(2) 道内畜産振興に於ける、名寄工場の役割について</p> <p>(3) 施設改修等の将来構想について</p> <p>2. 中心市街地活性化基本計画について</p> <p>(1) 魅力ある商店街とはどのようなものか</p> <p>(2) 複合交流施設整備の方針について</p> <p>(3) まちなか居住の必要性について</p> <p>(4) 市民ニーズの把握について</p>
12	竹中 憲之 (P169)	<p>1. ゴミ減量対策について</p> <p>(1) 埋立ゴミ「最終処分場」の延命策は</p> <p>(2) 企業ゴミ（事業系）の分別指導について</p> <p>2. 安心安全な道路整備について</p> <p>(1) バリアフリーの推進状況について</p> <p>(2) 緑地（植樹帯）の整備について</p> <p>3. 野外球技場の整備について</p> <p>(1) 各球技場の整備のあり方について</p> <p>(2) 指定管理者の指定箇所と指定がされていない球技場の整備の違いは</p> <p>4. 犯罪抑制対策について</p> <p>(1) 近年の犯罪数は</p> <p>(2) 犯罪の種類は</p>

		<p>(3) 犯罪抑制対策はどのように</p> <p>5. 名寄市立総合病院のNICUについて</p> <p>(1) ベッド数は</p> <p>(2) 稼働率は</p>
13	佐藤 勝 (P179)	<p>1. 臨時職員の勤務の現状と今後のあり方について</p> <p>(1) 職員定員適正化計画と臨時職員の関係について</p> <p>(2) 臨時職員に対する認識について</p> <p>(3) 臨時職員の賃金など処遇の現況について</p> <p>(4) 臨時職員の名称・呼称について</p> <p>(5) 臨時職員の賃金基準について</p> <p>2. 裁判員制度の周知と対応について</p> <p>(1) 制度の市民周知について</p> <p>(2) 裁判員に対する支援策・サポートについて</p> <p>3. 風連東地区運動広場パークゴルフ場の整備について</p> <p>(1) 18Hコース芝の整備について</p> <p>(2) 今後の管理について</p> <p>4. 風連高校校舎の風連中学校移管に係る改修工事について</p> <p>(1) 移管年、平成22年までに予定している改修工事と金額</p> <p>(2) 校舎見学会などの実施について</p>
14	川村 幸栄 (P189)	<p>1. 3回目の見直しがされる介護保険制度について</p> <p>(1) 事業計画の見直しについて</p> <p>(2) 介護報酬の見直しについて</p> <p>(3) 介護保険料の改定について</p> <p>2. 安心して出産できる街づくりについて</p> <p>(1) 助産師外来設置について</p> <p>(2) 助産師養成について</p> <p>3. 子どもたちの教育環境について</p> <p>(1) 学習指導要領改訂について</p> <p>(2) 全国学力・学習状況調査について</p> <p>(3) 教職員の勤務実態調査・健康調査について</p>
15	川村 正彦 (P200)	<p>1. 名寄市の財政運営の現状と今後の見通しについて</p> <p>(1) 財政健全化法の各種比率での類似市との比較について</p> <p>(2) 標準財政規模と将来負担比率の見込みについて</p>

		(3) 普通交付税の合併算定替措置終了後を見込んでの財政展望について (4) 平成27年度までを見越した長期的な合併特例債の活用について
--	--	---

第 4 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 2 0 年 1 2 月 1 日～平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日 1 2 日 間

本会議時間数 1 7 時間 5 8 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
平成 2 0 年 第 3 定 付 託 議 案 第 6 号	名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の 一部改正について	20. 9. 1	民生常任委員会付託 ・閉会中継続審査
		20.12. 1	原 案 可 決
平成 2 0 年 第 3 定 付 託 議 案 第 8 号	名寄市都市公園条例の一部改正について	20. 9. 1	名寄市都市公園条例 等の一部改正に関する 審査特別委員会設 置・付託、閉会中継 続審査
		20.12. 1	修 正 可 決
平成 2 0 年 第 3 定 付 託 議 案 第 9 号	なよろ健康の森条例の一部改正について	20. 9. 1	名寄市都市公園条例 等の一部改正に関する 審査特別委員会設 置・付託、閉会中継 続審査
		20.12. 1	原 案 可 決
平成 2 0 年 第 3 定 付 託 議 案 第 2 4 号	平成 1 9 年 度 名 寄 市 各 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て	20. 9. 1	決算審査特別委員会 設置・付託、閉会中 継続審査
		20.12. 1	認 定

平成20年第3定 付託議案第25号	平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定 について	20. 9. 1	決算審査特別委員会 設置・付託、閉会中 継続審査
		20.12. 1	認 定
平成20年第3定 付託議案第26号	平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定 について	20. 9. 1	決算審査特別委員会 設置・付託、閉会中 継続審査
		20.12. 1	認 定
議 案 第 1 号	名寄市民法上の債権の放棄に関する条例の制 定について	20.12. 1	総務文教常任委員会 付託・閉会中継続審 査
議 案 第 2 号	名寄市認可地縁団体印鑑条例及び公益法人等 への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部 改正について	”	原 案 可 決
議 案 第 3 号	名寄市育英奨学条例の一部改正について	”	”
議 案 第 4 号	名寄市学校給食センター設置条例の一部改正 について	”	”
議 案 第 5 号	名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正につ いて	”	”
議 案 第 6 号	名寄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部 改正について	”	”
議 案 第 7 号	名寄市準用河川管理条例の一部改正について	”	”
議 案 第 8 号	名寄市普通河川管理条例の一部改正について	”	”

議案第9号	名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について	20.12.1	原案可決
議案第10号	工事請負契約の変更について	〃	〃
議案第11号	工事請負契約の変更について	〃	〃
議案第12号	名寄市土地開発公社定款の変更について	〃	〃
議案第13号	指定管理者の指定について（名寄市スポーツセンター）	〃	〃
議案第14号	指定管理者の指定について（名寄市営球場）	〃	〃
議案第15号	指定管理者の指定について（名寄市テニスコート）	〃	〃
議案第16号	指定管理者の指定について（名寄市営プール）	〃	〃
議案第17号	指定管理者の指定について（名寄市北体育館）	〃	〃
議案第18号	指定管理者の指定について（名寄市B&G海洋センター）	〃	〃
議案第19号	指定管理者の指定について（名寄市ピヤシリシャンツェ）	〃	〃
議案第20号	指定管理者の指定について（木材需要拡大センター）	〃	〃
議案第21号	指定管理者の指定について（体育センターピヤシリ・フォレスト）	〃	〃
議案第22号	指定管理者の指定について（名寄市営牧野）	〃	〃

議案第23号	指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）	20.12.1	原案可決
議案第24号	平成20年度名寄市一般会計補正予算	〃	〃
議案第25号	平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第26号	平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第27号	平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第28号	名寄市議会会議規則の一部改正について	〃	〃
議案第29号	名寄市国民健康保険条例の一部改正について	20.12.12	〃
意見書案第1号	雇用・能力開発機構のあり方についての意見書	〃	〃
意見書案第2号	農地取得の規制緩和に対し、優良農地の確保と有効利用を求める意見書	〃	〃
意見書案第3号	WTO農業交渉、日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書	〃	〃
意見書案第4号	障害者自立支援法の改正を求める意見書	〃	〃
意見書案第5号	「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書	〃	〃
意見書案第6号	長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書	〃	〃

意見書案第7号	奨学金制度を変質させる滞納者情報通報制導入の撤回を求める要望意見書	20.12.12	原案可決
意見書案第8号	汚染された輸入米（ミニマムアクセス米）の食用転用・不正流通の徹底解明と再発防止策強化およびミニマムアクセス米の輸入中止を求める意見書	”	”
報告第1号	専決処分した事件の報告について	20.12.1	報告済
報告第2号	例月現金出納検査報告について	20.12.12	”
	委員の派遣報告	”	”
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	”	継続審査（調査） 決定